

「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見募集に寄せられた意見

(団体)

No.	団体名	意見
1	(社)日本経済 団体連合会	別紙
2	日本知的財産協会	<p>知的財産推進計画2006策定に向けての意見</p> <p>拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。</p> <p>さて、貴事務局にて意見募集なされております首題の件に関しまして、以下のとおり当協会の意見を申し述べます。</p> <p>当協会といたしましては、これまでの貴事務局、知的財産戦略本部の活動につきまして敬意を表しますと共に、今後とも、国際産業競争力強化の観点から、更にご尽力、ご指導いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、当協会といたしましては、知的財産推進計画2006策定に当たりまして、積極的にご支援させていただく所存でありますので、時宜に応じて、説明、意見交換の機会をいただければ幸甚に存じます。</p> <p>敬具</p> <p>記</p> <p>1. 全般</p> <p>知的財産推進計画2006策定に当たっては、先ず、これまで策定された諸施策について、実施状況をしっかりとフォローし、見直すべきところは速やかに見直す(軌道修正する)ことが重要かと考えます。</p> <p>一方、これまで策定された施策のうち、中長期的な視点からじっくりと評価しなければならない施策(例:産学官連携)については、個々の施策に応じた評価、フォロー、軌道修正等が必要と考えます。</p> <p>次に、新規に知的財産推進計画2006に取り込むべき施策については、産業界の声を十分に反映し、早期に取り組むべき施策、しっかりと議論を行った後に取り組むべき施策等々、優劣を付けて立案することが重要と考えます。</p> <p>更に、知的財産立国に向けて、官が取り組むべき施策、民が取り組むべき施策、官民協力して取り組むべき施策を区分し、国際産業競争力強化の観点から、専ら民が取り組まなければならない施策については、民の自主性</p>

に任せることが重要と考えます。

2. 各 論

2006年1月17日付にて小職名で貴事務局宛てに提出いたしました「知的財産基本法の施行状況に対する意見」の各論に記載いたしました各項目をご勘案のうえ、知的財産推進計画2006を策定いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(ご参考:2006年1月17日付にて小職名で貴事務局宛てに提出いたしました「知的財産基本法の施行状況に対する意見」の各論箇所を一部加筆修正のうえ、「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について(2006年2月24日 知的財産戦略本部)」に記載の重点項目にあわせて再構成いたしました)

I. 国際的な展開

(1)世界特許システムの実現

世界特許システムの実現に対しては、先行技術調査結果の共有化(One Search)、特許庁での審査レベルの統一と相互承認(One Examination)等、多くの課題を伴うが、容易に調和できるものからステップ・バイ・ステップで着実に実現していくべきであるとのスタンスから、当協会としては欧米の出願人・権利者団体と共に、第一段階として「日米欧三極での出願明細書のフォーマットを、PCTをベースに統一していく」ことを提案してきた。このフォーマット統一実現により、各極の特許庁は同一フォーマットで審査できるため、審査協力、引例調査等、審理が容易となり、更に出願人も各極間で出願を移行する際のフォーマット変更が不要になり、機械翻訳も容易になることでコスト削減が図れる等、多くの利点が期待できる。更には、電子出願手続きの統一化についても、まずは日米欧三極特許庁間で実現に向けて検討をお願いしたい。

世界特許システムの構築に向けた出願明細書の One Formatを第一ステップとして、One Search、One Examination、One Patentへの段階的統一の実現を図るべきである。

(2-1)模倣品・海賊版対策(外国市場)

各国と連携しつつ、世界税関機構(WCO)、国際刑事警察機構(インターポール)などの国際機関とも協力して、模倣品・海賊版拡散防止条約を提唱し、早期にその実現を目指すこと、このため、早急に日本提案を幅広く検討

	<p>し、各国との協議を行うことについて、貴事務局の強力なリーダーシップの下、関係各府省庁にて積極的に推進していただきたい。</p> <p>なお、日本提案の具体的な中身等を検討するに当たっては、より実効が挙がるよう、また、各国の知的財産制度が必ずしも同じでない状況等に鑑み、当協会を始めとする産業界の意見、要望も十分聴取、尊重いただきたい。</p> <p>(2-2) 模倣品・海賊版対策(水際での取締り)</p> <p>アジアにおいて生産者不詳の模倣品・海賊版が氾濫していること、差止/摘発に対抗して巧妙な模倣品・海賊版が増加していることから、一見して明らかな模倣品・海賊版の水際差止だけでなく、先端技術に係る特許など高度な知的財産権の侵害・非侵害を判断し、水際で差止める他の仕組みの導入が必須と考える。しかしながら、「輸出」行為を発明の実施行為の一態様とするための特許法改正も予定されていることもあり、その仕組みは、国際産業競争力強化の観点から、(権利者・被疑者双方から意見聴取するデュープロセスによる審理、権利乱用防止措置を講ずること等により)輸入者・輸出者から見ても公正な制度であるべきで、且つ、極力既存の組織を活用することも念頭に置いて作るべきである。また、この検討に当たっては、産業界の意見も十分に聞いて行っていただきたい。</p> <p>また、国民に対する啓発に関しては、中・長期的な視野から、特に、小中学校における教育に取り組むことが重要である。</p> <p>(2-3) 模倣品・海賊版対策(インターネット・オークション)</p> <p>関係者がより巧妙な手口に走ることは明らかであり、同様の問題を抱えている各国とも協調し、早期の効果的な対策が望まれる。</p> <p>(3) 国際標準化活動の強化</p> <p>官民協調して推進することが重要であり、関連人材の育成等を含めて、中長期的な戦略の下で、諸施策を強力且つ迅速に推進いただきたい。</p> <p>II. 地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援</p> <p>(1) 中小・ベンチャー企業支援、地域における知財戦略</p> <p>中小・ベンチャー企業が、金銭的、人的な問題により知的財産の創造、有効活用において苦労していることは理解できるので、一定の配慮は必要であると考えますが、その場合でも中小・ベンチャー企業を過度に保護することになると全体のバランスが崩れ不公平になるので、この点を配慮した上で、諸施策を推進いただきたい。</p> <p>(2) 信託を用いたグループ企業の知的財産の集中管理・活用について</p> <p>グループ企業の知的財産管理において、受託者が特許管理会社や純粹持ち株会社である場合、通常、発明を実施していないため、特許法上102条1</p>
--	---

項の逸失利益、同条2項の侵害利益推定額による損害賠償を請求できるかどうかが問題となる。信託を用いたグループ企業における知財の集中管理が円滑に行うことができるように、グループ企業内信託では、受託者が委託者の逸失利益を請求できることについて、法解釈上可能であればその解釈論の定着、困難であれば特許法等の改正を提案したい。また、グループ企業の知的財産管理においては、特許を受ける権利を受託者が受託したうえで特許庁に出願するケースが多く、このような出願前の特許を受ける権利も信託対象になることについて、法解釈上の定着あるいは必要ならば法改正で対応することをお願いしたい。

今後、信託を用いたグループ企業の知的財産管理においては、委託者と受託者間の契約が重要となる。この契約書には、実務上、特許管理費用の支払い、委託者への無償実施権の設定、受託者の義務、信託財産一覧表の記載、受託者の報酬等についての規定を設定する必要がある。この契約書モデルについて、特許法だけでなく会計上等、様々な観点から各専門家と企業関係者が検討する場を、設定していただくことを要したい。

Ⅲ. 大学等における知的財産の創造と産学連携の推進

(1) 大学等における知的財産の創造

各大学における知的財産本部と技術移転機構(TLO)の連携機能強化または必要に応じた一体化と、これら機関の適切な評価システムを構築(経済学的な視点を含む)されたい。また、知的創造サイクルの基となる発明を創造する研究者に対する知財意識の高揚(意識改革)、知財教育の重要性に鑑み、これらについて各大学に対して指針を示すと共に、各大学での自主的な運用を促すこと。

一方、企業との関係では、大学は、基礎研究の成果につき産業界として有用な権利化を図ると共に、個々の産学連携に当たっては、産学連携の本質、個別テーマについての研究目的、成果の普及等について相互理解を図った上で、企業との協議結果を踏まえた共同・委(受)託研究契約が締結できるよう契約締結についての柔軟性を確保するよう、関係者への徹底を図って欲しい。また、前者のための財政基盤整備については、国の支援も必要と考えるので、考慮願いたい。

(2) 企業における質の高い知的財産の創造

先ずは、発明を創造する研究者、技術者に対する知財意識の高揚(意識改革)、知財教育の重要性に鑑み、各企業において、業態に応じた適切な人材育成施策をとるべく経営トップ層を含めて検討するよう、当協会としても会員企業に働きかけたい。業界による出願、権利保有、活用構造の違い

	<p>は、それなりの意味を持っており、これを一般論として論ずることなく、各業界の特殊性に応じた適切な対応を求めるべきである。</p> <p>特許登録率の低い企業名の公表等の過度な施策は、知的財産(発明)の創造意欲の減退をも惹起させる可能性があり、慎重に運用すべきである。</p> <p>なお、従来技術調査のための環境整備として、特許庁保有のすべてのデータについて、民間が容易に利用可能な形態で、インターネットにて無償で提供すべきである。</p> <p>これにより、無駄な出願が抑制されるという副次的効果も期待できる。特に、平成4年以前の公開公報全文テキストデータ、包袋および非特許文献引例等については、著作権、庁内使用の制限等の問題を解消すべきである。併せて、特許庁審査官のサーチノウハウを、可能な限り具体例をあげて公開していただきたい。</p> <p>また、現在、特許庁で検討中の「特許庁業務・システム最適化計画」において「データ提供のリアルタイム化、包袋情報の無料提供の推進」が平成23年実現の機能として計画されている。各機能は企業の知的財産創造、管理推進に大きな寄与を期待できるものであり、欧米では一部すでに実現している。計画機能を一刻も早く実現することが肝要であり、前倒し実現をお願いしたい。</p> <p>IV. 出願構造改革・特許審査の迅速化</p> <p>(1)特許審査の迅速化</p> <p>審査迅速化は重要であるが、権利活用の面から考えると不安定な権利付与は後日の紛争を招くのみであり、これを防ぐためには、審査(特に、進歩性の判断)の質の維持、向上、審査結果バラツキの抑制が前提となるので、この点を考慮した施策をお願いしたい。また、出願人としては必ずしも早期の権利化を望まないものもあり、出願人の望む時期に迅速に審査、権利取得できるような仕組みを検討願いたい。</p> <p>(2)特許出願による技術流出の防止</p> <p>技術流出の防止については、特許制度の見直し(先使用权に関するガイドライン策定)に止まらず、産業政策、国際調和の観点から、総合的な検討を行っていただきたい。なお、先使用权の拡大、発明の登録制度の導入等、特許制度の根幹(先願主義、出願公開制度)を揺るがすような見直しは、国際調和の観点からも、慎重に検討いただきたい。</p> <p>V. コンテンツの振興</p> <p>(1)コンテンツの利用促進の観点からのバランスの取れた検討</p>
--	--

コンテンツ創造サイクルの活性化、ひいてはコンテンツビジネスの振興は、創造に対するインセンティブ確保もさることながら、これと活用の促進がセットになってはじめて実現できるということ、すなわち、コンテンツ保護をただ一方的に強化すればよいということではなく、その活用を図るための方策を考える(具体的には、著作物の通常の利用を妨げず、権利者の利益を不当に害しない範囲で権利制限するか、あるいは許諾権を報酬請求権化し、公正な利用促進を図る)という、バランス感覚が必要になるということをお前提として進めていただきたい。

特に、音楽配信事業に代表される、デジタルコンテンツのユーザーにとって安価で便利な利用環境が整備されると、結果として権利者も、そのコンテンツが広く普及し、その利用対価の回収も可能になるビジネスモデルが構築できるようになることは証明されている。コンテンツのデジタル化、コンテンツ流通のネットワーク化及びブロードバンド化、IPマルチキャスト放送に代表される放送と通信の融合等メディアの多様化などを踏まえ、従来の複製禁止を原則とする考え方から、新しい時代に対応した利用許諾を前提とした著作権制度のあり方も視野に入れた検討を、是非ともお願いしたい。

(2)コンテンツ流通のためのシステム整備

上記(1)のような視点を維持しつつ、また国民、殊に消費者の利益・利便性を十二分に配慮しながら、法制度設計や適正なコンテンツ流通のためのシステム開発について、コンテンツビジネスにかかわる個人・団体を含めたコンテンツ制作者／製作者、流通事業者、ハード／システムメーカー等が一体となって、利益を享受できるWin-Winの仕組みづくりを検討いただくようお願いしたい。

VI. 日本ブランドの振興

・産業競争力強化のためのグランドデザインの検討

「コンテンツビジネス振興」というテーマは、知的財産政策のあり方について数多くの施策・検討事項が挙げられている知的財産推進計画の中でも、特に「重要な政策課題」のひとつとして取り上げられているので、短期的視野による目先の利益確保や特定の業界の既得権益保護に走った検討を行うのではなく、コンテンツビジネス分野に国が集中的に政策を施すことの意味を明確に意識した検討、つまり日本の国際的な産業競争力を強化し、日本ブランドの価値を国際的に高め、また雇用促進を含め、長期にわたり国民の利益を確保していくための“グランドデザイン”を描いていただきたい。

また、「コンテンツビジネス振興」では、特にデジタルコンテンツとして現在我

		<p>が国が国際競争力を保有するゲームやアニメーション等の振興を図ることも重要であるが、将来に向けて、グローバルな情報基盤となり得るソフトウェア技術や、次世代の知を育む教育コンテンツ、人生に豊かさを与える教養コンテンツ等、日本文化を高め世界に発信できるコンテンツの創造やビジネス振興にも注力していただきたい。</p> <p>その意味で、ユーザーの視点に即し、技術の進歩や国際的な視点から、デジタルコンテンツの利用環境や法的環境の整備の必要性に基づく検討をお願いしたい。</p> <p>VII. 知的財産人材の確保・育成 ・知財人材育成のための総合戦略</p> <p>企業、日本弁理士会、日本知的財産協会等における人材育成の既存ノウハウを、中小・ベンチャー企業、大学等の人材育成に活用していくことについては、異存ないところであり、当協会としても協力を惜しまない。なお、民間で実施できるところは民間に任せ、既存機関では対応不可能なものについては、(独)工業所有権情報・研修館等において積極的に推進すべきである。</p> <p>また、働く社会人が学べる夜間の法科大学院、専門職大学院等の増設と環境整備。併せて、理工系出身者でもチャレンジし易い入試制度、司法試験制度への改革をお願いしたい。</p> <p>以上</p>
3	日本知的財産協会知的財産情報システム委員会	<p>「知的財産推進計画2006」の策定に向けた要望書</p> <p>平素、日本知的財産協会の活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。</p> <p>さて、「知的財産推進計画 2006」の策定に向けた要望」を提出させていただきますので、ご検討の程をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>———— 記 ————</p> <p>貴事務局にて意見募集なされております首題の件に関しまして、「知的財産推進計画2005」にて触れられていました以下の点につき、更なるご検討をお願いいたしたく、当委員会の意見を申し述べます。</p>

『第2章 知的財産の保護

2. 出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する

(4) 利用者の利便性を向上させる 』

1. 『 i) 産業財産権に関する出願手続や各種書類のインターネットを通じた閲覧を2005年度中に実現する。また、インターネットを通じた特許審査の手続書類等の閲覧の無料化について2005年度中に検討を行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。(財務省、経済産業省) 』について

インターネット出願における法人用電子証明書において、「特許専用証明書」など 知的財産部門にとって使い易い証明機能限定型の証明書が利用可能となるようにしていただきたい。

2005年10月開始のインターネット電子出願は2005年7月20日付け日経社説でも指摘するように電子政府の実現に向け大きな期待を集めています。同制度の運用において、法人申請人の証明については法務省発行の電子証明書の利用が必要です。弁護士や個人出願人の本人証明には日本商工会議所等民間認証機関の発行する電子証明書が使用可能ですが、法人申請人の場合の本人証明には法務省認証局の発行する電子証明書以外は使用できません。

使用中の企業によると、同証明書は会社の登記変更なども可能な証明にも使用可能な代表者印に相当するものであるため、法務部門あるいは社長室等(以下法務部門等)の厳重な管理下で使用しているとのこと。

また、このような証明書を社内の他部門にさきがけて、知的財産部門で初めて法人証明書を入手する場合には、その使用方法、管理方法に対して二の足を踏む企業(法務部門等の反対)もあると聞いており、インターネット出願推進の妨げとなっています。

そこで、「インターネット出願における法人用電子証明書に特許専用証明書など証明機能限定型の使いやすいものも利用可となるように」(知的財産部門で容易にハンドリング可能となるよう)強く要望いたします。

もし、仮に「特許専用証明書」の発行ができない場合には、法務部門等に強力に働きかけをしていただき、知的財産部門の法人証明書取得の困難性を緩和していただけるようなご配慮をお願いいたします。

今後の電子政府(e-japan計画)でも活用可能であり、法人による制度利用を促すものと考えます。

よろしくご検討の上、重点項目としての取扱をお願いします。

2. 『ii)出願料等の手数料のインターネットを通じた納付を2005年度中に実現する。また、銀行口座からの自動引落とし、クレジットカード等の活用を含めた決済方法の在り方を2005年度中に検討し、必要に応じ制度を整備する。(財務省、経済産業省)』について

現在の法人による手数料の納付は予納口座を利用する方法が最もよく利用されています。

発明協会という公益法人による管理への確実性に対して信頼を寄せていることと、多数の事務に関わる手数料納付に適した方法であることなどが挙げられます。

現在現金納付や電子現金納付などの制度はあるものの、単件毎の処理であるため多数の事務を処理する大企業には使用し難く、大企業の利用はほとんど無視できる水準と推定されます。

この予納口座における残高は企業会計的に考えれば企業による預金として捉えられるとのことで、税務監査において予納口座の残高の適正化について指導された企業も多く、各担当者は決算時の残高管理に非常に気を使っています。

しかしながら、予納口座への印紙による入金処理には中4営業日と日数を要し、また特許庁による各手数料の引き落とし処理も、事務種別によって処理日数が一定とされていないことなどから、残高予測が外れる事も多く、残高不足や税務監査指摘が発生しかねず、予納口座の残高適正化は業務上大きな負担となっています。

これらの点から「知的財産推進計画2005」においては銀行口座からの自動引落とし、クレジットカード等の活用を検討していただけるとのことで、当委員会は納付手段の幅が広がることを歓迎いたします。

ここで私どもが当検討において更にご配慮いただきたいことは、各企業の経理担当部門にとり通常の決済方法は、支払先が発行した請求書に対する後払いであり、金額や期日を自己でコントロール、掌握できることを重視しているので、契約先都合による経理処理である口座自動引き落としやクレジットカード処理は原則利用しないとする企業が多い状況であるということです。

そこで企業にとって使い易い特許料の納付方法について、更なるご検討をいただきたくお願いします。具体的には、前述の企業支払の原則に沿った「請求書に相当する書類に対して、企業が払込期日管理可能な後払いでの払込方法が実現できるよう」お願いいたします。

		<p>これが不可能な場合、予納口座への入金を大幅に短縮し、即日にも可能とするような制度運用についてのご検討を希望するところです。</p> <p>よろしくご検討をお願いいたします。</p> <p>以上</p>
4	日本知的財産協会 知的財産情報検索委員会	<p style="text-align: center;">「知的財産推進計画2006」の策定に向けた要望書</p> <p>平素、日本知的財産協会の活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。</p> <p>さて、「知的財産推進計画 2006」の策定に向けた要望を提出させていただきますので、ご検討の程をよろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">——— 記 ———</p> <p>貴事務局にて意見募集なされております首題の件に関しまして、以下のとおり当委員会の意見を申し述べます。</p> <p>----- </p> <p>第2章 知的財産の保護 </p> <p> 1. 特許審査を迅速化する </p> <p> (1) 世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する </p> <p>----- </p> <p>----- </p> <p> 特許審査手続に係る非特許文献の著作権の権利制限について </p> <p>----- </p> <p>現在、特許審査において特許庁は出願を拒絶する場合には出願人に対し事前に拒絶理由を通知することになるが、この際に先行技術が記載された非特許文献を出願人に送付するために無許諾で複製を行うことはできない。このため特許庁はそのような非特許文献があったとしても、その出所を明示するにとどめている。このような非特許文献が比較的容易に著作権をクリアした状態で入手できればよいが、必ずしも入手が容易なものばかりとは限らない。このために特許審査全体の迅速・的確な手続を図る上での障害となっている。また、審査官からの書類提出の求めに応じて非特許文献を提出する場合にも、著作権者の許諾なく複写をすることができないため、迅速・的確な審査に支障を来すおそれがある。</p> <p>また、情報提供においても著作権者の許諾を得られないため、先行技術文</p>

		<p>献の特許庁への提出に支障を来し、結果として本来新規性・進歩性等を欠き付与されるべきでない特許の付与を招き、国民の利益を損なうおそれがある。</p> <p>この他に審査の過程で審査官が審査目的で複写した資料については、電子化して他の出願書類とともに保存しておけば、将来の審査・審判手続に有効活用でき、手続の迅速化に寄与する。全く同様に出願人においても出願書類とともに電子化して保存しておくことは、やはり手続の迅速化に寄与するものと思われる。</p> <p>このような理由で特許審査に係わる非特許文献の著作権の権利制限を強く望むものである。</p> <p>以上</p>
5	日本弁理士会	<p>「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見</p> <p>(1) 総論</p> <p>知的財産立国の実現に向けて、2003年7月に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が策定され、爾来3年が経過しようとしている。その間に、知的財産戦略本部が中心となった知的創造サイクルの活性化により、目標とされた「情報づくり」は着々と進展していることに敬意を表したい。取組み方針においても、従来の枠にとらわれない、世界に通用する制度作り、迅速な改革、が浸透しており、我が国産業の再生に大いに寄与したことは疑いがない。</p> <p>知的財産の模倣侵害国においては、我が国の知的財産政策を模範とし、我が国の知的財産政策を模倣する時代になったことは、進められている知的財産政策が国際標準になりつつあることを意味している。今後は、さらに進化している「推進計画」の全うに向けて邁進して戴きたく、日本弁理士会も知的財産立国の実現へ向けて今後一層の協力と支援をする所存である。</p> <p>以下の意見が、推進計画06の策定における参考になれば幸いである。</p> <p>(2) 知的財産の創造について</p> <p>(2-1) 基礎研究に基づく基本・基盤技術の創造と活用推進</p> <p>創造・保護・活用の知的創造サイクルを早く回転して知財立国の実現を目指す知的財産計画も第一段階から第二段階に進むこととなった。第一段階では、種々な施策が策定・実践され、一定の成果をあげてきた。第二段階では、この更なる推進を行うと共に、知財立国を実現するために策定した施</p>

策の見直しが必要である。

真の知財立国実現には、日本の技術的な優位性を確立することが基本であり、この為には、優れた基本・基盤技術(発明)を日本で次々に生み、民間への普及・転用による実施化が必要であるが、第一段階では環境の整備に力点が注がれ、この点への注力が少なかった。

そこで、第二段階の一つの柱として、この基本・基盤技術(発明)の創造と普及・転用、即ち活用の施策を策定・実践すべきである。この基本・基盤技術(発明)の創造を主に担うのは大学を始めとする公的機関である。なんとなれば、この様な基本・基礎技術(発明)は基礎技術の研究によって生まれるものであり、民間企業で行うことは困難で、正に国家が行う部分である。例えば、年間5兆円の国家予算が投入される大学、公的機関(例えば産総研)の研究テーマが産業に直接つながるテーマが中心となる傾向が、知的財産推進計画がスタートして以来顕著になってきているので、この点を見直し、基礎研究のテーマにもシフトすること。更に、大学・公的機関に限らず、基礎研究に基づく、基本・基盤技術(発明)の普及・転用、即ち、活用について国家の具体的な施策を策定し、推進すべきである。

これ等の施策を策定することが、真の知財立国実現に必須である。

(2-2)大学等における機関一元管理

大学における知的財産の機関一元管理を原則としたルール作りは、殆どの大学において体制整備を終えており、この点においては初期の目的を達成したといえる。しかし、一元管理に不慣れな大学知的財産本部等においては新たな管理運用面での問題が生じている。大学内での機関一元管理が教員、研究者に徹底しておらず産業界との間で足並みが揃わなかったり、出願前公開の対応が不完全なために十分な権利取得ができなかったりしている。また大学知的財産本部の知的財産管理人材の不足は未だ大きな課題である。

このような状況を踏まえると、大学等における機関一元管理については、その後の管理運用面での課題や問題点を洗い出し、企業や特許事務所の管理等を参考にして、円滑な運用ができる体制を整備する必要がある。このためには、「大学知財管理・技術移転協議会」などの連携組織や、JST等により、円滑な運用のための指針、指導體制を構築充実することを提唱する。

(2-3)大学等における総合的な体制強化

大学等の知的財産管理体制については、前述のとおり制度が定着しつつある段階であり、その活動成果が大学に帰属するまでには至っていないところが殆どである。

	<p>このため、政府の財政的支援は引き続き継続する必要がある。また諸外国の例を見ても、収益達成には相当の年月を要していることから、我が国においても、性急な結論は慎み、大成するために広い視野での期待が望まれる。具体的には当初の5年間の支援は、少なくとも2～3年の支援延長も考慮する必要がある。</p> <p>それと共に、大学知的財産本部の人材不足を補うための、人材情報の充実、人材交流の活発化、外部知的財産専門人材の支援、等についてJSTなどが主になった対応策を講じる必要がある。この点に関しては既に、延べ約100名の弁理士が大学知的財産本部やTLO支援の奉仕活動のために、大学内外で活躍中である(日本弁理士会ホームページで公開済み)。さらに日本弁理士会では、今後これらの活動に参加可能な弁理士の情報をまとめており、近々公開予定である。</p> <p>(2-4)知的財産関連活動に関する費用の充実</p> <p>大学特許出願については、平成17年度から外国特許出願に限られてはいるものの、出願経費の支援が充実しており、この点では産学連携推進への貢献度が大きいと考えられる。しかし、昨年までと異なり、日本国特許出願経費についての支援が無いのでこの点についての再検討が必要である。</p> <p>(2-5)研究開発における特許情報の活用</p> <p>2005年度から、大学等における論文等の書誌情報と特許情報との統合検索システムの運用開始のためのデータベース管理支援がなされており、研究現場における特許情報の活用が期待されている。</p> <p>これについては、実際の研究現場では、論文は検索がなされるが、特許情報の検索はなされない場合が多い。また、特許情報の検索はなされても、研究活動への活用は極めて少ない。引き続き、研究と特許とは車の両輪であり、特許は研究活動の技術移転には不可欠であることの研究者の意識改革に向けての施策を継続強化する必要がある。</p> <p>(2-6)大学等の秘密管理の推進</p> <p>研究者など大学関係者の営業秘密管理の徹底が促されているが、これらの指導は現実には殆どが大学知的財産本部人材を通じてなされている。説明会などでの周知が期待されているが、それでも周知されていない研究者も多く、情報漏れによる問題発生やその可能性が指摘されている。今後も引き続き、営業秘密管理の徹底について、各大学単位でなく、全国的なレベルでの普及徹底策を講じるように期待する。</p> <p>(2-7)大学等のコンテンツの発掘</p> <p>産学連携は理系だけでなく、文系大学や文系学部への普及も視野に入れ</p>
--	--

るべきである。文系大学によっては、映画、アニメ、ゲームなどのコンテンツの研究をしているところもあり、また小説や脚本などの研究もある。さらには、地域振興や観光などについては、理系よりも文系大学が関与している場合が多い。これらの文系大学から独自に、さらには産業界との連携により、新たなビジネスチャンスが生まれる可能性は大きい。このような文系大学で生まれる知的財産への配慮も必要であり、これらについての調査と支援を検討されたい。

(3) 知的財産の保護について

(3-1) 知的財産立国の定義について

知的財産基本法における「知的財産」の定義は、人間の創造的活動により生み出されるもの、及び事業活動に有用な情報であるとされているが、「知的財産権」の定義については、法令又は法律上の権利とされており、その差は大きい。このため、ビジネス上の新たな営業手法、ノウハウ、伝統技術、高度熟練技術や技能など、知的財産として保護することが我が国の産業政策上極めて有益であるにもかかわらず現実には保護されていない事柄が数多くある。世界における我が国の立場を考えると、このような長年の蓄積により日本独特の探求や涵養によって醸成された無形資産を知的財産権として保護する手立てを考慮し、日本の工芸、工業経済社会を支えてきた独特のスキルを何らかの手段で法的に保護するべきである。

(3-2) 特許審査の迅速化

日本弁理士会は、既に本年1月17日に、特許審査迅速化・効率化のための行動計画に対して、出願数などを行政が調整することによる迅速化は取るべき施策でない

こと、出願の中間処理段階での迅速化など審査に関連して寄与できることについて最大限の努力をすること、現在の3年の審査期間については一手法として延長するなどの抜本策を検討すべきこと、を発表した。

もとより、特許出願の審査は出願後に迅速になされることが好ましく、特許審査迅速化・効率化本部が設置され、行動計画が発表されたことは基本的には好ましく、これによって真の意味での特許審査迅速化が図られれば好ましいと期待する。しかし、この行動計画の具体的措置は審査能力の強化など本質的な部分も含まれるものの、「産業界・弁理士(会)の取組への支援」に例示されている、審査請求済み案件の取り下げ促進、企業別審査請求取下げ動向の公表、弁理士の出願関連活動状況の情報提供など、後ろ向き施策と判断せざるを得ないものや、審査促進に寄与しないものなども含まれているのは誠に残念である。産業界や代理人も、審査迅速化につい

ては協力するのは吝かでなく、このためには産業界、代理人と十分な話し合いの上に、審査促進策を決めるべきであり、民間の協力なくして審査促進はありえない。審査迅速化の施策実施に当たっては、官庁側の一方的な方向付けでなく、民間の意見や施策も取り入れ官民一体となった事前準備を義務付けることを推進計画に含めるべきである。

また、この行動計画には外国出願の比率を国内出願の3割以上にすると提言がなされているが、これを支援するための施策についての提言はない。外国出願の奨励にあたっては、外国出願を容易にするための人的インフラの整備も必要であり、これを支える人材としての弁理士、弁護士等の活用にも触れるべきである。

現状の審査状況では、通常の審査速度よりも早く審査を受けたい場合の早期審査制度は不可欠である。しかし見方を変えれば、早期審査を行なった案件と同数の案件の審査が遅れることになり、不公平感は否めない。

一方、特許出願の全体をみれば、現状の審査速度に不満のない技術分野もある。

また、現状の審査速度よりも遅くても問題のない分野もある。特許権のストックでなく、真に必要な状況で権利が得られれば問題がないとの考えもあり、その一部は実用新案出願制度と共通する。このような意味からは、すべての技術分野について審査を促進するのではなく、技術分野ごとに審査速度を政策的に変えることも視野に含めることも考慮するべきである。

(3-3) 遺伝子治療・再生医療の特許制度整備

専門調査会の努力により、医療機器の作動方法や、医薬の新しい効能を発現させる方法が特許可能となった。しかし、遺伝子治療や再生医療についての基本部分は依然として特許対象とはなっておらず、期待はずれの感がある。引き続き、これらの分野に関する対応を継続されたい。

(3-4) デザイン保護のための意匠制度整備

構造、機能面での新しさも必要であるが、優れたデザインでないと消費者は魅力を感じない時代になっている。また、工業社会が進展すると、デザイン面が重要になる。この点では、我が国は単なる機能面を開発する時代は過ぎ、見た目美しく、安らぎや楽しさが得られる商品を望む時代になっている。ファッションやスポーツカーのイタリア、時計のスイスなど世界の消費者に根強い人気のあるデザイン国家を確立している国は多い。他人のまねでなく、オリジナルデザインで勝負する製品を少しでも増やす土壌を国民全体に植えつける必要があり、この観点からの教育や意匠法の整備をするべきである。この場合には、迅速な審査や意匠権の強化などについて、我が国の保護体系に照らした適切な審査のあり方や運用について検討して対

	<p>応をするべきである。</p> <p>これらの迅速審査や権利強化の検討は、ブランド保護のための商標制度の整備についても同様である。</p> <p>(3-5) 営業秘密の保護</p> <p>度重なる不正競争防止法の改正によって、企業の元従業員による企業の営業秘密の国外流出問題対策は前進している。しかしながら、秘密保持義務を課した場合とそうでない場合の罰則の適用が問題特許なったいきさつがあるなど、この問題に関する我が国契約慣行の定着及び、秘密保持義務の向上に向けた国民のマインド醸成を図らなければならない。なお、このような営業秘密の海外流出については、日本企業を定年退職した熟練人材や、日本企業の海外進出を介してのルートが多いと解されていることから、日本企業においても定年熟練者の国内再雇用を奨励し、さらには国内再雇用時の税制優遇措置を講ずる必要がある。</p> <p>公開された特許出願内容が海外への技術流出の原因となり問題となっているとの前提に立って、これへの対応が指摘されている。しかし、この点が問題となっていると認識している企業が多いのか、その詳細はどのようなかの分析がなされているとの資料は明らかでない。具体的にどのような問題があり、それはどのような技術分野か、流出技術の内容はどのような種類なのかの精査が必要なのではないか。特許庁では、日本出願に対する海外出願の比率向上を各企業に要望しており、それによれば海外で特許権として保護されれば問題は少ないし、本来的に防衛的な特許出願であれば審査請求もしないので、審査迅速化の妨げにならず、しかも他社も特許を得られないので問題にはならないし、それを他社が真似したとしても、当初から予定していたことなので大きな問題は生じない。</p> <p>(3-6) 世界特許システムの構築</p> <p>特許の相互承認、世界特許システムの構築など、出願人にとって日本国内だけでなく世界的な権利を、迅速に経済的に取得できる世界的な制度の実現は極めて重要な課題であり、これへ向けて多いなる貢献を期待している。一方では、世界特許システムが構築された場合に、日本語のあり方については基本的なポリシーを明確にしておく必要がある。使用言語が英語やその他の小数言語だけになったりすることは世界の知的財産制度を引率している我が国の相対的地位の低下だけでなく、日本個性の埋没に繋がるので是非とも避けたいところである。</p> <p>(3-7) 知的財産に関する外国関連業務の専門家による遂行の奨励</p> <p>我が国産業の国際競争力の強化は、我が国にとって継続的に取り組まなければならない課題であり、その重要性が今後ますます増大していくこと</p>
--	--

は、諸般の状況から明らかである。

斯かる我が国産業の国際競争力の強化に貢献する手段の一つが、我が国の知的財産についての国際的保護であることは、万人が認めるところである。我が国の知的財産についての国際的保護とは、我が国で生まれた知的財産について、我が国においてのみならず、諸外国(国際機構等を含む)においても適切な知的財産権を確立し、当該知的財産をその知的財産権による確実な保護のもとに置くことである。

特定の外国において知的財産権を適切に確立するためには、当該国での直接的作業に加えて、種々の具体的準備作業(斯かる作業を外国関連業務という。)を我が国で行うことが必要とされる。このような外国関連業務の質の如何が、外国における知的財産の保護の適否を左右し、延いては、我が国産業の国際競争力に大なる影響を及ぼすことになる。

知的財産に関する外国関連業務にあつては、国内における知的財産権の確立のために要される作業と同様に、専門的知識と実務とが必要とされ、それらが駆使されなければならない。そうでなければ、外国において知的財産権を得ようとするものが不利益を蒙ることになってしまうからである。

そこで、知的財産に関する外国関連業務について、それが知的財産の専門家により遂行されるようにすることを推奨することとすべきである。そして、そのための具体策の一つとして、知的財産に関する外国関連業務を弁理士が弁理士の義務と責任のもとに遂行する業務として明確に位置付ける施策が必要であり、斯かる施策がとられるべきことを「知的財産推進計画2006」に盛り込むことが強く望まれる。

(3-8) 模倣品・海賊版対策の強化

海外市場での模倣品・海賊版対策の強化について、世界的な模倣品拡散防止条約の提唱は我が国が世界に先駆けて提唱した独自のスキームとして大いに評価したい。

これらの模倣品や海賊版であるとの判断は、法律的な判断になるので、知的財産についての専門知識を持った弁理士や弁護士などの専門家を積極的に活用し、国際性や公平性を考慮して権利者と輸入者の当事者対立構造を構築するべきと思量する。

(4) 知的財産の活用について

(4-1) 中小ベンチャーに対する弁理士情報の提供

日本弁理士会では、ホームページに「弁理士ナビ」検索システムを構築し、地域、専門分野などの情報に基づいて、最適な弁理士が選べるツールを提供している。今後は、この検索システムをバージョンアップしてさらなる

使い勝手の向上を図っていく。

(4-2) 中小ベンチャーへの権利取得支援

現状において、中小ベンチャーへは、特許出願費用の減免などの支援策があり、弁理士も特許出願受任時にはその説明を徹底するべく日本弁理士会からの通達がなされている。

しかしながら、この費用減免制度は証明書や特別の手続きを要するなど使い勝手の面からは改善の余地がある。米国特許庁のsmall entity制度のように、単なる自己申告による手続きへの改善を考慮する必要がある。

さらには、中小ベンチャーの特許出願に際しての、先行技術調査は国家的支援が望ましく、IPCCなどが中小ベンチャーなどの特許出願についての先行技術調査を行なう制度の構築が待たれる。

また、特許出願時における弁理士費用も負担が大きいと考える中小ベンチャーもある。中小ベンチャーからの特許出願依頼は、出願内容のまとめまでに多大な時間と労力を要することが多く、またコミュニケーションにも手間が掛かるが、多くの弁理士は社会奉仕の精神に則り、これらの問題にも拘わらず、さらには弁理士報酬も低額で対応していることが多い。しかし、弁理士も代理業務で生計を立てているからには限界があり、弁理士報酬が高額であるとの指摘に対しては忸怩たる思いをしている場合がある。

近年は、弁理士報酬への支払いは金銭だけでなく、成功報酬型や、株式による支払いなど柔軟な対応が可能となっているが、これらの運用においては契約書や税務面での取り扱いが複雑であり、実際にはほとんど行なわれていない。

そこで、政府が主体となるファンドを設立し、弁理士報酬はこのファンドに請求し、中小ベンチャーはこのファンドに株式や債券を提供する仕組みを作ることにより、中小ベンチャーが安心して特許出願ができる制度を構築することが好ましい。

(4-3) 知的財産を活用した地域振興

地方公共団体において地域知的財産本部の開設が相次いでいる。これらの取組みは始まったばかりであるので、これからの成果が期待される。特に、地場産業の活性化、地域ブランドの世界ブランド化、知的財産活用型の観光政策など、活用できる応用範囲は無限と言える。

これらの知的財産本部には、未だ知的財産専門家の参加が少ない。大学知的財産本部については、文部科学省の指導と支援もあって、当初から外部知的財産専門家の参加があったが、同様に地域知財本部についても当初から外部の知的財産専門家の参加が好ましく、この面での徹底を図るべ

きである。

日本弁理士会は、これらの地域知的財産本部への弁理士派遣について、要望があればいつでも弁理士を派遣できる体制があり、また弁理士会アクセスポイント、支援センターや知財ビジネスアカデミーによる地域知財本部人材の支援、教育研修についても対応できる体制にある。

(5) コンテンツをいかした文化創造国家への取組について

(5-1) コンテンツをいかした文化創造国家への取組み

高度熟成社会においては、目に見える製品よりも、見えないコンテンツが重要となることが多い。この点において、知財推進計画が早くからコンテンツビジネスについて今後の日本社会が必要とされる資源であると指摘したことは尊敬に値する。

(5-2) 可視的コンテンツの活用

音楽関係において過去数十年にわたって著作権管理団体としてJASRACが機能しており、今後は利用性の向上が期待されている。

これに対して、絵画や映像などの可視的領域コンテンツについては目だたない発展はない。このため、これらの利用を望む組織団体が多いに拘わらず、飛躍的かつ組織的な発展はなく、個別の相対取引の範囲を出ていない。個別契約交渉の不慣れや管理不足により、我が国古来の文化、アニメ、ゲームなどの世界最先端文化が安価に諸外国へ流出する原因になっているともいえる。

今後は、音楽以外のコンテンツについても、可視的領域コンテンツ管理団体など新たな概念で、真の公平感のある流通紹介制度を完備することにより、適正な価格で容易に流通できる制度の構築に努めるべきである。

(5-3) 日本文化の魅力再評価

茶道、華道、能楽、禅などの古来伝統的な日本文化、漆器、陶磁器、などの工芸文化、を初め我が国には百年単位で培った他国には真似のできない伝統文化がある。

これらのあるものは家元制度、親方制度などにより保存されているが、これらを模倣から保護する国家制度はない。諸外国には我が国特有のこれらの文化を真似た魑魅魍魎が跋扈している。このような、デジタル文化では生まれることのない日本文化を知的財産として保護する新しい制度の構築が必要であり、新たな登録制度の設立必要性を提唱する。

(6) 人材の育成と国民意識の向上について

(6-1) 弁理士の大幅な増員や資質の向上

	<p>日本弁理士会は当初から、質的担保を前提に弁理士を増員し、これを踏まえて質量ともに充実した知的財産専門職人材の育成が重要であることを表明している。人数を増加するのであれば、それなりの教育制度が構築されなければならない。</p> <p>「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」において確認されているとおり、弁理士の数は毎年急増しており、平成17年度の弁理士試験合格者は711名に達している。しかしながら、日本弁理士会の調査結果によれば、実務未経験者が3割に達し実務能力の担保ができていないこと、平成14年の弁理士試験から条約を論文式試験から除いたために国際性の素養の担保がなされなくなっていること、更に論文式試験における技術系科目と法律系科目のあり方が必ずしも社会が弁理士に求める素養を担保するものとはなっていないことなど、弁理士の質の面における育成が図られる形になっていない。</p> <p>この問題を解決するためには、弁理士試験制度の充実並びに弁理士登録前義務研修制度の創設によって、弁理士の実務能力を制度的に担保していく必要がある。ついては、この趣旨を反映した下記の提言がなされるべきである。</p> <p>『・知的財産国家戦略を推進するために弁理士の資質向上と共に、量的な増加を図ることにより、利用者に十分な専門サービスが提供される環境を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術と法律の素養を具えた、国際性のある知的財産専門家としての弁理士を育成する観点から、現状の弁理士試験の問題点を分析し、大学院や特許事務所における実務研修も考慮して登録前研修制度の導入を含めた新しい弁理士試験研修制度の実現を図る。 ・弁理士が利用者に対して質の高いサービスを提供するためには実務に不可欠な能力を維持する研修が重要であり、日本弁理士会は、社会の期待に応えるため、より一層の研修制度の充実を図る。』 <p>(6-2) 特定侵害訴訟</p> <p>特許侵害訴訟においては、「特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等」について提唱されている現状も踏まえ、弁理士の今後の特許侵害訴訟における活躍範囲の充実とその具体的案について積極的な方策を講ずるべきである。</p> <p>(6-3) 弁理士の地方展開について</p> <p>日本弁理士会のアクセスポイント設置や全国支部制度により、地方在住の依頼者への利便性も飛躍的に向上している。また、四国、九州地区など都会弁理士による支所設置が目だって増加している。</p>
--	--

		<p>このため、知的財産について相談やソリューションは今後も弁理士が知的財産職業専門家としての自覚と責務を持って対応できる体制が確立されており、もはや弁理士過疎の言葉は過去のものになっている。</p> <p>(6-4)国民の知的財産意識の向上</p> <p>日本弁理士会は弁理士が自己のふるさとに帰って知的財産を推奨啓発する運動を進めており、小学校や中学校において講演研修を実施している。このような草の根運動を通じての幼少期からの知的財産啓発運動が極めて大切である。石油等の化石資源の少ない我が国が世界有数の工業立国となれたのは、類稀なる日本民族の刻苦勉励の証でもあるが、明治以来の国民教育の結果でもある。</p> <p>今後も世界の中での日本でありうることは避けられない状況にあり、このために</p> <p>は今後数十年から百年先の我が国の在り方を考えると、無形の状態にある知的財産から、頭脳労働によりこれらを具現化し現実的な成果を得る知的財産国家戦略は、我が国にとって不可欠な進路であり、日本弁理士会も国民の知的財産意識の向上についての方針に絶大な支援をする所存である。</p> <p>以上</p>
6	日本弁理士政治連盟	<p>「知的財産推進計画2006」の策定に対する意見(パブリックコメント)</p> <p>私達は、知的財産基本法に基づく知的財産国家戦略が、貴推進本部のご努力により、着実に深みを増しながら成果を出しつつあると認識し、敬意を表するものであります。</p> <p>さて、貴推進本部は、この度、「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針」を公開され、「推進計画2006」に向けてのパブリックコメントを募集しておられます。</p> <p>そこで、特に、「(2)重点項目」について、知的財産の専門国家資格者の団体として検討した結果を提示致しますので、「Ⅲ. 今後の施行の方針」の具体化の際にご高配を賜りたいと存じます。</p> <p>1.「国際的な展開」</p> <p>○「世界特許システムの実現」は、現在あるいは近い将来に想定される国際関係では極めて困難であると考えます。それは、そもそも特許制度は、一国の産業の発達のために制定されるものであって、各主権国家の「国</p>

益」と不離一体のものだからです。

そこで、その理想は理想として掲げつつも、現実路線としてヨーロッパ特許制度のような経済的・政治的なブロック化に合わせた日本を中核とする広域特許制度の構築を目指すこと、そして、その前に、中期的目標として各国の調査及び審査の経過の相互利用や可及的に広い分野の「審査基準」の共通化を目指すべきであると考えます。

○在外公館の知的財産担当官制度の実効性については、現地専門家(弁理士・知財専門弁護士)・日本弁理士会の国際的ネットワークとの制度的な連携が必要であると考えます。

○わが国発の技術の「国際標準」化については、各国内の標準化政策と独禁政策を注意深く観察しながら進めるべきであります。何故なら、例えば中国のように世界とは異なる独自の標準を固定し、それに合致しないと使用を認めないということもあり、あるいは各国独禁政策により、標準化した技術の特許権の行使を制限することも予想されます。

○途上国からの知的財産制度自体への異論に対しては、具体的に、生物多様性条約、植物新品種保護条約、気候変動枠組条約(京都議定書)等を戦略的に用いながら、FTAにより相手国の利益も尊重することで、利害を共有する努力をするべきであります。地球温暖化、BSE、鳥インフルエンザやHIVなど世界的対応を要する問題に知的財産権の存在が障害とならず、むしろ新技術が積極的に活用されるよう新たなルールを作るべきであります。

2. 「地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援」

○中小・ベンチャー企業を「特許制度」で支援するには、米国のSmall Entity の制度のように、中小・ベンチャー企業の出願の際には、特許にかかる全ての公的費用を一律に半額とする制度を採用すべきです。わが国の現行制度は、種々の条件がアンド条件で重課されており、米国と比較して極端に利用率が低く、全くと言ってよいほど国際競争力のない制度なのです。

○知的財産制度を「地域」に展開するには、各都道府県に「知的創造条例」を制定することを推奨し、以て、各都道府県に住む人々全員が(芸術、文学、音楽、科学技術、教育とあらゆる分野で)知的創造活動をするように施策を展開することが肝要です。

3. 「出願構造改革・特許審査の迅速化」

○この課題解決に近道はありません。「審査官の更なる抜本的増員」と「審査請求期間」の「7年」への復帰か「延長制度」の導入が不可欠です。

米国は、10年以上もまえから、世界の技術(特許出願)が米国に集まるように、種々の政策を進めて来ております。

その最も効果的であった施策が審査官の抜本的増員であり、現在でも4000人を超えており、2年後には6000人体制にしようとしております。なお、「小さな政府」は、米国の連邦制度の歴史の中で続けられた努力であり、現在も続けられているのです。

わが国では、「小さな政府」を目指して努力中であり、審査官の抜本的増員は無理と言うことで、毎年100名程度の「任期付き審査官」の募集をしつつあります。しかし、これは、「焼け石に水」であり、さらに抜本的な対策が必要であります。

○知財人材の一元化

この審査官の抜本的増員に関しては提案があります。すなわち、審査官・審判官の制度と弁理士制度との間で、双方向の人材一元化を制度化することです。

現在、弁理士制度は審査官・審判官の退官後の受け入れ先になっています。即ち、審査・審判に7年以上従事した人には弁理士資格が与えられます。

然らば、急増している弁理士を、その資格で審査官・審判官に任官できる制度を構築したら、審査の即戦力が期待でき、審査の迅速化に資するものです。また、これにより、一方通行から双方向への知財人材の流動性強化ともなります。

○審査請求ピーク対策

また、審査請求期間が7年から3年になったことは、出願人の特許戦術の選択の幅を縮小しただけで、かえって審査請求が集中して特許制度に致命的と言ってよい程の審査滞貨を生じてしまいました。

そのため、経済産業大臣を本部長とする対策本部が設けられたのですが、その努力は、出願人に「出願案件の精査」「審査請求案件の精査」「審査請求の取下げ検討」の「抑制的」な行政指導となっております。

特許出願をする企業では、各企業独自の競争上の開発戦略に基づいて知的財産部門がある程度の見通しに基づいて出願を決定し、更に十分に

	<p>設定された審査請求期間の中で戦術を練りながら審査請求を決定するものです。</p> <p>この特許出願を抑制し、審査請求を抑制する政府の現実の行動は、明らかに知的財産国家戦略政策と矛盾するものであります。</p> <p>早々に「審査請求期間」の7年復帰か「延長制度」(有料制も可)を導入することが望まれます。そして、真に早く権利化を望む出願に対し迅速かつ適正な審査がなされるようにすることが必要です。</p> <p>4. 「知的財産人材の確保・育成」</p> <p>○「弁理士の実務能力を高めるための方策を検討する…」とある点は、弁理士制度の現状を正確な認識に立って次のような表現とするべきです。</p> <p><u>「弁理士の基礎的資質と実務能力を高めるために、国家試験制度の改革と弁理士登録前の研修を義務付ける等の方策を検討するとともに、…」</u></p> <p>国家資格制度につき一般的に言えることですが、試験制度の択一式試験は、論文式試験を充実するための基礎的学識の確認、論文式試験は、論理的素養の担保、口述試験は、対人総合力の担保が、それぞれ制度趣旨であります。</p> <p>現行の弁理士国家試験はこのような制度枠組みがなされていますが、競争政策を目指す規制改革の圧力を受けて、弁理士の数を増やすための大幅なレベルダウンを来しております。</p> <p>すなわち、弁理士の国際的素養・資質を担保していた条約類は、素養を担保する論文式試験から除かれ、論文式試験への足切りである短答式試験の一問題として位置付けられたことで、条約類を捨てて合格する者が増大しています。その結果、外国関係の手續原則を全く知らず、実務能力に欠ける弁理士が多く出る結果となっております。</p> <p>また、旧試験制度では、論文試験は8科目(必須5科目、選択3科目)につきしっかりと1週間かけて実施されましたが、現行制度では、僅か4科目(必須3科目・選択1科目)につき、たったの2日で論文試験が終了することになっているのです。甚だしいことに、論文式試験のない、しかも知的財産では全く非専門家である他の士業資格を以て選択科目の免除を受けると、1日で終わります。これは甚だしい制度的後退と言うべきではないでしょうか。</p> <p>このような制度的後退は、進展する知的財産国家戦略を野に在って支える弁理士制度に、あってはならないことです。</p> <p>なお、競争政策と国家資格制度とは、そもそも相容れないものであります。</p> <p>何故、弁理士制度に競争政策が入り込んだかを検討するならば、「弁理</p>
--	--

士の地方過疎」という虚構の言葉が一人歩きしたからだと言わなければなりません。

すなわち、確かに弁理士は地方に少なかったのですが、それは需要とバランスしていたに過ぎず、「過疎」ではなく、従って、「弁理士の地方過疎」は虚構の言葉でありました。

しかし、現政権の知的財産国家戦略は、知的財産で地方興しをすることにも展開されることになり、弁理士の需要が高まったことも事実であります。

そのため、今年の4月からスタートする地域団体商標制度の商標法改正の際に付けられた附帯決議では、日本弁理士会が地方公共団体と密接な連携をとって弁理士の地方展開に努力するよう方向付けがなされ、実際に日本弁理士会は、その機関である支援センターや「商標キャラバン隊」、そして各経済産業局毎に設けたアクセスポイントを活用して、あるいは都市部の特許事務所の分室展開を推奨するなどして、かなりの成果を挙げております。

なお、競争政策によってこの4年間に2千人近く増えた弁理士が地方に展開されたかと言えば、全くと言ってよいほどそのようなことはなかったことを、ここで改めて認識する必要があるでしょう。

結論を言えば、いま知的財産の人材の育成に最も必要なことは、先ず、弁理士国家試験制度の改革であります。

この点は、自民党の「弁理士制度改革推進及び地方展開に関する議員連盟」の検討事項として確認されています。

○上に述べたように、国家試験制度は素養・資質を担保するのが主たる制度趣旨であって、試験のみでは基本的に実務能力の担保はできません。従って、弁護士制度以外の国家資格制度はOJTの自己研鑽で実務能力を涵養しているのですが、それは、「専門性」の故に国民・ユーザーから付託を受けた国家資格者制度としては、完全な枠組みではないはずで

ましてや、国家試験のレベルダウンをしてまで急増させた弁理士に既存特許事務所が吸収してOJTを施す余裕がなくなった現在においては、弁理士制度の崩壊にも繋がり兼ねない事態となっているのです。

そこで、とりわけ弁理士制度に必要になって来るのが、弁理士登録前に実務研修を義務化することです。これによって、弁理士として最低必要な実務能力・即戦力が制度的に担保されるのです。

ペーパードライバー的な弁理士を幾ら増やしても、それは制度崩壊に繋がるだけで知財戦略を推進するための本来の制度機能の拡充には全く意味をなしません。

	<p>結論を言えば、弁理士国家試験制度の改革に合わせて最も必要ないま一つのこと、弁理士登録前の実務研修を義務化することであります。</p> <p>この点も、自民党の「弁理士制度改革推進及び地方展開に関する議員連盟」の検討事項として確認されています。</p> <p>○推進計画2005にも維持された弁理士単独の訴訟代理権の検討は、推進計画2006でも維持されるべきです。</p> <p>この点については、在野法曹からの反対意見があったと側聞していますが、そもそも弁理士は、実質的に訴訟代理と同じ弁理士法上の「訴訟補佐」の制度で、司法において90年余の制度的歴史があり、また、昭和24年からは侵害成否の根拠となる権利の成否に関する訴訟、即ち特許・登録をすべきか否か、特許・登録の有効・無効を争う審決取消訴訟代理権も付与されており、それぞれ、知財司法では確固たる実績を挙げております。</p> <p>平成14年に制定された「特定侵害訴訟代理資格」の付記制度は、訴訟補佐や審決取消訴訟訴訟代理で活動してきた弁理士に、その専門的学識能力を侵害訴訟でも活用するため民事訴訟法や民法の基礎の習得と共に実務研修を施して、訴訟担当能力を制度的に担保した上で、正規に知財の民事訴訟代理人として活動させようとしたのが本来の趣旨でした。</p> <p>しかしながら、実際的な妥協として、ひとまず「特定」、「弁護士が受任する事件に限る」、「弁護士と共に出廷」の限定付のものに止まったのであります。これは、将来の完全な訴訟代理制度への礎として、平成14年6月の自民党政務調査会・ビジョン提言にも位置付けられております。</p> <p>結局このかたちは、実質的に訴訟補佐と変わらず、代理人の責任が付加されたに過ぎません。いわば、看板を掛け替えただけなのです。</p> <p>従って、知的財産に関しては、依然として、弁護士とのダブルチャージコスト問題、ユーザーの代理人選択の幅を狭くしている問題、知的財産法務を国際競争の中に放置する問題は解決されていません。</p> <p>弁理士の訴訟代理権は、制度的歴史の中で「専門性」の要請から発生したものでありますから、これに限定を加えたままに留めることは、過渡的な第1ステップをそこで固定するものであり、妥当な制度と言うことはできません。</p> <p>○制度上の矛盾は早期解消を</p> <p>現行弁理士制度(付記弁理士制度・補佐人制度)には、制度上の矛盾が存在します。侵害訴訟代理と審決取消訴訟代理(知財高裁)の矛盾です。</p> <p>キルビー事件最高裁判決以降、無効理由の有無が侵害訴訟の場で争わ</p>
--	---

れるようになりました(地裁から高裁まで)。特許等侵害事件では弁理士は補佐人又は付記弁理士として弁護士との共同での代理人です。知財高裁での控訴も同様です。

一方、特許の対世的無効は、特許庁の審判で争われ、特許庁のした無効事件の審決不服訴訟は、知財高裁が専属管轄を有します。

無効審決の取消訴訟と無効を争点とする侵害事件の控訴審が、同時に知財高裁に係属することがあります。前者では、弁理士は単独で、一方後者では、補佐人又は共同代理人として、代理を行うこととなります。同じ裁判所での同一の争点に係る訴訟において、でのことです。

これは、明らかに弁理士の付記代理権が不完全ないびつな制度である故に生じた制度上の自己矛盾であり、早急に解消されなければなりません。

いま、弁理士国家試験と研修制度が検討されつつあります。現在の付記の「限定付き訴訟代理権」程度のものは、弁理士国家試験の論文試験の科目設定と研修を勘案しながら弁理士全員に与えることとし、一方現行付記の訴訟代理権については、その「限定」を撤廃して弁理士単独でもその業務の範囲である知的財産権に関して訴訟代理権を認めるのが、近い将来への展望であると思います。

○「国民全体の知的創造能力と、他人の知的財産を尊重するマインドを育むため、知的財産に関する教育及び普及・啓発を進める。」ことについては、教育基本法レベルの扱いも検討するべきと考えます。

教育基本法では、第7条で「社会教育」、第8条で「政治教育」、第9条で「宗教教育」が規定されております。

他方、わが国は知的財産立国を国家戦略として宣明しました。これは、「国家百年の大計」とも言える大政策であります。それを受けて、自民党の立党50周年に策定された「新憲法草案」に、また、最大野党の民主党の「憲法提言」に、それぞれ「知的財産の保護」、あるいは「知的創造立国」が謳われました。

このように、知的財産は憲法レベルの主題の一つにもなりました。

その憲法の教育の側面への反映である教育基本法に、「知的創造教育」が規定されることは、前掲の各教育と並んで全く自然であると考えます。

推進本部の政策項目としては、なかなか表現が難しいと思われませんが、この点に付き何らかの示唆ができれば、推進計画2006は、更に格調高く策定できるものと確信します。

以上

7	日本弁理士会技術標準委員会	<p>知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項に対する意見の提出</p> <p>貴内閣官房知的財産戦略推進事務局が意見募集されている標記の件について、日本弁理士会 技術標準委員会は、技術の国際標準化について以下の意見を提出させていただきます。</p> <p>当委員会は委員として企業在籍・経験弁理士、国際標準に関連した業務を行っている大学教授弁理士等及び国際標準の推進に強く関心を持った弁護士(オブザーバーを含む)で構成され、産業界の意を汲んで日本の国際標準化活動の活性化と促進に士業の立場から貢献すべく活動している委員会です。</p> <p>具体的な活動として推進計画2005に沿った弁理士等士業に国際標準化の意義と国際標準化に参加を促す啓発活動や具体的な技術標準のデータベースの必須特許の判定を含め、技術標準必須特許の判定を知的財産仲裁センター(日本弁護士連合会と日本弁理士会の共同運営)の業務で扱う促進活動等を行ってまいりました。</p> <p>記</p> <p>I 現在までの成果</p> <p>知的財産基本法の理念の一つである日本産業の国際競争力強化の実現に向け、知的財産推進計画2005においても重点項目の一つとして技術の国際標準化に関し戦略的な多くの施策を示して推進され、関係省庁において推進計画に沿っての活動が着々と進展している事は高く評価しているところであります。</p> <p>具体的には日本主導の下、各国際標準機関のデータベースの統一化の検討が積極的に進められていること等や、具体的な成果として</p> <p>「標準化に伴うデータベースの形成等に関する独占禁止法上の考え方」の公表がありました。他の項目についての成果の公表も早期に成されることを期待するところであります。</p> <p>II 今後の課題</p> <p>日本産業の国際競争力強化の施策として短期的には模倣品、海賊版対策が重要であることに異論は無いが、中・長期的に見れば技術の国際標準化が最も重要な施策だと認識しております。WTO加盟国はTBT協定により国際標準を優先する仕組みにおいては尚更のことです。</p>
---	---------------	---

	<p>ご承知のように技術の国際標準化活動そのものが中・長期戦略に基づいてなされるもので、現在の活動の成果は数年先に得られるものです。したがって、数年先の国際競争力を高めるためにも早急な活動が求められるものです。</p> <p>特に欧米の標準化戦略とは異なり物作りを志向する市場の大きい発展途上国が自国産業の競争力強化のため自国技術の標準化を国家戦略として積極的に推進している状況においては、更に日本国産技術の国際標準化活動を国家戦略として促進することがわが国産業の国際競争力強化に必要と考える次第です。</p> <p>よって、推進計画2006においては基本的には推進計画2005に掲げた施策を早期かつ具体的に実現する施策を講ずる必要があると考えます。</p> <p>新たな施策として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内閣府に国際標準専門組織を設けることを提案する。その機能は次の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 総合科学技術会議では日本の重点研究開発テーマと予算を決めているがこの重点テーマの開発と連動して全体として国際標準化活動の統括機能を持って国際標準化と評価の役割を担うこと イ) 巨大な市場が期待できる先端技術分野の国際標準化活動に企業の標準化活動と平行して国がリーダーシップを取る形で戦略的な国際標準化活動の役割を担うこと。特に、パテントポリシーの統一の他にも、標準化機関における標準化に関与しない第三者特許の調査が重要課題である ウ) 日本産業にとって重要な国際標準化活動の積極的な支援の役割を担うことこの専門組織を効率的に動かしていくためにも、国際標準化に向けてリーダーシップを発揮できる人材の育成と長期的な人材確保が重要になるが、この点については下記の第4項で説明する。 2. 日本版バイドール法の付加条項 <p>国際標準が期待される国の研究開発プロジェクトについては「産業活力再生特別措置法第30条」の「2. 措置の内容」の3つの条件に加え、例えば「特許取得と国際標準を取得すること」を努力義務として明記することを提案する。</p> <p>これにより研究開発企業・研究者はモチベーションが上がり、国際標準になり得る技術開発がこれまで以上に進む可能性と新たに生まれた先進的な技術をいち早く国際標準化の場に提案していく土壌が出来ると考える。</p> 3. 税制上の優遇策
--	---

現在実施されている研究開発減税・設備投資減税に加え国際標準活動に係わる収支については、非課税とする等の税制上の優遇策設けることによって、民間企業における国際標準化活動を促すことを提案する。

国際標準化活動にはその為の研究開発費と活動費が相当必要とするうえ国際標準を獲得出来ないリスクも相当あるのが普通であり、積極的に国際標準化活動を促すには資金的援助も必要と考える。

4. 国際標準活動人材の育成と人材のプール

国際標準を勝ち取るにはタイムリーな活動と仲間づくりと国際標準化活動に関与する人材の能力に大きく依存する。

能力としては技術、知財、語学、国際感覚、経営的な多様な知識と交渉能力が求められるものである。しかも国際標準化の場で活躍し実効を得るには長期的な活動が必要とされている。

このような人材の育成を個々の企業に委ねるのではなく国家プロジェクトとして実行することを提案する。

具体的には、国際標準の対象技術の著しい拡大を考慮して、例えば各技術分野の企業、大学、独立行政法人の研究所及び各関係省庁から適任者を選出し、講師としては国際標準化活動で実際に活躍した人も含め講義と実践的な研修を施すこととする。

そして、このような人材をプールし必要に応じ国際標準化活動に長期的に関与、貢献させる体制を構築することが重要である。なお、そのための対応機関として、前述した内閣府の国際標準専門組織を想定している。

5. 日本知的財産仲裁センターの活用と弁理士の関わり方

冒頭述べたとおり、同センターは産業界の要請を受けて、2006年度より技術標準必須特許の判定業務を開始する予定である。この判定は、中立性と専門性の条件を兼ね備えた理想的な制度であり、今後はパテントプールの紛争解決等の高度な業務遂行まで役割拡大を図るべきである。また、判定業務には弁理士の技術的専門性が強く活かされるであろうが、そもそも技術標準必須特許の権利取得なくして、国際標準の戦略的推進は意味をなさない。しかるに、弁理士の最重要業務たる権利取得にも国際標準化の意識を浸透させる必要があり、推進計画2006においても意識付けをお願いしたい。

以上

8	日本商品化権協会事務局	<p>知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項について</p> <p>本年2月に韓国の不正商品市場視察を行いました。その韓国において日本キャラクターの不正商品がソウル市内で多数販売されているのに、韓国警察庁では知的財産権侵害案件の対象に含まれていないという不正商品に対する認識のズレを感じましたので、その改善策を次の通り意見として提出させていただきます。</p> <p>1. 韓国警察庁における不正商品に対する認識のズレとは、</p> <p>韓国警察庁は知的財産権侵害事案に関しては海外との通商摩擦を起こすという観点から、大規模取締りを1年に1回実施しております。その対象は、映画、音楽、ブランド品、コンピュータソフトウェア関係が中心で、テレビ作品等のキャラクターから派生する玩具等の模倣品は含まれておらず、また担当官の説明によるとそういう商品の輸出入実績は把握していないとのことでした。しかし現実には、ソウル市内の東大門地域で中国において製造された日本キャラクターの不正商品が多く販売されており、販売状況からみると映画、音楽の不正商品と同様の販売規模があると感じております。</p> <p>中国から輸出される玩具類の模倣品は、韓国税関より通報のあったものについては関係権利者が商標法違反等で対処し、没収、廃棄、積戻し措置を行っているが、通関時に見過ごされたものは市中に流通されている。</p> <p>我が国の権利者は、韓国の取締当局に提訴して自助すると共にそれらの不正商品の存在を官憲に認識させることが重要であるので、当協会としては国内権利者に対しその旨のパブリシティを行っている。しかし韓国警察庁の大規模取締りに、玩具類が取締の対象に入っていないのは、国内権利者のアピール不足もあって認識のズレが生じていると思われる。</p> <p>2. 改善策として、わが国政府は日本の模倣品・海賊版被害をもっと具体的に発表し広報展開すべきと考えます。</p> <p>韓国警察庁における不正商品の認識においてズレが生じた大きな要因は、日本発の玩具・キャラクター商品の不正商品が出ていること自体知らないというアピール不足が多々あると考えられます。例えば映画に関しては米国が、ブランド品、音楽に関しては欧州が世界に対し不正商品が出回っていることを政府が強力にアピールしておりますが、わが国政府は、模倣品・海賊版被害の具体的な例を示さずに広報活動しているので、海外の警察等にもその情報が徹底されずこのようなことが起こるのではないかと考えます。</p> <p>つきましてはわが国政府は世界に対して、日本の模倣品・海賊版被害は</p>
---	-------------	--

		車、バイク、映画、テレビドラマ、アニメーションのほか、キャラクター商品や玩具があることを明確にして広報活動すべきと考えます。
9	情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)	<p>■ご意見等</p> <p>今年1月12日の文化審議会著作権分科会(第17回)において採択された「文化審議会著作権分科会報告書」の第1章では、著作権法制に関する各課題について法制問題小委員会による検討結果がとりまとめられ、特許審査手続に係る権利制限、その他の「権利制限の見直しについて」の一部の事項、そして「デジタル機器の保守・修理時における一時的固定等」について、著作権法を改正し、権利制限を行うことが適当であるとする検討結果が記されております。しかしながら、肝心の法案が国会に提出されず、著作権法が改正されないことになりますと、産業界に重大な支障を来すとともに、多数の消費者に引き続き不利益を及ぼすことが必至であり、大いに憂慮されます。</p> <p>上記報告書にて著作権法の改正が適当であるとされている事項の法案を早期に国会へ提出して、著作権法の必要な改正が早期に実施されるべきと考えます。。</p> <p>以上</p>
10	社団法人 電子情報技術産業協会	<p>「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見</p> <p>平成18年3月8日付で意見募集をされております「知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項」につきまして、下記の通り、社団法人 電子情報技術産業協会の意見をご提出申し上げます。</p> <p>記</p> <p>過去3年間に3度にわたり「知的財産推進計画」が策定され、年度毎の知的財産に係る検討課題を明確化されるとともに、政府内各省庁の協力のもと、知的財産関連諸施策の整備がスムーズかつスピード感を持って着実に実施されたことは、当電子情報産業界としても高く評価するところである。また、このような政府の取り組みにより、産業界及び各企業においても、知的財産の重要性が認識されるとともに、知的財産活動も益々活性化されている。</p> <p>今後の「知的財産推進計画」の策定・実施にあたっては、日本の産業競争力の維持強化を進める視点から、(1)国際調和への更なる推進、(2)大学</p>

等の「知の創造活動」の強化、及び(3)コンテンツの流通促進のための抜本的な制度の見直し等を重点課題として、更に推進していただきたいと考える。

については、個別の課題に関して、以下の通り提案する。

<知的財産の創造>

1. 産学連携の円滑な推進

「産学連携」は、企業にとって広く特許発明等を活用する上での重要な取り組みであり、当業界としても、大学・TLOの実情を理解しつつ推進しているところである。しかしながら、実際には、実施料の取り扱いや不実施補償、出願国の選定等において産学間で意見の相違する場面が多くなっている。その背景には、研究資金の調達等経済面での問題が要因であることも多いことから、大学等への公的助成の拡大などより、官側が産学連携活動を一層支援されることを要望する。

2. 大学等における営業秘密の管理

「産学連携」を推進するためには、双方において知的財産を適切に管理することが重要であり、「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」の活用やルールの明確化等により、大学等における営業秘密等の秘密情報管理が更に厳密になされることを要望する。

3. 職務発明制度

改正特許法35条の施行に対応して、各企業では、使用者・従業者間の契約等の見直し、整備を進めている。職務発明に対する報償については、企業の経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、今後もその運用や訴訟の状況を把握しつつ、職務発明制度そのものの評価、見直しを行っていくべきである。

4. 日本版バイ・ドール制度の適用拡大

コンテンツ事業振興法において、国等が委託した娯楽コンテンツの知的財産権の帰属を受託者又は請負者とできるとされているところ、政府の情報システム調達契約においても、民間標準の契約慣行を取り入れ、当該契約において発生した知的財産権を受託者又は請負者に帰属させるべきである。

	<p><知的財産の保護></p> <p>5. 特許審査の効率化 特許審査の迅速化、効率化のための諸施策については、官民協力して推進していくことが大切であると考え。特許出願や権利化を効率的に行うことは、企業活動にとって重要な取り組みであるが、各企業においては、自社の経営戦略をベースにグローバルな事業展開を見据えて活動を推進しており、業界や企業によりその知的財産戦略は異なることから、政府が一定の数値目標を定め、企業にその達成を強いることは、発明の促進、活性化に貢献するものではないと考える。</p> <p>6. 特許制度の国際的調和 日米欧三極特許庁間の特許制度の国際的調和の議論等を通じ、世界特許システムの実現に向けた取組みを引続き推進すべきである。また、審査結果の相互利用のための法的スキームの実現等には、米国の特許制度との調和が必要となることから、先願主義への移行等米国特許法改正に向けた働きかけをすすめるべきである。</p> <p>7. アジア地域の特許制度や運用の調和 中国等のアジア各国では、我が国産業界の要望も受けて、知的財産法制度や運用の整備がすすめられ、その環境が改善されているところである。しかしながら、特に中国とのビジネスの重要性が増している中、特許制度・運用の調和に向けて、その特許審査の質の改善等に係る取組みを更に推進されることを要望する。</p> <p>8. 先使用権制度の活用 先使用権制度を有効に活用するため、先使用権の認められる要件・範囲の明確化、立証の容易化をすすめるべく、その円滑な利用のための「ガイドライン」を早期に作成すべきである。</p> <p>9. 「画面デザインの保護対象の拡大」に係る運用の明確化 意匠法の改正については、2004年から産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会にて審議が開始され、その結果、2006年2月に産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会報告書「意匠制度の在り方」(以下「報告書」)が公表され、現在、法改正作業が行われている。その中で特に「画面デザインの保護対象の拡大」については、その運用の</p>
--	--

明確化が当業界にとって重要と考えられることから、報告書の趣旨を十分に反映した「ガイドライン」等を整備する必要があると考える。

10. 商標法における商品、役務の類否判定－「類似商品・役務審査基準」の見直し

今般の産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会報告書では、「類似商品・役務審査基準」について経済の実態や取引の実情に応じて見直すことが必要とされており、特許庁では既に検討が開始されている。特に、当電子情報技術産業に関連する商品に関しては、近年、市場の状況が大きく変化していることから、相互の類否関係や商品概念の類似関係につき抜本的な見直しが必要であると考えており、産業界等の意見を広く聴取した上で検討をすすめられることを要望する。

11. 商標審査の促進

商標法第4条第1項13号は、商標権消滅の日から1年を経過していない他人の商標と抵触する商標は、原則として登録できない旨を規定するものである。商標出願において、本号違反による拒絶理由通知を受けることがあるが、この場合、通常は出願人より猶予を申し出、時の経過を待って登録査定がなされることになるため、権利化に不要な時間を費やしている感がある。商標審査の促進や早期権利化をすすめるにあたり、同号を見直すことを要望する。

12. 水際での取締り

権利侵害行為に「輸出」が追加された際の水際での取締り方法の検討にあたっては、知的財産侵害物品の判断が適切になされるよう、十分な濫用防止措置を講ずるべきである。

<知的財産の活用>

13. 倒産・譲渡時における知的財産権のライセンスの保護

破産時や権利譲渡時に知的財産権ライセンスを保護する制度について早急に検討すべきであり、早期に所要の法改正がなされることを強く要望する。

i) 特許ライセンスについては、ライセンシー保護のための新たな制度設計を行うにあたっては、特許番号が特定されない包括クロスライセンス契約に基づく通常実施権の保護が可能な制度であることが重要である。ま

た、米国だけでなく、ドイツにおける通常実施権の権利移転時の保護制度と整合性のある制度とすべきである。

具体的な基本的制度設計については、平成17年度に(財)知的財産研究所で検討が行われ、特許権の権利者の変動時には、通常実施権者に、新権利者に対する法定実施権が成立するという法定実施権制度が提案されているが、幾つかの問題点が残されている。包括クロスライセンス契約が一般的である当業界としては、既存の登録制度に代替する実効性のある保護制度の早期導入を強く要望する。

ii) 著作権ライセンスについても、他の知的財産と整合性のある制度という観点から、ライセンスを保護する制度の早期導入を強く要望する。

14. 技術標準の策定・普及

国際競争力を強化するため、我が国発の技術が標準化されるような戦略的な取り組みを推進されることを要望する。また、情報技術分野等では、その技術の進展に対応して、オープンスタンダードを含む技術標準による社会全体のイノベーションの促進を図るとともに、技術標準の策定・普及における知的財産の権利者と利用者とのバランスを考慮した国際ルールの構築も含めた制度整備の検討を要望する。

15. オープンソースを含むソフトウェアの活用

高度にネットワーク化された社会においてイノベーションを促進するためには、情報システム同士でのデータのやり取りを共通のプラットフォーム上で行えるようにするためのオープン・スタンダードの構築が不可欠である。オープンソースソフトウェアは、このオープン・スタンダードの構築を通じてイノベーションを推進するうえで重要な原動力となりうるものであり、その円滑な活用のためには知的財産の問題についてさらなる検討が必要である。とりわけ、ライセンス条件の明確性、第三者の特許が存在する場合の問題など、その活用にあたっては課題も多く、ビジネスを円滑に行うための方策について、継続して議論されるべきである。例えば、知的財産権(特許権)の保護とのバランスをはかる試みとして、米国においては、オープンソースソフトウェアを特許出願に対する先行技術として利用しやすい仕組みを確立しようとするプロジェクトが進められており、我が国としても、諸外国と連携を図りつつ積極的役割を担うことを期待する。

<コンテンツ流通促進のための法制度改革>

	<p>16. 私的使用目的の複製に関する検討</p> <p>私的使用目的の複製については、推進計画2005において、技術的保護手段の進展等の実態を踏まえて範囲の明確化などに関しての検討が進められることとされているが、検討の前提となっている「実態」について、十分な把握がなされているとは言いがたい。以下の調査を行うべきである。</p> <p>(1)私的複製の結果、著作物の通常の利用が妨げられ、あるいは権利者の正当な利益が不当に害されているかどうかについての調査</p> <p>(2)技術的保護手段の進展の実態を踏まえるために、コンテンツの各流通形態のシェア・DRMの有無と特徴等についての調査</p> <p>17. 私的録音録画補償金制度の廃止に向けた検討</p> <p>本制度はデジタル技術を活用した著作物の複製のコントロール、対価徴収の仕組みが実現できなかった当時の状況下で制定されたものであり、技術の進歩により、著作物の保護や利用者からの直接の対価徴収が可能となる中、もはやその使命を終えつつあり、近い将来の廃止に向けた議論を加速すべきである。今後進むべき方向性としては、コンテンツの利用をコントロールする技術と課金システムとを組み合わせたビジネスモデルを促進することであり、これにより、著作物の利用に応じた消費者(受益者)負担とクリエイターへの利益分配が実現されていくべきと考える。</p> <p>現行制度の廃止に向けた具体的検討にあたっては、制度の前提となっている私的使用目的の複製に関する実態(著作物の通常の利用が妨げられあるいは権利者の正当な利益が不当に害されているか、また、技術的保護手段の進展の実態)の調査を踏まえ、たとえば無料放送(視聴者から直接対価を徴収せず広告収入等により成り立つビジネスモデルであり、英米ではタイムシフトのための録画は無償無許諾で出来る)など、現状で上記のビジネスモデルとは事情の異なる例外的な場合については、そもそも権利者に対する補償が必要な場合とは何かを再検討するべきである。</p> <p>その上で、仮に何らかの補償が必要な場合であっても、制度維持のための社会的コスト・権利者への有効還元率・公平性・透明性等の観点から、現行の補償金制度の適否を検討するべきである。</p> <p>なお、補償金制度の廃止に向けた議論の過程においても、現行制度上の管理団体の構成・財務・意思決定手続面等について一層の透明化を図るとともに、共通目的基金設置の妥当性の再検討及び返還制度の実効化を行うべきである。</p> <p>18. 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制</p>
--	---

デジタルコンテンツの利用においては、技術的保護手段や技術的制限手段によって権利者の利益の保護が図られている例が増えており、これら技術的手段の回避行為や回避目的の装置の製造、譲渡等については著作権法および不正競争防止法において既に規制されている。これら保護技術等に反応しないいわゆる「無反応機器」を法による規制の対象とすることは、大きな問題を惹起するものである。コンテンツに採用された技術に反応しないという理由で装置が規制されることになるとすると、装置は、将来出現する手段を含め、あらゆる技術的手段に対応しなければならないことを意味し、しかもその技術的手段が一方的に定められた場合でもそれに従わざるを得ないということになりかねず、装置を提供する産業界に過大な負担を強いることになるからである。一つの方法としては、法により特定の技術的保護手段を指定し、当該手段に反応しない装置を規制することも考えられる。しかしこのような方法は、技術が固定化することによる技術発展に対する悪影響、法定された技術を実施する際のコスト負担（当該技術に付着する知的財産権のライセンスのコストを含む）の強制等、懸念される問題があることから、この方法の実現にも慎重な検討を要する。従って、推進計画2005にある「無反応問題等」についての記述は、削除すべきである。

19. 権利者の利益と公共の利益バランスのための権利制限

以下の利用を可能とするための権利制限規定が必要である。

- ①機器の保守・修理を行う者が機器所有者（占有者含む）の要請に基づき行うバックアップや移し替えに伴う複製
- ②特許出願手続の過程で必要となる複製
- ③ネットワークシステムの運用や通信効率向上のために行うシステム・キャッシングやバックアップに伴う複製
- ④新たな技術・機器の研究開発過程において技術・機器の評価・検証に用いるための複製、上映
- ⑤プログラムの研究・開発、性能の検証、バグの発見・修正、相互運用性確保等を目的として行う当該プログラムの複製・翻案
- ⑥店頭での機器のデモ等を目的とする上映・公への伝達
- ⑦障害者・高齢者による著作物の享受を可能とする目的で行う複製等
- ⑧著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない行為一般このうち、①および②については、既に文化審議会著作権分科会において法制化が答申されており、早急に法改正が望まれる。

<通信・放送の融合>

		<p>20. 通信と放送の融合に対応するための著作権法改正検討</p> <p>技術進展によって、「通信と放送の融合」と称される著作物の新たな利用態様が登場しており、これに対応して著作権法上の課題も指摘されているところであるが、技術進展に遅れることのないように課題が解決されていくべきである。</p> <p>通信と放送の融合による新たな利用態様には、難視聴地域等にIPプロトコルを用いて放送を同時再送信するという態様(IPマルチキャスト)や、インターネット上でWebを開設して様々なコンテンツを放送類似のサービスで提供する態様など、幾つかの利用態様が含まれている。IPマルチキャストについては、その実現のために、著作権法上の取扱いを明確化し、法改正を含めた必要な検討を早急に講ずるべきであるが、IPマルチキャストへの対応だけでなく、通信と放送の融合に関連して必要となる課題解決に向けて、より広範な論点について議論が必要である。</p> <p><コピー・ワンスの見直し></p> <p>21. 地上デジタル放送の録画ルールの改善</p> <p>地上デジタル放送を受信した者が行う録画は、現在のところ、技術的な措置を施すことによって非常に限定的にしか認められておらず、消費者の利便を損なう結果となっている。放送にかかる著作権者等の利益を保護しつつも、技術的な措置の緩和による、消費者の利便性を回復することが急務である。</p> <p>以上</p>
11	社)ビジネス機械・情報システム産業協会	<p>「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見募集の件</p> <p>標記の件に関して当協会に特に関連する事項のうち、とりわけ著作権に関連した事項について法務・著作権小委員会としては、下記の要望をお願い致します。</p> <p>記</p> <p>1. ソフトウェアに関する日本版バイ・ドール制度の導入</p> <p>政府向けコンテンツについては、コンテンツ事業振興法において受託者又は請負者にその成果物に関する知的財産権を帰属できるよう既に法改正がなされているが、政府向けソフトウェア調達契約についても受託者又は</p>

請負者に知的財産権を帰属できるようにすべきである。

2. ソフトウェアライセンス契約の保護

特許権についてはライセンサーの倒産時や譲渡時における特許ライセンス契約の保護について、本年度(財)知的財産研究所で検討が行われているが、同様にソフトウェアライセンスの保護についても早急に検討を行い、ソフトウェアライセンサーが倒産又は権利を譲渡した場合においてもライセンシーが安心して事業活動に専念できる法体制を確立すべきである。

なお、知的財産権のライセンス契約におけるライセンサーが倒産した場合に、当該ライセンスが第三者に対して対抗力を有することを条件に管財人の解除権を制限し、ライセンシーの立場を保護する内容を含む新しい破産法が2005年1月に施行された。

しかしながら、著作権法にはソフトウェアライセンスの第三者対抗制度がないため、破産法が改正されてもソフトウェアライセンシーが不安定な状態に変わりがないため、早急なソフトウェアライセンシーの保護制度の整備が強く望まれる。

3. 特許審査手続に係る権利制限について

特許審査手続に係る権利制限として、①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製について、②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製について、③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製について、④非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製については、既に文化審議会著作権分科会の報告において大筋で権利制限の規定を設けるのが適当との結論となっているので早急にこれの法案化を望むものである。

なお、このための手続きに使用した非特許文献については、審査官のみならず出願人の側でも電子的に保存することができるよう法律上の手当てをお願いしたい。

また、これについては特許手続きのみならず、実用新案、意匠、商標及び特許協力条約に基づく国際特許の各手続きにおいても同様に法律の手当てをしていただくことを望む。

なお、これら検討されている事項は、主として産業財産権法の手続きに関することなので、結論がでたら著作権法のみならず、それぞれの法律の中に規定してほしい。

4. 図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて

図書館や公民館等の利用者は、殆どの場合私的使用のために同所に設置されているインターネット端末を使用して情報をプリントアウトすることを希望していると思われる。このことは、学術、研究向上のためにも極めて重要なことであり、このような行為は許されるとする法律の手当てを求めるものである。

なお、このこととは別に「電子商取引等に関する準則」でも言及されているように、企業にとってインターネット上に公開されている情報のプリントアウトは、コピー禁止を謳っていない限り黙示の許諾として認められるべきであり、このための法律の手当てもお願いしたい。

5. 私的録音録画補償金制度の見直しについて

私的録音録画補償金制度は、多くの問題をかかえており、早急に対応すべき課題として私的録音録画補償金制度の縮小・廃止の是非も含めた同制度自体の根本的な見直しについて期限を設定した上で検討すべきである、また同制度については、既に破綻を来たしており速やかに廃止することを望む。

この主な理由として、①この制度自体ユーザーに知られていない。②私的録音・録画を行わないユーザーからも課金のおそれがある。③一般的にはユーザーは音楽ファイルのダウンロード時に料金を支払うことになっており、ダウンロードに用いられるハードディスク内蔵型録音機器等自体にも補償金が課金されるとしたならば、ユーザーは二重課金されることになりかねない。④徴収された補償金が権利者に実態に即した正しい分配が行われていないおそれがある。⑤技術的保護手段の開発・普及によりそれら技術を保護する環境が格段に整備されてきており、ユーザーが自由に録音・録画できる範囲が極めて狭くなっているか、殆ど自由に録音・録画できる状況がなくなってきた。

6. デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製について

ハードディスクドライブ、フラッシュメモリ等の記憶装置・媒体内蔵型のデジタル機器は市場に極めて多く流通しているが、記憶装置・媒体内蔵型のデジタル機器の保守・修理を行う者は、一時的に固定した著作物を作業終了時に消去することを条件に当該機器に保存されている著作物を一時的に固定し、保守・修理後の機器に複製することについて権利制限を置くことについて文化審議会著作権分科会の報告においても特に反対もないので早急

		<p>な法案化を望むものである。</p> <p>7. IPマルチキャスト放送に対応した著作権法の改正 光ファイバー等のブロードバンド回線経由で家庭に映像番組を配信するインターネット放送(IPマルチキャスト放送)は、今後本格的活用が予想される。現行の著作権法ではこうしたIPマルチキャスト放送は、「通信」として取り扱われるため、原則として権利者の事前承諾が必要となり権利処理が極めて複雑となる。IPマルチキャスト放送の活用を推進するため同放送の同時再送信に関する著作権法の改正を早急に望む。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
12	社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会	<p>「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見</p> <p>はじめに 平成15年7月に策定された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(以下、推進計画)」について、政府は毎年議論・検討を重ね、その成果の一部は具体的な施策や立法という形であらわれており、知的財産立国の実現に向けて高く評価しています。</p> <p>当協会では、今回、知的財産戦略本部から「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見募集がなされたことから、推進計画の進捗状況を踏まえて、必要な施策の拡充と推進計画のさらなる推進を目途に、当協会会員企業への意見聴取等を通じて意見集約を行い、以下の通り意見を作成いたしましたので、ご提出申し上げます。</p> <p>推進計画の見直しにあたっては、本意見を十分お汲み取りいただき、知的財産立国の実現に向けて、邁進されることを期待しています。</p> <p>I. 知的財産の保護の強化 1. 損害賠償制度の強化 (1)「知的財産推進計画2005」では、損害賠償制度の強化に関し、第2章I.3.(9)において「訴訟において被害企業が損害に見合う十分な賠償を受けられず侵害企業の侵害し得であるという指摘、知的財産侵害訴訟は、その立証に必要な証拠が侵害者の側に偏在しているため、特に、証拠調査能力に乏しい中小企業には立証が極めて困難であるという指摘」等にかんがみ、「最近改正された証拠開示制度等の周知徹底を図るとともに・・・損害額の算定制度等知的財産に関する損害賠償制度による権利者の適正な救済の実現、知財訴訟における立証責任等の面における訴訟当事者の負担軽減</p>

減等の諸課題について、実態の把握や民事訴訟における知財訴訟の位置付け、訴訟実務等を考慮しつつ、2005年度も引き続き検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。」とされております。また、第4章I.4.(3) 4) ii)において「法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、2007年度までに結論を得る。」とされております。

この点に関し、当協会は、従前より、デジタル著作物の侵害が容易であるにもかかわらず、権利者が侵害行為を立証することが困難であり、適法行為へのインセンティブに欠けると提言してきました。

近年の知的財産関連法令の罰則の強化、及び、著作権法においては、懲役刑と罰金刑の併科が可能になったことは、適法行為へのインセンティブを強めるものと評価できます。また、現在、知的財産関連法令の更なる罰則の強化と共に、著作権法以外の知的財産関連法令についても同様に懲役刑と罰金刑を併科する改正が検討されているところです。

しかし、罰則の厳罰化のみでは適法行為へのインセンティブとして十分ではありません。例えば、処罰までのプロセスが困難で、処罰される行為が氷山の一角とすれば、いくら法律で厳罰が予定されているとしても、抑止力は限定的です。

当協会は、デジタル社会においては、著作権の侵害行為が容易かつ大量に行われ、その違法行為の痕跡を一瞬で消去できるため、損害の算定が困難であるという現状に鑑みて、①法定賠償制度の早期導入や②損害賠償の額を目に見える一部の侵害額の2倍の侵害があったと推定する規定(侵害の数量に関する推定規定)の導入を提言しているところであり、上記の「知的財産推進計画2005」の内容もこうした当協会の提言に沿ったものと理解しております。

しかしながら、残念ながら、未だこれらの提案が立法化等によって現実化されるに至っていないのが現状と理解しております。

この点、近時、ファイル交換ソフトについて、情報流出事件によりその危険性が別の意味で注目されていますが、こうした偶発的な情報流出のみならず、ファイル交換ソフト本来の機能であるデジタル著作物の意図的なファイルの交換による権利侵害は、ビジネスソフトのファイル交換も含め、ますます増加しているのが現状であり、他方、ファイル交換の匿名性から、権利者の側が実際のダウンロード数等を正確に把握し、立証することは依然として困難な状況にあることを鑑みると、デジタル著作権の権利侵害に対する損害賠償制度の見直しは急務であると考えられます。

しかるに、現行の著作権法114条の損害額の推定の規定においては、権

利者は、侵害された「侵害者の譲渡数量」に「単位数量あたりの利益の額」を乗じた金額等が損害額と推定されているものの、どれだけの数量が侵害者によって譲渡されたかの立証の困難性は残っているため、立証された損害額の2倍を推定するといった対応が望まれます。また、「単位数量あたりの利益の額」を権利者が事件ごとに算定・立証しなければならないとすると、一事件あたりは小額であるが侵害者が多数であることによって全体の被害が甚大となるという著作権侵害の特性に照らすと、一律に著作物あたり10万円といった金額を法定損害金とし、権利者が実損を請求するか法定損害金を請求するか選択できるといった制度を導入することにより、権利者が一事件あたりにかける時間とコストの節約を図ることが望まれます。実際、文化審議会著作権分科会国際小委員会(第2回)議事録(資料2)でも指摘されているとおり、アメリカでは、著作権者が実損害の請求に代えて、著作物あたり750米ドル~30,000米ドルの法定損害賠償金を請求することができる法定損害賠償制度が認められており、また、カナダでも同様に、著作権者が実損害の請求に代えて、著作物あたり500カナダドル~20,000カナダドルの法定損害賠償金を請求することができる法定損害賠償制度が認められております。

また、著作権法114条の5では、「損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」として、「侵害者の譲渡数量」や「単位数量あたりの利益の額」の立証が困難である場合に、裁判官が相当な損害額を認定できる制度が定められていますが、裁判官が具体的な事例において、どのような場合にどのような額の損害を相当な損害額として認定するのかは予見しにくいため、権利者にとっては、より明確な基準に基づく損害賠償制度が望ましいと思われれます。

以上より、「知的財産推進計画2006」においては、引き続き上記問題点について検討いただくと共に、さらに、当協会の従前の提案内容に沿って、より具体的な制度内容の立法化に向けてより踏み込んだ記載がなされることを望む次第であります。

2. デジタル時代に対応した法制度のあり方について

(1) ファイル交換ソフトを用いた違法コピーダウンロード行為と私的使用

この点に関しては、「知的財産推進計画2005」第4章 I. 4.(3) 1) i) において、「私的使用目的の複製については、条約上の規定、私的使用目的の複製や技術的保護手段の進展等の実態を踏まえて、範囲の明確化などに関

して検討を行い、2007年度までに結論を得る。」との記載があり、現在のところ、どのような結論がなされるのか明確ではありません。

前記のとおり、現在、ファイル交換ソフトを用いた著作権侵害は著作権者に対して甚大な被害を与えています。このような状況に対して、損害賠償制度の拡充の必要性は前述のとおりですが、そもそも、ファイル交換ソフトを用いて違法な著作物をダウンロードする者は、例え著作権侵害行為によってアップロードされたことを認識していても、私的使用目的の複製であれば著作権侵害を構成しないと一般に考えられているため、ダウンロードのみを行っているユーザーの取り締まりは控えられているのが現状と考えられます。しかしながら、ファイル交換ソフトの種類によっては、ダウンロードしたものがそのまま公開される仕組みなので、そのような場合には、ファイル共有する目的で複製しており私的使用目的での複製ではないといえます。また、ファイル交換ソフトの仕様や設定によって、ダウンロードする側の規範・責任が決定されるのが妥当かは疑問であり、そのような仕組みでなくともファイル交換においてはダウンロードという需要があるからアップロードにより供給されるわけであり、違法な著作物の供給を望みそれを取得した者について、一律私的使用目的という枠内で保護に値するかは十分検討すべき課題であります。

実際、既に紹介した文化審議会著作権分科会国際小委員会(第2回)議事録(資料2)にもあるとおり、アメリカにおいては、損害額の多寡に応じて、ダウンロード行為についても、「複製権」侵害とすることができるとされており、また、ドイツでは、2003年に「ダウンロードを行う場合、違法サイトであることにつき、利用者が悪意である場合には、私的複製行為は違法行為として扱われる。」とする著作権法改正が行われております。

以上より、「知的財産推進計画2006」においても、ファイル交換ソフトを利用したダウンロード行為に対する私的利用の例外の範囲の見直し等について、より踏み込んだ記載が盛り込まれるべきであると考えます。

(2) 間接侵害

この点に関しては、「知的財産推進計画2005」第4章 I. 4.(3) 4) i)において、「著作権法には、特許法等と異なり間接侵害規定が設けられていないが、他の知的財産法との整合性の観点も踏まえて、間接侵害規定を創設することに関して検討を行い、2005年中に結論を得る。」との記載がなされております。

この点に関して当協会は、科学技術の進歩の観点と著作権者の権利保護とのバランスを図る必要があり、むやみに著作権保護に傾くことは技術進

歩の観点から危険であると考えます。例えば、日本においては、カラオケ店の経営者等を直接的な著作物の利用主体と見なし、また業務用カラオケ機器のリース業者に条理上の注意義務を課すという判例法理が定着しておりますが、それは、日本の著作権法第30条以下により、私的使用のための複製等が広範に著作権の制限の対象と規定されているため、個人的に著作物を利用している者を利用主体と解すると、不合理な結果となってしまう場合があるからであります。そのため、実質的な価値判断に基づいて誰が利用主体であるかが決定されてしまう傾向があり、利用主体性の判断基準が不明確となって混乱が生じているように思われます。

また、前記のとおり、ファイル交換の場面において、ファイル交換ソフトを利用してダウンロードするユーザーの取り締まりの必要性の観点から、私的使用目的による著作権侵害の例外の範囲の見直しが検討されていることから、このような新たな技術を利用した著作権侵害に関する責任主体をきちんと整理した上で、間接侵害の規定に関する議論を進めることが肝心だと思われます。

以上より、仮に、著作権法に関して間接侵害の規定を立法化する場合であっても、正当な技術開発とその利用を阻害しないように配慮することが重要であり、社会的に有用な技術やツールを悪用して他者の権利を侵害した者が本来負うべき責任を、当該技術やツールを提供した者に転嫁すべきではないのであって、特許法第101条の間接侵害規定の趣旨に鑑み、著作権が侵害されることを認識して、継続的に、かつ意図的に行われたという主観的要件と、著作権侵害のみに供することのできるツール等を提供するという客観的要件により、他者に著作権侵害行為を行わせた場合に限り間接侵害の責任を負わせるようにすべきものと考えます。従って、単に悪用の可能性があることを予見できたことのみを理由として、開発者に責任を負わせるべきではなく、著作権侵害の意図を有することを主観的な要件として規定すべきものと考えます。

(3) 技術的保護手段の回避行為等に対する対応

この点に関しては、「知的財産推進計画2005」第4章 I. 4.(3) 5)において、「技術的保護手段の有用性を担保する観点から、接続管理(アクセスコントロール)回避行為への刑事罰導入、接続管理回避サービス(技術的保護を解除する特定情報(シリアルナンバー等)の公衆への提供など)、放送受信機器におけるコピー制御信号への無反応問題等について、将来の管理技術開発への影響を踏まえつつ、法的措置の必要性の有無について、2005年度も引き続き検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる」との記載が

なされております。

不正競争防止法は、不正競争の一部として、アクセス・コントロール及びコピー・コントロールを回避する「装置・プログラム」の譲渡等の規制を定め（不正競争防止

法2条1項10号、11号）、著作権法は技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変）し、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることを私的使用の例外として定め（著作権法第30条1項2号）、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする「装置又はプログラム」の頒布を処罰しています（著作権法120条の2）。

しかし、ネットワーク上で多数、頻繁にこれらを回避する重要な情報（シリアルナンバーやソフトウェアの使用に必要なキーに関する情報）が提供されたり、アクセスコントロールの回避行為は、これらの規定によってカバーされておらず、刑事罰その他の抑止力が十分に働いていないことを鑑み、「知的財産推進計画2005」の上記記載を設けたものと理解しています。

また、次々と新しく著作権侵害行為を抑止する技術が考案されているため、技術的保護手段の定義を定めた著作権法2条1項20号の「機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式」、技術的制限手段の定義を定めた不正競争防止法2条7項の「視聴等機器（映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。）が特定の反応をする信号を映像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう映像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式」に、必ずしも当てはまらない「技術的保護手段」も存在します。従って、技術的保護手段の定義規定の見直しを視野に入れた、積極的な対応を期待する次第であります。

（4）私的録音録画補償金の見直し

この点に関しては、「知的財産推進計画2005」第4章 I. 4.(3) 1) V)において、「私的録音録画補償金制度に関し、権利者、消費者、関連産業等を含めた関係者の意見を踏まえ、対象機器等の取扱い等について実態に即した検討を行うとともに、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案しつつ、本制度の見直し等について検討を行い、2005年中に結論を得

	<p>る。」との記載があります。</p> <p>我が国では、私的複製は、そもそも家庭内で行われ、かつ、その規模も一つ一つは零細であり、個々の権利者の直接行使を認めたとしても、実際に個々人に対し私的複製の対価を請求することは困難であることに鑑み、製造業者が政令で指定されたデジタル録音録画機器・記録媒体の出荷総額の何%かの金銭を権利者側に支払い、メーカーは、権利者へ支払った分を価格に上乗せしてデジタル録音・録画機器を消費者に対し売るという私的録音録画補償金制度が採用されています。</p> <p>この私的録音録画補償金制度については、消費者が録音を行った回数等を問うことなく、一律に課せられるため、再生のみを行い、私的複製を行わない消費者についてまで補償金を支払わなければならないと、不公平であるとか、いわゆるDRM技術の発展により、私的録音録画がコントロールされている場合にまで、補償金を徴収することは二重取りになるという批判が根強くあります。これを受け、2006年1月に発表された文化審議会著作権分科会の報告書においては、「ハードディスク内蔵型」の映像音声機器及びパソコンのハードディスクドライブ、データ用のCD-R、CD-RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体について、当面は私的録音補償金制度の対象から除外し、引き続き検討を行うとしております。</p> <p>上記の二つの機器・記録媒体については、私的録音録画補償金制度が適用されるか否かの結論が棚上げされた状態ですが、「知的財産推進計画2006」策定にあたっては、上記の二つの機器・記録媒体に対する私的録音録画補償金制度の適用があるか否かの議論に留まらず、制度自体の廃止を含めた抜本的な見直し議論を行うことを明確に記載すべきと考えます。</p> <p>3. 証拠保全制度の拡充</p> <p>知的財産訴訟における原告の証拠収集制度の拡充の必要性については、「知的財産推進計画2005」においては、第2章1.3.(9)において「最近改正された証拠開示制度等の周知徹底を図る」との抽象的な記載がなされているのみで、そもそもそこにいう「証拠開示制度」がどのような内容のものであり、どのような点の周知徹底を図るのが明確でないように思われます。</p> <p>証拠収集のための制度は、これまでも文書提出命令や当事者照会制度の導入や、「裁判所法等の一部を改正する法律」の制定等、拡充の方向にきているということはできます。しかしながら、当事者紹介制度については制裁の制度がなく、また文書提出命令についても、建前上は未提出の文書について不利な判断が可能ということとなっていますが、「そもそもそのような文書はないから提出できない」という主張に対して対抗手段がありません。</p>
--	--

そのため、訴訟提起以前の強制的な証拠収集手続の存在が望まれます。民事訴訟法においては、234条以下において証拠保全手続を定めてはいますが、相手方が任意で証拠の提出に協力しない限り、証拠の保全はなし得ません。

ディスカバリー制度を採用していることで有名な米国の訴訟制度においては、それに違反して文書を隠したり破棄するといった行為が発覚した場合には裁判所が厳格に対処するためか、当事者間における文書提出に対する規範意識が比較的高いように思われ、実際、ディスカバリーの段階で不利な証拠を提出しなければならなかったために早期に和解するというケースは比較的多くあります。

日本を知財立国とするためには、知的財産権の権利救済に係る公正・公平な裁判が必須であり、そのためには、証拠の保全の強化・多様化を実現し、その偏在化を是正することが急務であると思われ、「米国のいわゆる「ディスカバリー」等、諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集機能の強化」を行うべきであり、早急に実現化すべきと考えます。

II. ソフトウェアベンダーの中小企業・ベンチャー企業の育成

1. 先行技術文献の検索の充実

特許庁は、ソフトウェア技術の著しい進展に対応するために、コンピュータソフトウェア関連発明の審査の運用指針を平成9年及び平成12年に改訂しましたが、この結果、ソフトウェア関連の分野において、特許公報の蓄積がない一方で、従来特許と無関係と考えられていた公知文献が、特許出願の際に利用される先行技術文献に該当するケースが多くなりました。そのため、現在、特許庁のホームページの特許電子図書館(IPDL)において、『CSDB(コンピュータソフトウェアデータベース)検索』というサービスがインターネットを通じて提供されており、マニュアル、国内外の技術雑誌、学会論文、企業技報等のタイトル・キーワード等が一定の範囲で公開されており、『業界で周知である技術が先行技術文献が見つからないために特許化されてしまう』という事態を防ぐのに、一定の効果をあげております。

しかしながら、CSDBは、著作権処理の関係上、公開されている範囲は限られており、1次文献や抄録等、文献の内容に関わる重要な部分は公開されていないものが多いのが実際です。そのため、ソフトウェア関連の発明については、現状においても、十分な先行技術文献の調査が可能とは言い難く、周知技術の特許化や、無用な裁判が発生するケースが少なくありません。その結果、ソフトウェア関連分野における特許権の法的安定性に問題が生じます。

CSDBの登録文献は年々増えており、今後の更なる拡充が期待される
ところ、上記問題点を回避し、ソフトウェア関連分野の特許発明をより健全に
発達させるためにも、検索の制度を上げる、検索方法の充実、文献の拡充
等、より使い勝手をよくするべきであります。

また、近年、オープンソースソフトウェアを利用したビジネスを構築する
企業が増加していますが、オープンソースソフトウェアについては、従前から
既存の特許等を侵害する可能性が指摘され、また、ライセンス条項の不明
確さなどから、そのリスクを誰が負担するか、またリスクを軽減するための
方法(保険等)の検討が、オープンソースソフトウェアを活用したビジネスの
更なる円滑な発展を図るために必要と考えます。

2. 外国出願

海外におけるビジネスの展開を見据えて知財強化を行う場合、海外にお
ける権利取得が必須となります。しかしながら、将来のビジネスのグロー
バル化を支えるものとして、外国においても特許等の知的財産権を確保した
くとも、外国出願にかかる費用は、国内出願にかかる費用の数倍に跳ね上
がるため、出願国を絞らざるを得ないのが現状であります。PCT出願によ
って費用を節減しても、翻訳費用がかかってしまいます。英語で対応可能
な国であればまだ問題は少ないですが、中国・韓国・ロシア・欧州等、特
許となった場合、最終的に当該国の言語に翻訳をしなければなりません。

また、海外の庁との対応は、日本国内の特許事務所を通じて海外特許
事務所を使うというケースが多いため、国内の庁への対応に比べ、費用
が大きくなることとなります。

このように、海外における権利取得に必要な費用は、中小・ベンチャー
企業にとって極めて大きな負担であり、そのために海外での権利取得を見
送らなければならない場合が多いといえます。そのため、中小・ベンチャー
企業の育成のためには、外国出願について費用面における支援策を設け、
海外における権利取得を積極的に支援すべきと考えます。

この点、東京都等の複数の地方公共団体において、中小企業を対象に外
国出願にかかる出願費用・弁理士費用・翻訳費用を助成する制度が設けら
れていますが、周知徹底が不十分である上に、公募期間が短く、また助成
が受けられる中小企業の範囲が明確ではない等の問題点があり、十分に
活用されているか疑問です。補助・助成制度に関しては、業界団体の協
力を得て、広く周知徹底していくとともに、中小企業にとって利用しや
すい制度になるよう検討すべきと考えます。

3. 紛争対策相談

知的財産権の重要性が強調されている現在、あらゆる企業が訴訟を起こされたり侵害警告を受けたりするという大きなリスクを背負っています。このような、訴訟・紛争に直面することは、資金力に余裕がなく、また、紛争経験・ノウハウのない中小・ベンチャー企業にとって、非常に難しいことです。

したがって、紛争に直面した場合に、第一次的に相談できるような窓口を用意することが望ましいと考えます。

III. 政府調達知的財産権の帰属

これまで、政府・自治体による調達においては、著作権・特許権等を全て調達者である政府・自治体に譲渡させることが一般的でした。しかし、政府に技術を帰属させることにより、中小企業はコア技術を失うことになりかねず、他方で新技術を開発するコストが膨大になるという批判が根強く、また、政府が技術を死蔵するのではなく、技術を企業に帰属させ、運用させた方が新たな知的創造活動へのインセンティブや経済活動の合理化につながり、日本が知的財産立国となることに資します。

このような理由から、研究開発の分野においては、産業活力再生特別措置法の改正 によって(第30条)、国の委託にかかる研究開発の成果を研究者に帰属させることができるようになりました。そして、2004年6月に公布・施行されたコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(以下、「コンテンツ促進法」)によって、新たに政府の委託等にかかるコンテンツ制作に関する知的財産権についても企業に留保するための道が開かれました。具体的に、コンテンツ促進法は人材の育成等の基本的な国の方針を定めるほか、第25条において、以下の要件を満たす国の委託等に関するコンテンツの知的財産権を、政府が取得せず、コンテンツ制作の受託者・請負者(受託者等)に残すことができる旨を規定しています。

- ① 当該コンテンツに係る知的財産権については、その種類その他の情報を国に報告することを受託者等が約すること。
- ② 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。
- ③ 当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する

	<p>権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。 (コンテンツ促進法第25条1項)</p> <p>政府の委託業務においても、受託者等に、知的財産権が留保される道が開かれたことは、それ自体画期的ではありますが、問題点も少なくありません。</p> <p>政府が知的財産権を取得することが大前提となり、例外として「知的財産権を受託者または請負者から譲り受けないことができる」とするものであり、政府に最終的な決定権があり、恣意的に運用されるのではないかという懸念があります。また、政府が知的財産権を譲り受けない条件として、様々な報告義務を課すものであって、必ずしも利用しやすいものとはいえません。</p> <p>また、そもそもコンテンツ促進法において定められたコンテンツは、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、 図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。)であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」(第2条1項)をいい、「教養又は娯楽の範囲に属するもの」に限定されており、例えば、ビジネスに使用されるソフトウェアについては、適用されないと解釈されていることも問題です。</p> <p>「知的財産推進計画2006」の策定に当たっては、コンテンツ促進法の適用範囲を見直すと共に、原則として受託者に知的財産権が帰属することを法律上明記し、政府が譲り受ける場合を例外とするべきと考えます</p> <p>IV. ゲームソフトの中古品流通に関する法制の整備</p> <p>2002年の最高裁中古ゲームソフト判決は、ゲームソフトを著作権法上「映画の著作物」に該当し、頒布権を有するものと認めましたが、その頒布権のうち譲渡に関する権利は最初の販売により消尽するものとされ、著作権者は中古品として流通するゲームソフトについて何らの権利も有しないと判断されました。同判決以降、中古品として流通するゲームソフトの数量は確実に増大しております。</p> <p>デジタルコンテンツであるゲームソフトは、従来の中古品とは異なり、通常の使用では劣化しないため、ユーザーにとって新品と中古品は複製物とし</p>
--	--

ての価値が変わりません。現状では、その新品と同価値を有する中古品により形成される大きな市場から著作権者が何らの還元も得ることができないが、それが知的財産立国を志向するわが国の政策として果たして妥当なのか、というのがこの問題の基本であります。

現在のゲームソフト、特に世界に通用するような高度な内容のゲームソフトの開発には長期に亘る開発期間と莫大な費用が必要であります。かつてはゲームソフトの世界市場を席卷し、かつ現在においてもコンテンツ事業の中で唯一輸入超過の状態にあるわが国ゲームソフトであります。近年では巨大な市場を抱える欧米のメーカーや政府支援を得たアジア諸国のメーカーの攻勢の前に日本製ゲームソフトの占める世界シェアは大きく減少しております。このままの状況が続けば、アニメと並んで国際競争力を有するとされているわが国ゲームソフト産業の基盤が早晩弱体化することは論をまちません。コンテンツ産業を支える制作者への適正な報酬が確保されるような実効性のある法的枠組みの整備が早急になされるように、推進計画の見直しにあたって引き続きこの中古ゲームソフト流通の問題を盛り込んでいただくことを要望いたします。

V. 営業秘密保護

海外アウトソーシングと営業秘密保護

2005年の不正競争防止法の改正によって、営業秘密を日本国外に持ち出して使用

・開示する行為及び退職者が営業秘密を使用・開示する行為に刑事罰を新たに適用することが明確にされました。生産コストの削減のため、ソフトウェア開発の場に限らず、日本企業の海外アウトソーシングが多く行われている現状では、この改正は大きな意味をもっています。もっとも、改正の趣旨をより徹底するため、「知的財産推進計画2006」においては、以下の事項を検討いただきたいと思います。

①不正競争防止法の改正に先立ち、経済産業省は「営業秘密管理指針」「技術流出防止指針」等のガイドラインを発表していますが、海外の政府機関との意見調整により、世界的に「営業秘密管理指針」に相当するものを策定し、営業秘密の要件、特に営業秘密の管理に関して共通の認識を築く必要があると考えます。

②営業秘密の使用・開示行為の処罰を効果的に働かせるため、海外の政府機関による捜査協力や営業秘密を侵害した者の引き渡し等の協力関係を築くことが重要と考えます。

		以上
13	日本機械輸出組合	<p>「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見</p> <p>日本機械輸出組合は、わが国の機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、機械産業の国際競争力強化を図る上での知的財産権問題の重要性に鑑み、知的財産権問題専門委員会を設置してわが国及び海外の知的財産権諸制度の検討を行い、内外の知的財産権制度の整備拡充及び障壁削減を促してまいりました。</p> <p>さて、この度、内閣官房知的財産戦略本部におかれまして、「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見を募集しておりますことに鑑み、当委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。</p> <p>記</p> <p>知的財産政策の国際的な展開について</p> <p>1. 特許制度の調和と日米欧三極特許庁間での特許の相互承認の実現に向けた取組み強化</p> <p>現在日米欧の特許庁におけるサーチ・審査結果の相互利用に向けた検討が進められているが、審査請求の増大への対応の観点からも取組みを強化し、早期実現を目指して頂きたい。</p> <p>また、比較的合意が容易なものとして三極ユーザー団体が検討している「OneApplication/Same Format」(特許出願の様式面における統一化)についても権利のグローバル化の促進と審査迅速化に繋がるものと考えるので、実現を支援頂きたい。</p> <p>また、米国の先願主義への移行が実現するよう働きかけを強化し、各国の特許制度の調和に努めて頂きたい。</p> <p>2. 模倣品、海賊版対策の一層の強化と中国における技術流出問題への対応強化</p> <p>模倣品、海賊版対策については積極的な取組みにより一定の効果が現れていると評価できるが、今後とも継続して取組み強化をお願いしたい。</p> <p>中国において、今後、技術流出問題を巡る裁判が増加し、日本企業が立証のため営業情報や技術情報を訴訟の場に出さざるを得なくなる場面が増加することが予想されるが、日本企業としては、訴訟手続における秘密保持をどのように図っていくべきか課題となる。</p> <p>証拠に対する質疑と営業秘密保護との関係のバランスが図られる制度が確立されることが必要であり、中国当局が特許法等の改正又は司法解釈</p>

	<p>の制定等を行うよう働きかけて頂きたい。</p> <p>3. 「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の実現に向けた取組みの強化 模倣品・海賊版問題は、特定の国に止まらず世界各国に拡散していることから、2005年のG8 首脳会合において我が国から提案がなされた「模倣品・海賊版の拡散防止条約」(仮称)の早期実現に向けた取組みを強化して頂くとともに、同条約には以下のような2内容を導入して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同条約の対象とする知的財産については、特許権、商標権とともに、意匠権を対象に含めて頂きたい。形態を模倣して異なるブランドで販売されるケースが中国を中心として増加傾向にあり、この種の事件が商標権侵害事件から意匠権侵害事件に移行している。また、当該国で意匠権を取得していない商品の形態模倣についても何らかの保護手段が取られるようにすること。 ・模倣品・海賊版の没収・廃棄手続については、模倣品に付された不正商標を剥がすのではなく、再犯防止の観点から、不正商標の付された模倣品全体をすべて廃棄処分とすること。 ・税関等の行政機関が模倣品・海賊版を職権で発見した場合には、各行政機関から権利者に通報する手続を確立すること。 ・模倣品・海賊版問題はテロリスト等組織犯罪も絡むので、各国取締機関やインターポールなどが連携し相互に取締に協力できるような模倣品・海賊版の輸出入者・物品等の情報交換に関する枠組みを作ること。 ・途上国に対する経過期間及び経過措置は、必要最小限のものとする。 <p>4. 経済連携協定(EPA)を活用した知的財産権保護強化の推進 我が国とシンガポール、メキシコ、マレーシアとのEPAに続いて、ASEAN 諸国や韓国、チリ等との間で知的財産権を含む包括的な経済連携協定(EPA)の締結に向けた交渉が進められているが、かかるEPAの知的財産権の章において知的財産権の保護の強化と権利執行の実効性を高めることが必要である。米国とシンガポール、チリとのFTAに見られるような知的財産権の詳細な保護内容や権利執行を規定し、TPIPSを超える内容(TRIPSプラス)を確保するよう努めていただきたい。</p> <p>また、米国等が締結するFTAの知的財産権条項を我が国にも均霑できるよう対応して頂きたい。</p> <p>特許審査の迅速化 特許等の審査の迅速な処理のため、平成16年の特許審査迅速化法が目指した施策及び本年1月に策定された「特許審査迅速化・効率化のための</p>
--	---

		<p>行動計画」の確実な実施をお願いしたい。</p> <p>以上</p>
14	コンピュータ技術産業協会	<p>「<u>Promotion Strategy for Important Topics Relating to the Intellectual Property Creation Cycle</u>」(知的財産の創造サイクルに関する重要な課題に向けた推進戦略)について</p> <p>拝啓</p> <p>時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>この度、私どもコンピュータ技術産業協会（以下、「CompTIA」といいます）は、内閣官房知的財産戦略推進事務局（以下、「推進事務局」といいます）におかれまして、「<u>Promotion Strategy for Important Topics Relating to the Intellectual Property Creation Cycle</u>」(知的財産の創造サイクルに関する重要な課題に向けた推進戦略)（以下、「推進戦略」といいます）に関する意見を求めておられることを Intellectual Property Strategy Department (知的財産戦略課)を通じて知るに至り、この件に対して多大の関心を寄せております。CompTIA は、推進戦略が対応している諸課題、当協会の多数および多岐にわたる会員に重要性な主要課題について意見を述べる機会を与えられたことを感謝しております。以下に、推進戦略の内容に関する特定の事項に対する当協会の当初の見解が述べてあります。検討にあてられた時間が限られていたため、私どものコメントは暫定的な性質のものとなるをえませんが、当協会は、貴事務局において今後の検討を進めるにあたり一層の協議に参加する機会が与えられることを歓迎いたします。私どもは時間の制約に鑑みて、この意見書をできるだけ早期に提出するため、まず英語で作成し、その後日本語に翻訳させていただきました。そのため、英文で示されている箇所の日本語表記につきましては、当方が独自に邦訳したもので、実際とは異なる場合がある点についてご理解の上ご了承いただきたいと存じます。</p> <p><u>CompTIA の背景情報</u></p> <p>CompTIA は世界で最大の規模を有する情報通信技術業界の団体であり、日本を含む 100 超える諸国で 20,000 社を超える企業を会員に擁しています。また、日立、富士通、リコー、キャノンなど、日本に本拠を置く 200 社以</p>

上の企業が CompTIA の会員に名を連ねています。全体として当協会の会員は、ソフトウェア開発企業、ハードウェア製造企業、アプリケーション・サービス提供企業、インターネット・サービス企業、流通企業、小売企業、再販企業に加えて、IT 研修企業、サービス企業および通信企業によって構成されています。当協会の会員は合わせて数 10 万人の従業員を雇用し、毎年、数 10 億ドルに相当する製品とサービスを提供しています。

CompTIA は 1982 年に設立され、本部をシカゴに置いています。またアジア・太平洋地域の東京、北京、香港およびシドニーを含めて、世界の全地域にオフィスを設置しています。

CompTIA の中核的な機能は、世界のコンピューター産業における成長と競争を活性化する政策を促進することにあります。さらに当協会は電子商取引、顧客サービス、従業員開発および ICT 従業員認定におけるベンダー中立的な基準の制定を推進しています。

推進戦略の実質に関する当初のコメント

私どもは、推進戦略の内容が以下を含むいくつかの幅広い分野に区分されると理解しています——i) Creation Area (創造分野)、ii) Protection Area (保護分野)、iii) Utilization Area (利用分野)、iv) Coordination of Creation/Protection/Utilization (創造／保護／利用の整合性)、v) Development of Workers (従業員の開発)、vi) Structuring of International Rules Responding to Expansion of Intellectual Property Related Areas (知的財産関連分野の拡大に対応した国際ルールの確立)、および vii) Strengthening of Organization of Structuring of World-wide Patent System (世界全域の特許システムを確立する組織の強化)。なお時間が制約されていることもあり、この意見書の目的上、特にソフトウェア関連特許を含む特許保護に関連した課題に焦点を絞ってコメントさせていただきます。

論議の出発点

IP HQ Study Group Strategy Document (推進事務局調査部会の戦略文書) は知的所有権が技術革新の促進、より広義には経済成長に大きく貢献することを暗示的に認めています。私どももこれとまったく同意見です。CompTIA は特許の保護を含む様々な知的財産の保護が技術革新と IT 産業の発展に不可欠であると信じています。

私どもは“Guide discussion toward patent harmonization among developed countries, and work toward harmonization of operation of patent systems of each country, by pushing for the US first to file principle, etc., and aim to quickly realize a world patent system”（先進工業国の中で特許のハーモニゼーションに向けた論議を指導し、最初に米国に対し原則の提出を促すことによって各国の特許システム運用のハーモニゼーションに向けて努力し、世界特許システムを早期に実現する）ことが目標として述べられていることに留意します。相互の承認のために特許のハーモニゼーションを実現する目標に心から賛同しています。

特に IT 関連の特許に関しては、欧米と日本でソフトウェアおよびその他の技術革新を育成するうえで特許が重要な役割を果たしたことが歴史的に実証されており、これら諸国の市場は強力な特許システムが部分的に貢献して技術におけるリーダーシップを堅持してきました。日本、EU および米国の特許庁は過去数 10 年間にわたりソフトウェアに関連した特許を認可し、これまでに認可されたソフトウェアに関連した発明の特許は米国では推定 10 万件を超え、欧州では 3 万件を超えています。注目されるのは、これと同じ期間にソフトウェアの技術革新が空前の高レベルに達し、このような技術革新が非常に高い水準にあるソフトウェアの特許取得の可能性と直接的に相関関係を有すると考えられることです。さらに、以下のセクション 2 により詳細に述べられていますように、今日の IT 環境では各種のデバイスとソフトウェアのプログラムが効果的な相互運用性を有することが不可欠であり、ソフトウェア関連の技術革新の特許による保護が以前にも増してますます重要になっています。ソフトウェアに対する広範な特許保護を適用することによって、企業は新技術を開発し、その投資に対する報酬を受け、さらに知的所有権を大規模なリスクにさらすことなく他の企業と技術革新を分かち合うことが可能になります。

知的財産分野の拡大に対応した国際ルールの確立

IP HQ Study Group Strategy Document (推進事務局調査部会の戦略文書) では、相互運用性に関連したソフトウェア関連特許は「技術革新を阻害する」可能性があるとの理由によって、特許の保護を制限する必要があることが示唆されているように思われます。確かに、異質性がますます広がっていく今日の IT 環境では、デバイスおよびソフトウェア間の相互運用性を高める必要性に焦点を当てるのが適切です。私どもは、この問題を重視し、ソフトウェアの特許と相互運用性に関連して一部の共通した誤解が持た

れていることを踏まえ、以下にいくつかの主要原則を指摘したいと思えます。

第一に、Strategy Document(戦略文書)は相互運用性の定義を示していません。一般に相互運用性は 2 つまたはそれ以上のシステムが共同作業を行う、あるいは相互に対話する能力を意味しています。この点に関して、相互運用性は機能性、使い易さ、安全性および信頼性と同様にソフトウェアまたはシステムの特徴であると言えます。特に最近ではコンセンサスを基本とする組織に焦点が当てられており、技術の互換性が基準プロセスとして重要であり、エンドユーザーの関心が最も高い問題になっています。相互運用性は、技術の進化と同様、静止した概念ではありません。私どもの経験では、技術の互換性が事実上、正式な規格化を超えて、いくつかの代替的方法によって達成できることが実証されています。例えば、支配的なソフトウェアの仕様が出現することにより、多くの場合、正式な規格よりも強い影響力で広範にわたる互換性をもたらします。このような規格の成功例として PDF、XML および HTML の規格をあげることができます。

さらに、ソフトウェアの特許は相互運用性を制限する可能性があるというのは共通の誤解であり、真実はその逆です。ソフトウェアの特許のライセンスを供与することを通じて、技術産業で競争している企業は初めて、製品が競争相手のベンダーと共同作業を行い、「対話」し、そして相互運用が可能な方法で知的財産を自由に分かち合えるようになるからです。

もしソフトウェアの特許の取得が不可能になると、相互運用性が急速に減少するでしょう。しかし、もしRAND(合理的かつ非差別的)の明確な条件を促進するのであれば、その逆に相互運用性が急速に拡大すると考えられます。

基準制定機関が特許政策において、標準化された技術のライセンスによる使用の条件として定められた「RAND(合理的かつ非差別的)の条件」の解釈が明確でないため、ライセンサー(特許権使用権者)がライセンサー(認可者)によってライセンス手数料を要求される惧れがあります。ライセンサーの権利の適切な保護とライセンサーによる技術の効率的かつ円滑な利用を整合させるため、RAND の条件の解釈を明確化し、必要な場合は規定制定機関に圧力をかけることを検討する必要があります。

世界各地の産業基準を制定する機関の大多数は現在、合理的かつ非差別 (RAND) のライセンス契約の下で、ソフトウェア基準に特許を取得した資料を含めることを認めています。1 その目的は、基準がソフトウェア開発における「最先端の技術」を真に反映していることの確保にあります。商業目的 / 自社開発ソフトウェアのベンダーに対しては、相互運用性を備えた製品を開発することへの市場および商業的な強力な誘因が存在しています。当協会のこの分野にける経験では、規制政策は技術革新および競争を阻害するのではなく、相互運用性の前進を促進する取り組みを確保するうえで重要な役割を果たします。CompTIA は、この分野における政府の政策が、自主的なコンセンサスに基づく基準の確立および複数の技術とプラットフォームを使用して実施することが可能な相互運用性のメカニズムの支援を含めて、技術の相互運用性の推進において主導的な役割を担うことを産業界に対し認めるよう提言したいと思います。ソフトウェア開発企業は相互運用性を可能にし、助長し、促進しない限り、商業的な成功を達成できないため、政府が介入しなくても、市場の力が相互運用性を確保するように働きます。1 例えば ANSI、ECMA、FTSI、IEEE、IETF、ISO/IEC および ITU はすべて、知的所有権者に対し、仕様公開基準が適用される主要な技術のライセンス供与に合理的な制限を課す権利を明確に認めています。

さらに Strategy Document (戦略文書) は、ソフトウェアの特許権を制限することが IT 産業における技術革新を実際に促進する可能性を示唆しているように思われます。

しかしながら、すべての証拠はこれとは反対の事実を示しています。すなわち、ソフトウェア産業は技術革新を推し進めることによって以前よりさらに力強く発展し、相互運用性が以前に比べ一層拡大しています。すでに述べたように、市場の力が相互運用性を要求しており、同種または関連する製品と協力して作業する能力に基づいてある製品の成功または望ましが決定されるからです。市場が相互運用性を要求しているため、この分野における政府の規制を不要にしています。

さらに私どもは、セクター別のソフトウェア関連特許に対する差別を含めた政策アプローチに対する懸念を表明したいと思います。まず最初に問題になるのは、このようなアプローチが WTO の貿易関連知的所有権に関する協定に違反することです。私どもは、たとえ日本の国際的な義務を脇に置いたとしても、ソフトウェアに対して、他の技術とは異なる取り扱いをすることに

公共政策の確実な根拠はない、と申し上げたいと思います。ハードウェアおよびソフトウェア産業における自然進化がもたらした進歩を考えると、機能的には現在のソフトウェアと過去のハードウェアの性能との間に差はありません。事実、もしソフトウェアについての定義に埋め込まれたソフトウェアを含むなら、広範に及ぶ製造セクター（少数の例をあげるだけでも自動車、家電、航空宇宙、工作機械、通信機器、電気設備および医療機器セクター）がこの範疇に包含されることになります。

さらに、もし日本がソフトウェア産業に対し、他の産業とは異なる取り扱いをする方針を選択した場合、他の諸国の政府にも知的所有権の保護を制限し、または他の方法でチップ、自動車あるいはエンターテインメント・ソフトウェア産業の発展にターゲットを設定した特定の国内産業を優遇する公共政策の展開を誘発することとなり、日本の IT 企業を含めたこれら産業以外の企業による輸出機会と将来の成長を損なう可能性があります。

まとめ

日本は長期にわたって技術革新をリードし、その結果、主要な経済的利益を実現してきました。日本の技術革新におけるリーダーシップは知的財産の保護を基盤として、その上に築き上げられました。日本は欧米と同様、これまで長年にわたりソフトウェア関連特許を認め、このような特許が日本が ICT の分野で世界をリードする国の1つとなる過程で重要な役割を果たしてきたことを確認してきました。CompTIA は Strategy Document (戦略文書) に掲げられている知的財産の保護を強化する考えと IP HQ (推進事務局) の技術革新と創造性を育む全体的な目標を歓迎しています。知的所有権を希薄化または除去することは、日本における素晴らしい産業の発展を育んできた過去の政策から大きく逸脱することになります。さらに、このような動きは、世界の他の諸国に対し「技術革新の促進」を名目に、知的所有権の保護を弱める措置を取る口実を与えるという意図しない結果を招くこととなります。

このような理由から、CompTIA は IP HQ (推進事務局) と Study Group (調査部会) に対して、今回の提出文書で私どもが提起した見解および課題を注意深く検討され、開かれた慎重な方法で審議を進められるよう要請したいと存じます。当協会はこれらの事項を取り扱う連絡事務所を日本に開設しています。ここで改めて紹介させていただきますと、私は CompTIA のアジア・太平洋地域担当パブリック・ポリシー・ディレクターのマイケル・RK・マッドと

		<p>申します。私の連絡先および住所は以下の通りです。mmudd@comptia.org, CompTIA Hong Kong Limited, 2/F Shui On Centre, 2-6 Harbour Road, Hong Kong SAR, China.</p> <p>私どもはここに再度、当協会の暫定的な見解を申し述べる機会を与えられたことに感謝し、今後、審議の手続きが進められる過程で Study Group (調査部会) および IP HQ (推進事務局) に対し、適切であれば将来的に開かれる会議への参加を含めて、より多くの情報をお伝えする機会が与えられることを歓迎いたします。</p> <p>敬具</p>
15	ビジネス ソフトウェア アライアンス	<p>「知的財産推進計画 2006」策定に関するビジネス ソフトウェア アライアンスのコメント</p> <p style="text-align: center;">2006 年 3 月 29 日</p> <p>ビジネス ソフトウェア アライアンス(BSA) は、知的財産戦略推計画 2006 策定に関してコメントを述べさせていただくことに感謝しております。BSA メンバー¹は、世界で最も急成長を遂げているソフトウェア及びハードウェア産業をリードする世界中のトップ企業で構成されています。BSA メンバーは、研究開発に対する投資を支援し、不正利用から技術革新を保護するために、知的財産権(IPR) –著作権、特許、商標及び営業秘密を含みまず–に大きく依拠しています。BSA は、技術革新や IPR 保護に対する日本の長期的な確約及び国際社会におけるこれらの問題点に関する日本の指導的役割を認識しています。従いまして、私たちは、政府の知財推進計画策定に関して、日本における直接的な影響力と、アジア及び世界中で行われている類似の努力に対する潜在的モデルとしての双方の点において、強い関心を持っています。</p> <p>私たちは、全体的に、推進計画が確固たる支援の 1 つであると受け止めています。私たちは、確実なる IPR 保護によって積極的な技術革新意欲が高められること、また、かかる保護が、情報技術分野及び他の技術革新を基盤とした産業の継続的な成長にとって極めて重要であることを確信しております。これは、日本の IPR 体制を促進させるという推進計画の目的に十分</p>

¹ BSA メンバーには、アドビ、アップル、オートデスク、アビッド、ベントレー・システムズ、ポーランド、ケイデンス・デザイン・システムズ、シスコシステムズ、CNC Software/Mastercam、デル、エントラスト、HP、IBM、インテル、インターネットセキュリティ システムズ、マカフィー、マイクロソフト、PTC、RSA セキュリティ、SAP、ソリッドワークス、サイベース、シマンテック、シノプシス、マスワークス、UGS が加盟しています。

に一致する見解です。従いまして、私たちは、日本における IPR 保護を向上させるという政府の努力、特に、海賊行為や偽造に対する法の執行を強化させ、かつ日本の特許法制度とヨーロッパ、アメリカ及び他の貿易相手国の特許法制度をより密接に連携させるという提案を積極的に支援いたします。以下に、これらの見解をさらに詳しく述べると共に、特に下記の提案を中心に進めていきます。

- 技術的進歩を考慮した IPR ルールの構築
- 特許の調和の促進
- 標準化活動の強化
- IPR 侵害に対する対応措置の強化

I. 技術的進歩を考慮した IPR ルールの構築

知的財産創造サイクルに関する重点課題の推進方策(2006 年 2 月 17 日)(以下「推進方策」)VI(2)では、「技術の進歩に対応した国際的ルールを構築する」と題して、「権利行使がイノベーションを阻害する場合に対応する」ことが提案されています。この提案の説明にあたり、推進方策には以下の事項が記載されています。

ソフトウェアの相互運用性の確保の阻害など、特許の存在がイノベーションを阻害する場合について、独禁法の厳正な運用等に努めるとともに、裁定実施制度の活用の可能性も含め、必要な制度整備を検討する。

私たちは、日本法改正によって、特許権の行使から生じる技術革新、競争力又は相互運用性に対する阻害の可能性を対処することができるか否かを、政府が検討すべきであると提言しているこの提案に目を通しました。BSA メンバーが、全体として、世界中の数十万の特許(相互運用性に関する多くの特許を含みます)を所有しており、イノベーションの商業的価値を保護する上でこれらの特許に大いに依拠していることを考えると、この提案は、私たちのビジネスにとって極めて重要な意味を有する可能性があります。日本の政策立案者がこれらの点を調査する中で、私たちは、以下の点

² 例えば *Canada-Patent Protection of Pharmaceutical Products*, WT/DS114/R (adopted March 17, 2000), ¶ 7.91.を参照のこと

を慎重に考慮していただくことを求めます。

第一に、特許は、発明が困難であっても特許の保護がなかった場合には容易に複製され得るような新規技術につき、その重要な開発意欲を高めます。さらに、特許が商品化されることにより、発明者は、顧客、パートナー及び競合者とでさえ、技術を提供し、取得し、また、その他の態様により共有することができます。従いまして、特許は、新製品に導入される場合とライセンス供与の申出を受けた場合の両方につき、技術革新という市場に必要な法的根拠を提示することによって技術革新及び競争を促します。特許は、ライセンス供与されなくても、単に他者の技術革新努力をコピーするのではなく、企業に競争的なソリューションの開発に対する投資を行わせることによって、競争心や技術革新を促します。

第二に、相互運用性が明らかに重要な目的である一方、市場動向が多くの相互運用性の問題点を適切に処理できること、また、積極的な特許保護によって、かかる民間企業の相互運用性の努力が促進されるのであって、抑制されるものではないことを確信する確固とした理由があります。相互運用性を促進する市場基盤の努力には、任意の産業主導型の技術基準に対する業界の貢献や支援、及び相互運用性を促進させるという明確な目的のための技術のライセンス供与が含まれます。これらの活動は、かなりの部分において、特許の有効性に依拠しています。何故ならば、企業は、しっかりとした特許保護のない場合に、重要な技術を標準化努力への取組みに寄与したり、第三者に対してかかる技術をライセンスすることについて消極的になるかもしれないからです。

さらに、めったにはありませんが、特許権の行使によって競争が排除され、消費者に悪影響がもたらされるような場合、特許権に広範囲な例外を設けるべきではなく、競争法を適用することができ、また、適用されるべきです。実際のところ、このようなケースは、現行の競争法の法理に基づいて十分に認識されている多くの事象のほんの一例に過ぎません。すなわち、ある市場で優勢なサプライヤーが、自らが管理又は所有している情報や施設へのアクセス権を付与せず、競争者にとって、流通市場で競争するためにかかるアクセスが必要な場合です。BSA は、一般的な適用性に関する現行の競争規約の方が、特許又は相互運用性のみに関して適用される独自の規則に比べて、予測可能で競争促進的な結果を生じさせると考えます。

最後に、この分野に取り入れられる対策は、WTO の TRIPS 協定に基づく日本の義務に一致したものでなければなりません。例えば、TRIPS 第 27.1 条では、WTO のメンバーが特許の「技術分野」に応じて特許を制限することを明確に禁止しています。この原則は、同様の効力をもって、特許権の例外にも適用されます。² さらに、推進方策において言及されている「裁定実施制度」や代替の手段が、何らかの形で、強制的な特許ライセンスの供与を伴う場合、TRIPS の第 31 条を遵守しなければなりません。第 31 条では、強制的な特許のライセンスに対して様々な重要な条件を課しています。

以上をまとめますと、政府がこれらの問題点のより詳しい調査を進めていく中で、私たちは、現行法の改正は、立証された問題について市場と現行法では対応できない場合に限って、また、日本の国際法に基づく義務に一致し、かつ当該問題を是正するために必要な範囲に限ってなされるよう要請いたします。

II. 特許の調和の促進

推進方策 II.5 には、統一された世界的な特許制度を創設することを最終目標として、世界的な特許制度の調和に関するいくつかの提案が記載されています。この目標を実現する第一段階として、推進方策では、日本、アメリカ及びヨーロッパ(他の国については今後追加される)の特許庁が、特許審査結果の共有/共通の認識及び同一の特許出願届の作成から成る、「相互承認制度」を実現させるよう努力することが推奨されています。また、推進方策では、地域ごとの特許制度の一層の統一を達成させるためにアジアの特許庁間におけるより一層の協力及び連携が提議されています。

BSA は、特許審査の相互認証の拡張を含む、より一層の特許の調和を実現しようとする政府の努力を積極的に支援します。世界的にみて、特許の出願数は急増し続けており、多くの特許庁では処理しきれないほどです。ある推定によると、USPTO の未審査の特許出願件数は、現在の 457,000 件から、2010 年には約 150 万件に達する見込みです。日本とヨーロッパの特許庁でも、同様の増加が生じるはずで

これらの数字は、BSA メンバーにとって深刻な懸念事項です。IT 技術革新の急速な進展を考えると、特許の出願時期と審査時期との間が大きく広がることによって、IT 企業にとっての特許制度の効用性が著しく限定される可

能性があります。さらに、複数管轄地における特許出願に巨額の費用が伴うことにより、多くの零細企業や発明者個人にとって、世界的な特許保護が非常に費用のかかるものであることとなります。特許は、IT 技術革新の保護及び IT 研究開発の促進において重要な役割を果たしているため、このような課題は、IT 分野の成長を軽減させ、場合によっては、世界的な経済成長をも軽減させるおそれがあります。

しかしながら、特許出願件数の成長のかなりの部分は、重複出願、すなわち、発明者による複数の地域における同一出願によるものです。従って、特許審査の相互認証を促進させるという事務局の提案、及び主要な特許庁間における他のワークシェアリングや連携協定は、浮上する特許危機の解決の一助となり得ます。特許の国際調和を促進させるこれらの発議及び関連する発議は、国際的な特許保護が、あらゆる規模の企業にとって、実際的な選択肢であり続けることを確保するためにも必要不可欠です。最後に、世界経済におけるアジアの重要性の高まり及びアジアにおける多数の国内特許制度を考慮し、BSA は、特に、アジアの特許庁間における一層の調和及び相互認証の達成に関する政府による提言を積極的に支援いたします。

III. 標準化活動の強化

推進方策 III.2 では、競争力や取引の促進における技術標準の重要な役割を認識し、国際標準に対する民間企業支援の強化及び主要な標準化団体における日本の参加の増加についてのいくつかの提案が記載されています。特定の提案には、国際的な標準化団体への貢献者に対する報奨制度の実施、大学や他の教育機関で使用するための技術標準に関するモデル資料の作成、並びに国際標準に関する研修機関の創設が含まれています。

BSA メンバーは、政府が、国際的な先端技術市場における標準の重要な役割を十分認識されていることを評価しております。技術標準は、ソフトウェア及びハードウェアの開発の礎であり、健全かつ競争的な IT エコシステムの育成において重要な役割を担っています。技術標準は、技術革新や競争力、さらなる消費者選択及び新たな市場の構築を活性化させ得る、IT の相互運用性の促進に役立つ場合もあります。政府が、日本の市場における最適な技術標準の導入と使用方法について検討している中で、私たちは、以

下の意見を提示したいと思います。

まず、自主的なプロセスが、標準を通じて技術革新を促進させる最も効果的な手段であることが立証されています。実際には、広く導入されている、現時点で存在する標準のほとんどが、自主的な、サプライヤー主導の努力により策定されたものです。長年にわたり、サプライヤーは、相互運用性を促進させ、市場動向に対応する標準を策定することによって、業界や消費者のニーズに素早く対応できたのです。

一方、政府によって義務付けられた標準は、多くの意図せぬ結果をもたらす可能性があります。このような結果には、(i) 新たな技術開発が禁止され、急速に展開している技術の利益を十分に得られないこと、(ii) 誤って特定の市場競争者に損害を与えること、(iii) 市場での受入れや市場への浸透が阻害されること、及び(iv) 多角的な競争環境が損なわれること等が挙げられるかもしれません。従いまして、BSA は、政府に対し、可能な限り、自主的なサプライヤー主導による標準の採用及び標準化活動の支援を強く要請します。

さらに、以下の点は、「RAND 条件の解釈を明確にし、必要に応じ標準化団体に働きかける」という政府の提案(必須特許のライセンサーがライセンシーによるロイヤルティの支払を要求する可能性があるという懸念に基づいていると思われる(推進方策 III.2(4)))に関して私たちが気づいたことです。多くの主要な標準化団体では、特許権者が妥当かつ非差別的 (RAND) 条項に基づいて必要な特許請求の範囲をライセンスすることに同意した場合に限り(妥当なロイヤルティの支払いが含まれていることがあります)、特許の対象たる技術革新を含む技術の標準化を認めています。この長年にわたる慣行は、RAND に基づくライセンスの供与が、革新的な技術を基準に提供する特許権者の法的権利と、妥当な条項に基づいて必須特許のライセンスを望む実施者の利益とのバランスを適切に保つという認識に基づくものです。

しかしながら、「妥当な」ロイヤルティを構成するものは、たいていの場合、特定の状況によってかなり異なります。主要な要因としては、標準の目的や見込まれる用途、代替の基準の利用可能性、対象となっている特許請求の範囲、類似の技術に対する慣習的なロイヤルティ等が含まれるかもしれません。従いまして、私たちは、政府がこの件について慎重を期し、全ての主

要なステークホルダー間の本来の市場力学を歪曲したり、革新的な企業による標準設定活動に対する貢献を阻害するような行為を回避するよう望みます。

IV. IPR 侵害に対する対応措置の強化

推進方策には、IPR 侵害に対処するための多くの提案が盛り込まれています。これらの提案には、外国市場対策を強化する(II.8(1))、水際での取締りの強化(II.8(2))、及びインターネットオークションによって助長された偽造及び海賊行為に対する措置(II.8(3))が含まれています。また、推進方策では、偽造及び海賊行為によって稼得した利益がますます、犯罪組織やテロリストグループの財源となっている事実に言及しています。

BSA は、偽造及び海賊行為対策措置を促進するという提案を積極的に支援します。海賊行為は、ソフトウェア業界にとって脅威であり続けています。例えば、アジア太平洋地域におけるソフトウェア海賊行為の割合は、2004年には53%であり、アジアだけで約80億ドル(世界的には330億ドル)もの損失がもたらされました。これらの損失は、税収、仕事及び成長の機会が失われたことを考えると、政府にとって重大な経済的帰結です。

このような理由により、海賊行為の取締りは、日本及び世界中の BSA メンバーにとって最優先事項であり続けています。従いまして、私たちは、より効果的に IPR 侵害対策を行うとする提案を高く評価いたします。特に、「偽造防止技術の活用を奨励する」という意図(II.8(1)②)には敬意を表します。偽造及び海賊行為の排除に向けた技術的措置は、IPR 侵害を防ぐ第一線であり、多くのBSAメンバーは、自らの製品を窃盗から保護するためのかかる措置の開発及び/又は使用に対してかなりの金額を投資してきました。権利保有者が、最も効果的かつ適切と判断する技術を自由に選択できる限り—かつ政府の指示により特定の措置のみを使用するよう要求されたり、第三者に対する技術のライセンス供与を強要されない限り—技術的な保護措置によって、海賊行為と偽造行為の二重の災難に対する主要な防御がもたらされ続けます。

* * * * *

BSA は、政府の知財推進計画作成に関してこのようなコメントを提示する機

		<p>会をいただいたことに感謝しており、また、これらの重要な課題に関して、政府とさらに対話を行う機会をもてるよう望んでおります。これらの点につきまして、ご質問や伝達事項がございましたら、以下までご連絡下さい。</p> <p>- Jeff Hardee, Vice President (Asia), BSA, e-mail: jeffh@bsa.org - Seow-Hiong Goh, Director Software Policy (Asia), BSA, e-mail: shgoh@bsa.org</p>
16	製薬工業協会 & (財)バイオインダストリー協会 (JBA 事務局)	<p>『知的財産推進計画2006』についての要望</p> <p>拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。</p> <p>さて、貴HPにて募集されておりました「知的財産推進計画 2006」について下記の通り要望申し上げますので、宜しくお取り計らいの程をお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>●産業分野別の知的財産政策の立案を推進する 総合科学技術会議の知的財産専門調査会でも言及されたように、産業分野にはそれぞれ特徴があり、ライフサイエンス分野では、長期に亘る研究開発期間、巨額の投資、低い成功確率、一つの特許の持つ価値が大きい等が顕著な特徴となっている。これらを他産業分野と同様に、一元的に対応することは不可能であり、知的財産の創造・保護・活用における考え方、扱い方について国家戦略的見地から認識を改めて検討する時期に来ているのではないかと考える。</p> <p>●ライフサイエンス分野における代替性が低く汎用性が高いリサーチツール特許の円滑な使用について具体的解決策(ガイドライン等)を策定する ライフサイエンス分野におけるリサーチツールは、その大元が代替性が低く汎用性の高い遺伝子等の有限物であるという最大の理由によって、それらが独占されると他者が研究できないという弊害が起きている。製薬分野は独占することによって開発のインセンティブが得られるとは言え、創薬は国民の健康福祉に直結する問題である。ライセンスが得られない、又は差し止め請求がなされるといった事態が生じないように、OECD ガイドライン等や企業間の自主努力も参考にしながら、公共福祉的見地から、権利者と利</p>

用者のバランスを考慮したガイドライン等の策定を世界にさきがけて行うことが望まれる。

<保護:活用とのバランス><総合科学技術会議>

●医療関連技術の特許化促進

「医薬の使用方法に関する発明の「方法特許」による保護の検討を進める」
「遺伝子治療・再生療法等の先端医療技術に関する発明の保護の検討を進める」

平成15年度に知的財産戦略本部知的財産専門調査会において検討された医療関連行為の特許保護のあり方では、残念ながら、本来「方法の発明」を「物の発明」として保護するという形をとらざるをえなかった。しかしながら、我が国で開発された患者自身のリンパ球を用いた細胞治療によるがん免疫療法の臨床試験を中国で行うことが報道される(日経新聞・3月29日)等、先端医療技術の進捗は著しく、世界中凌ぎを削っている中で日本国民がより良い技術を(安価に)いち早く享受できる環境を創出するためには、よりオーダーメイドに近い医薬の使用方法を実態にあった、しかも、他者からみて分かりやすい保護、即ち「方法の発明」による保護にする必要がある。そこで高度な医薬の使用方法、遺伝子治療・再生医療等の先端医療技術の特許保護のあり方を今一度正面(運用ではなく特許法の改正)から検討し、速やかに特許保護を与える事があると考え。医療分野において知財立国を実現するには、これ等の特許保護は必須である。

本課題は昨年度も推進計画にあげられてはいるものの、進捗が見られていないと考える。<先端技術の保護の拡充><知的財産本部、総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省>

●大学等の役割

「大学等における基本技術・基盤技術(リサーチツール特許も含む)の創造促進と当該技術の普及化推進」

知財推進計画が策定されるようになって以来、国家予算が投入される大学等の研究テーマが産業に直結するものである傾向が見られているが、産業界が大学等に期待する多くは基本技術の創出であり、産業界が出来ないそういった基礎研究にこそ資金投入を行って頂きたい。更に、生み出された成果の普及(活用)については、平成17年度に検討された大学等の枠を越えて国家施策として検討していくべきである。<創造:創造の促進><総合科学技術会議>

●「特許法 73 条についての問題整理」について

現在、知的財産サイクル専門調査会などで73条の見直し等の意見が出ているが、共有特許の取扱について、民間に限らず社会に既に定着している73条の認識を変更するような扱いには強く反対する。大学における実施料の問題は契約の問題として契約の自由の原則に則り、基本的に当事者間で解決すべき問題であり、法改正で対応すべき問題ではない。過渡期でありどうしても検討が必要ということであれば、以下に提案する産学連携等の諸問題を扱う専門調査会にて検討する余地はある。

●産学連携の諸問題について、専門調査会を設置

産学連携については、徐々に進みつつあるものの、出願すべき特許の質や、契約、実施料の問題を始め、秘密保持、知財本部と TLO の関係、データベースの活用、研究マネジメント、資金の還流、人材の確保や活用等、必ずしも上手くいっているとは限らないように思われる。そこで、膨大な諸問題について産学官が委員を出し、日本の産学連携の活性化、イノベーションにつなげるという目的の基に、産学連携の推進をテーマとした委員会を立ち上げ、検討すべきである。

<創造：産学連携の推進> <総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省>

●生物遺伝資源へのアクセスと利益配分についての国際動向に対応する省庁連携の一層の推進

2002 年ヨハネスブルグで行われた「持続可能な開発に関する世界首脳会議」において、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配の国際的制度については生物多様性条約(CBD)の枠組みで話し合われることが決定した。資源提供国の提案する国際制度の中には、特許出願における出所開示があり、WIPO や WTO/TRIPS 等の知的財産に係わる国際フォーラムでも検討が続けられている。

我が国は、多様な生物遺伝資源を保有する海外諸国(特に東南アジア諸国)との関係を良好に保ちつつ、生物遺伝資源の持続可能な利用促進を行うべきである。その中で、知的財産制度の本来の在り方との調和を図るべきであると考えらる。

また、一方で、我が国の果物や野菜の新品種(イチゴ「とちおとめ」等)が海外に持ち出され無断で栽培される例が顕在化してきており、生物遺伝資源である植物新品種の知的財産権の侵害が大きな問題となっている。我が国も生物遺伝資源保有国であるとの認識の基に対応すべきである。

従って、生物遺伝資源の取扱は、科学技術政策・産業政策・農業政策とも密接に 関係しているので、関係府省間の連携を一層密にして生物多様性条約のみならず大局的見地から総合的に対処されるよう要望する。

<保護:国際条約に対する取り組み><経済産業省、農林水産産業省、外務省、文化庁>

●審査請求期間について段階設定の検討をする

審査請求期間が7年から3年に短縮されたことにより、全産業界では、審査請求を増加せざるを得なくなり、特許庁では滞貨が増したように思える。

しかしながら、発明の価値確定時期や寿命が明らかに産業毎に違う現状があり、ライフサイエンス等の開発に時間の掛かる分野では、本当の産業に資する発明(事業化に繋がる発明)であったかどうか出願後早期に判明出来ないことが多く、実体審査が始まる頃に事業化を最終的に断念した場合、拒絶理由が出ても応答せずに見なし取り下げとなる事例が発生している。同様の事は産学連携にも言え、大学で為された発明は大学発ベンチャーとして起業化したり、企業へのライセンスアウトを行ったりしているのがほとんどであるが、こういった事業化の検討には3年は短すぎ、新しい産業育成の芽を摘む結果になっている事も否めない。従って、上記問題を解決するには審査請求期間を、例えば、3年、5年、7年と選択出来るようにして、産業分野別及び出願人の実態にあった審査請求期間を出願人が選べるような制度を提案する。しかし、一方で、審査請求期間が7年に集中することにより、長期間にわたって権利が不確定な状況におかれるという弊害を避けるべく、例えば、長い審査請求期間は審査請求料を累進的に高くする等の仕組みが必要と考える。更に、大学等、資金力が小さいところは特例措置を設けて長い審査請求期間を選択しても、それほど審査請求料が高くないようにする等の救済措置も必要と考える。

●医薬品の試験データの保護を強化し、推進する

昨年からの継続事項であるが、更に新規で画期的な創薬開発のインセンティブ向上のため、日薬連から要望の出ている8年の保護期間を設定する等、2006年の出来るだけ早い時期に2005年度の検討結果を公表し、幅広い観点から具体的に推進するよう要望する。

●著作権に関する諸問題の検討を継続する

2005年度の文化審議会著作権分科会で著作権法改正の必要性が認められた「薬事法に基づく行政官庁へ提出するための複写」について、今年の

		<p>通常国会に法案が提出されなかったので、本年度内の提出を本知財推進計画に明記すべきである。更に、薬事法に基づく医療関係者へ提供する複写については、継続審議になったこと等を踏まえて、引き続き同審議会での検討を要望する。本行為は、患者により適切な投薬をするための安全性に係わる事であり、上記「行政官庁へ提出する為の複写」と同様に免責の対象とすることを要望する。＜保護の拡充＞＜文部科学省＞</p> <p>●利用発明の裁定制度の見直し 特許法の目的として改良発明の促進があり、生まれた改良発明の実施についての権利の調整機能として、特許法 92 条の裁定制度があった。裁定制度の適切な運用は、特許法の根幹に係わる問題であり、知財立国実現の為に必須の制度である。しかし、日米合意が存在するわが国の現状では、世界各国が批准している TRIPS31 条よりも後退した運用になっていると言わざるを得ない。本合意の成立経緯の不確定さからも、合意の撤廃を要望する。＜経済産業省＞</p> <p>●知的財産制度未成熟国への成熟化の推進 例えば、中国において医薬品の特許期間の浸食等が懸念され、特許期間延長制度の採用が早急に必要と考えられる。また、インドでは物質特許制度が採用されたが、その的確な運用についての注意が必要である。更に BRICS、アジア諸国における知的財産制度が未成熟であることに起因する弊害が顕在化しつつある。そこで、グローバルハーモナイゼーションの見地からも知的財産制度未成熟国 (BRICS / アジア諸国等) に対して産官が一体となって種々の働きかけを積極的に行うための組織作りを要望する。＜経済産業省＞</p> <p>以上</p>
17	日本製薬団体連合会	<p>医薬品の承認審査データ保護に関する要望について</p> <p>1. 要望の趣旨 昨年度からの継続事項であるが、「知的財産推進計画2006」においても、「医薬品の承認 審査データの保護を強化するために 8 年間のデータ保護期間を設定する(厚生労働省)」という内容を記載することを要望する。</p> <p>2. 要望理由 製薬業界の使命の一つに、国民の健康の確保と公共の福祉に役立つ新薬</p>

		<p>を提供することがあり、そのためいかに研究開発を促進し新薬を提供するかが重要である。一方、新薬に係わる承認審査データは、多額の研究開発費を投入し、長期間に亘る研究開発の最も重要な成果であって、重要な知的財産である。データ保護期間を8年とすることで、開発投資の回収も可能となり、かかる新薬の開発が可能となる。かかる承認審査データ保護は、新薬の研究開発を促進し、新薬を提供するための重要な一つの手段である。このことは、製薬企業の新薬の研究開発のみならず、ベンチャー企業の育成、大学発の発明や医師主導による新薬の研究開発の促進にも寄与するものと期待される。即ち、データ保護期間を8年とすることにより、国民に役立つ新薬の提供をより促進できるようになり、また研究開発を促進することで、医薬品産業の健全な発展を図ることができる。さらに、新薬の数が増えることにより、ひいては良質で安価な後発品の上市機会が増え、国民負担の軽減に資することになる。</p> <p>以上の理由により、知的財産推進計画において、06年度も引き続き厚生労働省での検討課題である旨を記載していただくよう要望する。</p>
18	ATF全国質屋ブランド品協会	<p>意見書・知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項 平成18年3月28日 ATF全国質屋ブランド品協会</p> <p>弊協会は中古業界において、ブランド品の模倣品の流通を排除する目的で勉強会・研究会を行う全国の165の質屋業者(2006年3月現在)で構成された団体です(弊協会の目的につきましては当意見書末に付記します)。</p> <p>私ども質屋は買取や質預かりの現場において、ブランド品の模倣品を実際に目にする機会が多く、現場での多くの経験と研究成果に基づいて、消費者保護を念頭に置いた模倣品対策の必要性についてご提案・ご説明させていただきます。</p> <p>まず、現在の商標権保護・模倣品対策の考え方は、商標権者・ブランドホルダーを保護することを前提としたものになりがちで、実際に模倣品の被害に遭ってしまった消費者を保護するところまでの対策は、不十分であるというのが現状かと思えます。また、そういった状況を作り出している背景には、明らかに模倣品とわかるようなものであっても、それを模倣品であると断ずることが出来る立場にある商標権者が、消費者向けに鑑定してあげる窓口を持たないことに一部由来していると考えられます。</p> <p>例えば、インターネットなどで模倣品を知らずに購入した消費者が、実際に販売した人間に対して被害の回復を訴えたとしても、現状ではその模倣</p>

品が、模倣品であることを証明する手立てがないばかりに、販売した人間が意図的に模倣品を売っていたとしても、「模倣品だと言うなら模倣品である証拠を出せ」という反撃の機会を与えてしまっています。また、現在の模倣品販売の摘発は、必ず商標権者の訴えに基づいたものとなっており、消費者は商標権者の訴えを待つばかりで、泣き寝入りしているケースも多くあります。実際、我々質屋に持ち込まれる商品の中には、こうした「知らずに購入してしまった模倣品」もしばしば見受けられ、被害に遭ってしまった消費者の落胆する姿を幾度と無く見ているとともに、こうした被害者に対してどうにもしてあげられない現状に歯がゆさも感じます。

こうした状況を打開するためにも、弊協会は商標権者によるブランド品の真正品・模倣品の判断を行うことの出来る窓口機関の創設の必要性を強く感じます。

消費者が模倣品である証拠さえ得ることが出来れば、個々の消費者が商標権侵害を行う者に対して直接的で具体的な行動を起こす機会が増え、引いては、2005年の知的財産推進計画にもあったインターネットオークションなどで模倣品を販売する個人・業者などに対するの対策につながるものとなり、強い抑止力になっていくものと確信しております。

ただ、一言に商標権者が窓口機関を創設すると言っても、現実には莫大な経費や時間をそれに向けて割かなければいけないという面は否定できず、商標権者に丸投げできる問題でないのは現実です。前述の提案が実効力を持つためには、商標権者だけではなく、ブランド品が流通する過程で関わる多くの業者・機関の協力はどうしても必要不可欠になります。

一つの現実として、我々質屋など二次流通の業者は、消費者に対して、手持ちのブランド品の真贋について一つの見解を与える立場にあります。消費者の多くは、そのブランド品が、出自がはっきりしないものであっても、質屋で買取・質預かりを受けてもらえればその商品は本物だったんだという確信を得ます。逆に断られれば、偽物ではないかという疑いを持ちます。インターネットオークションなどでも「質屋鑑定済み」と表記され、それが本物の証とされている商品は数多く見られます(本当に質屋が鑑定しているかどうかはわかりませんが)。また、消費者が本物かどうか分からず、困ったときに真っ先に持ち込んで相談するのが、質屋であることも少なくありません。

それだけ消費者の判断を左右するほどの信頼を得る背景には、例えば我々質屋で言えば、消費者に模倣品を販売しないように、ブランド品の真贋についての研究をしたり、もし誤って模倣品を買取ってしまった場合などでも、それを販売することなく処分するといったように、自分達の信頼を守るために多くの努力をし続けているという点は大きいと考えます。

	<p>もし商標権者が、信頼できる業者や機関・団体と協力関係を築くことが出来れば、窓口機関の実効性がここで大きく強まると考えることが出来ます。</p> <p>つまり、消費者が不安に思うブランド品を、まずは質屋などの業者に持ち込み、模倣品であるかどうかの判断・一次選抜を行い、それでも判断できないものだけを商標権者が二次選抜を行うという仕組みを前提にすれば、発生する業務が分散され、商標権者が消費者対応にパンクするといったことを未然に回避することが出来、窓口創設は現実味を帯びたものになるのではないかと考えます。</p> <p>ただ、この協力関係を築き上げるためには、業者が消費者の持ち込んだブランド品の真贋を間違いなく判定できるかという点が問題点として残り、それを解消するには商標権者が真贋判定に関する情報の提供を、協力業者に対して行うことが欠かせないものになります。</p> <p>しばしばブランド品には、模倣品対策として、化学反応・物理反応を利用した真贋判定用の目印・本物である目印を意図的に仕込んでいたり、細かいところまで丁寧に作りこまれていて簡単にはコピー出来ない部分があったりと、模倣品を模倣品であると商標権者自身が間違いなく判断できるような対策を講じている場合があります、そして、そうした本物と模倣品を見分ける目印に関する情報を協力業者が提供してもらうことが、前述の「業者による一次選抜」を可能にすることになります。</p> <p>ただ、その情報は商標権者にとっても真贋を判定するための生命線であるため、どれほど信頼の置ける相手であってもそこまでの情報提供は出来ないという意味で非現実的です。しかし、高い真贋判定能力と、いくつもの模倣品と真正品をサンプリング調査出来る調査能力を合わせ持った業者・団体をうまく活用することが出来ればその問題を解決でき、現実的な方向性を見出すことが出来ます。つまり、鑑定力のある業者・団体ならば、商標権者が切り札に持っている内部情報自体は提供されなくても、「模倣品かどうか疑わしいブランド品」について、それが「模倣品であるかどうか、〇か×か」の判断を商標権者に下してもらえるだけで、研究材料を提供されるだけで、あとは自らの力で「模倣品を確実に見破る方法」を開発することが十分に可能であるとともに、その技術力を以って商標権者が切り札に持っている内部情報に代えることが出来るということです。そういった技術力を持っていて、さらにその技術を悪用しないモラルの高い業者・団体と商標権者が積極的に連携していくことが、「ブランド品の真正品・模倣品の判断を行うことの出来る窓口機関の創設」を可能にする鍵になるとともに、引いては、弊協会が提案する「消費者保護を念頭に置いた模倣品対策」を実現するために非常に重要な意味を持つと考えます。</p>
--	--

		<p>昨今、消費者に対して「模倣品を購入するな」という啓蒙活動がさかんに行われていますが、それは一定の効果はあるものの、冒頭で申し上げたように、模倣品を知らずに購入してしまった消費者は全く救われない状況が続くわけで、「購入するな」というだけでは片手落ちになってしまいます。</p> <p>消費者が現実には模倣品被害に遭ってしまった時に、声を上げることもままならないのであれば、「消費者不在」とまでは行かなくても、「消費者の理解を得られない活動」に陥ります。「消費者とともに」活動を盛り上げるためには、「消費者被害の救済」を盛り込むことが最良の手段ではないでしょうか？</p> <p>再三にはなりますが、弊協会は改めて、商標権者によるブランド品の真正品・模倣品の判断を行うことの出来る窓口機関の創設を強く要望致します。</p> <p>以上、知的財産推進計画2006における模倣品・海賊版対策について弊協会の考えるところを申し述べさせていただきました。どうぞご検討いただきますよう宜しくお願いいたします。</p> <p>以上 会の目的(弊協会会則の第3条より) 第3条 目的</p> <p>本会は、会員間の相互協力により、質、古物(買取)、並行輸入、その他仕入れ、販売等の各取引の中で発生する偽造ブランド品の情報を収集し、且つ研究し、偽造ブランド品による被害の防衛対策を作成立案し、その対策を積極的に実行し、偽造ブランド品から消費者、会員、質屋業界を守り、同時に取引市場から偽造ブランド品を排除すること、さらにこの研究、対策活動により質屋業界の社会的地位の向上および公正な競争を市場に形成し、質屋業界のブランド市場の拡大と同時に業界の活性化に寄与することを目的とする。</p>
19	北海道道庁	<p>「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見</p> <p>「知的財産推進計画2006」の策定に当たっては、次の事項を盛り込むよう、提言します。</p> <p>①知的所有権センターの強化(継続)</p> <p>中小企業、ベンチャー企業には知的財産戦略を推進する人材が不足しており、知的所有権センターは、それら中小企業等に対する特許に関する情報の提供や特許情報検索の指導・相談、特許流通の支援などに一定の成</p>

果を上げている。産業の活性化に向け、今後、中小企業等に対する支援を一層強化する必要があることから、知的所有権センターの管理運営に対する助成措置と特許流通アドバイザーや特許流通アソシエートの配置など人的体制の強化が必要である。

②知的財産権関係民事事件の第一審の選択制等(継続)

東京地裁と大阪地裁に専属化されている特許権、実用新案権等に関する訴訟の第一審の管轄について、地域における裁判へのアクセス権を確保する観点から、従前どおり地元の地方裁判所でも裁判が受けられるように競合的管轄に戻すことが必要である。

また、現在、東京高裁に専属化され、4月から知的財産高等裁判所に専属化される控訴審については、司法判断の統一性を図る観点から措置されたものとその必要性は理解するが、上記と同様の観点から、米国の連邦巡回控訴裁判所(CAFC)のように地域の利便性の向上を図るため、巡回方式の採用についての検討が必要である。

③地域における裁判外紛争処理制度の創設(継続)

上記②による裁判管轄の改善が実施されるまでの間は、地域の企業等が法的救済を受けようとする場合、より多くの費用と時間を要することから、裁判による紛争処理を図るよりも裁判外の紛争処理のニーズが高まるものと考えられる。

2006年5月末日までに、ADR法により、裁判外紛争解決手続のうち民間事業者の行う和解の仲介(調停、あっせん等)の業務を認証する制度が実施される場所であるが、さらに、地域において簡便かつ効果的な裁判外紛争処理体制の構築についての検討が必要である。

④商標に関する先使用権の保護強化(継続)

商標を使用する意思のない者が、特定の飲食店名について商標権を取得し、当該飲食店に商標権の買い取りを強要する、いわゆるブローカー行為が散見される。

商標法第32条において、先使用による商標を使用する権利が認められているものの、「需要者の間に広く認識されている」ことが必要であり、結局、地域の飲食店の経営者は、高額な金額で商標権を買い取ったり、店名を変更したり苦慮している。

このため、地域で営業する飲食店等の保護のため、商標の使用義務の強化や先使用権の保護強化についての検討が必要である。

20	民間研究団体 知的財産 国家戦略フォーラム	<p>「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見</p> <p>民間研究団体、知的財産国家戦略フォーラムは標記につき、下記のとおり意見を表明する。</p> <p>記</p> <p><意見1> 知財改革の遂行に向け、知財人財の養成を強化されたい。</p> <p>日本政府は、知財立国の実現に向け、知的財産関連人材育成の総合戦略の推進策として、「知的財産人材育成総合戦略」を知的創造サイクル専門調査会において決定した(2006年1月)。専門分野の人材の育成はもちろん喫緊の課題であるが、国民や企業経営者への知財制度に対する意識の向上をさらに努力されたい。</p> <p><意見2> 知財立国の要である知的財産を創造するクリエイターを増やすため、税制改正や留学制度を導入されたい。</p> <p>知財立国の基盤を構成するのは、優れた知的財産を創造するコンテンツ制作者、研究開発者などのクリエイターである。世界で通用する一人前のクリエイターの育成が重要である。政府は、多くの者をクリエイター分野に参入させるため、修学期間における優遇税制の適用や、海外留学を含めた修学の機会を与えることが必要である。</p> <p><意見3> 新しい知的財産を前向きに検討されたい。</p> <p>地域ブランドや食の安全の重要性が高まっている。原産地表示の保護については、日本では不正競争防止法を主体に保護することとなっているが、中国では商標法の前産地商標などで保護する傾向もある。和牛ブランドの保護のため、動物品種の保護の必要性を検討する動きもある。</p> <p>日本政府は、前向きに新しい知的財産を保護する制度を検討し、世界に提案するべきである。</p> <p><意見4> 各国で異なる知財法制を調和されたい。</p> <p>現在、日本では、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法、種苗法などの法制で、知的財産の保護を図っている。しかしながら、世界各国の知財法制をみると、米国では意匠の保護が特許法の枠内に入っているなど、知財法制は異なっている。著作権法は条約により</p>
----	-----------------------	--

実質的に世界著作権法ともいえるが、著作権期間など異なる部分もある。また、韓国では実用新案法を無審査主義から審査主義へ戻す動きもある。日本政府は、欧米などの先進各国やアジア諸国と協力して、特許法のみならず、他の知的財産法も調和することを検討されたい。ユーザーから見ると、各国の法制が異なるとビジネスに大いに支障がある。

<意見5> 知識社会にふさわしい知的財産法制の構築を開始されたい。

知的財産法制を根本から考える時期が来ているのではないか。IT技術の普及とグローバル経済化の定着を受け、多くの問題が生じている。

例えば、フランス政府のipodに対する法規制法案のように、知的財産権をどのように保護すれば社会のメリットが最大化するのかが議論となっている。

また、現行の著作権法では利用をスムーズに行うことに支障があるため、「クリエイティブ・コモンズ(CC)」などの新しいライセンスの枠組みなどが検討とされている。最近、オランダ裁判所がCCのライセンスを有効であることを世界で初めて判決したと報道されてる。これらの事象は、現行の知的財産法制が社会に根本的に合わなくなってしまったことを表しているのではないか。

日本政府は、既存の法制度の枠にとらわれず、経済学、社会学、科学技術、経営学的な多様な視座から、新しい知財制度の構築に向け、抜本的な議論を開始することが必要である。日本政府は、21世紀の知識社会にふさわしい知的財産法制を発明し、世界に貢献するべきである。

<意見6> 知財知識の修学や研修のための奨学金制度を拡充してもらいたい。

先の意見1, 2でも要望したように、知財人材の拡充政策が喫緊の課題になっているが、知財人材を育成する大学院や各種の研修を受研する研修生のために、奨学金制度を充実させ、国が拡大してもらいたい。

弁理士、弁護士を始め、企業の知財スタッフなども知財の知識向上、実務上の能力向上のために専門職大学院への進学や各種団体、組織などが主催する研修会への参加が増えている。しかし経済的に余裕がないために参加できない社会人も多い。

こうした社会人の経済的な支援をするために奨学金制度を準備しておくことが肝要である。

		<p><意見7>地域団体商標制度の施行に伴い、商標管理について適切に運用するように行政が適宜指導してもらいたい。</p> <p>06年4月1日から施行される地域団体商標制度は、地域産業を活性化させるものとして期待されるが、この商標を取得した後の管理の問題が残されている。たとえば、取得した商標権者である組合などが商標を使用する組合員との間で商品の品質や使用方法の細則を決めておかないと、品質のばらつきがでたり適切な商標使用をしないケースも考えられる。</p> <p>このようなことがないように、組合員が守るべき使用細則を権利者である組合と商標使用者の組合員の間で取り決めをする必要がある。そうした指導は行政が主導しないと徹底しないことになりかねず、消費者に迷惑をかけることも限らない。</p> <p>また、商標を登録した団体・組合が、その商標使用の条件として組合員に団体・組合を通じて肥料や飼料や各種製品を購入するように事実上強制するようなことがあれば、独禁法に抵触することになる。こうしたことが起きないように、行政は適宜指導する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
21	日本アイビーエム(株)	<p>知的財産戦略計画2006に盛り込むべき政策事項に関し、弊社の考えおよび要望を取り纏めましたので、提出いたします。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。</p> <p>過去3カ年の取り組みの成果を踏まえ、第2期において、国際的な展開に重点を置き、国際標準化活動の推進、国際公共政策に係る議論への参画など、グローバルな視点に立った知的財産戦略を展開なさろうとすることは、我が国発の技術が国際標準として採用されるための基盤形成に大きく関係する重要な視点だと考えます。プロイノベーションのための重要なインフラとして、我が国の競争力に資する知的財産政策とするために、以下の問題について議論がなされるべきであると考えます。</p> <p>プロパテントからプロイノベーションへ：オープン・スタンダード(オープンな標準)と知的財産権に関する議論の促進の必要性高度に情報化・ネットワーク化された社会において情報システムの果たす役割は大きいですが、情報システムはその構造内において、および外部システムとの関係において相互依存性が高く、いわゆるネットワーク効果が強く働く特性を有する。このような状況の下において採用される共通プラットフォームは、オープンスタンダード、すなわち、開かれた参画プロセスの元で合意された具体的な仕</p>

様(特にITの分野においては、インターフェース、プロトコル、データやファイルのフォーマット)の公開されている技術標準に即したものであることが、イノベーション実現のためには不可欠である。

とりわけ、IT産業においては、国際標準を獲得し、優位性を有する新技術・新製品のグローバルな市場への普及を図ることが、産業競争力強化の源泉として位置づけられて取り組みが進んでいるが、動きの早いこの業界においては、オープン・スタンダードからデジュールへと発展して技術標準が形成されていく場合が多い。日本の企業がオープン・スタンダードをリードしやすい基盤形成に資する知的財産制度は、日本発の技術標準を国際標準とし、産業競争力を強化するという観点からも、喫緊の課題と言える。

このようなオープンスタンダードの問題をめぐっては、13ヶ国の政府関係者の他、大学、団体、企業の関係者が参加して取り纏められたハーバード・ロー・スクール報告書(*1)をはじめ、様々な議論が行われており(*2)、イノベーション促進のためにオープン・スタンダードの確保が必要であることについては、国際的に広く認識されているものである。我が国においてもオープン・スタンダードを強力に推し進めていくためにも、下記のようなテーマについて、知的財産権に関連する課題や解決手段(たとえば特許法における裁定実施権の適用など)の検討を進めていくべきである。

1) ソフトウェアの相互運用性(インターオペラビリティ)確保のための法的措置

世の中に蓄積されている大量のデータ・情報に対してアクセスし、交換・共有し、利用していくことは、政府・企業・個人にとって極めて重要な活動となっている。しかし、これらの活動が特定技術に基づくハードウェアやソフトウェアが強制される(いわゆるロックイン、囲い込み)という制約を受けることは、イノベーションに最も適した解決策を選択するにあたっての政府・企業・個人の選択肢が制限されていることを意味する。

したがって、イノベーションを阻害しないためには、相互運用性が確保されることが必要不可欠となっている。そして、この相互運用性は、オープン・スタンダードに準拠して作り出された技術や製品がその後、改良・拡張されていく際にも、必ず保持されつづけなければならないと、ネットワーク効果のために、結局は相互運用性のない技術が支配的になってしまうおそれがある。オープンスタンダード、非オープン・スタンダードのいずれに基づく製品分野のものであっても、それらの間での相互運用性が確実に確保されるよう、知的財産権の観点からも必要な方策がとられるべきである。

上述の問題意識から、知的創造サイクル専門調査会の報告書に記載されている「権利行使がイノベーションを阻害する場合に対応するソフトウェア間の相互運用性の確保の阻害など、特許の存在がイノベーションを阻害する場合について、独禁法の厳正な運用等に努めるとともに、裁定実施制度の活用の可能性も含め、必要な制度整備を検討する」というのは今後の非常に重要な検討事項と認識している。

さらには、近年のネットワーク化の進展、相互にコミュニケーションすることが機能実現において不可欠であるプログラムの特性を鑑みれば、相互運用性を確保するために必要な情報を得、かつ使用する目的でプログラムの著作物の利用を一定の条件のもとで権利制限することは、イノベーションを促進し、我が国の国際競争力の強化を図る上で検討されて然るべきと考える。著作権法上の相互運用性に関するこのような権利制限は、EU Copyright Directiveや米国のDMCAには既にかかなり以前から盛り込まれており、最近では、オーストラリア議会が本年2月に公表した報告書(*3)でも取り上げられるなど、著作権法の領域における国際的な潮流とも合致するものである。

2) オープンな文書フォーマット(Open Document Format: ODF)

--- 文書フォーマットをめぐる知的財産権のありかた

現代社会、特に政府や公的機関においては、文書は、情報を蓄積し、政策を遂行し、部署間や政府間、政府と企業・個人の間にて情報伝達を行うために用いられており、いわば、情報伝達のための血液としての役割を果たす重要なものである。目まぐるしく変化する社会情勢に対応し、新規マーケットの現状・将来を正しく判断し、革新的な技術を遅滞なく採用し発展させていくためには、文書フォーマット選択にあたっての柔軟性・自由度が確保されていることが必要であり、オープンな文書フォーマットが採用されることは必要不可欠である。また、オープンな文書フォーマットが採用されていない場合には、政府その他の機関により蓄積されつつある文書が、将来、技術的もしくは法的な理由から、政府等がアクセスし、利用することに不必要な制約が生じるおそれもある。文書フォーマットがオープンである、というためには、(1)そのフォーマットの文書を作成し、作成者や第三者がその作成された文書を利用する場合において、知的財産権上の制約を受けることがあってはならない。ある文書フォーマットがオープン･ソース・ソフトウェアを含めた多くのアプリケーションによって利用しうるようにしてオープンな文書フォーマットを広く普及させるために も、文書作成・利用における知的

財産権上の対価は無償でなければならず、また別途のライセンス契約締結というような追加的な手続きが要求されないことが必要である。(2)また、開かれた参画プロセスの元で合意された具体的な仕様の公開されている技術標準として公開するなどの方法により、競合製品が当該フォーマットの文書ファイルを読み込み当該フォーマットにて保存できるようなオープンなアクセスが認められる必要がある。(3)そして、広く使用されている文書作成アプリケーションにおいては、保存アイコンをクリックして文書を保存する際のデフォルト設定のフォーマットがオープンな文書フォーマットとなっている必要もあろう。有力な文書フォーマットがこういった意味でオープンとはなっていない場合、文書のやり取りが繰り返されているなかでいつの間にかオープンでない文書フォーマットによって保存されそれがそのまま続いてしまうこととなり、その結果、特定のソフトウェアに極度に依存するおそれがあることに留意されなければならない。

以上のように、極めて重要な意味をもつ文書フォーマットであるが、文書フォーマットそのものは約束事にすぎず革新的なものであるわけではないので、文書フォーマットに関して強力な知的財産権が認められるようなことがあっては政府その他の機関の政策・業務遂行、イノベーションの促進を阻害するおそれ大きい。

オープンな文書フォーマットは国際的にも広く重要な問題と認識されており、たとえば、マサチューセッツ州における公文書へのオープンな文書フォーマットの採用の動きについては広く知られている(*4)。わが国においても、オープンな文書フォーマットが普及することが重要であり、これを普及させるべく必要な施策を検討すべきであり、特に、文書フォーマットに関しての、知的財産権の保護と利用のバランスというものがきちんと議論されるべきである。

3) オープン・ソース・ソフトウェアの利活用促進に資する知的財産政策

コミュニティといった多人数による協業という手法により開発され、先端的で標準技術を生み出さるオープンソースソフトウェアは、オープン・スタンダードの構築を通じてのイノベーション促進の大きな原動力となりうるものである。知的財産権の保護を図りつつも、世界中で益々幅広く利用されるようになっているオープンソースソフトウェアの普及を図ることによりIT産業の競争力を強化するために必要な手段が講ぜられるべきである。例えば、特許権の保護とのバランスをはかる試みとして、オープン・ソース・ソフトウェアを特許出願に対する先行技術とし

		<p>て利用しやすい仕組みを確立しようとするプロジェクト(*5)が米国で進められている。わが国においても、このような試みに積極的に関与していく等、オープンソースソフトウェアの利活用を念頭においた知的財産政策が推進されるべきである。</p> <p>*1 http://cyber.law.harvard.edu/epolicy/ *2 http://domino.research.ibm.com/comm/www_innovate.nsf/pages/world.gio.html# *3 http://www.aph.gov.au/house/committee/laca/protection/report/fullreport.pdf *4 http://www.mass.gov/eoaf/open_formats_comments.html *5 http://developer.osdl.org/dev/priorart/</p>
22	LVJグループ株式会社	<p>知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項について</p> <p><u>個人による模倣品の輸入、購入、所持の禁止の法制化</u></p> <p>個人による模倣品の輸入には二つの問題が含まれます。ひとつは、組織的な模倣品の輸入の方法として個人輸入を装うもので、もうひとつはエンドユーザー自身が海外から模倣品を持ち込むものです。</p> <p>前者に対しては現行法によって取締りが可能ですが、水際で後者と区別することは困難であり、これに乗じて「発覚しても没収されるだけですむ」との認識で、受け取り役を全国に擁した犯罪組織が国際郵便を多用して模倣品を輸入している現実があります。</p> <p>後者については、情報通信技術や国際郵便などの発展により、模倣品をオークションサイトなどを通じて購入することで商品が海外から送付されることやアジアなどの海外市場において模倣品を購入した観光旅行者が国内に持ち込む事例が増えています。なかには、現行法を「個人輸入できる権利」と解釈して主張する者も少なくなく、取締り現場では困難な対応を迫られることが増えていると聞いています。また、模倣品の製造や販売が違法と知りながらも模倣品を買うという消費者が依然として多く、結果的に我が国の需要が海外における模倣品製造を促すという状況が生じています。</p> <p>このように、個人輸入は国民の知的財産についての規範意識に悪影響を及ぼしており、産官と消費者との間で意識の大きな隔たりがあります。ボトムアップで知財立国を実現するためにも、個人による模倣品・海賊版の輸</p>

入、購入、所持を禁止する法制度が必要であると考えます。

模倣品の水際対策

税関当局の努力によって、模倣品の差止件数が大幅に増えている一方で、権利者と税関の双方において模倣品対策に費やすことの出来る資源は限られています。輸入の小口化など巧妙かつ悪質化する輸入態様に対応するためにも、差止手続の合理化のために、以下の施策が必要と考えます。

- ・ デジタルカメラ、電子メールを利用した遠隔地における迅速な点検方法の導入
- ・ 認定手続にかかる認定開始通知書などの電子的手段による交付
- ・ EMS 番号などの輸出者の特定をより容易にする情報の開示

また、頻繁に多くの模倣品を輸入する者に対しては、認定手続にとどまらず、刑事摘発など厳しい措置をとる事例を増やすことが必要と考えます。

インターネット対策

オークションサイトを利用した模倣品の売買は依然としてかなりの数量にのぼっています。このことは実際の売買による被害にとどまらず、模倣品に身近にアクセスできる環境を消費者に与えるもので、特に若年者など国民の知的財産に対する規範意識の向上に悪影響を及ぼすものと危惧しています。いまやインターネットオークションは国民経済にとっても無視できない規模に成長しており、このような公の市場を提供するオークション事業者の社会的責任は大きいと考えます。事業者は自主的なガイドラインを策定しているものの法的な拘束力は無く、一部の大手業者で一時的な改善がみられたものの、模倣品は中小の事業者に移って取引されるようになってきています。そこで、プロバイダ責任制限法を見直すなどにより、以下の施策が必要であると考えます。

- ・ 権利者による模倣品の販売者の特定を容易にする制度の導入
- ・ 模倣品の流通市場を提供するオークション事業者等に対する法的責任を定める

国民に対する普及、啓発、教育の充実

個人輸入について申し上げましたとおり、消費者としての国民の知的財産に対する認識はあまり向上していません。一つの要因として、「模倣品はいけない」というメッセージが特定の権利者、メーカーの利益にしか繋がらな

		<p>いという誤解によるところが大きいと思います。一方で、権利者の側も自社のビジネスの保護のみならず、模倣品対策を通じて知的財産制度の秩序維持に資する責務があるという認識をもつ必要があります。</p> <p>知的財産制度の社会的意義について、一般消費者や我が国の次代を担う若い世代が正しく理解することができるよう、政府がこれを重要な課題と位置付けて具体的な施策をうつ必要があると考えます。</p>
23	(社)日本種苗協会	<p>農林水産省関係部分のうち、知的財産の保護(植物新品種の保護)</p> <p>「1. 植物新品種の保護を強化する」の中に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録品種であることを明確にする表示マークの普及 <p>を追加して頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>種苗法に基づく登録品種であることを表示マークで明確にするとともに、育成者権の普及啓発を図ることにより、登録品種の保護を強化する必要があるため。</p>
24	(社)農林水産先端技術産業振興センター	<p>「知的財産推進計画2006」に盛り込むべき事項についての意見</p> <p>1. 「農業者の自家増殖」に育成者権を及ぼすようにすべき</p> <p>民間等が中心になって積極的に育種を行っている、野菜、花き、果樹、きのこの等の作物については、農業者が自家増殖を行うに当たっては育成者権が及ぶようにすべきである。</p> <p>2. 民間と公的機関の役割分担の明確化</p> <p>品目によっては、民間育種の最大のコンペティターは、独立行政法人、都道府県等の公的機関とも言われている。公的機関で育成された品種(中間母本を含む)についても、その価値を反映したよりの確なロイヤリティを設定するとともに、作物によって、民間と公的機関との役割分担を明確にし、双方相まって、より効率的、効果的な新品種の開発を図るべきである。</p> <p>3. 世界的な育成者権相互認証制度の確立</p> <p>特許における世界特許システム構築に向けた取組と同様、植物新品種の育成者権についても世界的な相互承認制度を確立すべきである。今後、わが国で育成された優良な品種について、積極的に海外で権利取得するためには重要である。</p>

	<p>4. 品種保護制度に関する普及啓発活動の充実</p> <p>品種保護制度についての普及啓発活動を一層充実させるべきである。これまでのような種苗関係者だけを対象とするのではなく、生産者、流通関係者、市場関係者に加えて、輸出入業者等にも品種保護制度の趣旨を徹底する必要がある。</p> <p>5. 欧米並みに審査期間を2年以内に短縮</p> <p>審査期間を欧米並みに2年以内に短縮する必要がある。また、品種の寿命が短くなる傾向にあるので、出願公表もより迅速に行い、出願受理から3ヶ月以内に行うべきである。</p> <p>6. 育成者権侵害情報の収集・提供のための体制整備と侵害立証の支援体制の強化</p> <p>個々の植物品種育成者による権利侵害の調査や侵害の立証には限界がある。関係機関による侵害情報収集や情報提供のための体制整備、侵害立証のための支援体制の強化が必要である。</p> <p>7. DNA品種識別技術開発の推進</p> <p>権利侵害の迅速な立証に有効なDNA品種識別技術について、適用できる作物を早急に拡大するため、農林水産省等の関係機関、都道府県の試験研究機関、団体、民間企業等の技術開発を支援し、強力に推進すべきである。</p> <p>また、植物毎に、DNA品種識別技術の標準化を推進すべきである。</p> <p>8. 出願及び登録に関する情報の迅速・的確な公表</p> <p>品種登録出願及び品種登録に関する情報について、ホームページ等により迅速にかつ的確に公表すべきである。出願公表についても特性概要などの公表が必要である。</p> <p>9. 登録品種の種苗の海外への不法持ち出しの防止</p> <p>登録品種の種苗の海外への不法持ち出しを防止するための対策を早急に検討すべきである。</p> <p>10. UPOV加盟各国との密接な協力関係の構築</p> <p>UPOV加盟各国とより密接な協力関係を構築し、適切な権利保護の促進及び権利侵害の防止に務めるべきである。</p>
--	---

		<p>11. アジアでの UPOV 加盟国の増加促進と中国及び韓国での保護対象植物の早期拡大の要請</p> <p>種苗流通でわが国と関係が深いアジア地域において、品種保護制度を整備し UPOV 加盟国が増加するよう、わが国としても積極的に支援する必要がある。</p> <p>また、特に、中国及び韓国で保護対象植物を早期に拡大するよう、わが国として積極的に要請していく必要がある。</p> <p>12. 海外各国の品種保護制度に関する情報の収集とその公開</p> <p>種苗流通の国際化が急速に進んでいるので、海外各国の品種保護制度に関する情報を積極的に収集し、広くわが国の関係者へその情報を公開する必要がある。また、海外での育成者権取得への積極的な支援を行うべきである。</p> <p>13. 植物新品種の審査官の人材育成と活用</p> <p>植物新品種の審査を行う農林水産省の審査官について、高度の専門知識を持つ専門家として人材育成を図り、育成者権の保護促進や侵害対策に積極的に活用する仕組みについても検討を進めるべきである。</p> <p>14. 民間による育成者権の保護活用に関わる活動への支援</p> <p>わが国の植物品種保護制度における「登録品種」や「品種登録出願中の品種」について、育成者権の侵害防止や品種保護制度の普及を目的に、民間の種苗関係団体等が協力して「登録表示マーク」を定めて、その種苗や収穫物等に添付する活動を進めようとしている。こういった民間による育成者権の保護活用に関わる活動について、国としても積極的に支援を行うべきである。</p> <p>15. 国際的な枠組みに対応した遺伝資源の積極的な収集とジーンバンクの体制整備</p> <p>遺伝資源へのアクセスとそこから得られた利益の配分について国際的な議論が進み、国際的な枠組みが大きく変更しているが、新品種育成に最重要かつ不可欠の遺伝資源については、今後も積極的に国内外で広く収集するとともに、その特性評価・保存・提供を行うジーンバンクの体制の充実強化を図り、わが国の新品種開発を一層促進すべきである。</p>
--	--	---

		<p>16.知的財産関連予算の確保と民間への支援 農林水産分野においては、知的財産の創造・保護・活用に係る基盤が未だ極めて脆弱であるので、今後も国の知的財産関係予算を十分に確保し、民間等の知的財産の創造・保護・活用へ向けて積極的に支援を行う必要がある。</p> <p>17. 農林水産分野における知的財産の経済評価と国民への普及啓発 農林水産分野における知的財産の経済評価手法を開発し、知的財産の重要性について国民的な理解のもと、農林水産分野の知的財産の創造・保護・活用を推進すべきである。</p> <p>18. 海外での育成者権の戦略的取得・活用及びそのためのサポート体制の強化 今後、新品種開発に関する国際的枠組みが強化される中で、わが国は海外での戦略的育成者権の取得と活用を図ることが重要となっている。その際、わが国の育成者権はその太宗が個人や中小企業であることから、海外での育成者権の取得・許諾・権利侵害対策等に関しては、国等の公的機関や関係団体が一体となったサポート体制の強化が不可欠である。</p> <p>20. 育成者権の保護促進に係わる関係機関及び関係団体への支援 育成者権の保護促進に係わる関係機関、関係団体へ、より積極的な支援を行うべきである。</p>
25	キリンビール(株)	<p>「知的財産計画2005」に盛り込まれている「品種登録の審査期間を2010年度までに2.5年に短縮すること」を実現するためには、方式と実態(栽培試験等)の審査に関わる運用を見直す(例えば、方式審査において、1.出願書類のうち諸証類の提出頻度の見直し、2.品種名称審査における商標審査との整合性の追求、実態審査において、UPOV条約加盟国間での特性データ交換による栽培試験または現地調査の省略等)必要があると思われ、当該見直しがされれば上記実現の確度が高まる。</p>
26	株式会社 ホープ	<p>植物の育種を生業としております。知的財産権侵害の対抗手段には、多大場費用と労力が必要で、特に個人レベルではあきらめざるを得ないケースが少なくないものと考えます。知的財産立国を標榜するからには、個人の権利侵害を守る行政からの支援のシステムの整備が必須です。知的財産を担保とした融資制度などがあれば、安心して開発に取り組めるのです</p>

		が。
27	社団法人 日本音楽著作権協会	<p>「知的財産推進計画 2006」に盛り込むべき政策事項について</p> <p>1. 著作権の保護期間を欧米並み(死後 70 年)に延長</p> <p>(1) 保護期間の延長は文化の問題です 保護期間延長の問題を経済面から議論してはなりません。 およそ優れた作品(著作物)の文化的価値は、例え、千年経っても変わるものではなく、永遠に国民がこれを愛し、かつ、誇りとする文化資産です。 紫式部然り、シエークスピアも又然り、自国のみならず、世界の文化資産の恩人と言っても過言ではありません。 後世の我々に貴重な文化資産を遺してくれた人々は当然、その死後においても多くの人々の敬愛するところです。 しかるに、昨今の議論は、保護期間延長反対の理由として、二次的利用に不都合であるとか、著者や作家の子孫が延長によってこれ以上経済的利益を享受するのはおかしいとか、果ては自由に利用することが出来れば二次的著作物の創作につながるとか、はなはだ身勝手なものが多く、地下に眠る恩人に対して、敬意を欠いているものと言わざるを得ません。 確かに保護期間延長によって経済的恩恵を受ける子孫もあるでしょう。しかし、後々永らく人々に愛される著作や作品は全体からすれば極めて少ないものであり、少ないからこそ、その文化的価値は大切にされなければなりません。それに比べれば経済面での議論は余りに卑小です。</p> <p>(2) 文化に関しては、相互主義は国際ルールの大原則です 彼の国が自国の文化資産を 70 年保護するのであれば、我が国もまた 70 年をもって自国の文化に対するのと同様に、彼の国の文化に敬意を表すべきです。50 年には 50 年をもって酬いればよいのです。 経済面だけの議論では、所詮、日本の議論は他国の文化資産のただ使いを容認するためのものではないかと、欧米各国から諷られてもいたし方ありません。</p> <p>2. 知的財産の「創造、保護、活用」の知的創造サイクルを守り、日本の音楽文化の多様性を確保するため、音楽用 CD 等の再販売価格維持制度(以下、「著作物再販制度」という。)を維持</p> <p>(1) 著作物再販制度の見直しに反対します</p>

貴本部のコンテンツ専門調査会による「デジタルコンテンツの振興戦略」において、著作物再販制度について、「音楽用 CD については再販売価格維持制度の対象から除外することを検討する。」との提言がなされています。

この提言では、著作物再販制度の文化的意義について何ら言及することなく、唐突に音楽用 CD を対象から除外することを求めており、誠に遺憾であるとともに、著作物再販制度が「知的財産の創造、保護、活用」に大きな役割を果たしているにもかかわらず、これに反する提言がなされたことに驚きを禁じ得ません。

(2) 著作物再販制度は音楽文化の多様性を支えています

消費者の音楽に対する趣味・嗜好は多種多様であり、箏曲、長唄などの純邦楽から、童謡、民謡、歌謡曲、J-POP、洋楽、ジャズ、クラシック、現代音楽など幅広いジャンルがあり、消費者は、音楽 CD 等の価格の高低よりも、自分の趣味嗜好にあうかどうかで音楽 CD 等を選択し購入します。

もとより音楽は、音楽作家(作詞家、作曲家等)それぞれの感性や個性が反映されたもので、1曲1曲が固有のものであり、一般の商品と違って他の作品との代替性はありません。

これまで、日本の音楽産業は、著作物再販制度に支えられ、消費者の趣味嗜好や需要に応えるため、幅広いジャンルの多種多様な CD 等を発売しており、このことに

よって消費者は、全国どこにいても多様な音楽文化を享受することができています。

しかしながら、著作物再販制度が廃止された場合には、文化的価値は高いが支持層の少ないジャンルの商品は切り捨てられ、店頭に並ぶ商品は売れ筋の CD 等が主流にならざるを得ず、消費者は多様な音楽文化を享受する機会を失ってしまうこととなります。

また、多くの音楽作家にとっても、作品発表の場を失うことから、創造のエネルギーが枯渇し、新たな作品の創作が困難となります。さらに、実績のない新人作家は、世に出る機会すら奪われてしまうことにもなります。

(3) 日本の音楽文化発展のため著作物再販制度は維持されるべきです

著作物再販制度は、我が国の文化政策の根幹に関わる制度であり、多様なジャンルの音楽の創作を支え、消費者が音楽文化を公平に享受することを可能とするなど、文化の振興や普及に極めて大きな役割を果たしています。この優れた制度なくして音楽文化の発展は望むべくもありません。本制度の廃止は音楽文化に多大な打撃を与えることとなります。

		<p>我が国の音楽文化を発展させ、さらには、喫緊の課題とされている日本のコンテンツの一層の国際展開を図るためにも、多種多様な作品の創作を支える基盤を確保することが不可欠です。そのためにも、著作物再販制度は今後も維持されるべきであり、まさにそのことが知的財産立国の実現に資するものであると考えます。</p>
28	JAPAN デジタル 流通 推進 協議会	<p>当団体は、私的録音録画補償金制度についてIT産業の立場から主張し行動する、世界的な企業の団体です³。以下の理由により私的録音録画補償金を可及的速やかに撤廃することを求めます。</p> <p>イ. 総論</p> <p>補償金は著作権侵害に対するソリューションではなく、またそのようなものとして設計されていません。これ以上の補償金は、権利者のみならず電子産業と消費者を利するような技術的ソリューションの開発から資源と努力を奪うこととなります。補償金対象製品の拡大は(1)時代遅れの制度を何年にもわたって継続し、(2)日本と外国の産業に対し極めてネガティブな影響を与え、(3)消費者にマイナスのインパクトをもたらすこととなります。今年5月にリリースされる予定の研究のとりあえずの試算によれば、現行の補償金による損失の総額は40.4百万ユーロに上ります。更に補償金が拡大されれば、消費者にとっての損失は425.6百万ユーロ、生産者にとっては689百万ユーロの損失が生じ、全体として年額12億ユーロにも上ると試算されています。⁴</p> <p>ロ. 各論</p> <p>(i) 諸外国における状況</p> <p>補償金支持者は諸外国の補償金制度を根拠としてきています。しかし、国際的には補償金がデジタル製品にもたらすマイナスの提供は次第に認識されています。その結果多くの国でハードディスクその他のデジタル製品に対する補償金を撤廃し又は課金しない方針がとられるようになりました。ここで問題となるのは主として欧州諸国ですが、以下の事例が動向を示しています。</p>

³ メンバーには、Apple Computer, DELL, Intel Corporation, 等の企業が含まれています。

⁴ Private Copying Levies on Digital Equipment and Media: Direct Effects on Consumers and Producers and Indirect Effects on Sales of Online Music and Ringtones; embargoed for release until May 1, 2006. by Robert Damuth, Nathan Associates Inc.

		<p> <i>アイルランド</i> 補償金制度が存在しない。 <i>イタリア</i> 法改正によって CD/DVD 録音録画機器を補償金の対象から除外。 <i>英国</i> 補償金制度が存在しない。 <i>オーストリア</i> 2005年12月、裁判所はPCハードディスクは補償金の対象でないと判断。 <i>オランダ</i> CD/DVD 録音録画機器、MP3 プレーヤー及び PC は補償金の対象外。 <i>カナダ</i> 2005年、最高裁は補償金を iPod その他の MP3 プレーヤーへの拡大を否定する下級審判決を支持。補償金制度そのものを廃止する動きも継続中。 <i>ギリシャ</i> PC に対する 2 パーセントの補償金を撤廃。 <i>ノルウェー</i> 補償金制度を導入しないことを決定。 <i>スイス</i> 補償金制度を導入しないことを決定。 <i>スウェーデン</i> PCは補償金の対象外。 <i>スペイン</i> 政府はデジタル製品を補償金の対象外とする方針を表明(2005年8月)。 </p> <p> (ii) 補償金の趣旨と役割 </p> <p> 私的複製に対する補償金は、租税と同様に製品の購入価格に転嫁される課徴金です。本件では私的録音録画補償金は消費者向け電子情報技術製品に対して課されることとなります。最初に課徴金制度が導入されたのは1960年代に欧州においてアナログ機器に対してでした。これは私的録音録画補償金制度が、著作権法において認められた「私的」複製の例外について権利者を補償する唯一の現実的な方法であると考えられたことによるものです。補償金制度は、これまで正確さに欠け、「粗雑な正義」とみられています。この制度は、複製を行わない消費者、個人又は企業に対し、複製する者と同じ価格を技術に対して支払うことを強制するものです。デジタル技術、デジタル権利管理(DRM)及び技術的保護手段(TPM)の進展に伴い、補償金制度は不必要かつコストの高いものとなっています。 </p>
--	--	--

⁵ SWR- Worldwide

⁶ CSPP, p. 11

⁷ "The Critical Role of the Software Industry in Latin America: A Summary of Studies Conducted in 8 Latin American Markets"; developed for CompTIA; authors Laura Sallstrom and Robert Damuth; p. 1. Updated in 2005 for India and new WWide Analysis.

また、補償金制度の範囲と対象製品は、当初の目的をはるかに超えて拡大しています。世界の産業が今日支払っている補償金の総額は、多くの国の管理団体の記録が公開されていないため明らかではありませんが、前述のNathan Associateの研究はこの問題についての経済的影響を数値化した試みとして重要です。

私的録音録画補償金はデジタル時代にふさわしくない。 補償金制度は、元来アナログ時代に著作権に対する認められた例外について、創作を保護することができない場合に（又は複製物が作られているという前提の下に）これを補償する目的で創設されたものです。しかし、今日のデジタル時代には、創作者に対し、認められた複製について補償する多様な手法があります。技術的保護手段（TPM）及びデジタル権利管理（DRM）は、創作を保護する（複製されているという前提を置かない）とともに、創作者に対しその創作の使用について補償する上でより優れた手段です。補償金制度は、技術的保護手段がより広く利用可能になるにつれて撤廃されるべきものです。DRM及びTPM技術の詳細についてはwww.eicta.orgを参照下さい。特に、最近の目を見張るほどのDRMの進展の例には次のようなものがあります。

- iTunes (iPodを用いたネットワークへの音楽配信サービス)の成功に見られる、インターネット上の配信サービスの拡大（日本では開設以来1週間で100万ダウンロードを達成）。
- 2005年2月のグラミー賞、ジャズ部門で「1枚もCDを店頭販売していない」マリア・シュナイダーの受賞。

消費者は技術に対するアクセスを否定される。

- 私的録音録画補償金制度はデジタル機器、すなわちコンピュータに対する課税： この制度は日本国民に対して技術のコストを増加させることとなります。また、この税は多くの市場が技術の浸透率を向上させようとしている時に導入されることとなります。放置しておく場合には、私的録音録画補償金はデジタル機器の価格を上昇させ、テクノロジー製品に対する需要を減少させ、また日本国民を不利に陥れることとなります。
- 私的録音録画補償金制度は中小企業に不利： 消費者に対して損失をもたらすほかに、私的録音録画補償金制度は企業にも

マイナスの影響を及ぼします。補償金制度は「私的」使用のための複製を補償する目的であるにもかかわらず、企業の技術及び媒体の調達についても適用されます。つまり、私的録音録画補償金は大きな問題に対する粗雑な正義としての解決策にすぎないものです。そして個人も企業もともにこの問題を認識しています。ドイツの消費者と中小企業経営者に対する調査によれば、回答者の75パーセントがドイツのパソコンに対する補償金案に反対しているという結果でした。世界市場で競争する日本企業は同様の意見です。

私的録音録画補償金制度は不公平。 著作者の創作は国民の遺産の欠くことのできない一部です。また、創作は活力あるデジタル経済の重要な一要素でもあります。このためコンテンツの成長を促進する技術は重要です。ところが私的録音録画補償金制度は新技術に対する投資を低下させ、(定義上「私的使用」を行うことのない)企業に対し重い負担を負わせる結果、コンテンツの成長・充実を阻害することになります。更に具体的には次のとおりです。

- 私的録音録画補償金制度は著作者及び権利者を害する：補償金は通常管理団体等により創作者及び権利者に対して分配され、その創作の複製について補償します。しかしながら、徴収された私的録音録画補償金の一部は管理団体等の運営費のために用いられ、また一般的な文化活動の資金としても用いられます。その残余が権利者に分配されるに過ぎません。そもそもより良い補償の方法は、複製を制限し又は防止する技術によって創作を保護することです。
- 私的録音録画補償金制度は二重課税：新規のデジタル技術に対して補償金制度が拡大することは、コンテンツ権利者、テクノロジー企業及び消費者がDRM開発費と私的録音録画補償金の双方を負担することになるので、「二重課税」状態をもたらすことになります。二重課税は法令を遵守する消費者のコンテンツの利用を低下させ、最終的には販売とコンテンツ開発を低下させることになります。事実、補償金制度が違法コピーを奨励し、販売を低下させている兆候が見られるのです(下記参照)。

- 日本での二重課税：しかもレンタルCDサービスにより料金を支払っている消費者は私的録音録画補償金によって更に課金されているのが実態です。

私的録音録画補償金制度は違法コピーについて補償するものではなく、違法コピーを防止しない。補償金制度は著作物の無権限の複製について補償するものではありません。そもそも欧州で「私的複製」について補償金制度が創設されたのは、私的複製についての著作権の認められた例外について権利者を補償するためです。権利者に対して違法コピーから補償を受けさせるために補償金制度を用いようとするのは制度に対する根本的な誤解に基づいています。

- 補償金制度は実際に違法コピーを奨励：消費者は補償金を支払うことにより、製品を複製する権利を購入したと考える傾向があります。たとえば、AppleLinksの論説によれば、カナダの消費者がMP3プレーヤーに補償金が適用された結果、「カナダで音楽を複製することは合法になる」と主張しています。現在の違法デジタルコピーとの戦いの中で消費者に対しこのようなメッセージを送るべきではありません。

テクノロジー・消費者向け電子製品セクター：私的録音録画補償金制度は日本企業と外国企業の双方にとって費用が高く、テクノロジー・消費者向け電子製品セクターのただでさえ低いマージンを更に低下させることとなります。フランス及びドイツの場合について見ると、多国籍企業は、補償金負担の増加により2005年には1企業当たり85百万米ドルの収入低下を予想しています。より市場規模の大きい日本の場合には、私的録音録画補償金制度の負担が大きくなる場合には更に大きな影響があると予想されます。

- 私的録音録画補償金制度は製造業立地の魅力を低下させる：更に、私的録音録画補償金はテクノロジーセクターの製造又はサービスの基地としての魅力を低下させます。私的録音録画補償金制度は産業の発展にとって国内的な障壁をもたらします。世界的規模のアウトソーシング環境においてシェアを確保し、国内製造業を振興し、そして国内のテクノロジーセクターを成長させる上で私的録音録画補償金制度は成長の阻害要因となります。私的録音録画補償金制度は日本企業と多国籍企業の双方

		<p>にとって投資判断上「税」として認識されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 私的録音録画補償金制度はオフショア購入を促進する：たとえば最近のドイツ(世界でもっとも補償金負担が重い国の一つ)での独立の研究によれば、消費者の70パーセントは追加的な補償金負担を回避するために外国から機器を購入することを考慮する、としています。⁵ • 違法ファイル交換に対する権利執行の前進：インターネット上の違法な音楽ファイル(交換サイトなど)2003年6月から2004年6月までで30%も減少(11億ドル相当から8億ドル相当へ)、最も人気のあるファイル交換サービス(FastTrack、KaZaAを含む。)は2004年6月(米国と世界での訴訟の前と比べると)からユーザーが40%も減少(420万から240万)、FastTrack/KaZaAの利用者はより小さくより複雑なニッチへ移行(eDonkey/eMule、Gnutella (Bearshare)、WinMx、OpenNap、[BitTorrent]、DirectConnect) <p><i>国民経済的考慮</i>：多くの研究が経済成長と情報テクノロジーの進展との間に直接の関係があるとしています。私的録音録画補償金は、テクノロジーの更新と投資を減少させることによってコンピュータテクノロジーがもつ国民経済的な利益を減少させることとなります。</p> <p>特にInstitute for International Economics (IIE)は、輸出市場のために生産している企業が平均よりも高い生産性を達成しているという強いエビデンスを見つけています。IIEの計算によれば <i>世界的な事業活動がなければ、1995年から2002年までの米国の生産性成長は2.8%でなく2.5%にとどまった(GDPに対し少なくとも2300億ドルの損失)</i>とされています。⁶また、世界的な事業活動は1990年代におけるハードウェア価格の10%から30%の下落を支えています。</p> <p>Nathan Associates/Sallstrom Consultingによる世界IT投資の研究⁷によればIT投資はGDPをどの国でも成長させており、IT資本に対する10%の成長がGDPをどの国でも(先進国、開発途上国を問わず)2%から4%成長させるとされています。</p>
--	--	--

		<p>また、この研究はIT投資の拡大はGDP成長、生産性向上、雇用効果、IT資本成長、インフラ効果のどれをとってもより大きなプラスの効果をもたらすとしています。ところが私的録音録画補償金はIT投資を減少させ、このようなポジティブな効果を減殺します。価格が上昇すれば消費者(この場合は政府、企業及び個人)は投資をするインセンティブを奪われます。このため、私的録音録画補償金は社会経済に対するこのようなポジティブな効果すべてに悪影響を及ぼす可能性があるのです。</p> <p style="text-align: center;">補償金は日本の国内問題とは言えない: 政府がどのような方針を出すかは、単に我が国のみならず世界のIT政策に大きな影響を及ぼすでしょう。</p> <p>ハ. 結論</p> <p>以上から明らかのように、著作権法から私的録音録画補償金制度を可及的速やかに撤廃すべきです。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
29	(財)デジタルコンテンツ協会	<p>デジタルコンテンツの創作、流通、利用のサイクルを早める仕組みの創設</p> <p>わが国が目標に掲げたコンテンツ立国とは、有益なコンテンツが創作、流通、利用され、その利用から新たなコンテンツが創作、流通、利用されるといった、上昇スパイラルのメカニズムを指すものと理解することができる。もっとも、このような仕組みそれ自体は新しいものではない。有史以来、人類の文化や技術はこうしたメカニズムのもとに漸進的發展をみてきた。文化の醸成や芸術作品の創作には、著作権制度が有するサイクル(わが国では一般に著作者の死後50年を目安とする)がその役割を果たす。また、技術の革新は特許制度のサイクル(同20年を目安とする)があつてこそである。</p> <p>他方、高度情報通信社会においては、そこで流通するデジタルコンテンツの豊富化が求められる。また、創作されたデジタルコンテンツは商品としての消長が激しく、またその特性故に侵害の拡がりが高いため、創作資金回収の短期化が必須である。したがって、上昇スパイラルのメカニズムの速度を圧倒的に速めることが必要になる。ところで、メカニズムの高速化を実現することができるのは、デジタル・ネットワーク環境という“文明の利器”を備えた者だけである。現在のわが国は、世界的に見てもその資格を有する数少ない国の一つであり、世界に先駆けてその高速化を実現し、デジタル</p>

		<p>コンテンツの創作、流通、利用を促進することは理に適った行動ということができる。</p> <p>上記に鑑み、コンテンツがデジタル情報として創作、流通、消費され、これら情報財の取引が物財取引よりも重要度が高まる将来の情報社会に向け、デジタルコンテンツの創作、流通、利用を促進するための新たな仕組みに対するニーズ、及び、仕組みの具体的内容について、産・官・学・法曹の各界有識者による議論を早急に深める必要があるものと思われる。なお、新たな仕組みの具体的内容の立案にあたっては、特に以下の機能を重視すべきと思われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 任意の登録制度を設けるとともに、指定登録機関を設置し、そこに登録されたデジタルコンテンツについては一定期間保護されることとする。 2. 登録にあたっては、登録者に対し、登録者を確認することのできる文書および登録するデジタルコンテンツが他人の権利を侵害していないことを保証する文書を提出させるものとし、これにより登録機関は、登録者本人および登録されたデジタルコンテンツが他人の諸権利を侵害していないことを認証するものとする。 3. 登録は、時刻認証技術及び真正性認証技術が活用し電子的になされるものとする。これにより、登録されたデジタルコンテンツについて争いがある場合、裁判所命令のもと開示し、侵害の存否の判断にも利用することができるものとし、複製や加工の容易性故に侵害に弱いとされるデジタルコンテンツの保護を補強するものとする。 4. 登録により発生する保護期間は、デジタルコンテンツに関わるビジネスのサイクルにあわせた期間(たとえば5年)とする。他方、登録保護期間が終了した後も著作権等の他の知的財産権による保護を享受することができることを明らかにする。 5. 登録保護期間内における保護の効力は、デジタル・ネットワーク環境における利用者の合理的な利用態様(一時的な固定、機器買い替え時の複製、デジタル染みの修正、派生的作品を創作する際に必須の複製や改変等)に及ぼさないものとする。
30	社団法人音楽出版社協会	<p>知的財産推進計画 2006 に盛り込むべき政策事項についての意見</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 著作権等保護期間の延長 <p>わが国は、国際間の調和に深く配慮し、知財立国を基本方針のひとつとして将来にわたる展望を切り開こうとしています。しかしながら、こうしたわが</p>

国の営為を阻害する大きな要因となるのが、著作権保護期間です。保護期間 70 年(著作者の死後 70 年間保護)は、EU、アメリカをはじめ多くの国で実現しており、主要国で 50 年に止まっているのは日本だけとっていい状況になりました。

世界第 2 位の音楽市場を有するわが国で、欧米では当然保護されている著作物が無償で使用されているという事実は、日本が使用料を払わずに著作物を使用する、いわば不法行為を認める国という評価を生みかねません。

最近では、映画、アニメ、マンガ、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられております。今後、この動きが拡大することが予想されますが、ひとりわが国の著作物のみ海外での保護を受けられなくなるおそれがあります。「無形資産の創造を産業の基盤にすえることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略」である知財立国を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置するということは、国家戦略の放棄にも等しいものです。

また、著作権保護期間の延長を実効あるものとするために、あわせて著作隣接権の保護期間の延長を行うべきであると考えます。

国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、著作権等の保護期間の延長を早急に実現する必要があります。

2. 私的録音補償金制度の抜本的見直し

私的録音補償金制度については、すでに文化審議会著作権分科会法制問題小委員会等で検討が行われており、「私的録音録画についての抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、さらには他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべき」との報告も行われ、「平成 19 年度中には一定の具体的結論を得るよう」検討が進められています。

私的録音については、まず、法を逸脱した現実があることを認識するところから始めなければなりません。著作権法はその目的として「著作物ならびに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」と規定していますが、今日、「著作権の制限」によって認められている「私的使用のための複製」が「公正な利用」をはるかに逸脱して「著作者等の権利」を侵害し、「文化の発展」を阻害していることは明らかです。

	<p>ラジオの放送あるいはアナログ・レコードからオープンリールあるいはカセット・テープにコピーしていた現行著作権法制定当時はもちろん、私的録音補償金制度が制定された平成4年とも大きく情勢は変わりました。現在、私的使用のための複製は年間数億枚といわれるパソコンによる CD-R/RW へのコピーを生み出しております。</p> <p>それらのコピーはクローンと呼ばれ、オリジナルとなんら差異のない音質、形態のコピーであり、しかも、私的録音補償金制度の対象にさえなっておりません。</p> <p>また、デジタル携帯オーディオプレーヤーの急激な普及も、大量の私的複製を背景にしたものですが、これらについても制度の対象となっております。</p> <p>制度の対象にさえなっていない機器、記録媒体によるコピーが莫大な量に上っており、しかも私的複製のほとんどがこれらの機器、記録媒体によって行われている現在、制度の形骸化は明らかです。この結果、著作権者、レコード製作者、実演家等の権利者は甚大な被害を蒙るに至っております。</p> <p>「知的財産の創造のインセンティブを確保するとともに、その効果的な活用を図るには、知的財産の適切な保護が不可欠であり、そのための制度や体制は、今後もより一層充実させていかなければならない」とする知財推進計画の方針を実現するためにも、許容される範囲を超えている私的使用のための複製に関わる法制度の抜本的見直しを、知財推進計画に盛り込むべきであると考えます。</p> <p>3. 音楽 CD 再販制度の擁護</p> <p>著作物の再販制度を維持することについて、これまで種々議論が行われてきましたが、世界でも稀といわれるこの制度が、わが国の音楽文化に重要な役割を果たしていることは疑いありません。</p> <p>販売価格を一定に維持することにより、品揃えが売れ筋の商品に偏重することなく、また、多様な販売拠点を確保することが可能になっています。再販制度は、多種多様な著作物(音楽)を、国民が全国どこでも同一の価格で容易に手に入れることができる状況を作り出しているのです。</p> <p>米国の権威ある音楽誌「Rolling Stone Magazine」によれば、米国では、6万タイトルをそろえていたタワーレコードが倒産し、5000 タイトルに絞っているウォルマートが大手レコード会社の売上の 20%を販売するようになりました。ウォルマートは最大のレコード販売店になりましたが、レコードはその売上の 2%を占めるに過ぎません。ウォルマートは 12ドルで仕入れたレコード</p>
--	--

		<p>を 10ドルで販売しているといわれます。2%を占めるに過ぎない CD で利益を上げる必要は、ウォルマートにはありません。</p> <p>安い価格で販売し、購買客を呼び集める餌にさえなればいいのです。</p> <p>わが国では、世界で最も多くの種類の音楽 CD が販売されており、その種類は米国の 3 倍にもなります。世界第 2 位の音楽市場は、量だけではなく、質の面でも極めて豊かな音楽資産を国民に提供しているのです。そして、それを可能にするために再販制度が大きな役割を果たしていることは間違いありません。</p> <p>わが国が実現している豊かな音楽環境を拡大し、そこから新たな創造の芽を育て、知財立国の柱とするために、著作物の再販維持を知財推進計画に盛り込むことを要望します。</p>
31	日本書籍出版協会、ならびに、日本雑誌協会	<p>知的財産推進計画 2006 に盛り込むべき項目に関する意見</p> <p>1. 総論(文字・活字コンテンツの振興の必要性)</p> <p>主として書籍・雑誌・新聞等の出版物によって流通してきた文字・活字コンテンツは、あらゆるコンテンツの源泉であるといえます。最初出版物として発行された文芸作品やコミック等が、その後、アニメや映画等の原作として二次利用、三次利用され、活用されることが急速に増加していますが、まず、著作物を最初に世に送り出す出版物が優れたものであってこそ、良質なコンテンツが派生し、デジタル化され利用される可能性が高まるといえます。つまり、世界トップクラスのデジタルコンテンツ大国を目指すのならば、その前提として、世界トップクラスの文字・活字コンテンツを持つことが不可欠であります。この文字・活字コンテンツに対する十分な保護とその活用を図れる環境がなければ、一国のコンテンツ産業の発展の基礎を固めることは覚束ないといえます。</p> <p>アジア地域のみならず世界中で今、文学作品やコミックをはじめ多くの日本の出版物の翻訳出版が盛んに行われていますが、このような流れをさらに加速させることが必要です。日本の文学作品をはじめとする著作物は、世界中で非常に高い評価を受けていますが、一部の作家の作品を除けばまだ読者の裾野が十分に広がっているとはいえません。また、海外に日本の良質な文学作品等を紹介することで、日本文化の理解・浸透につながると同時に、現地で映画化やドラマ化がされる可能性が生まれ、新たなビジネスチャンスに結びつけることが可能となります。</p> <p>昨年 7 月に施行された文字・活字文化振興法およびこれに伴って活字文化議員連盟が公表した「施策の展開」では、文字・活字文化振興に関して、出版活動への支援として、以下のような措置の必要性について提言してい</p>

		<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字・活字にかかわる著作物再販制度の維持 ・学術的価値を有する著作物の振興・普及 ・著作者及び出版者の権利保護の充実 ・翻訳機会の少ない国々の著作物の翻訳、日本語著作物の翻訳の振興・支援、それに 必要な翻訳者の養成 ・世界各地で開催されるブックフェア等国際文化交流の支援 <p>上記の項目については、コンテンツの創造・保護・活用についての我が国の基本原則を定める「知的財産推進計画 2006」においても、最大限の考慮が払われるべきものであると考えます。</p> <p>また、知財大国を実現するためには、知的財産教育の重要性は極めて高いといえます。「知的財産推進計画 2005」で示された通り、幼少から大学の各段階における知的財産教育が引き続き強力に推進されていくことを切望いたします。</p> <p>2. 今後の重点項目に関する要望</p> <p>以下、「知的財産基本法の施行の方針及び今後の方針について」の「今後の施行の方針－重点項目」に沿って意見を申し述べます。</p> <p>(1) 国際的な展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海賊版撲滅のための官民一体となった施策の一層の展開が必要であると考えます。従来の印刷による海賊版に加え、最近では香港で日本のコミックを大量にスキャンして、インターネットで配信している業者が発見されました。海賊版の手口は年々巧妙になっており、インターネットを利用することで、世界的な規模に広がりつつあります。こうした海賊行為によって著作者や出版社が得べかりし利益の損失は莫大な額に上ると推定されております。このような事態に迅速に対応するため、「模倣品・海賊版拡散防止条約」の一日も早い成立が望まれます。 ・出版界においても、海賊版の問題では古くから悩まされており、各出版社におい <p>ても様々な対抗措置の努力を重ねております。今後、条約制定およびそれに伴う国内法の整備等が進められることと推察されますが、そのような折には、デジタルコンテンツのみならず、出版物に関する対応策についても、十分にご配慮をお願いしたいと存じます。出版界としてもそのような論議の場には是非参画し、われわれの持つ経験とノウハウを生かしていくことを切望しております。</p>
--	--	--

	<p>(2) 地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出版業者は、その大半が中小企業であります。国民の文化の発展を期するために不可欠な出版物を安定的に供給するという重要な役割を果たしております。この役割は単に経済活動としてのみ捉えるのではなく、文化的な視点で考えていくことが必要であります。欧州各国では、付加価値税について出版物に軽減税率を定めている国が少なくありません。将来、消費税率の引き上げが行われる場合には、出版物については、税率の据え置きあるいは何らかの軽減税率の適用を検討していただきたいと存じます。 ・ 書籍・雑誌についての再販制度は、日本全国津々浦々に文化の伝播に重要な役割を果たす出版物を幅広く、偏りなく流通させるために必要不可欠な制度であります。 <p>再販制度は文化的な見地から継続されるべきものと考えます。</p> <p>(3) 大学等における知的財産の創造と産学連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総論で述べたとおり、文字・活字文化振興法では、学術専門出版物の振興を大きな課題のひとつとして掲げております。現在でも、学術専門図書の振興については、日本学術振興会の科学研究費補助金研究成果公開促進費による助成を受けて、多くの学術専門図書が発行されております。このような学術専門図書の普及という観点からは、公共及び大学図書館での安定した購入が不可欠であります。公共図書館の資料費は、年々減少を続けており、2004年度はピーク時(1999年度)に比較して約17%も減少しております。このような状況を改善するためには、各地方自治体での図書購入費の増額が求められますが、一方で、各図書館における図書購入に際して、一般書店で容易に入手できるものに偏ることなく、文化的・学問的価値が高く、また一般読者が容易に入手できないような学術専門図書の購入を安定して行っていくことが求められます。何が「学術専門書」にあたるかという判断は難しいものがありますが、例えばひとつの判断基準として、科研費の助成を受けた図書の購入を図書館において義務付けるといった方策を講じる必要があると考えます。 <p>(4) 出願構造改革・特許審査の迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許審査の迅速化は重要な課題であります。特許審査あるいは出願された申請の拒絶のために必要となる論文が、著作権者の許諾なしに自由に複製できることにするという法改正は、ベルヌ条約に違反する恐れが大きいと考えます。文化審議会著作権分科会では、特許申請・薬事行政に関して著作権制限規定を改正し、制限を拡大するという結論がだされているとこ
--	---

ろではありますが、将来この結論に沿って法制化が行われる際には、各国法制との比較、ベルヌ条約との整合性を十分吟味する必要があると考えます。特許権という知的財産権の保護のために、同じ知的財産権である著作権が制限されることがないように望みます。

(5)コンテンツの振興

・ クリエイターの保護・育成はコンテンツ振興において重要な課題であることは論を俟ちません。ただし、それと同様に、著作物の発行と流通を担う出版者、レコード製作者、放送局等の保護が非常に重要であります。クリエイターとユーザーが直結することには利点もありますが、一方で、これまで、上記のような業態が果たしてきたプロデューサー機能の弱体化をもたらす危険性があります。著作物を優れたコンテンツに磨き上げ、市場において評価される「商品」としてその著作物を国内・海外を問わず広範な流通を実現するために、このような制作・流通・広告・宣伝等を担う者の存在がコンテンツ振興には不可欠であると考えます。

・ コンテンツの振興についての提言では、デジタルコンテンツにのみ目が向けられており、文芸・コミックをはじめとする出版物等のアナログコンテンツについての目配りが不十分であると思われます。振興すべきコンテンツの例示には、「出版物」も是非加えていただくことを要望いたします。

・ 「知的財産推進計画 2004」では、「出版物の『版面権』」については、「出版物の複製に係る出版社の報酬請求権の是非に関する関係者間協議の結論を得て、2004 年以降必要に応じ、著作権法の改正案を国会に提出する」と記述されていましたが、同計画 2005 では、この項目は削除されてしまいました。しかし、出版界では、この版面に係る権利(=出版者の著作隣接権)法制化は長年の悲願となっており、今後ともその実現に向け業界一丸となって努力していきたいと考えております。是非とも「出版者の権利」の創設に関する項目の復活をお願いいたします。

・ 総論でも述べたとおり、日本の優れた著作物を世界に普及するためには、優秀な翻訳者の存在が不可欠です。しかしながら、欧米では翻訳者自体の社会的な評価が高くないこともあり、日本語の文芸作品の優れた翻訳者は十分とはいえない状況です。

仮にそのような状況のまま、日本のコンテンツの海外紹介の件数が増加したとすると、相対的に質の低い翻訳がなされる恐れもあり、そうなると原作の味わいが十分に伝えられず、日本の文芸作品自体の評価を落としてしまうことも考えられます。海外に向けたコンテンツ振興は優れた翻訳者の確保と相俟ってこそ行われるべきであるといえます。

		<p>・放送と通信の融合等、デジタル化・ネットワーク化時代に対応するため、メディアの多様化については、放送等にコンテンツを供給している出版業界も避けては通れない情勢の渦中にあります。埋もれているコンテンツの流通が図られていけば、出版物がその標的となることが即座に想定できます。新しい時代に対応した法制度の検討には、「著作権」上の課題も山積です。その論議の場には、出版業界も是非参画できるよう、要望いたします。</p> <p>以上</p>
32	<p>社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター</p>	<p>知的財産推進計画 2006 の策定についての意見</p> <p>演劇、音楽、舞踊、演芸、映画などの芸能71団体で構成する弊法人は、「知的財産推進計画2006」の策定しに関し、文化芸術の観点から意見を申し述べます。</p> <p>1. 計画見直しにあたって</p> <p>コンテンツをいかした文化創造国家をめざし、継続的な「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」の課題整理と解決の方向性の模索、さらに「知的財産推進計画 2005」では「ライブエンターテインメントの振興」を視野に加え、一步一步具体的な検討が進められていることを、高く評価いたします。</p> <p>また、本年 2 月にまとめられました「デジタルコンテンツの振興戦略」ではクリエイターを大切にする視点が示され、「ユーザー大国」「クリエイター大国」、「ビジネス大国」をめざし、3 つの目標を同時に実現することが重要であるとの方向が打ち出されたことに賛意を表するものであります。</p> <p>この目標が同時に達成されるためには、クリエイター活動環境の整備が十分に検討され、政策が形成される必要があります。そのためには実演芸術の創造プロセスの理解が必要と考えます。それは「コンテンツ」も「ライブ」も共に、時間軸と空間軸のズレは存在しますが、プロデューサー、芸術スタッフと実演家の協働的、集団的な作業から生まれると言う事実認識です。さらに「映像や音楽のコンテンツ」、「舞台芸術」の実演については、生身の人間がリハーサルから本番までの創造の現場に立ち、実演家の精神的、身体的な営為によって作品が生まれ、その質を決するという特徴があることです。そして併せて重要なことは実演芸術の担い手は、一朝一夕に出来るものではなく長い年月をかけて一人前になるという事実です。</p> <p>クリエイターとしての実演家等の創造活動の環境を豊かなものとするためには「現場」を成立させるための諸施策と創造された作品の活用に関する条件整備が必要で有効と考えます。端的に言えば、作品を創造・制作する事業組織と実演家の「現場就労」の契約条件と「作品再利用」の契約条件</p>

を職業継続が持続可能な適正なものとする必要があります。
さらに作品の質を高めるためのクリエイター、実演家等の能力向上の政策の充実が上げられます。

このような観点から芸術創造を活性化するために必要な方策について「豊かなコンテンツをつくりだすための人材の育成と確保」、「豊かなコンテンツの利用促進のための必要十分な条件」の施策について以下に提言いたします。

なお、音楽CD再販制度の廃止議論が進められていますが、伝統音楽からポップスまで多様な音楽が存在し、その存在が新しい音楽の創造に活用されてきた日本において必要な制度であり、存続が適当と考えます。文化の創造と発展を考える場合、地球上の多様な生物種の保護が必要であるのと同様に経済市場原理だけでなく、多様な文化の存在を図る仕組みをさまざまな施策で対応することが必要と考えます。

2. 豊かなコンテンツをつくりだすための人材の育成と確保

1) 芸術家のキャリア・ステージを配慮した生涯にわたるキャリア・サポート機能整備を

現職者研修の充実が必要であること

芸術家のキャリア形成を考えると養成－就業－職業継続と能力開発－転業・退職のステージがあり、その生涯にわたって芸術家の能力を高め、質の高い作品を創造するための養成と研修の仕組みの設計が必要となります。

芸術家を志す若者は、プロとして厳しい競争の中で評価を受け、地位を確立する過程を経るわけですが、誰でもが芸術家に成れる訳でないといった多大の養成リスクが存在します。新人育成の観点から見ると、音楽、美術については教員養成を目的としたものが中心とはいえ国の大学・大学院が整備されています。演劇、オペラ、バレエは新国立劇場、能楽、文楽、歌舞伎などの伝統芸能は国立劇場など独立行政法人日本芸術文化振興会、映像について近年、東京芸術大学で開講されるなど、公的なものとしてはまだ限られていますが、「デジタルコンテンツの振興戦略」の中で充実の方向で検討が進んでおり、実現が待たれところであります。

しかし、就業後の能力充実、能力拡大、職業移転(プロデューサーなどへの転換も含む)などの能力開発についてはまだまだ不十分であります。芸能分野での相違は存在しますが、芸術家のキャリア形成は、概括すると幼少期から20歳前後の養成期、20歳代に参入期を迎え、35歳から45歳代に多数の芸術家の職業離職期、45歳以降安定期を向かえる構造にあります。

す。芸術の創造環境を豊かにするためには、新人の発掘・養成だけでなく、キャリアを積んだ層、30歳以降の能力開発、人的資源の有効活用の意義は大きなものがあります。

この層への芸術団体が行う教育システム開発とその実施機構の整備が重要であり、「知財推進計画2006」の策定に当たっては、映画産業振興機構とならんで芸術家等のためのキャリア・サポートセンター機構を検討し、その実行を支援する必要があると考えます。

2) コンテンツとライブともに出演についての基本的ルールの形成の支援を

新たな項目を設定しての新たな内容の課題提示が必要であること

実演家の就労は、仕事ごとに変わる「事業者」との契約による出演を行い、芸能分野や舞台、テレビ、映画、音楽などは媒体による差異は存在しますが、仕事は長期かつ安定的なものではなく「断続的」で、多くは「日雇いの」であります。このような不安定な環境および実演家の仕事が表現の場を得なければ評価を受けられないという性質からくる要因により、実演家の出演依頼に関わる契約上の立場は弱いものとなる傾向があります。また芸能の現場では、事業者と出演者は、これまでの慣行や現場の繁忙等によりほとんどは書面による契約書(締結平均 8.5%『芸術家の活発な創造活動の推進のための調査研究』2003 芸団協)を結ぶことなしに出演を行ってきました。

しかしながら近年の多様なメディアの出現、事業者新規参入、制作現場の幅の拡大、予期せぬ事故の発生、従来では考えられない多様な利用の拡大により、相互の責任と義務を明確に定める必要性が高まっています。

この課題解決のためには、作品を創造・制作する事業組織と実演家がともに出演の責任と義務、スケジュール変更、キャンセル条項、事故の補償、再利用条件など基本的なルールについて共通認識を持ち、安心して仕事に取り組める透明性の高い、相互の信頼関係により形成される基本ルールとしての約款を策定する必要があります。

そして、この基本ルールとしての約款に基づき、個々の仕事について「作品内容」、「報酬」、「スケジュール」等の個別条件を取り決める個別契約を締結するトータルな作品制作標準システムの構築が必要な時期にきたと考えます。

この基本ルールは関係者間の話し合いに基づき形成する必要があり、その話し合いのテーブルの設置、その促進と支援が必要であると考えます。芸団協としても現在、このようなシステムについて研究しており、積極的に貢献する用意があることを申し添えます。

これにより、現在十分ではない芸能制作現場の事故に対する補償が「漏れなく」「公平に」「十全に」行われる制度をつくり、労働者災害補償保険制度の適用も含め可能となる道が開け、「その能力を向上させ、十分に発揮でき、安全で安心して活動に取り組める環境の整備」(『文化芸術の振興に関する基本的な方針』2001 閣議決定)の実現が可能となります。

なお、「知的財産推進計画2005」において、「実演家の活動環境を整備する」事項は「ライブエンターテインメントを振興する」項で扱われていますが、この課題は先に述べたとおりコンテンツとライブとは共通する課題であり、「知財推進計画2006」の策定に当たっては、基本的ルールの形成を踏まえ内容で、新たな別項目で扱うことが相応しいと考えます。

3. 豊かなコンテンツの利用促進ための必要十分な条件を

1) 私的録音録画補償金制度の積極的役割を認識し評価すること

この問題は、2003年7月の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」によって取り上げてから今日に至るまで、未だに解決の糸口を見出すことができていません。これまで著作権分科会の法制問題小委員会における議論は、ネットワークおよびパソコンの普及による私的複製の拡大とそれによって著作者並びに実演家らが被る不利益を調整するための補償金制度がもつ意義及び積極的な役割を評価するというよりも、「私的複製の実態解明」といった一見して合理的で、実は制度誕生の根本趣旨に反するような主張の立証に重点を置かれてきました。このような状況を続けていけば、補償金制度は事実上機能せず、著作者らの権利が無視されることになりかねません。よって「知財推進計画2006」の策定に当たっては、政府が私的録音録画補償金制度の見直しについて主導的な役割を果たし、より一層積極的かつ具体的に取り組む方策を明記すべきであると考えます。

2) 視聴覚的実演に係わる実演家の経済的権利の早期確立すること

わが国は、「コンテンツビジネス振興」の国家戦略を掲げているが、コンテンツの創作に常に大きな貢献をしている俳優などの映像実演家には、未だに経済的な権利を付与していません。例えば、俳優たちが出演した映画等の映像コンテンツがいくら放送されても、或いはDVDとして販売されても、俳優たちは二次使用料を受け取ることができません。なぜなら、わが国の著作権法は、実演家にこのような権利を認めていないからです。

コンテンツビジネスの振興は、著作者をはじめ、実演家ら創作者へ利益還元できる法的基盤を持たなければ、公正かつ円滑な利用は難しく、よって「知財推進計画2006」の策定に当たっては、もう一度創作者保護の観点から法改正および実演家への権利付与を早急に検討し、具体的な対策を

		<p>明記すべきであると考えます。</p> <p>3) IP マルチ・キャストイングにおいての実演家の権利を確立すること コンテンツビジネスの振興に伴って、IP マルチ・キャストイングの著作権法上の扱い方をめぐる議論が活発化しています。実演家は、その議論の行方を注意深く見守っていると同時に、実演家の権利を尊重せずに物事が運ばれ或いは利益還元と利益配分の枠組み外に実演家が置かれてしまうおそれのあることに関しては、常に懸念を抱いています。現行著作権法上の実演家の権利は、音の実演と映像の実演とで権利の内容と構成が異なり、一度映画の著作物に固定された映像実演のその後の様々な利用については、実演家には未だに経済的な権利を認めていません。また、実演を利用した放送と送信に関しても複雑な権利制限を受けています。IP マルチ・キャストイングの著作権法上の扱い方を議論するにあたっては、これら現実問題の解決を回避せず、より大局的な観点から権利者と利用者双方にとって公平かつ柔軟な制度設計と構築を目指姿勢が必要不可欠でしょう。よって「知財推進計画2006」を策定する際に、この問題については、政府が上述の基本姿勢を明確に打ち出すべきであると考えます。</p> <p>4) 実演家の肖像等の保護を行うこと これまで本法人をはじめ、日本音楽事業者協会及び肖像パブリシティ権擁護監視機構などが、民間での実演家の肖像等の不正使用への対策や普及啓蒙活動を行ってきました。しかし、これでは決して十分な対応とは言えません。政府レベルでも積極的に取り上げることが強く要望します。具体的には、不正競争防止法の改正による対応に止まらず、政府関係省庁及び関係者間において、独自立法も視野に含めた実演家の肖像等の保護のあり方に係わる議論を継続する必要があります。「知財推進計画2006」を策定する際に、政府がこの基本姿勢を明確に打ち出すべきであると考えます。</p> <p>以上</p>
33	協同組合 日本俳優連合	<p>意見書</p> <p>本年 2 月 2 日、知財本部コンテンツ専門調査会デジタルコンテンツ・ワーキンググループ(牛尾治朗ウシオ電機(株)会長)は、「デジタルコンテンツの振興戦略(案)」を発表しました。同案はさらに肉付けされ本年6月に発表される「知的財産推進計画 2006」に反映されるとのことであります。私ども</p>

	<p>協同組合日本俳優連合は、「デジタルコンテンツの振興戦略(案)」に盛り込まれた諸事項に重大な関心を持って検討を行っています。この意見書では「デジタルコンテンツの振興戦略(案)」のうち特に IP マルチキャスト放送の積極的活用。</p> <p>2. 私的使用目的の複製にかかる制度の見直しについて。 さらに「知的財産推進戦略 2006」に盛り込むべきテーマとして</p> <p>3. 映像実演に関する実演家の権利の見直しについて 意見を述べます。「知的推進計画 2006」に反映されるよう希望します。</p> <p>1. IP マルチキャスト放送を有線放送に位置付ける法改正が俳優等に及ぼす問題。 ＜法改正が実演家の権利の剥奪にならないようにしていただきたい。＞ IP(インターネット プロトコル)マルチキャスト放送は光ファイバーや ADSL などの通信設備を利用して家庭の TV に映像を届けるサービスであり、現行法では、「放送」とは区別される「通信」事業であります。実演家の場合、我が国の法制度では「生の実演」と「音の固定された実演」を通信で利用するには、「送信可能化権」が働き、利用者は実演家の許諾を得なければならない(92条の二)ことになっています。</p> <p>(注:放送事業者が著作権法第44条、第93条により製作する番組は法律上録音録画を含みませんので、生放送と同じに扱われなければなりません。よってこれらの番組にも送信可能化権が働くこととなります。)</p> <p>一方、「放送局制作の番組」を有線放送で同時再送信する場合は、実演家の放送権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有線放送権が適用されないため(同法第92条2項)、許諾を得なくても利用できることになっています。 <p>昨年、経団連の主導で権利者間の意見調整が行われ、ブロードバンドでの放送番組の利用について使用料の配分比率が暫定的に設けられました。しかし、IP マルチキャスト放送による放送の同時再送信が、現行の CATV としての扱いに法改正されれば、実演家は使用料を受け取る根拠となる送信可能化権を失うことになり、権利が著しく後退してしまうこととなります。しかし、放送は生放送の場合もあり、事前許諾ですべてをクリアする事は難しく現実的ではありません。放送番組をインターネットで同時再送信する場合の対応を早急に検討しなければなりません。仮に、同時再送信に関して事前許諾を省略することになったとしても、実演の利用に関しては報酬が伴うことが必要と考えます。</p>
--	--

		<p><実演家の許諾権はスムーズな利用を妨げません。></p> <p>「放送番組の二次利用が進まないのは多くの出演者一人一人に利用許諾を取り、個別に面倒な権利処理をしなければならないからだ。」とよく言われます。今回の法改正提言の目的も利用許諾手続きを不要にすることにあるようです。</p> <p>平成12年に出来た著作権等管理事業法により、許諾権の集中処理が可能にされました。コンテンツの二次利用をスムーズに進める社会的要請に沿うべく俳優達の取り組みが行われ、既に 14,000 名の権利が著作権等管理事業法に則り集中処理される体制が整っております。芸団協実演家著作隣接権センター(CPRA)において行われている商業用レコード録音権の管理事業が示すように許諾権は集中的に処理され、利用者が出演者個別に手続きをする必要はありません。実演家個人が許諾権を過剰に行使することは、他の出演者の損害を招くことを実演家は良識として心得ていなければなりません。実演家の「許諾権」の現実には、管理事業者が二次利用申請で事前にルール違反を発見し修正出来る点にあると言ってよいでしょう。仮にこれが報酬請求権に変更されると、事前の損害防止が不可能になることから、私どもは許諾権の有用性を認め、その存続を求めるものです。</p> <p><CATV 同時再送信の問題点></p> <p>今回の法改正の提言は、IP マルチキャスト放送による放送番組の同時再送信を有線</p> <p>放送と同じ扱いにするということですが、CATV 同時再送信については現在でも実演家にとっては問題があるのです。</p> <p>著作権法第 92 条 2 の一で、放送番組の CATV での同時再送信に実演家の放送権・有線放送権が意識的に適用されないことになっています。これは同法第 99 条で放送事業者に与えられた放送権・有線放送権によって、「実演家の権利を実質的にカバーしてもらうことを予定して、法律上は、有線による同時再送信には実演家の権利が及ばないこととしたものであります。」と著作権法の草案をつくった加戸守行氏の「著作権法逐条講義」(著作権情報センター刊)に記されている理由によるものです。ところが放送の難視聴地域にもあまねく放送を伝達する必要上、放送事業者の有線放送権は同法99条2項で制限されています。山間部だけではなく難視聴地域が高層ビルの林立する都市部にも点在するため放送事業者は同時再送信に関する権利行使をするのが現実的には難しくなっているのです。</p> <p>放送局が有線放送に放送を流すことを許諾する場合、有線放送事業者か</p>
--	--	---

ら使用料を受け取って、その中から実演家に使用料を支払うのが実演家にとって好ましい途だと思われます。しかし、現在、原放送局の権利行使が正常に行われていないため止むを得ず芸団協は著作権団体とは別に有線放送事業者の団体から補償金(著作権団体は使用料)という形で実演家分を受け取っています。これはイレギュラーな形であり、本来は原放送事業者が正規に有線放送事業者に対し権利行使を行い、実演家にも使用料として支払うのが筋なのであり、放送番組の有線放送での同時再送信に関して実演家にも権利を与えるよう第92条2項の改正も視野に入れて、今後、討議が行われるべきであると考えます。

<実演家の望む改正の方向>

WPPTで、音の固定された実演について利用可能化権を認めています。このままの方針で改正に臨むと、少なくとも商業用レコードの送信可能化について条約に違反することになってしまいます。また、我が国の著作権法ではWPPTの音の固定された実演に加え生の実演にも送信可能化権を認めています。音の固定された実演と放送番組の実演に扱いの差が生じてはおかしの事になります。放送番組にも送信可能化権を認めるべきであります。ただし、放送番組のインターネットでの同時再送信に関しての特例を設けることの是非を早急に検討すべきと考えます。放送番組のスムーズな利用を促進するため、実演家はこの権利を著作権等管理事業法対象として集中的に処理することも積極的に検討すべきでしょう。

2. 私的録音録画補償金の法改正について

現在の私的録音補償金制度は平成19年度末を目処に廃止を含め抜本的な見直しをすることになっています。

<私的録音録画補償金制度成立の原則を再確認したい。>

我が国が昭和47年に署名したベルヌ条約パリ改正条約は、第9条(1)で著作者の排他的複製権を認め、(2)において「特別の場合」にはこの複製権について同盟国の立法に留保されるとしています。しかし、「ただし、その様な複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない事を条件とする。」との但し書きがつけられています。家庭内で日常的に行われている私的な録音が多く、その国で「特別な場合」の最も身近なケースとして考えられました。私的な家庭内録音が著作者の正当な利益を害しているかどうか、我が国においても私的録音の実態調

査が行われたのです。その結果、膨大な私的録音の実態が明らかになり、著作者等の利益を保護する補償金制度が導入されることになったのです。すなわち、私的録音が著作者等の正当な利益を不当に害しているかどうかの判定が制度導入の立脚点となっています。これは今も変わらない原則であります。現在のように非対象機器・汎用機による大量の録音が著作者等の権利を害している状況は是正されなければなりません。

しかし、制度成立から13年、見直すべきは見直し、今にあった制度への移行に異を唱えるものではありません。

<諸外国の補償金支払い義務者はメーカー>

世界25カ国で行われている補償金制度。補償金の支払い義務者は日本を除いてメーカーなどであります。メーカーは著作物等をユーザーが受け取り鑑賞する為の機器を販売することで莫大な利益をあげています。メーカーは著作物の最大の受益者といえるのです。補償金の徴収分配に必要なデータの取得を現在では推計に頼っているのが現状です。受益者であるメーカー等を支払い義務者とした諸外国の制度は、機器や記録媒体の販売に対して補償金を課すことが明確にされており、おおいに見習うべきであります。私たちは支払い義務者の変更を含め検討することを提案します。

<制度の廃止は本当にユーザーの利益となるか。>

私的録音補償金制度は、制度の廃止も含め検討する事になっています。制度の廃止を考える場合、DRM等の技術により私的録音の都度課金する事が実施されなければなりません。著作物の利用を厳密に管理するDRM等の技術導入に要する費用、私的録音の都度ユーザーが負担しなければならない使用料は、現在の補償金の額を遙かに上回ることが予想されます。ユーザーが少ない負担で私的録音を楽しむことが出来、メーカーなどが補償金徴収のお手伝いをする、権利者は個別に課金するよりは少ない補償金の額ではありますがユーザーのお役に立っています。3者の知恵で成り立っている現行制度は意味深いものであり、改めてその意義を見つめ直した上で、私的録音録画制度の見直しに結論を出したいものであります。

<実演家が望む私的録音録画補償金制度。>

私的録音録画補償金制度の立法を基礎づけるベルヌ条約記述からすれば、本来的にはアナログ、デジタルの方式を問わず、また、汎用機、専用機を問わず私的録音録画を行う割合により補償金を徴収すべきであると考えます。

		<p>また、支払い義務者をメーカー、輸入業者へと変更することが合理的と考えます。つまり、消費者は機器購入で間接的に補償金の原資を負担する事になるのです。</p> <p>3. 映像実演に関する権利の見直しの必要性</p> <p>我が国の現行著作権法では視聴覚固定物に関する実演家の権利が確立されていません。映像の多目的利用による収益の実演家への還元を促す基盤整備が未だ出来ておらず、欧米に遅れをとっているのです。国内法を整備すると共に WIPO の映像実演の保護に関する条約の早期締結を望みます。ちなみに主要国俳優に関する視聴覚固定物の使用目的別報酬規定の有無は以下のようになっています。</p> <p>放送局の外注放送作品に関する各国の報酬規定の有無俳優団体との契約相手 リポート放送 外国への販売 DVD 化など米国俳優 映画製作者 報酬規定あり 報酬規定あり 報酬規定あり 英国俳優 映画・TV 製作者 報酬規定あり 報酬規定あり 報酬規定あり 仏 俳優 制作会社・放送局 報酬規定あり 報酬規定あり 報酬規定あり 日本俳優 契約無 報酬規定無 報酬規定無 報酬規定無</p> <p>以上</p>
34	著作権教育フォーラム	<p style="text-align: center;">知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項</p> <p>知的財産教育の推進</p> <p>知的財産推進計画2006には、引き続き「幼少から大学の各段階における知的財産教育の推進」を提言として盛り込むことを提言する。特に「知的財産権(著作権)」とは何か、何が権利侵害かといった「知識の獲得」に留まることなく、実際「知的財産権(著作権)を体験する」というカリキュラムの開発、指導者の育成を図ることを期待する。</p> <p>教育現場の教員は、デジタル機器の発達や、情報ネットワークの急速な普及に伴い、著作権・知的財産権をめぐる広範な問題に直面している。さまざまなメディアを介し、児童・生徒や教師が使いたい情報はあふれている。その情報を「権利者がわからないから他者の著作物は使わない」という姿勢で捉えることは社会の現状にそぐわない。</p> <p>そこで、2006年には、他人の著作物(知的財産権)を活用しつつ、自らの</p>

創造活動を展開させることを目的とした教育活動を支援するために、次のような具体的活動を提案したい。

「利用を規制する著作権学習」から「積極的に利用する著作権教育」へ

・教育環境の充実

教員対象の知的財産権の講義等の充実とともに、児童・生徒と教員の双方が参加する体験型の著作権教育の実施
教育関係者の中心窓口の設置。

* 現在、教育関係者の声を取りまとめたり、権利者との交渉に立つ中心的な組織は存在しないと言ってよい。各都道府県教育委員会の中にでも、「知的財産権」の利用についての問題を専門に扱う中心的役割を担う組織の設置が急務であると考える。

・教育現場と権利者団体との連携支援

教育目的、学習目的に限定した使用許諾料、申請スキームの作成。

簡便な申請と迅速な許諾のためのスキーム。

著作物利用についての権利者団体(権利者)、教育関係者(利用者)との定期的な話し合い。

* 一部権利者団体の中には、学校教育あるいは学校での著作物利用についての規定を設けているところもあるが、多くは個別交渉をしなければならない。現場の教員にはそのような時間的な余裕も、高額な使用料を払う経済的余裕もない。そこで、より簡単で早い申請スキームについて検討すべきではないだろうか。申請スキームの利用のしやすさは、著作物の積極的利用を促すことにもつながると思われる。

* このスキームの開発はシステムの構築と言うことではなく、既存のシステムを利用しながら、利用者-権利者間での交渉の一環として検討されるべきである。

・実用的なガイドライン、ヘルプデスクの創設支援

教育現場が求めているのは、専門知識を自らが身につけることではなく、迷ったときに質問できる専門家の存在である。各権利者団体にはそのような窓口は存在するが、すべての教員が権利者団体に問い合わせをすることは非現実的であるし、教員の使用する著作物は多岐にわたるため、ひとつの権利者団体に問い合わせるだけでは回答にたどり着かない可能性が高い。そこで、教育現場における著作物利用全般について対応する専門のヘルプデスクを

		<p>設置し、ヘルプデスクを介して各権利者団体への問い合わせ、場合によっては交渉等を行うことを提案する。</p> <p>合わせてこのような広範にわたる専門知識(実務知識)を身につけた人材の育成が必要である。</p> <p>このようなヘルプデスクの開設までの期間は利用状況に応じたガイドライン等の作成によって、広く著作物利用について教員に啓蒙する。但し、ガイドライン作成に当たっては、権利者だけでなく利用者である教員の意見を広く取り入れ、かつ、利用するためにはどうすればよいかと言うスタンスにたつ必要があると考える。</p> <p>教員の意見については、まずは上記教育関係者の中心窓口の設置が急務である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
35	日本レコード協会	<p style="text-align: center;">意見書</p> <p>「知的財産戦略推進計画 2006」に盛り込むべき事項について、以下のとおり当協会の意見を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 音楽コンテンツの保護強化</p> <p>(1) 私的録音録画に関する抜本的見直し</p> <p>① デジタル・ネットワーク技術の急速な発達により、個人による録音録画ないし違法アップロード音源をソースとする個人ダウンロードは膨大な量に達しており、私的録音録画を行う者と権利者との利害調整が適切に図られていない状況となっています。</p> <p>② 権利制限を行うには、報道や表現の自由の確保、教育目的、司法・立法・行政目的などの観点から権利制限が必要とされる特別の場合であって、かつ、著作物等の通常の利用を妨げず、権利者の正当な利益を不当に害しないことが国際条約上の要請です。</p> <p>私的録音録画の実態、国際条約との整合性などを勘案しながら、私的録音録画により権利者の利益が不当に侵害されることのないよう留意した上で、私的録音録画に関する法的枠組みを抜本的に見直すことが必要と考えます。</p> <p>(2) IP マルチキャストによる地上デジタル放送の同時再送信に係る適切な</p>

権利保護の推進

- ① 昨年7月の総務省情報通信審議会第二次中間答申において、地上デジタル放送の伝送路としてIPマルチキャストの活用が指摘されております。
- ② こうした状況を背景に、当協会は、権利処理の迅速化を図るため、レコードに係る送信可能化権の集中管理事業を開始する方向で利用者側との協議を進めています。
- ③ IPマルチキャストによる地上デジタル放送の同時再送信は、実演家及びレコード製作者の権利の引下げによるのではなく、集中管理事業によって促進されるべきであります。

IPマルチキャストを用いた地上デジタル放送の同時再送信について、送信可能化権の集中管理事業を奨励し、実演家及びレコード製作者の権利を適切に保護することが必要と考えます。

(3) 著作権・著作隣接権の保護期間の延長

- ① 著作権の保護期間については既に欧米諸国の多くが著作者の死後70年に延長している他、レコードの保護期間についても、世界第一位の市場であるアメリカは発行後95年としております。
- ② 国によるレコードの保護期間の違いがレコードビジネスに支障を来す要因ともなりかねません。

著作権の保護期間の延長に関する検討と合わせて、著作隣接権の保護期間の延長に関する検討を開始することが必要と考えます。

(4) 商業用レコードを用いた「音楽の提供を主たる目的とする放送又は有線放送」に係るレコード製作者の許諾権（「レコード放送権」）の創設

- ① デジタル技術の発達やマルチチャンネル化等を背景として、近年、多数の事業者が放送事業に参入していますが、その中には、主として音楽CDをフルサイズで繰り返し放送する事業者が存在します。
- ② このような放送は、受信者による放送の録音を助長し、レコード製作者に経済的被害を与えるおそれがありますが、レコード製作者には、二次使用料を受領する権利しか与えられておりません。

商業用レコードを用いた「音楽の提供を主たる目的とする放送又は

有線放送」について、レコード製作者に「レコード放送権」(許諾権)を付与することが必要と考えます。

(5) 商業用レコードの二次使用に関する権利範囲の拡大

- ① レコードが放送及び公衆への伝達のために使用されることについて、世界諸国が、レコード製作者に排他的権利又は報酬請求権を付与しています。
- ② しかし、我が国は、実演家等保護条約第 12 条及び WIPO 実演・レコード条約第 15 条の適用範囲に留保を付し、放送及び有線放送におけるレコードの直接使用以外については、報酬請求権を含む一切の権利をレコード製作者に認めていません。

実演家等保護条約第 12 条及び WIPO 実演・レコード条約第 15 条に関する留保宣言を撤回し、商業用レコードの二次使用に関する権利範囲を拡大することが必要と考えます。

2. 権利執行の強化

(1) 著作権・著作隣接権侵害事件の刑事罰引き上げ

- ① デジタル化・ネットワーク化により著作権等侵害事件も大規模・広範囲となっております。
- ② 産業財産権侵害事件の刑事罰については、「10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はその併科」に引き上げられる方向で検討が進められております。

著作権等侵害事件の刑事罰を、現行の「5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はその併科」から「10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はその併科」に引き上げることが必要と考えます。

(2) 法定賠償制度の創設

- ① インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られておりません。
- ② 従って、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度(法定賠償制度)を創設することが有効です。

著作権法に法定賠償制度を創設することが必要と考えます。

3. 音楽用 CD の再販売価格維持制度の存続

- ① 日本の音楽文化の創造サイクルを維持するために、また、消費者が幅広い選択肢の中から音楽文化を享受するために、音楽用 CD の再販制度はこれまで重要な役割を果たしてきました。
- ② 日本のレコード業界は再販制度の下で、新しいクリエイターの才能を発掘・育成してきました。また、クラシックやジャズ、世界各国の伝統音楽から最新音楽まで、日本の演歌、歌謡曲、ポップス、ロック等の大衆音楽から民謡、吟詠等の伝統芸能まで、多種多様な音楽用 CD を発売してまいりました。こうして、音楽用 CD のように趣味志向性の高い文化的商品にとって何より必要な「選択の幅」が確保できているからこそ、すべての音楽愛好家・消費者が、豊かな音楽文化を享受できております。
- ③ 再販制度が撤廃されれば、当然店頭での価格競争が激化し、まず
 専門店
 の在庫は細り、消費者が享受していたカタログの多様性が失われます。次には専門店の経営自体に影響が及び、消費者が音楽作品を手にとって選ぶ機会は少なくなっていくます。
- ④ 店頭でのカタログの弱体化と専門店の縮小はレコードメーカーの新人投資、カタログの幅の維持に影響を与えざるを得ません。そこからは、新しい才能を持ったクリエイターの発掘・育成にも影響が及ぶことになり、「音楽文化の創造サイクル」の危機を招来することとなります。
- ⑤ 我々レコード業界は、消費者利益のために、再販制度の弾力運用に最も努力してきたと自負しております。時限再販制度の完全導入及び時限再販期間の短縮を始め、非再販商品の発売、低価格化・価格の多様化、インターネット通販の拡大、音楽配信の急速な立ち上げ等々、積極的に努めてまいりました。その結果が、「音楽用 CD

のみ見直し」ということではまったく納得できません。

- ⑥ 音楽用 CD は文化的著作物であり、それは新聞や書籍・雑誌とはなんら異なることはありません。その中で、論拠も明らかにされず、著作物6品目のうち音楽用 CD のみ見直す、ということでは到底理解できません。
- ⑦ 日本では、音楽用 CD の再販制度が適正に機能している結果、米国に次ぐ世界第2位の音楽マーケットが維持されています。
- ⑧ 我々レコード業界は、音楽文化の豊かな選択肢を支え、新しいクリエイターの才能を育み、結果日本の音楽文化に大きく貢献している音楽用 CD の再販制度が今後も存続することを切に願っております。

音楽用 CD の再販売価格維持制度の見直しに断固反対します。

4. レコード盤情報のアーカイブ化の取組みに関する支援

- ① 初期のレコード盤(SP 盤)は音楽録音のほか、講演等の肉声の記録に利用されており、これを記録した貴重な金属原盤がレコード工場に保存されています。
- ② しかしながら、時間が経過するにつれて、歴史的価値の高い音源の劣化と散逸が進んでいるため、アーカイブ化の取組みを促進する必要があります。
- ③ 活字(書籍)や映像(映画)の保存に比べ、国策による音源の保存が立ち遅れておりますが、今日の日本国家の礎を築いた人々の肉声も含め、その保存が強く求められています。

歴史的価値の高いレコード音源の調査・アーカイブ化ないしアーカイブ音源の情報データベース構築に関するレコード製作者と放送事業者の取組みを国が支援することを要望します。

5. 日本の音楽コンテンツの海外展開促進のための環境整備

(1) 海外市場での模倣品・海賊版対策の強化

- ① 当協会は昨年1月に「アジア音楽市場拡大委員会」を設け、日本の音楽コンテンツのアジア地域、特に中国へのライセンス数拡大を目指しています。

		<p>② 各レコード会社は、まだ採算ラインには乗らない中で、プロモーションの強化や現地実勢に合わせた価格の引き下げ等、マーケティング上の努力を行ってきておりますが、ライセンスを行うに当たっての最大の阻害要因は海賊版であり、一層の取締り強化が必要です。</p> <p>中国をはじめとする海外市場における模倣品・海賊版対策を国が強化することが必要と考えます。</p> <p>(2) アジアミュージックフェスティバル(検討中)の開催支援</p> <p>① 日中韓が中心とするアジア各国のアーティストが、新人からトップアーティストまで一同に会して行う表彰ライブイベントとして、2007 年秋に「アジアミュージックフェスティバル」の開催を検討しております。</p> <p>② アメリカで毎年 2 月に開催されるグラミー賞のアジア版音楽祭を目指し、アジア各国の音楽産業の発展と交流を図るとともに、ポップカルチャーを中心に各国文化の相互理解促進も目指します。</p> <p>アジアミュージックフェスティバルの開催に向けて、予算面も含め、国の積極的な奨励、支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
36	日本レコード商業組合	<p>「知的財産推進計画 2006 に盛り込むべき事項」についての意見。</p> <p>私共は、長い歴史を有する全国のレコード販売専門店の組織いたします商業組合であります。表題につきまして簡潔に意見を述べます。</p> <p>「CD」レコードの再販売制度は以下の事由で絶対に存続することが音楽愛好家(消費者)の為に必要です。</p> <p>① あらゆるジャンルの音楽を、都市部地方の居住を問わず、年齢、IT機器の活用の習熟を問わず、原則として均等の条件でCDレコード購入で鑑賞を可能とする。</p> <p>② 再販制度と相関関係を有する仕入原価での返品制度により、文化性は高いが売りにくいCDや、どのように受け入れられるか不可知性の高い新人等のCDも店頭ディスプレイされ、新しい音楽の創成や伝統芸術(能)の継承を可能としている。</p> <p>③ 音楽・CDはきわめて趣味嗜好性が高い。少数者の鑑賞する音楽CDも提供されてこそ文化国であります。②とも関係しますが再販制度が多品種少量生産の継続と購入鑑賞を可能とし、日本を優れた音楽文化国としておりますことは世界的認識となっております。</p>

		<p>④ 再販制度が廃止されますと、アメリカでの現像が顕著に示すと通り、ディスカウント量販店の客寄せ用(おとり)商品として限られた売れ筋CDは利用され、売れ筋CD以外にも多種多様なCDを提供するレコード専門店が地域、規模の大小を問わず存立が困難となります。消費者は音楽鑑賞の手段を得られなくなります。多様なCDを提供する専門店は売れ筋CDから正当な利益が確保できなければ成立いたしません。</p> <p>⑤ 地域(地方)のレコード専門店はCDを販売するのみならず、事実上、地域の音楽文化センターの機能を果たしてきた。再販制度が万一廃止となれば、これらが消える恐れが大であり、その結果は日本の音楽文化の水準を落とす。</p> <p>特記</p> <p>2001年3月23日に公取委は「著作物再販は当面存置」と発表した。この結論を得るまでには、長期にわたる研究討論が立法府・規制緩和委員会や公取委・文化庁当局はもとより通産省(現 経産省)も関与されて重ねられた。私共も著作物関係業界として参画の機会を与えられた。しかも競争政策のみならず、我国の文化政策のあり方、民主主義のあり方にも配慮したものだった。著作物は活字メディアに係るものも音楽メディアに係るものも一体と扱われることで結論を得た。以後それぞれの業界は再販制度の弾力的運用に努力することとなったが、私共は自らの職分で一生懸命努力している。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
37	日本音楽作家団体協議会(FCA)	<p style="text-align: center;">著作物再販制度維持に関する意見について</p> <p>私ども音楽作家が自らの作品を世に公表する手段は、コンサートや楽譜出版など色々ありますが、多くの場合、音楽CDなど録音物の発行が中心となっています。</p> <p>つまり多くの音楽作家の所得は、録音物の著作権使用料に支えられており、その流通形態の基礎である再販制度に支えられていると言っても過言では有りません。</p> <p>再販制度による録音物販売価格の安定が、音楽作家の生活の基礎を作っているのです。</p> <p>録音物は、永年に亘って築かれた流通システムによって広く社会一般に</p>

		<p>頒布され、鑑賞され、二次的に利用されています。再販制度の下、幅広く形成された流通の秩序が継続されることによって、今日のわが国音楽文化は成り立ってきました。</p> <p>音楽作家にとっても、鑑賞者である国民にとっても、わが国の芸術文化発展のための制度基盤や予算等は十分でなく、欧米諸国と比べても極めて脆弱です。このような条件下にありながらなお、音楽録音物の今日の隆盛があるのは、著作権法と同法の目的達成のために設けられている再販制度及び関連法規による後援があればこそと、私どもは認識しております。</p> <p>これまで、日本のレコード産業は、この再販制度に支えられ、消費者の嗜好や需要に応えるため演歌・歌謡曲、ロック・ポップス、童謡、琴や尺八などの純邦楽、クラシックなど多種多様なCD等を発売しており、消費者は多様な音楽文化を享受出来る環境にあります。</p> <p>しかしながら、再販制度が廃止された場合には、文化的価値は高いが需要の少ない商品は淘汰され、店頭に並ぶ商品は売れ筋のCDが主流にならざるを得ず、消費者は多様な音楽文化を享受する機会を失ってしまうこととなります。</p> <p>また、音楽作家にとっては、収入が不安定となり、さらには、作品発表の場を喪失するだけでなく、実績のない新人作家は育つ機会を奪われてしまうことにも繋がります。</p> <p>もともと経済競争になじみ得ない文化財として位置づけられる音楽著作物の特殊性を考えたとき、この制度は非常に意義ある定めであり、わが国の音楽の多様性を維持するためにも、音楽作家が創作に専念できる基盤のためにも、ひとり著作者だけでなく、多様な音楽文化を支える実演家の活発な活動のためにも、決してなくてはならない制度であると確信しています。</p> <p>わが国文化の発展に寄与する著作物、すなわち多様な音楽作品、文化財を後世に残し続けるために、私ども音楽作家は、著作物の再販制度維持を強く要請いたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
38	日本製薬団体連合会	<p style="text-align: center;">著作権法改正に関する要望事項について</p> <p>1. 要望の趣旨</p>

06年度の知的財産推進計画においても、著作権関連の課題として、「著作権法の権利制限 規定の見直し作業を継続審議し、06年度中に具体的な対応策(法改正を含めて)を構築する(文部科学省)」という内容を明確に記載することを要望する。

2. 継続審議を必要とする理由

05年度の文化審議会著作権分科会で、著作権法改正の必要性(権利制限の見直し)が認められた事案(薬事法に基づく行政官庁への提出文献のための複製他)については、今年の通常 国会には法改正案が提出されず、国会への提出時期が明確になっていないこと、並びに、薬事法に基づく医療関係者への文献提供については、現時点での解決は難しいことから継続審議になったこと等を踏まえて、基本的な公式文書である知的財産推進計画において、06年度も引き続き文部科学省での検討課題である旨を記載していただくよう要望する。

* 05年度の文化審議会著作権分科会での審議結果

1) 薬事法関連で出されている要望事項中、行政官庁への提出文献の複製および利用については、国等への迅速な情報伝達により国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点から、現に支障が生じているものについては、権利制限を行うという意見が多かったとして、著作権法の権利制限の中に入れることとされた。

2) 薬事法関連で出されている要望事項中、医療機関への文献提供のための複製については、当面は、関係者の最大限の努力の下、構築されているシステムが利用料の徴収の観点から有効に機能し著作権処理の適正化が行われているか注視することとするが、医薬品等の適正使用に必要な情報提供の複製の実態を踏まえた上で、著作権等への影響を勘案して、適切な処置について引き続き検討を行うことが適当であるとして、継続審議となった。

3. 継続審議で求める要望事項

著作権法に既に定められている権利制限規定の中に下記事項を追加する。

○ 薬事法の規定により求められている医薬品の適正使用にかかる情報を収集、保管、提供する場合並びに行政官庁への報告が求められる場合等、それらの 必要な範囲において、資料等を複製、譲渡および公衆送信することができる。

		<p>なお、当該行為は委託することができる。</p>
39	ロージナ茶会	<p>知的財産推進計画 2006 へのロージナ茶会からの提案</p> <p>1. ここ数年の著作権法改正に関する議論をみると、商業的あるいは経済的利益を最大化しようとする目的(以下、「商用目的」また、この目的のために制作された作品を「商用著作物」と呼ぶ)と、芸術的あるいは人格的利益を最大化しようとする目的(以下、「芸術目的」また、この目的のために制作された作品を「芸術著作物」と呼ぶ)の両方を同時に達成しようとするために、そのいずれの目的の達成も十分にならないという状況があるように思われる。そこで、ここでは、著作権法第 75 条にすでに存在する登録制度を活用し、創作者の目的に応じて、著作物を商用著作物と芸術著作物のいずれかを選択できるようにし、それぞれの目的に適合的な保護制度を準備すべきであると考え。</p> <p>なお、以下「著作権」に関連して述べていることは、当然に「著作隣接権」を含んで述べているものとする。</p> <p>1-2. 商用著作物と芸術著作物それぞれに、それぞれの目的に適合的な保護を与えることで、創作者をして自らの作品をいずれに位置付けるかを明確にせしめうると考える。その内容は以下のとおり。</p> <p>a. 商用著作物については、創作に必要な資金調達を容易にするための制度整備を進める。具体的には、ある著作物そのものあるいは著作物を制作するために成された投資の集合体を財団類似の法的主体として構成し、信託あるいは株式会社と類似した法的構成でその経済的利益の回収と配分を明確かつ確実なものとする。</p> <p>b. a の目的のために、商用著作物については、著作物登記制度と信託あるいは株式会社登記制度を結合したような制度を創設する。一方、芸術著作物については、ベルヌ条約の中核的保護対象であることを踏まえ、現行どおり無方式主義を維持するものとし、創作と同時に当然に著作権が発生するものとする。</p> <p>c. 商用著作物については、創作者及び投資者保護の目的のため、侵害が明白でありかつ具体的に経済的利益を侵害する様態での侵害、すなわ</p>

	<p>ちデッドコピーについては、著作権法第 123 条の適用除外として、非親告罪化する。</p> <p>d. 商用著作物については、その経済的利用を不安定化する懸念のある事項に関する著作者人格権に関して、投資者保護の目的のため、創作者の合意に基づく著作者人格権を制限する契約の有効性を法的に確認する。</p> <p>e. 芸術著作物については、創作者本人の人格的利益の強化をはかるため、現在ひろく行われている作品の買い上げ契約を無効とする強行規定を著作権法に規定する。また、契約によって著作財産権の一部あるいは全部を他者に譲渡する場合においても、契約にかかわらず、一定の受益権が創作者本人に残るとする強行規定を著作権法に規定する。</p> <p>f. 芸術著作物の流通(オークション等)に伴って創作者本人がその売買代金の一部を売主に請求することができる、いわゆる追求権を著作権法の規定に導入する。</p> <p>g. 技術の発展にともなって生じた芸術著作物の新しい利用法については、当然に創作者本人が留保しているものとする確認規定を著作権法に導入する。どのような改善変更が行われた場合に、新しい利用法であると認定するのかを決定する基準についても合わせて規定する。</p> <p>2. 近年、インターネット等の著作物の流通経路の多様化に伴い、広く周知されいながら、作者不詳の著作物が多数あらわれるにいたっている。しかしながら、その著作物を使用したいと考えた利用者にしてみれば、権利者が不詳であるため、使用許諾交渉先が存在せず、結果的に周知されている著作物であるのにもかかわらず、活用がすすまないという経済的目的および文化的目的のいずれをも阻害するような状況が生じている。そこで、ここでは、著作権法第 67 条にすでに存在する裁定制度を改訂し、周知されているが作者不詳の作品について、一定の要件のもとに、文化庁長官による公有宣言を可能とし、ひろく著作物の活用を促進すべきであると考え。</p> <p>a. 裁定に関する著作権法第 70 条を改訂し、何人かによる請求に伴う裁定の効果を一様に拡大する公有宣言の規定を置くと同時に、何人かによる請求がなくても、文化庁長官の発意によって調査を行い、著作権者が存在し</p>
--	---

ない場合に公有宣言できるものとする。

2-1. ソフトウェア業界において、広く用いられている許諾条件である FreeSoftware Foundation の General Public License や、Open Source として認知されている各種ライセンス、また、コンテンツ領域において提唱されている Creative Commons 等の各種ライセンスを著作権法の下部規定として認知し、それらのような各種ライセンスの有効性を著作権法上においても明確にすべきであるとする。

3. 近年、インターネット等の著作物の流通経路の多様化およびデータベース技術の高度化に伴い、デジタル形態でインターネット上に公開されているさまざまな著作物を、高度に統合的に活用する状況が生じている。とくに、今後の知的財産戦略を鑑みるに、国内に過去及び現在存在するあらゆる知識と著作

物を統合的に活用し、それらの経済的および文化的価値を最大限に引き出すことが必要であることは言うを待たない。そこで重要になるのが、アメリカの Google 社のサービスに匹敵するような、大規模汎用データベース(以下、「マス・アーカイブ」と呼ぶ)の整備である。ところが、著作権法の規定には、マス・アーカイブの整備や運営と整合的でないものがある。ゆえに、著作権法第 30 条以下に規定されている著作権の制限規定に、適切な要件のもとマス・アーカイブ整備運営の目的のために著作権を制限するものとするべきであるとする。

a. 著作権法第 30 条ないし 50 条のいずれかに、公用(あるいは公共用)大規模汎用データベースへの収録および利用のための複製について、著作権を制限する規定をおく。

4. 政府の知的財産戦略において、わが国のマンガ、アニメおよびゲームといった主として青少年を受容層として想定しているポピュラー作品(以下、「ポップ著作物」と呼ぶ)が注目を集めている。これらのポップ著作物においては、広くかつ厚い愛好者層、支持層があるのみならず、それらポップ著作物を元にさらなる創作活動をそれら支持層が行うことによって、次世代の創作者を生み出し、また新しい市場を拡大しているという事実がある。そこで、個人によって行われる商用目的ではない翻案活動(以下、「二次創作活動」と呼ぶ) また、二次創作を行う創作者を「二次創作者」と呼ぶ)について、原作品の権利者が差止や損害賠償請求といった法的措置をとる前に、一定

		<p>の手續による事前警告をすることを著作権法上で義務付け、二次創作活動を行う者が不意に訴訟の対象とならないような措置を講ずるべきであると考ええる。</p> <p>4-2. ポップ著作物に関連して、二次創作者たちが、一定の時間あるいは空間において、二次創作物を制作実費回収程度の価格での販売や交換していることは、広く知られている。しかしながら、こうした販売や交換は厳密に解釈すれば著作財産権を侵害する行為であるとみることができ、それら販売や交換活動が一種の脱法状態にあったことは否定できない。とはいえ、それらの販売や交換を禁ずることは、ポップ著作物の活気を削ぎ、政府の知的財産戦略の趣旨および方針に反することとなる惧れがある。そこで、著作権法を改正し、一定の要件に加えて空間あるいは時間を限定した強制使用許諾制度の導入を検討すべきであると考ええる。</p>
40	ロージナ茶会	<p>ロージナ茶会事務局からの提案</p> <p>知的財産推進計画 2006 に向けて、主に著作権の分野について、提案を送らせていただきます。当会からは他にも案が出ているかと存じますが、今回は当会の各部局毎にパブリックコメントを作成して提出しているためであり、この案は事務局を中心にとりまとめたものとなります。</p> <p>1.総論</p> <p>知的財産推進計画を中心にコンテンツ政策が行われるようになって数年がたちますが、著作権制度について言うならば、クリエイターにとっても、利用者にとっても、あまりプラスになる改革は行われていないように感じます。これは、経済的利益を重視するというコンテンツ産業としての側面と、文化的価値を重視するという側面が、うまく整合性をとれないために、どちらにとっても中途半端となり、さらに、その二つの価値観の狭間でユーザが忘れ去られているためと思われます。</p> <p>私たちは、コンテンツをユーザが十分に楽しめることが出来るための、流通環境の整備と、そしてコンテンツクリエイターが創作を行いやすい環境を整備し、クリエイターがコンテンツ産業の活発化によって報われるような仕組みを準備することを、提案します。</p> <p>2.創作環境の整備</p> <p>a. コンテンツ制作者が報われる制度</p>

		<p>a-1.コンテンツ制作者の労働法的な保護の仕組み</p> <p>コンテンツクリエイターは、そのほとんどが劣悪な環境で創作を行っている。一部の人気作家を除いて収入はそう高くなく、副業を行うことで生活を成り立たせている作家は多くいる。健康保険すら、国民健康保険では高すぎて入れなかったり、年金費用も払えないということが多い。「描きたい」というモチベーションのみによって支えられているという状況では、コンテンツ産業の活発化以前に、維持することも難しいだろう。コンテンツ制作者を搾取から保護するための、労働法的な仕組みが必要ではないかと考えられる。</p> <p>b.コンテンツの創作を活発化させるための仕組み</p> <p>b-1.教育目的に関して既存コンテンツを利用した二次的著作の容認</p> <p>コンテンツの制作の際に、既存コンテンツを素材として利用できるかどうかということは、大きな意味を持つ。例えば音楽作成能力のない、映像制作者にとって、既存の楽曲を自由に自らの作品に利用して完成させることが出来れば、よりコンテンツの制作が行いやすくなる。もちろん、商用用途においてこのような利用法を許可することは難しい。商用作品であれば、利用作品について、使用料を払って使用すればよいことだからである。しかし、教育用途においては、このような利用を認めても良いのではないだろうか。教育目的であれば、生徒が自らの作品について、既存コンテンツを自由に編集し、自らの創造性とあわせてコンテンツを生産することを許可することで、コンテンツ生産者の増大に貢献できるのではないかと考える。(あくまでも教育を受ける側が、作品生産の勉強のために利用するというのである)</p> <p>この際、このようにして作成されたコンテンツは、インターネット上での流通等は許可されないことになるだろう。基本的に制作を認め、時間・空間を限定した場での公開のみを許可するという程度である。</p> <p>b-2.空間・時間を特定した使用許諾制度</p> <p>教育目的だけではなく、一般的にも、簡易に既存コンテンツを素材として利用できる制度があると、アマチュアのクリエイターを増やし、コンテンツ産業</p>
--	--	---

	<p>の裾野を広げる役に立つのではないかと考える。</p> <p>既にコミックマーケットのようなイベントが多く自主的に行われているが、そのようなイベント等で利用できる、法的に有効な使用許諾制度を作成する必要があるのではないかと考える。</p> <p>c.既存コンテンツの流通・運用の促進</p> <p>c-1.二次利用を許可する契約のひな形の作成</p> <p>Creative Commons 等、コンテンツの二次的な利用を許可するライセンスが公開されているが、このような契約形態について、法的に認められるような改正が必要である。</p> <p>さらに、CC のような契約については、法的に認められているのかどうかという権威付け少なく、これについて有効であることを認める必要があろう。このようなライセンスによって創作の連鎖が広まってしまった後では撤回することは難しいため、その前段階で、どこまでが認められるのかということについて、指針を示す必要があろう。</p> <p>c-2.権利関係の明確化</p> <p>既存コンテンツを二次的に使用したい場合、著作権者に許諾をとる必要がある。しかし、コンテンツについて最終的な決定権限を持っている人は公開されていないこともあり、その検索等によって取引のコストを増大させている。</p> <p>著作権の登録制度についてより使いやすい形に変化させ、登録を促すようにすると同時に、検索精度をあげて、特定を容易にする必要があるのではないかと考える。</p> <p>この際に、コンテンツそのものに表記されている人だけに権利があると推定し、その人から権利を譲渡された第三者は、登録をしない限り第三者効が認められないということにして、登録を促すことも有効ではないだろうか。</p> <p>アメリカの著作権制度ではそもそも登録が訴訟要件になっており、このような形への制度変更は、むしろ合理的ではないかと考える。</p> <p>d.新制度の施行による影響の調査</p> <p>d-1.権利を強化した場合の調査</p>
--	--

知的財産推進計画を通じ、いくつもの権利強化が行われてきたが、この影響についてあまり報告が為されていない。権利の強化によって、消費者や零細クリエイターの 便性が損なわれることがあるため、これを上回るメリットがあることを示し続ける必要があるだろう。また同時に、権利を制限した場合には権利者側の得る利益が減る可能性がある。

そこで、権利を強化した場合、制限した場合について、3 年ごとに状況の調査を行うことを義務づけることを提案する。この調査主体は官公庁、もしくは第三者機関とし、メディア企業自身に行わせることはしないことで、中立的な意見を確かめられるようにする。

なお、調査を行う際には、メディア業界は、官公庁もしくは第三者機関に対して、権利強化項目と関連する部分については売上げ件数等をオープンにするものとする。

e.P2P 技術の促進

Winny による情報漏洩でメディアは騒がしいが、P2P 技術自身は問題のある技術ではない。P2P 技術自身が悪だというのであれば、インターネットそのものを使用禁止にする必要があろう。

さて、P2P 技術は悪どころか、効率的なコンテンツと流通手段として期待できる物である。現状では課金システムが無く、また、DRM の対応もほとんど無いために、違法利用がされることが多いだけではないかと考える。

既に DRM 対応の P2P ソフトウェアはできつつあるようだが、肝心の課金システムについてはまだうまくいっているとは言えない。P2P 技術を利用して、課金システムも備えた、効率的な流通システムを国として開発することを提案する。そしてそのシステムは海外からでも容易に利用できる物として開発を行う。

それによって、我が国がコンテンツ流通網のハブとして成立することが可能なのではないだろうか。

f.著作権の権利期間延長について

f-1.一般的な権利期間延長への反対

著作権の権利期間は現在法人は制作後 50 年、自然人のものについては死後 50 年とされている。これ以上に延長するべきだという議論が行われているが、これはまだ待つ必要があるだろう。

		<p>著作権は制作と同時に権利が生まれる無方式主義の権利であり、かつ、権利期間の延長は遡及されて適用されている。そのため、一度権利を延ばすと、現行のあらゆる著作物についても適用されてしまい、パブリックドメインに入って今後の素材として活用できるはずだった作品が当分使えなくなると同時に、その保護されている作品に似た作品が訴訟の危険性にさらされることになる(判例上、知らずに作った場合は独立した著作物として認められるが、訴訟の可能性は否定できない)。</p> <p>そのため、権利期間を延長する場合には、延長する根拠としてこの延長によってどれだけの利益が見込まれるのか、そして、長によって失われる機会、利益等はどの程度かを調査した上で、延長にメリットが大きいと考えられる場合にのみ、行われるべきであろう。特に、延長によって、全ての著作物についてある程度メリットが得られると考えられる場合でなければ、全体的に延長するべきではないのではないだろうか。</p> <p>f-2.特定の著作物の権利期間延長</p> <p>権利期間の延長については、ある特定した著作物のみについて行われるのであれば、大きな問題はないのではないかと考える。ただし、その著作物の権利期間が延長されていることが公示されている必要があるだろう。また、保護範囲としても二次的著作について保護すると類似著作物が発表の機会を無くす可能性があるため、デッドコピー等に限る必要性があると考えられる。</p> <p>そこで、有償かつ期間を限定した、更新可能な登録制度を設け、その登録下にある場合のみ、デッドコピーについては権利期間を延長するという制度を新設してはどうだろうか。有料で更新する限りにおいて、デッドコピーのみ守られるということにし、その更新の上限を現在の著作権法における保護期間よりも長くすることを可能にする。またその際に、その著作物が死蔵されるというのは望ましいことではなく、その著作物を使用したいという人に対する窓口の設置を義務づけ、使用の申込があった際には常に対応をすることを求める。協議が破綻した場合、一定の料金を供託することによって、使用を可能にするという条項をつけることによって、保護と利用のバランスをとるということも重要になるだろう。</p>
41	ネットラジオ準備会	<p>知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項</p> <p>ネットラジオ準備会</p> <p>「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」の第三条第一項の基</p>

本理念の実現に向けて

1) 知的財産立国に向けたときのインターネットにおける現行著作権法の限界

現在、インターネットは各業界のクリエイターの卵の発表の場として広く使われ、そのネットで成功をするケースもあり、クリエイターの発表の場として重要なメディアとなっています。しかし、個人のホームページやblogなどではコンテンツの無断使用が横行しているのも事実です。これらは、国民の知的財産の重要性について理解が欠けている点や、個人がインターネットでコンテンツを合法的に使用することが大変難しいことに大きく起因していると考えます。そして後者は、インターネット上の新たな媒体であるインターネットラジオ・IP マルチキャスト放送に著作隣接権の許諾問題とともに、二次著作物を創作・公開する際の許諾の問題にも関連し、インターネットの新たなメディアの振興の阻害になっていると考えられます。

インターネットというメディアが新たに出来、多くの個人が創作物を発表出来るようになった今、著作物・コンテンツは、保護をしながらも二次的に使用されることを前提とした考えに新たに立つことが必要であると強く考えます。

特に、音楽分野ではインターネットでの利用の際、著作権は著作権管理代行団体があるにも拘わらず、著作隣接権に関しては権利者の企業判断となり個人・非営利団体に対し許諾など話にならない状態で、個人・非営利団体の二次使用が著作隣接権で阻まれています。

個人が二次創作活動やインターネットラジオ・ホームページなどで、使用を前提としたルールに則って知的財産を使用し、コンテンツを生かすことが日常となれば、知的財産の重要性の理解やクリエイター大国を目指す上で大きな原動力となると強く信じます。

個人や非営利団体などが知的財産を適切に利用出来、権利者の保護と共存した著作権法になるよう、知的財産推進計画2006に、インターネット時代に見合うよう抜本的な著作権法の見直しを加えることを提案致します。

2) 著作権法の改善案

IP マルチキャスト放送、インターネットラジオ等は、内容が同じでも、放送媒体、性格が異なり電波を使う「放送」とは異なる扱いをされています。しかし、今後の日本のコンテンツ大国を目指す上で、インターネット上のメ

		<p>ディア振興は非常に重要であります。特に、無数の個人サイトの振興が盛り上がることにより、知的財産の利用サイクルは大変大きなものとなり、知的財産立国の基幹となりえると考えます。</p> <p>その為には、個人のインターネットの著作物の適正な二次利用の制度が必要となります。インターネット放送であれば、著作隣接権の許諾のルール化にあります。</p> <p>例えば、個人や非営利団体に一定の条件の下、非営利インターネット放送局として登録し、一定額の著作物二次利用料を徴収、利用ルールの下で使用することに関しては著作隣接権を全て許諾するという制度です。著作物二次利用料は、各業界団体を通し、著作隣接権者に使用報告の配分に基づいて分配します。当然、権利者に損害を与える利用の問題については、登録団体は権利者団体によってルールに則って使用されているかチェックされ、違反団体には登録の抹消や著作権法違反として訴えられることとなります。</p> <p>ポイントとしては、企業による一つ一つの許諾を得なくとも一括して個人が申請することにより許諾が得られること、また二次使用の代価として個人や非営利団体でも十分支払える金額の利用料を課すこと、また権利者である企業などに損害を与えるものでないこと、が重要であると考えます。</p> <p>以上、ご提案致します。</p>
42	(株)十字屋 内 鹿児島県 レコード商組 合	<p>内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中</p> <p>前略「知的財産推進計画 2006」策定に向けて日夜ご尽力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。</p> <p>早速ですが、先日知的財産推進計画 2006 策定の中、ワーキンググループの検討事項の中で、CD の再販制度廃止に及ぶ言論があったと業界紙によりまして知り、その後、意見募集をされるということで、ここもと意見を申し述べます。</p> <p>日本における「CD の再販制度」については、再販制度撤廃の意向が公正取引委員会より出てから長年にわたり、政官民の中で真摯な諸々の検討がなされ、2001年3月23日に公取委は「著作物再販は当面存置」と発表された訳です。</p> <p>その後、日本レコード協会、レコード業界では公取委のご意向に沿い、鋭</p>

		<p>意、消費者、音楽愛好家のために色々な施策を実施致し、対処して参りました。最終的に消費者、音楽愛好家から見離されれば、業界としては終わりであると充分に理解しております。</p> <p>その中で、もし CD レコード再販制度が撤廃された場合、消費者、音楽愛好家にとって文化的な面で、絶対に為にならないと考えます。</p> <p>自由競争があり、消費者にとっては経済性の面では大いに望ましいことですが、日本の音楽文化について考えます時に果たして経済性のみで考えてよいものでしょうか。日本文化の発展に関して、絶対に方向性を誤らないように充分に理解して頂きたいものです。</p> <p>知的財産推進計画の策定は日本が世界の中の一員として非常に大切なことと考えます。ワーキンググループで CD 再販問題が取り上げられたとのことですが、知的財産との関係がどのような理由で取り上げられたのでしょうか。ワーキンググループの知性あふれる慎重なご審議をお願い申し上げます。</p> <p>日本の音楽文化策定の将来を絶対に誤りのないように真に、文化的にも、経済的にも発展していくような観点から諸政策を決定して頂きたいものです。</p> <p>CD レコード再販撤廃問題を「知的財産推進計画 2006」においてお取り上げにならないように切にお願い申し上げます。</p> <p>事情ご賢察賜り、何卒よろしくご高配の程お願い申し上げます</p>
43	社団法人 日本作詞家協会	別紙
44	日本音楽著作権家連合	別紙
45	Motion Picture Association	<p>Motion Picture Association による「カムコーディング規制法」制定要請の提案</p> <p>2006 年 3 月 29 日</p> <hr/> <p>MPA は劇場映画、ホームビデオ・エンタテインメント、テレビ番組を国際的に制作・配給おります以下の七社を代表する通商協会であります。</p> <p>Buena Vista International, Inc.</p>

	<p>Metro-Goldwyn-Mayer Studios Inc. Paramount Pictures Corporation Sony Pictures Releasing International Twentieth Century Fox International Corporation Universal International Films, Inc. Warner Bros. Pictures International, a division of Warner Bros. Pictures Inc.</p> <p>MPA はこれらメンバー社の代表として、国際マーケットでの不正や限定された取引、非関税障壁撤廃のために活動しています。また、日本を含む世界凡そ 70 の地域で著作権法その他の取締りを行うことによりメンバー社の著作権物保護のためのアンタイ・パイレシー・プログラムを指揮しております。従いまして、現行の国際指標および基準に準拠するようにつ MPA メンバー社の活動範囲内で、日本の著作権法が今後も確実に効果的法制インフラとして機能するための文化庁のイニシアティブに深く感謝するものであります。</p> <p>日本は MPA およびそのメンバー社にとりまして極めて重要な市場であり、われわれは今回特に次の 3 点に付きまして見解を述べさせていただく機会を得ましたことをありがたく思っております：(1)カムコーディング規制法の必要性、(2)私的複製に関する日本著作権法改正の必要性、(3)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の改正の要請</p> <p><u>カムコーディング規制法の必要性</u></p> <p>著作権窃盗は映画産業を含む創造物産業にとって最大の脅威であり、こうした産業で生計をたてている人々に甚大な被害を与えております。非常にたくさんの映画がプロのカムコード海賊によりスクリーンから盗まれています。こうしたプロはビデオカメラを使用して映画館での公開中に映画を不正にコピーするのですが、通常劇場公開のごく初期に行われ公開以前(例えば試写会など)にコピーされることさえあります。カムコード海賊はハイテク犯罪者であり、通常録画したマスターテープを違法「ソース・ラボ」(海賊版発生源のラボ)に売ります。ソース・ラボではマスターをブラックマーケット向けに違法に複製、梱包して世界中の密造「ディーラー」に流します。</p> <p>カムコード海賊のために、数多くの映画が P2P ネットワークやファイル交換</p>
--	---

プロトコル(FTP)サイト、インターネット・リレーチャット(IRC)あるいはオークションサイトといったインターネット上で入手可能であり、米国内公開期間中および世界各地での公開以前に各国の路上や夜間市場で売買されています。(添付いたしますカムコード配給チャートにこの問題の実例が図にしておりますのでご参照ください)

今日、劇場公開されるMPAメンバー社映画の平均制作費は9300万ドルであります。封切り映画の違法録画一本が出回れば同一のデジタルコピーがインターネットあるいは路上にばら撒かれて投資回収力は破壊されます。つまり、「盗む」という単純な行為の結果従来起きていた被害を指数的にはるかに超える経済的被害が起こるのです。映画の収益見込みは全てのメディア部門で落ち込んでいますし、年収にして数十億円が失われています。

歴史的にみて最近まで、カムコードはその大半がまず米国で発生しておりました。2002年3月からの一年間で、50以上の大作映画が米国内の公開以前にカムコード海賊により盗まれました。2003年第一四半期、125件の大掛かりな海賊カムコーダー製造所が米国内で調査されましたが、この数字は前年同月比の調査数の二倍以上です。米国内での地道な取締りの一方で世界同時劇場公開の数が増えたこともあり、カムコード問題は他の国にも波及しました。2004年および2005年、MPA調査員たちは欧州やラテンアメリカ、アジア太平洋にある劇場で100件以上のカムコード海賊が発生したことを突き止めました。

最近懸念されていますことは日本が新たにカムコード発生源になるのではないかということです。MPAメンバー社代表および調査員たちからの報告ではメンバー社の映画の日本語吹き替え海賊版がP2P上で発見されたということで、われわれはこの問題の広がりを更に見極めるためにP2P上での状況をモニターしています。更に、昨年公開された日本映画の大作がカムコードされたということが広く報道されました。

MPAおよびメンバー社は海賊発生源が確実に一掃されかつ海賊問題の深刻性を大衆に啓蒙することに尽力しております。違法カムコーディングの広がりを縮小させる取組みには保安対策の増強⁸、カムコード海賊発生を通報するホットラインの設立⁹、大衆啓蒙・訓練¹⁰および技術的措置の強化¹¹が含まれます。

対カムコード海賊戦で重要なことは映画上映中に劇場内で音声映像記録

機器を違法に操作することを禁止するための法令の施行です。アジア太平洋地区の中にはこうした違法捜査が著作権法侵害に該当するとしている国もいくつかありますが、MPA がこの地域で実施した調査では、大半の国ではカムコードによる侵害を扱う特定の法令条項がないことが分かりました。MPA が調査した現行の著作権法は映画を複製するためにカムコーダーを使用する行為と戦うには適切ではないものもあるのです。

「収益のため」あるいは他の営利上利益のために行われた侵害と意味付けて、売買あるいはビジネスとの結びつきを代わりに規定していると思われる著作権法もありますが、これは作品の制作あるいは複製の侵害を証明することを一層難しくしています。種々の著作権法で規定された刑事罰則は不適切として、判決がカムコーダーその物を単に没収するという結果になる場合もありますが、これには抑止力としての効果はほとんどありません。日本の著作権法でも被告には「私的利用」という主張が可能ですので、同様の懸念があると MPA 日本の法律顧問は述べています。

従いまして、われわれは米国においてアンタイ・カムコーディング専用に行われた連邦および州法¹²と同様に、効力のあるアンタイ・カムコーディング法令が日本でも公布されるために文化庁のご助力をお願いする次第です。概略を申し上げますと、MPA は日本政府に、公開中映画の著作権所有者の許諾なしにその映画を映画館内ですでに周知の音声映像録音機器で録音・録画することに対する刑事罰則の設立をお願いしたいのです。

更に詳しく申し上げますと、音声映像録音機器とは携帯電話のカメラを含め現在知られているすべての技術あるいは今後開発される技術の中で録音機能を持つものと規定されるべきです。例を挙げますと、カメラ機能付き携帯電話を劇場に持ち込むこともしくは劇場内での電話の送受信は認められるとしても、そのカメラ機能を操作することは禁止されるべきです。

映画劇場にはその侵害時に映画公開を主たる目的として使用された会場を含めなければなりませんし、市立公園や学校、大学など通常とは異なる場所での映画の上映がこれにあたります。カムコーディングによる侵害に対する罰則には、初犯には一年以上再犯にはそれ以上といった収監期間が必要でありましょう。カムコーディング法令は、更に重い罰則を規定する他の法令に基づいた起訴を妨げるものであってはならないと思います。

効力のあるカムコーディング法令には容疑がかけられた違反者をその場に引き留める劇場主のための責任免責がなければなりません。更に、合法的に許諾された調査、保護、法執行、情報収集といった活動の一環として、劇場内における音声映像録音機器の操作から合法的許諾を受けた調査、法執行上の保護、情報収集を行う従業員あるいはエージェントを除外する必要もあります。

2005 年に米国で施行された連邦法令¹³にはこうしたことの大半が条項として含まれております。MPA 及びその役員は日本において同様の法令制定へのイニシアティブにご相談に乗ることができますし、またお役にたてればと思っております。

私的複製に関する日本著作権法改正の必要性

私的複製の除外およびそれに付随する課徴金は、無許諾私的複製に関連する著作権者の権利管理を補うために導入されたものでありますが、間接的かつ極めて部分的な補償であり完全な方法ではありません。

当初アナログ複写に対応するために導入された世界の大半の国家法制あるいは体制では、現在私的複製の賦課金を、デジタル機器もしくはデジタル複製用品（つまりブランク媒体）へと拡大しています。このような賦課金は、単に料率だけではなく、対象となる機器および媒体の種類といった面でも国ごとに大きく異なっています。

欧州の国の中には、法律で定められている賦課金について、インターネットによるコンテンツの配布やデジタル著作権管理(DRM)および技術的保護対策(TPM)¹⁴技術などの見直しが始まっているところがあります。カナダでは、最近出された最高裁判所の判決で、携帯デジタルプレーヤーへの課徴金の適用が認められませんでしたし、メキシコの司法当局は課徴金制度導入の提案が否決されました。

MPA では、DRM および TPM 技術の進歩に伴い、課徴金はハードウェア・メーカーと消費者が一緒に分担する時代遅れの費用の高い制度であり、このような技術的防護方法を採用している事業モデルの自然な適用を抑制する効果しかない、という点で合意しています。MPA は日本を含む各国政府が、デジタル技術と新たな流通モデルの継続的な発現と開発を支援し、最終的には旧式な私用複写賠償制度の廃止を図るべきであると考えます。

私用複製の除外と課徴金に関して特に懸念される点、特に日本に関係する問題は、そのような除外と課徴金の、いわゆるピアツーピア(P2P)ファイル共有という領域での適用である。本田マサオおよび小泉直樹教授らを含む日本の学者は、継続的な技術開発とベルヌ条約の下で日本が負っている国際的責務などを踏まえて、日本の著作権法第 30 条の再点検が必要であるとの意見を述べています。

日本の著作権法第 23 条第 1 項には、無許可の映画ファイルをアップロードした個人は法的責任を問われます。しかし、それを「私用目的」でダウンロードする個人は、第 30 条による「除外規定」で保護されており、法的責任は問われることはないのです。

総論として、MPA は、各国政府が新たな複製除外規定の設定には反対すべきであると考えています。特に日本に関する具体的な事項として、私的複製としての無許諾ダウンロードは刑事罰の対象とされるべきです。日本の著作権法第 30 条の 1 項での広範囲の私的複製除外規定は、デジタル複製は最複製が可能で、品質低下なしに再配布が可能であるという点で不適切です(また 3 段階テストでもきわめて疑わしいとされる結果となっています)。

増加を続ける P2P 海賊行為の普及からしても、海賊版製品のダウンロードの合法的正当化に使われる恐れがあり、さらに(発信可能にするため)現行の無許可のアップロード禁止規定の存続を危うくするものであります。日本がこうした抜け穴を直ちに閉鎖することは必要不可欠な措置であると考えます。日本が 30 条の 1 の文末に、「対象となる著作権を有する作品の使用を抑制するか、あるいは著作権所有者の権利を合理的に棄損する程度にまで除外規定の適用を不能にする」という条分を加えて、提案される修正が組み込まれるように希望いたします。

MPA では、現在この問題が文化庁で検討されていると了解しており、当協会ではこの問題について同様の提言を直接行っています。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の改正の要請
インターネット上の海賊行為という状況の中で、MPA にとってのもう一つの

懸念となる点は、著作権者がいわゆるインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）との適切な協力によって違反行為を妨害したり、または別の方法で防止したりするための対策の実施方法です。

効果的な「警告・削除」方式により、知的所有権者は ISP との協力で、本来下流チャンネルへの配信の前には単一の発信源からしか入手できなかったはずの、きわめて侵害されやすい資料の即時撤去ができます。そのような、特に侵害されやすいコンテンツには、発表前のソフトウェアやビデオゲーム、あるいは指定された配送窓口前にデジタル形式で準備された映画などが含まれます。

このような場合、加入者にとっては対応・アクセスまで極めて長時間（24 時間以上）かかると、その情報源からの配信を遮断しようとするどのような意図もくじけてしまうこととなります。それでは、単一の情報源から入手可能にされる未発売の製品が、確実に多数の手により未発売であるのに入手可能な製品になってしまいます。

未発売ではなくても、P2P プロトコルにより促進されるウィルス配信の場合、即応方式によって強制的遅延を組み込むメカニズムで修復不能な無制御の配信は防ぐことができます。適切な「警告・削除」方式により、また、警告役務提供者による潜在的な「公開前」配信シナリオの危険度の警告に応じて、著作権者の即時対応能力が保証されるので、こうした連携活動によって被害を最小にとどめることができます。

現在、この問題に関連する日本の法律では、適切な権利の申立て後に ISP が加入者に対抗して違反資料の撤去または無効化措置を得るまでに、7 日間の待機時間を設けているため、効果的な執行が妨げられています。特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案第 3 章第 2 項副項 ii では、次のように定められています。

第 3 章（損害賠償責任の制限）

(1)...

(2) 定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であ

		<p>って、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。</p> <p>(i)……</p> <p>(ii) 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報(以下「侵害情報」という。)、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由(以下この号において「侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下この号において「送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。</p> <p>残念ながらこれでは、違反加入者に対し、ISP による何らかの妨害措置がとられる前に、十分な余裕をもって通知されることとなります。実質的に大量海賊版配布サイトの運営が、彼らの「顧客」に何の障害も与えずに運営を続けられることになってしまいます。</p> <p>多くの大量オンライン海賊版配布活動が複数のアカウントを使い、複数のプロトコルを介し、複数の名義を使って運営しています。彼らのために発信遮断までに7日間の「猶予期間」を設けることは、彼らが活動アカウントを変更し、オンライン資産を移動し、顧客を代替サイトに移動させ、自由な海賊版配布活動の継続を保証する効果をもたらすのです。</p> <p>これとは対照的に、適切に機能する「警告・削除」方式では、ダウンロードする利用者にも新たな不都合を与え、彼らの行為の違法性を認識させる抑止性の注意にもなります。</p> <p>加入者に過度の余裕時間を与え、不法資料の継続的な入手を許すことは、消極的な姿勢を維持する政策により知的財産の所有者に明確な不利益をもたらしています。MPA は、上述のようなより効果的執行対策を促進するためには、手続き機構の再検討を図ることがより賢明な方策であるとの意見をここに謹んで具申いたします。 < ></p>
46	アップルコン	知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項に関して以下の事を提

<p>ピュータ株式会社</p>	<p>案し請願致します。</p> <p>1.私的録音録画補償金制度の廃止</p> <p>この制度は発足時も含め制度自体が非常に粗雑な仕組みであり、公平、公正さに欠けている。事由は以下の通りです。</p> <p>1)私的録音録画行為を行わない者に迄課金をしている。</p> <p>2)私的複製＝補償金の合理性がない</p> <p>3)補償金は権利者への加重支払いとなる(レコードレンタルをした場合消費者は、著作権料、レンタル料-権利者団体へ納付と2重支払いになり、補償金をハードウェア機器、CD メディア等に課す事で更に課金され3重支払いとなる)</p> <p>4)徴収する団体が文化庁の天下り先機関(SARAH 理事兼 JASRCA 理事長 吉田 茂氏?元文化庁長官／同庁著作権課長)であり、政府による公正な行政権行使とは言い難い。</p> <p>5)補償金を課す事はデジタルコンテンツ流通促進のインフラ基盤であるハードウェア機器値上げにより、デジタルコンテンツの流通促進を阻害する。</p> <p>6)5)の結果 P2P(無料コンテンツファイル)へ消費者が流れ、結局、一円も著作権料を得られず、その影響は権利者自身が一番損害を被る。</p> <p>7)IT 機器による DRM(デジタル権利保護)により複製は制限されている。</p> <p>以上の観点から私的録音録画補償金制度は不要な制度であると考え、迅速に著作権法から撤廃する事をお願い致します。</p> <p>2. 再販売価格維持制度に関して</p> <p>公平公正な市場形成を国是とする日本に置いて、一部商品だけ例外的な処遇を行うのは法の平等主義に反する。</p> <p>公正取引委員会は早急に著作物の特殊指定扱いを廃止すべきであると考えます。もし、日本が真摯に日本のコンテンツ流通促進を世界へ向けて発信すると考えているなら、世界に類例の無い同制度は、世界中の政府は勿論、同コンテンツを流通する関係業界、消費者の理解と支持を得る事は不可能と考えます。地域による格差解消のためとの論がありますが、日本は</p>
-----------------	---

		<p>全国普くブロードバンド、光ファイバーが敷設されているIT インフラ大国であり、デジタル配信により現行の流通制度の地域格差は全く意味の無い課題であり、既に物理的には解消済みです。問題の核心はコンテンツ業者がIT 業界に協力して普及促進する真摯な姿勢があるか否かであると考えます。一日も早い同制度撤廃を望みます。一日遅れればそれだけデジタル流通インフラに関して他国と格差が広がる一方になると予測致します。そして、ドッグイヤーと謂われる IT 業界ではその格差拡大の速度は甚大であると考えます。</p>
47	ビー・ビー・ケーブル株式会社	<p>「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見募集に対する意見書</p> <p>「知的財産推進計画 2006」について、コンテンツ専門調査会において提言された「デジタルコンテンツの振興戦略(2006 年 2 月 20 日)」を考慮されるとの事であるが、「<目標 1>ユーザ大国を実現する」、「<目標 2>クリエイター大国を実現する」、「<目標 3>ビジネス大国を実現する」という基本目標に賛同すると共に、「提言 1(1)IP マル チキャスト放送の積極的活用」のための著作権法上の位置づけについて明確化される事と必要な措置を速やかに講ずるよう改めて要望する。</p> <p>これらの事柄は既に過去の知財推進計画にも盛り込まれ他の省庁やその他関係者間で協議検討されており、その努力により既に進展されている案件も存在することを認識している。</p> <p>しかしながらこれまでの3年間の検討や実施内容を踏まえ、今後3年間で知的財産立国の実効を上げる期間と位置づけたいうえで「知的財産推進計画2006」を策定されるとの趣旨から、創造・保護・活用のサイクル増進による知的財産立国の実現のための重要な要点のひとつとして考えるため、敢えて意見書を提出するものである。</p> <p>これにより、番組供給者から供給される番組の数が増加する事のみならず、放送番組の自主制作に関しての障害が取り除かれる事により、有線役務利用放送を積極的に活用して放送を行いたい新規参入事業者が増え、ユーザがそれぞれの好みに応じて自由にコンテンツを選択できる選択肢向上と、クリエイターの創作機会の新たな創出や実演家の実演機会の増加に役立ち、ひいてはクリエイターや実演家等の収入増加につながるものと考ええる。</p>

		<p>また、技術の進展により現在検討されている案件のみならず今後も多種多様な流通経路が開発される事が想定されるが映像コンテンツのマルチユース促進の観点から、引き続き一定の枠組み、ルール等の整備が必要な場合は速やかに措置を講じ業界の取り組みを促進する事を期待する。</p> <p>以上</p>
48	KDDI 株式会社	<p>1 意見等</p> <p>貴本部をはじめ各省庁では、デジタルコンテンツの振興、あるいは2011年の地上デジタル放送への全面移行の実現のため、IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラ(以下、IPインフラ)の利活用が検討されています。IPインフラの利活用を円滑に行うためには、各省庁の提言にあるように、IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置づけの明確化が必要であると考えます。</p> <p>当社は、電気通信役務利用放送事業者として光ファイバを用いて行うIPマルチキャスト放送で、有線放送事業者と同様の地上放送等の同時再送信を行うことを希望しております。地上放送等の同時再送信を実現するためには、著作権法上の課題として、IPマルチキャスト放送の位置付けを有線放送と同じにすることが必要となります。</p> <p>IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信は、公衆(全受信者)によって同一の内容(すべての放送内容(全チャンネル))の送信が同時に受信されることを目的として行っており、有線テレビジョン放送と同様、著作権法上の「有線放送」の定義に該当するものと考えます。</p> <p>なお、米国、英国、フランス、イタリア等の諸外国においても、既にIPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信は実施されています。</p> <p>【参考】 ①知的財産戦略本部「知的財産推進計画2005」(2005年6月)</p>

		<p>「映画や放送番組などのコンテンツのブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送における活用に向けて、2005年度も引き続き関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置付けについて、市場や国際的な動向も踏まえつつ検討を行うなどにより、そのようなコンテンツの活用を促進する。」</p> <p>②知的財産戦略本部 コンテンツ専門調査会「デジタルコンテンツの振興戦略」(2006年2月)</p> <p>「総務省における地上波デジタル普及政策に関する検討の中でも、2011年のデジタル全面移行に向け、一定の条件を満たす場合には地上波デジタル放送の同時再送信に関し、IP マルチキャストを用いた通信インフラを積極的に活用すべきと指摘されている。その円滑な実施のためにも、2006年からのIP再送信の開始、2008年の全国展開といった目標を実現するため、放送事業者その他の関係者の参加を得て、競争政策の観点も踏まえ、制度面、技術面や取引慣行の側面からの検討を進めるとともに、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いを早期に明確化し、法改正を含め必要な措置を速やかに講ずる。」</p> <p>③総務省 情報通信審議会第2次中間答申「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(2005年7月)</p> <p>「IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラ(以下「IPインフラ」という。)については、地上波放送と同等のサービス実現に必要な一定の条件が満たされた場合には、条件不利地域に限らず、地上デジタルを視聴者まで配信する伝送路として積極的に活用すべきであり、政府としては、技術・制度の両面から、これを推進するための環境整備に努めていくことが必要と考える。」</p> <p>「役務放送事業者が、上記の技術面の3条件を満たすIPインフラを用いて「放送」を行う場合の著作権法上の取扱いについては、政府は早急に検討に着手し、前期(3)「IPインフラを用いた地上波再送信の実現に向けた目標」に示した時間軸も踏まえ、明確化を図るべきである。」</p> <p>④内閣府 規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(2005年12月)</p> <p>「通信と放送の融合が端末及び伝送路で進んだとしても、特に映像コンテンツについては、その著作権等に関する許諾の一層の円滑化が利用者のニーズを満たす上で不可欠であることから、民間の契約を促進するための所要の施策について引き続き検討を進める必要がある。その一環として、例えば、電気通信役務利用放送に該当するIPインフラを利用したマルチキャストイングについて、著作権法上の「有線放送」に該当するか否かを含め、著作権処理の問題について早急に解決する必要がある。」</p>
--	--	---

		<p>⑤内閣官房 IT戦略本部「IT新改革戦略 ーいつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現ー」(2005年12月) 「2011年7月の地上デジタルテレビ放送への全面移行を確実に達成するため、中継局の設置、ケーブルテレビの活用のほか、電気通信事業者の加入者系光ファイバ網や通信衛星といったインフラの利用・活用を円滑に行うための環境整備を行う。」</p> <p>2 団体名 KDDI 株式会社</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
49	(株)ポニーキャニオン	<p>音楽用CDの再販見直しに反対いたします。</p> <p>知的財産推進本部が検討されている音楽CDの再販見直しについて反対させていただきます。理由は再販制度があるがゆえに日本において様々な音楽文化が制作者の意図とともに幅広いジャンルとして提供することが出来ており、この制度が見直しもしくは撤廃ということになると米国の例を見るまでもなく、音楽CDはヒットチャートを賑わすもののみが量販店で「人寄せ目的」として大量に安く取り扱われ、メーカーとしても売れないもの、ポピュラリティーの低いものは販売しづらい方向となります。</p> <p>この事はひいては日本の音楽文化の低下、凋落を招くものと考えます。従って、メーカー側も時限再販を含めてユーザーへの様々なサービスを今後も推進して行く以上音楽CDの再販制度については熟考のうえ、存置を重ねてお願いいたします。</p>
50	(株)ビーグラムレコーズ	<p>「知的財産推進計画 2006」において、音楽用 CD の再販売価格維持制度の見直しの提言が盛り込まれようとしていることに対し、断固として反対致します。</p> <p>再販制度撤廃の結果、販売店での価格競争により店頭カタログの多様性が損なわれ、消費者の持つ様々な指向に答えられる場も失われていきます。</p> <p>再販制度の下、培われた日本のレコード業界が持つ音楽用 CD の多様性…最新の音楽ばかりでなく、日本の伝統的な音楽、世界各国の独創性に満ちた音楽に至るまで…により、消費者にとっての選択の幅が確保され、音楽愛好家・消費者の豊かな音楽文化を創造しているのです。</p>

		<p>また、店頭のカatalog減少、専門店の経営圧迫による縮小により、レコードメーカーの新人への投資やCatalogの幅の維持が困難となっていく可能性は非常に大きいと言わざるをえません。新しい才能の発掘・育成への影響も出てくることは明白であり、新たな音楽が創造される場が失われていくことにもなりかねません。</p> <p>豊かな音楽文化を消費者に対し提案していく上で、音楽用 CD の再販制度が果たして来た役割は非常に大きいと言えます。今後もこの制度が存続されますことを希望致します。</p>
51	ユニバーサルミュージック株式会社	<p>音楽用 CD の再販制度は絶対必要である</p> <p>音楽用 CD の再販制度はこれまで永きにわたり、大変重要な役割を果たして来ました。</p> <p>再販制度の下に、日本のレコード産業はクラシックやジャズをはじめ能楽や詩吟等の伝統音楽、タンゴやフォルクローレ等の世界各国の民族音楽、演歌、歌謡曲、ポップス、ロックなどなど幅広いジャンルの音楽を発売し、全ての音楽ファンに喜ばれ、そして世界にも類のない豊かな音楽文化を育ててまいりました。流行もの以外の音楽の品揃えが、これだけ完備されているのは日本だけだと思われまます。万が一、再販制度が撤廃されたなら、まずはレコード店頭での価格形成の秩序が失われ、市場が混乱し、今まで享受していた様々な音楽作品の多様性が失われます。そして、ヒットものばかりに集中せざるを得ない状況となり、音楽文化への貢献も果たせなくなってしまいます。更に、個性的なレコード店の縮小及び消失へと繋がります。日本に於いては音楽用 CD の再販制度が適正に機能し、また弾力的運用にも大いに努力してきた結果、世界第2位の音楽市場が築かれ、健全に稼働しております。このようなことを踏まえ、音楽用 CD の再販制度が今後も存続し、適正に機能することを強く願うものであります。</p>
52	キングレコード株式会社	<p>音楽用CDにおける再販価格維持制度の見直しに反対します</p> <p>今回、知適財産戦略本部の進める「知的財産推進計画 2006」策定の過程の中で、音楽用CDの再販売価格維持制度の見直し提言が出されていることについて、レコード制作・販売業に携わる者として、断固反対の意見を述べたいと思います。</p> <p>弊社はレコード制作に携わって75年になりますが、この間、幾多の苦難を乗り越えて今日に至っております。発売するCatalogは1万点を超えておりますが、一般のPOPS・歌謡曲はもちろんのこと、大量のCatalogを維持してまいりました。それは例えば、日本の伝統音楽、伝統芸能、世界の民族音楽、クラシック音楽、教育用の音楽、医療用音楽、ドキュメンタリー録音な</p>

		<p>ど、実に多種多様なサウンドが含まれております。これらのものはいずれも一定期間定価で売ることの出来る再販売価格維持の制度の中でこそ発売できるものです。</p> <p>実際日本のレコード店と海外のレコード店と比べますと、日本の専門店における品揃えは圧倒的に豊富であります。本の出版物もこの制度の中で圧倒的な出版点数を擁しておりますが、この見直しの中でなぜ音楽出版物のみが見直しの対象となるのか全く理解できません。多種多様なCDカタログを維持することは、豊かな文化生活を資するものであります。</p> <p>また再販制度の外れた主要マーケットのアメリカと欧州を見れば、ディスカунターによる市場破壊がすすみ、専門店の減少、レコードレーベルの枯渇でまさしく健全な音楽再創造のサイクルが破壊されつつあります。結果として大量に売れる音楽だけに制作・販売がシフトされ、日本に来た海外の業界人は一様に日本の音楽用CDの再販維持制度の素晴らしさに言及します。最近では再販制度の中で、価格の低減、弾力化、再販期間の短縮にも努めてまいりました。一元でも安いものが買えるのは消費者の利益かもしれませんが、しかし、より消費者にとって大切なことは、選択できる音楽CDが豊富にあり、今後も長期間安定的に供給されることです。基本的に欧米では売り切り型で、実際に供給されているカタログは少ないのが実情です。</p> <p>以上の観点から、現在の見直し提言に対して強く反対するものです。多種多様な音楽が多種多様な定価で提供されている日本は、外国のレコード関係者からも賞賛されております。今後も弊社といたしましては、この制度の存続を切望し、良質な音楽を提供し続けたいと願っております。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
53	ジェネオンエンタテインメント(株)	<p>「知的財産推進計画 2006」の策定に向けた意見募集 “音楽再販に対する意見書”</p> <p>以下の理由により再販撤廃に反対する。</p> <p>1. 再販撤廃は、市場における競争原理が働き、売れる商品しか流通をしなくなる。</p> <p>よって、売れ筋以外の商品が流通しなくなり、また返品制度の維持が困難となる。結果、レコード店での多様な展示が不可能となる。これは、多種の音楽を企画・制作できなくなり、音楽文化の育成が図れず、国家の文化レベルの衰退に繋がる。</p> <p>2. 日本の音楽は欧米と違い、市場性が主として日本に限られることもあり、日本内での値段設定と地域格差をなくす展示が育成の必要条件ともなる。また、現状は国内の消費者に対し豊富なカタログが提供され、時限再</p>

		販も実施されており定着している。よって、再販の撤廃は、伝統芸能、クラシックなど文化価値の高いものの発売を困難にすると共に音楽文化で地域格差が生じさせ、文化の発展を妨げる物となる。
54	日本クラウン(株)	日本の音楽文化の維持・発展のうえで、音楽用CDの再販制度は必要不可欠な制度です。また、世界に誇れる制度であると 考えます。 永年音楽産業に携わる者として、消費者利益の観点から再販制度の弾力運用に努めて参りました。そして、過年「再販制度の当面存置」の方針が出されました。 国民の皆様の支持と理解があつての当面存置の方針 と理解しています。 音楽用CDの「再販撤廃」に強く反対致します。
55	(有)中村時計店	私は、永年レコード販売をしているレコード店ですが再販売制度は、日本の国において必要な制度と考えています。なぜなら、日本固有伝統芸能の文化がこの制度によって適正な価格で全国どこでも購入できる利点と育成できる利点があると考えます。もし無くなれば、メーカーも販売店も適正な利益を得られなくなり日本独自の音楽文化が衰退していくことはまちがいありません。 したがって再販制度の廃止に反対します。
56	WAVE福井店	WAVE福井店では、再販存続が絶対に必要と考えます。 よろしくお願い致します。
57	西村ときわ法律事務所	別紙

「知的財産推進計画 2006」の策定に向けて

2006年3月22日
(社)日本経済団体連合会

〔目 次〕

基本的な考え方	1
特に推進すべき課題	2
1. 知的財産の活用	
(1) ユビキタス時代におけるコンテンツの流通促進のための基盤整備	2
コンテンツ・ポータルサイトの整備【発展】	
新たなビジネスモデルの構築に向けたソフト・ハード等業界の 連携による環境整備【発展】	
映像コンテンツのブロードバンド配信の円滑化に向けた環境 整備【発展】	
ユーザーによるコンテンツの健全な利活用の促進【発展】	
著作権等管理事業制度のより一層の活用【新規】	
弾力的な価格設定等、事業者による柔軟なビジネス展開の 奨励【新規】	
(2) 活用促進に向けた法的環境の整備	4
ライセンス契約の保護【発展】	
知的財産のグループ管理【継続】	
著作権に係る国民的議論の推進【新規】	
著作権の利用に関する権利の法律上の位置付け【継続】	
デジタル時代に対応した「私的使用」の範囲の明確化【発展】	
IPマルチキャストによる放送の同時再送信に関する 著作権法上の位置付けの明確化【新規】	
コンテンツに関するあっせん・裁定制度の改善【発展】	
ソフトウェアに関する日本版バイ・ドール制度の導入【継続】	
法定賠償制度等の検討【新規】	
(3) 活用と権利保護の調整	6
国際標準化の推進と知的財産政策の調和【発展】	
国際標準分野における人材の確保【新規】	
リサーチツール特許の活用【発展】	

オープンスタンダードの構築・普及と知的財産権の権利行使の
調整【継続】

権利制限の新設【新規】

(4) アーカイブの整備	8
流通促進・文化保全のためのアーカイブの整備【発展】	
制作支援のためのアーカイブの整備【継続】	
(5) その他	8
ユニバーサルデザイン化への対応【継続】	
ゲームのレーティング制度の啓蒙普及およびゲームが青少年の 心身発達に与える影響の調査【新規】	
2. 知的財産の創造	9
(1) 研究開発活動の促進	9
産学連携における実態をふまえた柔軟な対応【継続】	
職務発明に関する継続的な検討【継続】	
技術力を持った中小・ベンチャー企業の育成【継続】	
(2) コンテンツの制作環境の整備	10
映像産業集積クラスターの整備【新規】	
地域映像制作環境の整備【継続】	
(3) コンテンツ制作に係る金融・税制措置の整備	11
資金調達の多様化に向けた環境整備【新規】	
コンテンツ制作支援税制の創設【新規】	
(4) コンテンツ産業の近代化支援	11
コンテンツ統計の整備【発展】	
業界調査の推進・消費者ニーズの把握【継続】	
コンテンツに関する技術開発の推進【新規】	
3. 知的財産権の保護	12
医療関連行為の特許保護強化【発展】	
劇場上映作品の海賊版対策の強化【新規】	

ゲームソフトの中古品流通のあり方の見直し【発展】

技術的保護手段等の回避行為に関する検討【継続】

刑事罰の強化【新規】

4. 知的財産分野における国際問題への対応強化と国際展開の推進 13

(1) 国際問題への対応強化 13

世界特許の構築に向けた取組みの強化【発展】

海外出願のための環境整備【発展】

アジア地域の知的財産権制度の充実に向けたリーダーシップの
発揮【継続】

知的財産権侵害物品の水際取締り【発展】

海外における模倣品・海賊版対策の一層の推進【発展】

海外における先使用権制度の整備促進【新規】

(2) コンテンツの国際展開のための環境整備 15

コンテンツに係るコンペティション、見本市の抜本的強化【発展】

国際共同制作への支援【新規】

日本コンテンツの海外展開への支援【新規】

コンテンツ産業の国際的連携の強化【新規】

5. 有効な特許審査 16

審査官のさらなる増員【発展】

審査手続きの柔軟化【新規】

審査レベルの均一化【新規】

6. コンテンツ人材の育成 17

(1) 求められる人材育成プログラムの支援 17

ビジネス・プロデューサー育成プログラム、社会人再教育
プログラム支援【継続】

最新の技術に精通したクリエイター育成支援【新規】

パフォーマンス人材育成の強化【継続】

融合人材の育成【新規】

ゲートキーパー育成プログラム支援【継続】

インターンシップ・プログラム支援【発展】

小・中・高校生に対するコンテンツ教育プログラム支援【発展】

(2) 海外との交流	19
映像産業振興機構と海外映像産業振興機関との連携支援【継続】	
海外映像教育機関への留学・講師招聘支援、海外からの日本の	
映像教育機関への留学支援【継続】	
(3) 教育基盤の整備	20
映像教育体系確立のための調査支援【継続】	
映像専門職大学院認証評価機関の設置【継続】	
海外映像教育用図書翻訳支援【継続】	
映像関連高等教育機関卒業生の映像関連産業就職支援【継続】	
7. ライブ・エンターテインメントの振興	20
(1) 巨大ライブ・エンターテインメント集積地の創造	20
観光基本法によるライブ・エンターテインメント集積地の	
規定【発展】	
カジノに係る法整備の検討【発展】	
(2) ライブ・エンターテインメント産業振興策の一元的な推進	21
ライブ・エンターテインメント産業振興法(仮称)の創設【新規】	
劇場集積のための法整備【新規】	
ライブ・エンターテインメント集積特区の設定【発展】	
法定容積率の上限引上げ【新規】	
租税条約実施特例法の改正【新規】	
(3) ライブ・エンターテインメント産業の近代化支援	22
出演契約ガイドラインの周知徹底【発展】	
シアターカレンダーの定期刊行化の実現【発展】	

【新規】：新たに提言する項目

【発展】：一定の進展もしくは状況変化をふまえ改訂した項目

【継続】：知的財産推進計画 2005 に盛り込まれなかった、もしくは十分な成果がなかった
ため引き続き要望する項目（継続的に取組みが必要な課題を含む）

基本的な考え方

これまで知的財産戦略本部において策定された知的財産推進計画に基づき、様々な改革がスピード感をもって行われており、政府・与党ほか関係者の取組みを高く評価するところである。

今後の政策の方向性としては、様々な政策が進展してきている分野にあっては、整備された新たな環境下において、産業界等におけるイノベーションの実現を促進していくことが重要である。

そのためには、中長期的な視点に立って、制度の安定的な運用・活用を行い、その経験や結果を次の見直しにフィードバックしていくことがより重要になっていくと思われる。制度の運用・活用の評価に活動の重点を移していくことが期待される。

また、保護中心から活用の促進に向けた法的環境の整備や活用と権利保護の調整といった保護と利用のバランスの確保や活用へ、国内問題から国際間における特許権の調査結果・審査結果の相互利用や海外の知的財産権侵害に対する対策強化といった国際問題へと重点を移していく必要もある。さらには、世界をリードする知的財産立国の実現に向けた新しい課題に取り組むにあたって、予期せぬ弊害を生まないよう、実態の把握を含めて、十分な検討が必要と考える。

一方、2006年度に集中改革期間の最終年度を迎えるコンテンツ・ビジネスについては、2006年度にコンテンツ・ビジネスの基盤整備を完成させ、2007年度からはコンテンツ・ビジネスの飛躍的拡大に向けた攻めの改革をさらに推進すべきである。

わが国のコンテンツ・ビジネスは、急速なデジタル化の進展、中国・韓国等アジア諸国の追い上げによる国際競争の激化、流通市場における模造品・模倣品や中古品問題等急激な市場環境の変化の中で対応を迫られており、決して順調な成長過程にはない。そうした中、デジタル化、ユビキタス化、グローバル化といった環境変化に柔軟に対応しつつ、ユーザーの利便性を確保し多様なニーズに応えることと、クリエイターおよびコンテンツ制作に係る事業者の権利を保護し創造を促進することのバランスをとりながら、ハードの業界とも連携して新たなビジネスモデルを構築し、ジャパン・コンテンツの国内外での利活用をさらに円滑化・拡大すべく、今こそ官民一体となった取組みが必要である。

そのために、コンテンツ関連業界を横断する組織として設立された映像産業振興機構を有効に活用し、産学官一体となった取組みを推進すべきである。その際、政府は映像産業振興機構が行う事業を積極的に支援するとともに、民間としても同機構の運営に協力することが必要である。また、コンテンツ産業は他産業への波及効果も大きく、コンテンツ産業振興政策は、観光振興、文化外

交、地域活性化等の政策とも大きく関係する。政府は、関連する諸政策との連携を強化し、シナジーを発揮させるべきである。同時に、日本貿易振興機構(JETRO)、在外公館、国際交流基金等の機関の連携をより一層強化するとともに、コンテンツに係る事業をより一層推進すべきである。

以上をうけ、改革の進捗をふまえつつ、これまでの施策が国際競争力の強化にどれだけ貢献したかについての評価を行うとともに、知的財産推進計画も、中長期的視点をふまえて全体のバランスを確保しつつ重点化を図るべきである。

特に推進すべき課題

1. 知的財産の活用

(1) ユビキタス時代におけるコンテンツの流通促進のための基盤整備

コンテンツ・ポータルサイトの整備【発展】

「知的財産推進計画 2005」に基づき、わが国の優れたコンテンツを発掘しコンテンツの国内外での2次・3次利用を促進することを目的に、コンテンツの内容や権利者に係る情報等をコンテンツを2次利用したい人々が迅速・的確に入手できるための情報検索サイトであるコンテンツ・ポータルサイトの検討が民間を中心に進められている。

同サイトは、国内外におけるジャパン・コンテンツの2次・3次利用を促進するための基本的な情報インフラとなるだけでなく、個人のクリエイターや中小企業の作品の流通の円滑化のみならず、ジャパンプランドの海外発信にも資するものである。政府は、同サイトの構築および運営について支援するとともに、中小企業のコンテンツの掲載や海外発信のための複数言語化を支援する等、民間の取組みを補完する形で官民一体となった取組みを推進すべきである。加えて、アジアにおける相互理解促進およびアジアコンテンツ流通の拡大に向け、同サイトを核とした「アジアコンテンツ情報ネットワーク」(仮称)の構築に向けた検討を進めるべきである。

新たなビジネスモデルの構築に向けたソフト・ハード等業界の連携による環境整備【発展】

ユビキタス化やコンテンツのデジタル化の推進は、より効率的・効果的なビジネスモデルを可能にする一方で、コンテンツの流通・配信段階でのセキュリティ上の課題や課金のシステム等に関する課題、規格の標準化や著作権法に係る課題等を発生させる。また、エンターテインメント・コンテンツ産業の発展のためには、コンテンツの充実とハードの技術進歩が相互に協調していく必要があり、日本経団連においても、業界横断的なソフト・ハード・

キャリア等のコンテンツ・ビジネス関係者トップからなる「エンターテインメント・コンテンツ関係者連携に関する懇談会」を設け、関係者の相互理解を深め課題を整理するとともに、ビジネスの将来像を探っている。

こうした課題を解決し日本発のビジネスモデルを構築するためには、高度なセキュリティシステムの開発、新たな課金システムの整備、自主ルールの策定、場合によっては法的な整備等も考えられるところであり、政府はこうしたソフト・ハードを含む幅広い関係者の連携の一層の強化を奨励するとともに、課題解決に向け必要な支援をすべきである。

映像コンテンツのブロードバンド配信の円滑化に向けた環境整備【発展】

2005年3月に、利用者団体協議会および権利者団体との間で、放送局制作のテレビドラマ番組をストリーム配信する場合をモデルとした料額について暫定的に合意がなされたところである。この合意を契機として、ユビキタス時代におけるコンテンツ流通を円滑にすべく、利用者および権利者は、様々な映像コンテンツのブロードバンド配信に係る合意形成に向けた取組みをより一層推進すべきであり、政府はそうした取組みを奨励・支援すべきである。

ユーザーによるコンテンツの健全な利活用の促進【発展】

ファイル交換(P2P)ソフトを利用した著作物の違法交換やインターネット・オークション等を通じた模倣品・海賊版の取引により権利者が多大な損害を被っている。コンテンツ・ビジネスを育成しわが国経済社会の健全な発展に資するためには、違法なコンテンツを排除し適法なコンテンツを流通させるとともに、ユーザーに対する著作権についての啓蒙を強化することを通じて、コンテンツの違法な利用を防止し秩序ある利活用を促進すべきである。

著作権等管理事業制度のより一層の活用【新規】

著作権等管理事業者による著作権等の集中管理は、権利処理の円滑化につながりコンテンツの2次・3次利用の促進に資するものである。今後コンテンツの配信形態が多様化することが予想される中、映像実演やレコード等業界における著作権等管理事業制度の活用を政府は支援すべきである。

弾力的な価格設定等、事業者による柔軟なビジネス展開の奨励【新規】

レコ・ド業界は2001年3月に公正取引委員会が「著作物再販制度の当面存置」を決定する以前から、消費者利益の向上が図られるよう可能な限り再販制度の弾力的運用に努めてきた。今後も、ユーザーに豊かなコンテンツを提

供していくために、再販制度の下での弾力的運用に努める。

2005年度に引続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組みを政府は奨励すべきである。

(2) 活用促進に向けた法的環境の整備

ライセンス契約の保護【発展】

ライセンス契約については、米国と同様、ライセンサーの倒産時や知的財産権の譲渡時においても、包括的クロスライセンス契約を含めて、通常実施権の確保等ライセンシーの立場に影響が出ないようにすべきである。

ライセンス契約の保護の具体的な制度のあり方については、例えば破産時においては、特許発明の実施または実施の準備をしているにもかかわらず、管財人より契約の解除があった場合等について、法定実施権を確保すべきとの提案もなされている。法整備のあり方について早急に検討を行うべきである。

知的財産のグループ管理【継続】

特許権においては、信託業法の改正により、グループ企業内信託のルールが明らかにされたことから、一括ライセンス等グループの知的財産権の管理にあたって、信託を活用すべく検討を進めている例も生じている。受託者が特許管理会社の場合自ら特許を実施していないため損害賠償の額が一部に留まる、受託者が親会社の場合受託した特許を自ら実施できないといった弊害も指摘されている。新しい信託業法を活用した、知的財産権のグループ管理を現実のものとしていくために、課題の解決を図るべきである。

著作権に係る国民的議論の推進【新規】

著作権は、権利の保護を図りつつ文化の発展に寄与するだけでなく、適切な利活用を通じてわが国経済の発展に貢献する役割を担っている。また、近年のデジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、現行の著作権法では想定されていないようなコンテンツの利活用の形態も生まれている。コンテンツ促進法（コンテンツの創造、保護及び活用に関する法律）の目的もふまえ、権利者の保護とユーザーの利便性のバランスに配慮しながら、ユビキタス時代におけるコンテンツ・ビジネスの健全な発展に向けた、また、諸外国のモデルとなり得るような新たな著作権法体系の構築に向けて国民的議論を推進すべきである。

著作権の利用に関する権利の法律上の位置付け【継続】

特許権においては、専用実施権や通常実施権等の権利の実施権について、登録を効力発生要件ないし対抗要件とする等、法律上明確な位置付けがなされている。一方、著作権においては、著作物の利用に関する一般的な権利が法律上規定されていない。今後、著作権ビジネスを発展させていく上では、法的に明確な位置付けがなされた「著作物利用権」を整備していくことが必要である。

デジタル時代に対応した「私的使用」の範囲の明確化【発展】

映像情報のデジタル化が進む中、IP網を利用したリモートコントロール録画サービス等が登場する一方で、衛星・地上デジタル放送では録画からの複製を技術的に制限する等、個人の私的使用が本来どこまで認められるべきかを問われる状況が現れている。政府は、コンテンツに認められるべき「私的使用」の範囲を明らかにすべく、国際条約との整合性もふまつつ、権利者、利用者その他利害関係者による根本的な議論を促進すべきである。

また、私的録音録画補償金制度についても、知的財産推進計画2005や文化審議会著作権分科会報告書をふまえ、私的録音録画に関する法的枠組みを抜本的に見直し、具体的結論を得るべきである。

IPマルチキャストによる放送の同時再送信に関する著作権法上の位置付けの明確化【新規】

IPマルチキャストを利用した役務利用放送は、著作権法上の位置付けが不明確なため権利者からの同意を得にくく、地上波放送の同時再送信が事実上できない状況にある。他方、区域外への同時再送信が認められるならば地方系列局やCATVの運営に大きな影響を与える可能性もある。

総務省における地上波デジタル普及政策に関する検討において、地上デジタル放送の同時再送信としてIPマルチキャストの活用が指摘されたことから、今後、IPマルチキャストの本格的活用が予想される。そうした中、情報通信審議会および文化審議会著作権分科会の審議や国際的な動向等をふまえ、政府は幅広い関係者の参加のもとIPマルチキャストによる放送の同時再送信に関する著作権法上の扱いについて早期に明確化すべきである。

コンテンツに関するあっせん・裁定制度の改善【発展】

コンテンツ契約の内容について合意に至らなかった場合について、裁判手

続によらず当事者間の紛争を簡易に解決する手段として、政府は、あっせん制度(著作権法第 105 条)の改善に取り組むべきである。

また、著作権者不明のコンテンツの利用に関する裁定制度(著作権法第 67 条)については、利用者が行う調査方法の明確化や調査にかかる事務的または経済的負担を目的として手続きの見直しが行われたところであるが、制度の利用状況や国際条約との関係等もふまえ、権利者の適切な保護を確保しつつコンテンツの円滑な流通に資するよう、さらなる改善に向けた検討を進めるべきである。

ソフトウェアに関する日本版バイ・ドール制度の導入【継続】

政府向けコンテンツについては、受託者または請負者にその成果物に関する知的財産権を帰属できるよう法改正がなされているが、政府向けソフトウェアの開発事業についても知的財産権の帰属を受託者または請負者にすることができるようになるべきである。

法定賠償制度等の検討【新規】

インターネットを利用した著作権等の侵害事例においては、侵害回数ないし具体的損害額の立証が非常に困難であるため、法定賠償制度の創設が有効であるとの考えもある。法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、結論を得るべきである。

(3) 活用と権利保護の調整

国際標準化の推進と知的財産政策の調和【発展】

I S O、I E C、I T U - T の 3 つの国際標準化機関の協議の場である W S C (World Standards Cooperation) において、パテントポリシーの統一化について検討が進んでいること、特に、わが国主導のもとで検討が進んでいることを高く評価する。関係者のさらなる努力により統一パテントポリシーが実現することを期待したい。

あわせて、全体としての R A N D (妥当かつ非差別的 : Reasonable And Non-Discriminatory) 条件の設定や非差別の概念の明確化等、R A N D 条件の明確化を図る必要がある。

また、多数権利者が存在する技術を標準化する場合には、標準と知的財産権の調整のため、規格/勧告案がほぼ固まった段階で、メンバーの合意により技術専門家と特許専門家からなる専門家グループを設置するとともに、国際

標準化機関において、こうした専門家グループの活動を支援すべきである。関係者間で合意された場合には、この専門家グループが、国際標準化機関の外において、パテントプール等ライセンス交渉を目的とした新たな枠組みの創設について取組みを行うことも考えられる。

国際標準分野における人材の確保【新規】

国際標準化機関への参加に関しては、企業も一定の役割を果たしているが、国際標準化機関における役割が増すにつれて、一企業のための活動から業界全体のための活動、さらには日本全体のための活動に範囲が広がっていく。特に、日本全体のための活動に取り組む場合は、政府としての積極的な支援が必要である。また、政府としても、こうした企業実務経験者を、国際標準化機関における日本の代表や後進の指導者として、積極的に活用していく必要がある。

また、国際標準化機関には、公的研究機関や大学の研究者が参加する場合が少なくないが、公的な組織として、国際標準化活動への取組みを積極的に評価するとともに、政府も支援を行っていくべきである。

さらには、理工系大学における標準化教育の強化も必要である。

リサーチツール特許の活用【発展】

バイオテクノロジー分野では、代替性のないリサーチツールに関する特許が試験・研究の実施を妨げるおそれが指摘されている。

裁定実施権の活用の是非も含めて、研究における特許の使用の円滑化に関する諸問題について、今後さらなる検討が必要である。

オープンスタンダードの構築・普及と知的財産権の権利行使の調整【継続】

高度にネットワーク化された社会においては、情報システム同士の組み合わせ効率を高めていく過程においてシステム間の相互依存が高まり、その結果、一つの共通プラットフォームが採用されていくようになる傾向が強い。このようなプラットフォーム上に、世の中で最も優れた技術を迅速に構築し技術革新を強く進めていくためには、プラットフォームがオープンスタンダードを採用するものであること、すなわち、インターフェイス、プロトコル、データやファイルのフォーマット等が開かれた参画プロセスのもとで合意され公開されていることが不可欠である。一方、知的財産権の権利行使によって、オープンスタンダードの構築・普及が阻害されるおそれも存在する。これらオープンスタンダードと知的財産権の関係について、課題の検討を行い、

その対策を探っていくべきである。

権利制限の新設【新規】

著作権分科会の報告において、出願人への送付を目的とした審査官による非特許文献の複製、特許庁への非特許文献の提出の際の複製等特許審査手続きの実施に伴う複製、また、医薬の承認の際に国に提出すべき研究論文等薬事行政の実施に伴う複製等について、権利制限の規定を設けるのが適当との方向が打ち出されている。法改正の準備を進めるとともに、できるだけ早い段階で、国会に法案を提出すべきである。

(4) アーカイブの整備

流通促進・文化保全のためのアーカイブの整備【発展】

映画、放送番組、アニメ、ゲーム、音楽、音声、映画スチール写真等のコンテンツについては、文化資産として価値のあるものが多いにもかかわらず、十分な保全が行われておらず、散逸するに任せている状態にあることも多い。政府は、文化資産として価値のあるコンテンツのデジタルアーカイブ化を積極的に支援するとともに、とりわけ、保存すべきコンテンツの修復・リマスターについては、国の直接的支援のもとに早急にデジタルアーカイブ化を推進すべきである。併せて、東京国立近代美術館フィルムセンターや財団法人放送番組センターの機能を拡充するとともに関連する活動を支援すべきである。

制作支援のためのアーカイブ整備【継続】

コンテンツの制作に係る美術や道具、背景画等は、企業・業界横断的に利用できるものも多いが、その保存はスタジオや撮影所ごとにばらばらになされていることが多く、保存コストや美術制作に関するコストが制作費全体を圧迫している。これらの散逸を防ぐとともに、データベースに集約化してアーカイブとして整備し、コンテンツ・ポータルサイトの将来的な活用も含め、作品の制作者が利用しやすくすることについて、国は支援すべきである。

(5) その他

ユニバーサルデザイン化への対応【継続】

ユニバーサルデザインによる映像の提供は、視覚・聴覚障害者や高齢者等の映像鑑賞人口を拡大し、映像をきっかけとした相互理解の促進にもつながるものであり、映像提供のユニバーサルデザイン化を政府は支援すべきである。

る。

ゲームのレーティング制度の啓蒙普及およびゲームが青少年の心身発達に与える影響の調査【新規】

ゲームについては、青少年の心身発達に与える影響について様々な研究・議論が行われているが、いまだ実証には至っていない。そうした中、コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）により、ゲームソフトの表現内容により対象年齢等を表示する年齢別レーティング制度が実施されているところであり、政府はこうした民間の取組みを支援するとともに、ユーザーへの周知および、青少年の心身発達に与える影響についての調査を進めるべきである。

2. 知的財産の創造

(1) 研究開発活動の促進

産学連携における実態をふまえた柔軟な対応【継続】

産学連携については、共同研究の数が最近5年間において、2000年度の4,029件から2004年度には9,378件と約2.3倍に増加する等、結びつきが強まりつつあると考える。こうした中、共有特許を企業が自己の事業に活用した場合のいわゆる不実施補償の是非を巡って、産学で意見の違いが見られるところである。しかし、産学連携は、技術の内容、連携の形等により、様々なバリエーションが存在し、一律に契約の内容を決めるのは望ましいことではない。連携の実態に応じて、産学双方にとって柔軟な契約の実現を目指す必要があり、そのため、産学双方によるさらなるコミュニケーションの推進が必要である。

また、知的財産と研究開発、さらには人材育成と一体となった取組みも大変重要である。

職務発明に関する継続的な検討【継続】

職務発明制度については、当面は、企業という様々な人々が集まる組織の一員として、研究者が力を発揮できるような仕組みを作り上げていくことが期待される場所である。

今後は、企業の運用状況や職務発明をめぐる訴訟の状況も見極めながら、職務発明制度や手続事例集のあり方について不断に検討を進め、産業競争力の強化という目的に照らして制度の評価、見直しを行っていくべきである。

なお、司法においては、改正法の趣旨に鑑み、企業の研究者と経営者が十

分な話し合いを行い、その結果として契約が成立している場合には、その契約の内容を尊重するとともに、併せて既存案件についても、改正法の趣旨を十分に参考とされることを期待したい。

技術力を持った中小・ベンチャー企業の育成【継続】

技術力を持った中小・ベンチャー企業の創出は、わが国全体としての技術の裾野を広げていくために、大変重要な課題である。知的財産政策の観点からも、技術力を持った中小・ベンチャー企業への支援を進めるべきである。

(2) コンテンツの制作環境の整備

映像産業集積クラスターの整備【新規】

映像産業振興を効率的に進めるためには、日本に米国ハリウッドのような映像産業の集積地を構築することが望まれている。具体的には、映像コンテンツ産業に必要な人材（クリエイター、プロデューサー等）を育成するための大学・大学院、専門学校等の教育機関、映像コンテンツ作品の企画・制作・流通に係る事業者、職能者、映像コンテンツ関係で起業を行う者のためのインキュベーター、映像産業に必要な法律、会計、経営等の専門職種等が特定地域に密集することにより、産学連携をはじめとするそれぞれの主体の相互協力関係が高まり、コンテンツ産業振興の一大推進力となり得る。また、こうした高密度な映像産業の集積は、高付加価値の都市型産業として良質な雇用と他産業への大きな波及効果を有し、地域経済を飛躍的に活性化させるものともなる。

政府および地方自治体は、映像産業クラスターの整備をコンテンツ産業振興政策の重要な課題として位置付け、産学官一体となった取組みを推進すべきである。

地域映像制作環境の整備【継続】

ロケーション撮影には規制が多く、撮影許可の申請も煩雑で、企画・撮影の障害になっている。政府、地方公共団体は、撮影許可のあり方を見直し、各地のフィルム・コミッションに撮影許可申請の窓口を一元化する等の措置を講じるべきである。また、フィルム・コミッションの機能充実を促すため、運営補助策を検討すべきである。

また、フィルム・コミッションのスタッフとして十分な知識を備えた地域の映像人材を育てることは、地域における映像作品の制作を増やし、地域の活性化にもつながる。政府は映像産業振興機構が行う専門教材開発・セミナー

一開催等の「地域映像人材育成事業」を支援すべきである。

(3) コンテンツ制作に係る金融・税制措置の整備

資金調達が多様化に向けた環境整備【新規】

優れたコンテンツ作品の制作に要する資金調達を円滑化するため、政策金融機関によるコンテンツ制作者等への出融資を拡充するとともに、多様な手段による資金調達が可能となるように民間の金融・資本市場の整備を進めるべきである。

その一環として、今国会に上程されている信託法ならびに信託業法の改正を確実に実現するとともに、金融取引法(仮称)が過剰な規制とならないよう留意すべきである。

投資事業有限責任組合制度や有限責任事業組合(LLP)制度の普及に努めるとともに、利用状況を見つつ、必要に応じて制度を改善すべきである。

コンテンツ制作支援税制の創設【新規】

デジタル化時代に適応したコンテンツの制作・流通を進めるためには、多額の設備投資が必要であり、資金調達力に限界があるコンテンツ業界にとって税額控除制度・特別償却制度等の税制上の支援措置が不可欠である。また、ゲームソフト等のコンテンツ制作が研究開発促進税制の対象となることを周知させ、その活用を促すことが必要である。

(4) コンテンツ産業の近代化支援

コンテンツ統計の整備【発展】

エンターテインメント・コンテンツ産業の実態を示すデータを整備し、他の産業や諸外国との比較を通じて、エンターテインメント・コンテンツ産業の国際競争力を的確に把握することが、日本のコンテンツが高い競争力を維持するための戦略を立案する上で不可欠である。また、欧米では、個々の作品の実データ(興行・販売実績等)等詳細なデータを業界が公表し、それを研究機関や事業者等が相互に研究することによって、市場のメカニズムやコンテンツのヒット要因等を研究している。

政府はこうしたコンテンツに係る統計を早急に整備するとともに、映像産業振興機構はじめ民間機関におけるこうしたデータ整備に関する取組みを支援すべきである。

また、データ取得に関し、映画館を活用したPOSシステムの導入実験の結果をふまえ、政府はシステム構築のためのインフラ整備を支援すべきであ

る。

業界調査の推進・消費者ニーズの把握【継続】

コンテンツ産業の実態を把握し、コンテンツ産業の近代化に資するべく、映像産業従事者の雇用形態や所得、クリエイターの就業形態に関する調査、さらには映像視聴者に対するサービスに関する調査について、政府は支援すべきである。

とりわけ政府は、映像産業振興機構が行う映像産業振興策の調査・立案事業をより一層支援し、映像業界の横断的・継続的連携を促進すべきである。

コンテンツに関する技術開発の推進【新規】

コンテンツ産業の近代化・国際競争力強化に向け、大学、研究機関、企業等におけるCGをはじめとする先端の映像技術やインタラクティブ技術等の研究開発を政府は支援すべきである。

3. 知的財産権の保護

医療関連行為の特許保護強化【発展】

医療関連行為の特許保護に関しては、医薬の製造・販売のために医薬の新しい効能・効果を発現させる方法について物質の特許として保護することとなった。しかしながら、物質の特許による保護には一定の限界が存在するため、方法の特許による保護を認めていくべきである。また、先端医療行為に対する特許保護についても、早急に検討を行うべきである。

劇場上映作品の海賊版対策の強化【新規】

例えば、映画については、上映中に盗み撮りされた作品がP2Pによりオンライン上で交換されたり、繁華街の路上でそれらの作品がDVDで販売される等、深刻な被害が生じている。劇場内で上映中の映画作品を盗み撮りすることは、著作権法上は、私的利用目的であれば盗み撮り行為自体は著作権侵害に当たらない可能性がある。

こうした問題の解決に向けて、実効ある取締りに向け、法的な措置も含めた検討が望まれる。併せて、著作権法第30条における「私的使用」の範囲が明確にされることも必要である。

ゲームソフトの中古品流通のあり方の見直し【発展】

昨今のゲームソフトは長期にわたる開発期間と多額の資金をかけて制作さ

れているが、中古業者により中古ゲームソフトが広範に取扱われていることから、それが発売後間もない新品の市場や、一定期間経過後に発売される廉価版の市場に影響を及ぼし、ひいてはゲームメーカーの経営基盤を圧迫するに至っている。中古流通問題の解決には、消費者の利益に配慮しつつ、中古ソフトの販売によって得られた利益について開発者に還元される仕組みが必要であり、政府は、そのための仕組みの構築に向けてゲームメーカーと流通事業者による協議を支援し、有効な解決策を見出すよう奨励すべきである。

技術的保護手段等の回避行為に関する検討【継続】

「知的財産推進計画 2005」をふまえ、技術的保護手段の有用性を担保する観点から、接続管理（アクセスコントロール）回避行為への刑事罰の導入について構成要件の明確化も含め検討を行うべきである。

刑事罰の強化【新規】

知的財産権の侵害に関して抑止的な効果を考える上で、刑事罰の強化は意義があるが、審議会の報告とは違った形での結果になったことについて、審議会の場で十分説明を行う必要がある。なお、知的財産権は無体物であるためにその権利範囲については争いがあるのが常であるから、刑事罰の適用に際しては、慎重な運用を維持すべきと考える。

4. 知的財産分野における国際問題への対応強化と国際展開の推進

(1) 国際問題への対応強化

世界特許の構築に向けた取組みの強化【発展】

特許制度は、国ごとに整備されてきた経緯から、現在でも属地主義が大原則とされているが、一方で特許制度の活用は、グローバルに行われている。審査請求の増大に対処する意味でも、日米欧を中心に、審査協力、相互承認という段階を踏んで世界特許システムへの動きを加速すべきである。

他国で特許となった出願についての審査結果を提出することにより、わが国において簡易な手続きで早期審査が得られるようにするとともに、わが国の審査結果を、他国に提出した場合に早期審査の対象とする構想を着実に進めるべきである。このため、各国の審査クオリティの統一を推進するとともに、審査結果が提出された場合の扱いについての統一的なガイドラインを早急に策定し、審査の効率化を実現すべきである。

また、日米欧3極ユーザー会合における取組みをふまえて、第一段階として日米欧の特許出願明細書の様式統一を早急に行うとともに、我が国が主導

して日米欧の電子出願システムの統一を進めるべきである。

海外出願のための環境整備【発展】

海外において特許にかかる費用が膨大であり、そのことが海外出願を阻害する大きな要因となっている。企業におけるコスト負担を減らす観点から、特許庁において、わが国の先端技術開発の成果を積極的に活用して、機械翻訳に関する環境整備を早急に進めるとともに、その公開を行うべきである。

アジア地域の知的財産権制度の充実へ向けたリーダーシップの発揮【継続】

アジア地域では、中・長期的な各国の技術的發展により、今後、知的財産権の適正な保護が一層重要となってくる。将来、わが国産業にとって最も重要となるアジア地域の知的財産権制度・運用の充実のために、わが国が積極的にリーダーシップを発揮し貢献をしていくことが求められる。

具体的には、アジアにおける先行技術調査結果・特許審査結果の相互利用、さらには審査の統一を目標にリーダーシップを発揮するべきである。また、制度・運用の充実には各国の知的財産人材の育成が欠かせない。現在実施しているわが国専門家の派遣や各国からの研修生の受け入れを通じた人材育成を一層進めるべきである。

知的財産権侵害物品の水際取締り【発展】

侵害か否かの判断が難しい特許権侵害品等の輸出取締りに関して、侵害のおそれが誤って判断され、結果として侵害でなくとも、輸出が一時的に止まって、信用の失墜等輸出企業に打撃を与えるおそれがある。十分な濫用防止措置を講ずるべきである。

海外における模倣品・海賊版対策の一層の推進【発展】

模倣品・海賊版対策については、実際に政策措置の効果が現れているという指摘がなされている。侵害発生国や地域の対策や水際での取締りの強化等、継続的な対策の実行が期待される場所である。

コンテンツについては、政府およびコンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会、コンピュータソフトウェア著作権協会等の取組みにより徐々に成果が出つつある。とりわけコンテンツ・ジャパンマーク事業については、アジアを中心に着実に実績が上がってきており、政府は同事業の運営を引き続き支援するとともに、関係企業の参加を奨励すべきである。また、2005年の

G 8 サミットにおいてわが国から提案がなされた「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の実現に向けた取組みを推進すべきである。

中国等音楽レコード等の発行に行政機関の許可を要する国においては、審査に必要な書類等の簡素化や申請から発行までの期間をできる限り短縮することが必要である。政府はこれら諸国に対し、審査の簡素化、迅速化を強く働きかけるべきである。

海外における先使用権制度の整備促進【新規】

ノウハウとして保持したい技術を守るためには、人材の管理等マネージメントレベルでの対応が、まず大事である。制度的には、先使用権制度の活用が有効策の1つであるが、わが国だけの対応では効果は薄い。海外において先使用権制度の整備は必ずしも十分に進んでいないこともあるので、海外における先使用権制度の整備を働きかけるべきである。

(2) コンテンツの国際展開のための環境整備

コンテンツに係るコンペティション、見本市の抜本的強化【発展】

2005年度は、東京国際映画祭におけるコンテンツマーケット「TIFFCOM」の一環として国際共同制作マーケット「Tokyo Project Gathering」が開催される等、マーケット機能の強化が図られたところである。現在、ジャパン・コンテンツについては東京国際映画祭、東京国際アニメフェア、東京ゲームショウ等分野ごとに開催され、また2007年秋には、日中韓が中心となりアジア各国のアーティストが一同に会して行う表彰ライブイベント「アジアミュージックフェスティバル」の開催も検討されている。ジャパン・コンテンツの顕彰、海外発信、国際展開を強化するとともに、地域活性化・集客交流を推進する観点から、政府はこうしたイベントの機能強化を支援するとともに、関係業界は各イベントの連携・融合も含めた抜本的強化に向けた取組みを進めるべきである。

国際共同制作への支援【新規】

日本映像国際振興協会(ユニジャパン)がフランス国立映画センター(CNC)との間で映画協力覚書を締結した。制作段階から海外の事業者と協同することは、現地でヒットするコンテンツを作るうえで有効な手段となるものであり、政府は、こうした国際共同制作に関する協定・覚書が他の諸外国とも締結されるよう奨励・支援するとともに、協定・覚書の内容が国内において円滑に実施されるよう必要な措置を講じる等、国際共同制作に係る支援

を強化すべきである。

日本コンテンツの海外展開への支援【新規】

コンテンツの輸出を目的とした海外のマーケットへの出展や字幕の作成は、とりわけ中小企業にとっては負担が大きく、ジャパン・コンテンツの国際展開の阻害要因の一つとなっている。また、国際展開に係る知識・ノウハウは必ずしも体系化されておらず、新規に海外展開を検討している事業者が必要な知識・ノウハウを得ることは非常に困難になっている。政府は、コンテンツの輸出を目的としたマーケット出展や字幕制作を支援するとともに、国際展開に係る知識・ノウハウの体系化・共有についての民間の取組みを奨励・支援すべきである。

コンテンツ産業の国際的連携の強化【新規】

中国、韓国をはじめとするアジア近隣諸国やアメリカ、フランス等の先進国との間でコンテンツ産業における戦略的アライアンスを進めることは、わが国のコンテンツ産業が国際的に飛躍するために不可欠な条件である。政府は、アジアコンテンツ産業セミナー等の官民一体となった取組みを進め、幅広く国際的連携の道を開くべきである。

併せて、アジアにおけるコンテンツ産業の共同情報インフラの嚆矢として、現在検討が進められているコンテンツ・ポータルサイトを官民一体となって推進すべきである。

5．有効な特許審査

審査請求の中で特許査定となる比率、いわゆる特許率について、平均5割となっていることに対して、先行技術調査を十分に行っていないからであるとの指摘がある。先行技術調査を十分に行わないため、特許率が低い企業があるとすれば、しっかりした対応を行うことは必要である。しかしながら一方で、権利範囲をぎりぎりまで広くとって出願する場合、解釈の差によって、簡単には認められるとは限らず、特許率は低くなる傾向となる。製品化が遅い研究所の発明や、国際標準の決定が遅くなる規格関連発明のように、タイミングを遅らせた方が、事業に有利なものもある。

様々な企業がある中で、一律に、特許率で知財活動を評価することは適切ではない。企業は、自らの経営・事業戦略に沿って知的財産の創造・保護・活用に努めてきているが、政府としての目標の設定、個別企業の特許率の公表等により、企業に一定の行動を強いることは適切ではない。むしろ、企業の多様な

知的財産活動を促進しつつ、あわせて、特許審査の効率化を図る方策を、官民が協力して探っていくべきである。

審査官のさらなる増員【発展】

国際的に見て遜色の無いレベルまで、審査官やその役割の一部を担う人員の数を増員すべきである。そのための対策として、任期付審査官の拡大、審査官OBの臨時雇用、ポストドクターの活用、外部委託のさらなる活用を積極的に行うなど、あらゆる手段を講ずるべきである。

審査手続きの柔軟化【新規】

審査に着手したら短時間で結論を出すとの審査迅速化への政府の取組みは引続き維持すべきである。一方、審査結果を必要とする時期は、技術の内容により様々であるため、事業予定が明確でなく、必ずしも早急には審査結果を必要としない将来的なものも含まれている。出願後3年以内に審査請求を行う現行制度の下で、企業の多様な知的財産活動を促進させ、かつ審査の滞貨を実質的に減じる観点から、審査の着手時期を延期しても良いとの出願人の要請を認め、適正な時期に権利成立を図れるよう審査手続きを柔軟にすることを検討すべきである。

審査レベルの均一化【新規】

審査レベルの不均一さが出願増の誘因になることもあるので、特許が認められるレベルについて、分野毎にきめ細やかな審査の均一化を図るべきである。

6. コンテンツ人材の育成

(1) 求められる人材育成プログラムの支援

ビジネス・プロデューサー育成プログラム、社会人再教育プログラム支援【継続】

ライブ・エンターテインメントを含めたコンテンツ産業においては、法務、会計・税務、マーケティング等の分野で社外の教育機関等における人材育成のニーズが高い。こうした能力を備えた人材がビジネス・プロデューサーとして活躍することは業界の近代化、市場の発展に大きく寄与する。ビジネス・プロデューサーを育成するプログラムおよび社会人(現役プロデューサー)の再教育プログラムを整備した大学や映像産業振興機構等が行う事業について、政府はより一層支援すべきである。

最新の技術に精通したクリエイター育成支援【新規】

デジタル・コンテンツのめまぐるしい技術の発展に対応すべく、最新の技術に精通したクリエイターの育成について政府は支援すべきである。

パフォーマンス人材育成の強化【継続】

現在、大学・大学院等の高等教育機関において、特にポピュラー音楽や演劇といった分野においては、体系的に知識や技術を習得するためのプログラムが不足している。国際レベルの人材を育成するためには、パフォーマンス技術を学問的に研究、体系化するプログラムや、実技を習得するプログラムを設けた大学等の設置につき政府は支援すべきである。

融合人材の育成【新規】

コンテンツに係る人材の専門化・高度化やコンテンツのワンソース・マルチユース等が進む中、プロデューサーやクリエイター、技術者といった異なる職能や、映画、放送、アニメ、ゲーム、音楽といった異なるジャンル等、複数の領域に精通した人材は、複数の領域にまたがる課題や新たなビジネスモデル構築に向け重要な役割を果たし得る。政府はこうした融合人材の育成に向けた取組みを支援すべきである。

同時に、大学の研究者が研究成果を発表し、産業界がその成果を活用してビジネスにつなげる等、大学・研究機関やクリエイター、民間企業等が情報共有できる場を設けるべきである。

ゲートキーパー育成プログラム支援【継続】

アメリカ等では、演劇・放送・映画業界から独立した批評家・評論家がエンターテインメント・コンテンツへのゲートキーパーとして、読者に対する高品質の視点を提供している。また、その批評の結果が、新人の発掘やオフブロードウェー作品をブロードウェー作品に押し上げたり、チケットの売上げを左右する等多大な力を有している。

こうしたゲートキーパーを育てるため、映像産業振興機構等は、批評家・評論家の検定制度を検討するとともに、ゲートキーパーの育成・研鑽の機会を提供すべきである。こうした取組みに対し、政府は支援すべきである。

また、ゲートキーパー育成の一環として、映像産業振興機構において行う「ベスト/ワーストコンテスト」「コンテンツ・オブ・ザ・イヤー」「人気劇場ランキング」といったイベントに対し、政府は支援を行うべきである。

インターンシップ・プログラム支援【発展】

コンテンツの制作現場等で学生の実習を行うことは、受入れ側、学生側双方にとって貴重な体験を得る機会となるが、その期間が学生の夏季休業期間を利用した短期的なものであるために、得られる効果も限定的なものとなっている。

大学等の側がインターンシップによる体験を学習過程の中にきちんと組み込みつつ、政府の支援を拡充することにより、半年程度の長期の実習を可能とすべきである。また、映像産業振興機構等が行う事業を政府は支援するとともに、民間企業においても学生を積極的に受け入れることが期待される。

小・中・高校生に対するコンテンツ教育プログラム支援【発展】

青少年の健全な成長と創造性豊かなクリエイターの育成に資するべく、初等・中等教育、高校における教育の中に映像、演劇、音楽の鑑賞や映像制作体験、体験ミュージカルといった体験型のプログラムの設置等を行った小学校・中学校・高校等について、政府は支援すべきである。

また、コンテンツに限らず、国際競争力のある人材の育成に向け、英語や数学といった基礎学力の向上やインターネット・リテラシー教育に一層努めるべきである。

(2) 海外との交流

映像産業振興機構と海外映像産業振興機関との連携支援【継続】

映像産業振興機構は、人材の交流、ロケーション場所の相互提供、各国の映像産業振興策の調査研究、さらには海外の事業者と日本の事業者との共同制作等を支援するため、海外の映像産業振興機関と連携を推進し、映像産業の振興を通じて、相互理解が促進されるようにすべきである。

海外映像教育機関への留学・講師招聘支援、海外からの日本の映像教育機関への留学支援【継続】

映像人材の育成を行うにあたっては、諸外国の映像教育機関で実際に映像教育を経験することや、映像教育に従事している講師をわが国に招聘することがノウハウを蓄積する上での早道である。また、日本の映像教育機関に外国人学生を招き、日本のコンテンツへの理解を深めることは、日本の創造力への尊敬を得ることにつながる。海外への留学生や海外から来日する留学生への奨学金や講師招聘にかかる費用について、政府は支援すべきである。

(3) 教育基盤の整備

映像教育体系確立のための調査支援【継続】

映像を学問として深化させるためには、制作現場の知恵・知識、技術等を整理、体系化し、理論化・整合化することが必要になる。また、教育の地域間格差を是正すべく、遠隔教育にも使用可能な教材の開発も必要である。制作現場にある暗黙知の理論化や諸外国における映像学の体系化等の映像教育体系の確立に向けた大学等の取組みに対し、政府は支援すべきである。

映像専門職大学院認証評価機関の設置【継続】

専門職大学院制度を利用して、映像人材育成を目指す映像専門職大学院が設置されているが、これら大学院は5年ごとに、設置の目的に照らして教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価機関の認証評価を受けることとなっている(学校教育法第69条の3第3項)が、現在のところ映像専門職大学院のための認証評価機関は存在していない。映像産業振興機構は学校教育法第69条の4に基づく認証評価機関となるべく、体制を2006年度中に整備すべきである。

海外映像教育用図書翻訳支援【継続】

映像人材の育成を行うにあたっては、諸外国の映像教育機関で実際に使用している教育用図書(テキスト)等を翻訳することがノウハウを蓄積する上での早道である。海外映像教育用図書の翻訳について、政府は支援すべきである。

映像関連高等教育機関卒業生の映像関連産業就職支援【継続】

映像高等教育機関が輩出した人材が、学んだ能力を社会で適切に生かすことができるよう、卒業生の映像関連産業への就職について、政府および映像産業振興機構は支援すべきである。

7. ライブ・エンターテインメントの振興

(1) 巨大ライブ・エンターテインメント集積地の創造

観光基本法によるライブ・エンターテインメント集積地の規定【発展】

ライブ・エンターテインメントを産業として振興していくためには集積化が重要であり、関連の劇場・ホール・アリーナ・映画館等を軸に、コンベンションセンター、ホテル、レストラン、ショッピングセンター等の施設およ

びソフトが集積することにより、面としての集客力のアップ、消費拡大、雇用促進等の大きな経済波及効果が期待できる。

「観光立国」日本が世界に誇れる観光拠点として、観光基本法において、ライブ・エンターテインメントを重要な集客資源と位置付けた上で、ライブ・エンターテインメントを集中的に体験できる集積地の構築を規定し、法制、税制、金融、税制等の関連施策を集中的に講じるべきである。

カジノに係る法整備の検討【発展】

ラスベガスに見られるように、カジノをはじめとするゲーミング・ビジネスをライブ・エンターテインメントと組み合わせることは、集客を地域の利益に結びつけるビジネスモデルとして有効であり、これにより大きな経済波及効果や雇用創出効果が期待できる。アジア諸国（マカオ、マレーシア、シンガポール、ドバイ等）においては、ラスベガス型のカジノを重要なコンテンツとする大規模な都市開発を進めており、このままでは、日本は後塵を拝することになりかねない。ライブ・エンターテインメント産業の活性化のみならず日本の観光産業の振興のためにも、特区制度の活用等も含め、その核となるカジノに係る法整備の検討を進めるべきである。

(2) ライブ・エンターテインメント産業振興策の一元的な推進

ライブ・エンターテインメント産業振興法(仮称)の創設【新規】

コンテンツ産業の発展のためには、そのシーズであるライブ・エンターテインメントの市場拡大が不可欠であり、ライブ・エンターテインメント産業の振興、活性化を図るために、業界全体として共通課題に対応していくとともに、政府、自治体の支援のもとに官民一体となった取組みを進める必要がある。そのために、ライブ・エンターテインメント産業振興法(仮称)を制定し、関係省庁・自治体が連携して施策を進める必要がある。

劇場集積のための法整備【新規】

欧米諸国においては、舞台芸術振興のために劇場法が制定されており、それにより劇場の集積が維持されている。現在、劇場は興行場に区分されているが、劇場の公益性に鑑み、日本においても、一定の地域へのライブ・エンターテインメント施設の集積を誘導、促進するために「劇場法」を制定すべきである。

ライブ・エンターテインメント集積特区の設定【発展】

既存施設を含めた一定規模以上のライブ・エンターテインメント施設に係る固定資産税・都市計画税・事業所税を軽減するとともに、同時に野外でのイベントを行いやすくするため、野外会場や道路使用許可等の規制を緩和したライブ・エンターテインメント産業活性化のための集積を構造改革特区として設定すべきである。

法定容積率の上限引上げ【新規】

ライブ・エンターテインメント施設の新設にあたっては、法定容積率の上限を引上げ、上乘せ分の権利を他者に譲渡することにより得られる利益を、建設費や運営・維持費に充当する等の仕組みづくりや、法整備が必要である。

租税条約実施特例法の改正【新規】

租税条約において源泉地国免税とされている外国芸能法人についても、租税条約実施特例法により、いったん国内興行主が源泉徴収を行った上で後日、請求により還付することとされており（租税条約実施特例法第3条第2項、第3項）、事業者の収益を圧迫している。租税条約上の免税芸能法人に該当する場合は源泉徴収を免除するか、簡易な手続きで迅速に還付がなされるよう租税条約実施特例法を改正すべきである。

(3) ライブ・エンターテインメント産業の近代化支援

出演契約ガイドラインの周知徹底【発展】

日本経団連ライブ・エンターテインメント分科会にて策定した「舞台出演契約ガイドライン」の周知徹底をはかるべきである。

シアターカレンダーの定期刊行化の実現【発展】

地域・観光情報を含めたライブ・エンターテインメントのシアターカレンダーの定期刊行化の実現に向け、政府は支援すべきである。

以 上

平成 18 年 3 月 29 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

西村ときわ法律事務所

弁護士 岩倉 正和

弁護士 洲桃麻由子

パブリック・コメント

「知的財産推進計画 2006」に盛り込まれるべき政策事項として、デジタル・コンテンツの流通の促進を図るための包括的かつ横断的な法制度(どういう形式・名称をとるにせよ、ここでは仮にデジタル・コンテンツ法と称するものとし、本コメントにおいては、以下「DC 法」といいます。)の立法化について、知的財産業務等に携わっている法律実務家としての当職らの意見を、下記の通り申し上げます¹。

なお、本コメントにおける提言の一部については、現行法の下における既存制度との乖離が大きく、実現可能性という観点からは難しいという御見解もあり得るものと認識しておりますが、本コメントは、現行法の下における実際の状況や制度の問題点等を明らかにすることによって、我が国において本来あるべきデジタル・コンテンツの円滑な流通を現実のものとするためには将来的にどのようなシステムを採用するのが理想的かという点についての一つの意見として、また下記に述べるように「議論の叩き台」として、想定可能な考え方を広い視野から提言することを趣旨とするものであり、必ずしも現行制度の活用可能性や現行制度との平仄等の点を可及的に調整することまでは意図するものでないことにつき、予め御留意頂ければ幸いです。(但し、本コメントにおける提言の幾つかの点を実現させるためには、それらの諸点について慎重な配慮を行ない、立法技術的にも細部を詰める必要があるべき点については十分に認識しており、今後更に検討を深める所存であります。)

記

1. 現行法の下における状況とその問題点

(1) デジタル・コンテンツの円滑な流通の要請とそれを阻害する要因について

(ア) 現行法制度の下では、デジタル・コンテンツを巡る当事者間の関係を規律するルールが十分に確立されていないこともあり、権利処理作業の負担や不正コピーの危険性等

¹ 本コメントの作成にあたっては、相澤英孝一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授より貴重な御示唆を受け、また、西村ときわ法律事務所の柴田尚史弁護士より協力を得た。なお、本コメントの内容についての文責は当職らのみに帰するものである。

の要因が、デジタル・コンテンツの円滑な流通を妨げている。特に、権利処理作業の負担の問題は大きいと言われており、例えば、過去に製作された映画やテレビ番組をインターネット上で配信しようとする場合には、現行法(著作権法)によれば、当該コンテンツに関わる全ての著作権者²・著作隣接権者³から、複製権、公衆送信権ないし送信可能化権、更に著作者人格権・実演家人格権などについてそれぞれいちいち許諾を得るという極めて煩雑な作業が必要となり、しかも、言うまでもなくこれら全員から許諾が得られるという保証はない。このように煩雑な(しかも、必ずしも全て成就するとは限らない)作業の負担を嫌って、映画やテレビ番組のインターネット配信という有望な市場が開拓されないままになっていると言われている。

また、(実演家としてカテゴライズされる役者や出演者からの許諾取得の問題とは別に)公道でドラマやドキュメンタリーの撮影をした際に、歩行者などの一般人が、風景の一部として画面の背景に写り込んでしまうことがあり、当該テレビ番組をインターネット配信等で二次利用したくとも、現行制度では画面に写り込んでしまった人物の肖像権の取扱いが不明瞭であるため(いわゆる「写り込み問題」)、当該人物から肖像権を主張されることを懸念して、テレビ番組の二次利用が進まないという問題等も従来より広く実務上指摘されているところである。

- (イ) 上記の他にも、デジタル・コンテンツの円滑な流通を妨げている要因として、以下に挙げる事項等が指摘されている。

現行著作権法は、私的使用や報道・教育目的の使用など、社会的な必要性に基づいて権利行使が制限される場合を限定列挙している(著作権法 30 条～47 条の 3)が、著作権法の適用を除外すべき必要性や公益性がある場合でも、限定列挙事由に該当しない場合はその使用が違法となるおそれが生ずる⁴。

適法な著作権の行使の外形を採っていても、映画会社、広告会社、大手テレビ番組制作会社、映画配給会社、放送局、大手ネット配信業者などに比べて、弱小の下請けテレビ番組制作会社、コンテンツ制作者、実演家、一般消費者などの立場が圧倒的に弱いというように、取引関係に立つ者の間に経済的な力関係の強弱があり過ぎるために公正な取引が阻害されるような場合がある⁵。

デジタル・コンテンツの不正使用(海賊版の制作や技術的保護手段の回避行為等)

² 例えば、映画制作会社、テレビ番組制作会社、脚本家、作詞家・作曲家等が該当する。

³ 例えば、出演する役者や歌手(実演家)、テレビ局(放送事業者)等が該当する。

⁴ 平成 16 年 9 月 30 日に行われた「著作権分科会法制問題小委員会(第 2 回)議事録」等参照。

⁵ 公正取引委員会から平成 15 年 3 月 31 日に発表された「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書」等参照。

の取り締まりが徹底していないため、不正使用行為への警戒が、デジタル・コンテンツの流通ビジネスに対する企業の積極的な参入を阻んでいるという問題がある⁶。

(2) 特別立法による解決の提案⁷

デジタル・ネットワーク技術の発達により、現代においては様々な情報(コンテンツ)がデジタル化され、情報を遠方に短時間で配信することが技術的には可能となり、その技術を利用してデジタル・コンテンツが円滑に流通されるようになれば、我が国のコンテンツ・ビジネスが飛躍的に発展することが期待されている。しかしながら、上記のように、現行法制度の下では、デジタル・コンテンツの配信という有望な産業の発展が阻害される上に、良質なコンテンツが利用されないまま埋もれてしまう虞れも十分に存するところであり、その場合には日本経済の発展や日本文化の振興という国家の利益に反することになりかねないと危惧されることである。

そこで、デジタル・コンテンツの円滑な利用・流通の促進を図ることを目的として、現行法制度の改正によるのではなく、新しい枠組みに基づく規律・ルールを模索する方がより効果的かつより効果的ではないかとの認識の下に、著作者及び著作権者の利益を確保し更に発展させるとともに、著作者人格権や肖像権も含めた権利者の必ずしも合理的ではない権利行使(権利の濫用の場合に限らない。)を合理的な範囲において制限したり、コンテンツの不正使用を適切に取り締まる内容の、包括的かつ横断的な(著作権法に関する問題処理のみには限られない)法制度(DC法)を整備することをここに提案する次第である。

DC法という特別法の立法化が必要であると考えるのは、上述したように、デジタル・コンテンツの流通を妨げていると考えられる要因は必ずしも著作権法上の問題に限られない

⁶ IT戦略本部から平成16年6月15日に発表された「e-Japan重点計画-2004」34頁等参照。

⁷ デジタル・コンテンツの流通に関連して、現在各方面において、IPマルチキャスト方式による放送サービスの著作権法上の位置付けについて、活発な議論が展開されている。即ち、現行著作権法上、「放送」にあたるかそれとも「通信」にあたるかで、実演家やレコード製作者の行使できる著作隣接権の範囲は異なる(例えば、商業用レコードに録音された音楽を流す場合には、自動公衆送信であれば実演家・レコード製作者は許諾するか否かの選択肢を有するが、放送であれば二次使用料請求権しか行使できない。)。そして、現在においては、IPマルチキャスト放送は著作権法の「放送」に該当せず、「通信(自動公衆送信)」であると解釈されている(第159回国会における質問主意書に対する回答(内閣衆質159第23号))ところ、かかる解釈がコンテンツの流通を妨げているのではないかという指摘がなされ、IPマルチキャスト放送を著作権法上の「放送」に含めるための法改正の是非が議論されている(総務省「通信・放送の在り方に関する懇談会(第2回)議事録」、コンテンツ専門調査会「デジタルコンテンツ振興戦略」等)。当該議論の問題意識も、デジタル・コンテンツの円滑な流通を促進するという観点からは、本コメントにおいて当職らが提言するデジタル・コンテンツ立法の必要性に関する議論と趣旨の方向性を同じくするものではないかと考えられる。そして、(当然の事乍ら)当職らも、IPマルチキャスト放送に係る著作権法の改正に関する議論の重要性は十分に認識しているところであるが、項目1.(2)の本文において述べるように、(著作権法上の問題に限らず)デジタル・コンテンツの流通を阻害している様々な問題を一括的に解決するという目的のために、包括的かつ横断的な法制度の規定化の必要性が存在することから、DC法の立法化を本コメントにおいて提言するものである。

ため、問題を包括的に解決しようとするためには、デジタル・コンテンツという特定の分野を横断的にカバーする特別立法の形式が適していると考えられること、現行著作権法は(言うまでもなく)アナログ環境しかなかった時代に創設された法枠組であるため、本来デジタル・コンテンツの流通という状況を想定しておらず、現行法制度の小刻みな「手直し」では、近年かつ今後の急激かつ大幅な技術的環境の変化や著作物の利用形態の多様化に対応させることは困難であると考えられること、長年にわたり現行著作権法の体系の下で構築されてきた権利関係や実務に過度の影響を与えることなく、円滑にデジタル・コンテンツに即した新しい規律・ルールを導入するためには、現行著作権法を抜本的に改正するよりも、現行著作権法と両立する特別法を制定することが望ましいと考えられること、などの理由による。

しかしながら、DC 法は、必ずしも「デジタル・コンテンツ『権』」という新たな権利を創設することを目的とするものではない点にも留意されるべきである。即ち、デジタル・コンテンツの流通に関して実行できることとできないことを法規範として明らかにすることによって、(これまで法の規定が未整備ないし不明瞭であったために利用・流通が控えられてきたという)萎縮的效果を払拭し、法により許容される範囲内でのデジタル・コンテンツの利用・流通を促進・活発化しようとすることを主たる目的とするものである。

具体的な法規定のフレームワークについては、権利者・消費者・流通業者各々の利益をも十分に考慮して、社会に納得が得られるように慎重に決する必要があると考えられるが、現時点で考えられる主な柱となる内容は、以下の通りである。

- ・ 簡便な登録制度の導入(下記 2.)
- ・ 裁定制度・仲裁制度の適用(下記 2.)
- ・ フェア・ユース(fair use)の規定化(下記 3.)
- ・ 不公正な取引や不正使用行為の取り締まり(下記 4.)
- ・ 損害額算定等の特則の見直し(下記 4.)

以下、各内容(案)について、簡潔に説明する。

2. デジタル・コンテンツの登録と新たな裁定制度並びに調停・仲裁制度の適用

(1) 制度導入の必要性とその解決について

上記 1.(1)(ア)で述べた通り、現行法制度の下では、あるコンテンツを利用してデジタル・コンテンツの形でインターネット等で流通させることを希望する者は、当該コンテンツに関わる著作権者・著作隣接権者からいちいち(ときには煩雑な手続をとって)許諾を取得する必要がある。しかし、コンテンツ(例えば、二次利用の要望の高いテレビドラマや映画)に

関わる著作権者・著作隣接権者は、多くの場合多数に上る(著作権を有する者としては、原作者、脚本家、作詞家・作曲家、映画製作会社、プロダクション等、著作隣接権者としては、俳優・歌手等の実演家や、放送事業者等が考えられる。)ことから、いちいち全ての者から許諾を完全に取得することは大変に煩雑な手間である上、実際にも全ての権利者から許諾を得られるとは限らず、実務的であるとは言えない。また、コンテンツ使用者は使用目的や使用環境等に合わせてコンテンツを改変・加工したいという要望が一般的にあると考えられる(改変・加工が容易である点もデジタル技術のメリットである。)ところ、著作者の有する同一性保持権(著作権法 20 条)は、(名誉・声望を害するか否かに関わらず)著作者の「意に反して」改変等をする場合にも適用される。従って、デジタル・コンテンツの性質からして編集上不可避免的に必要な改変であっても、いちいち全ての著作者の承諾を得る必要が生じることになる。加えて、同一性保持権を含む著作者人格権は譲渡できず、また放棄もできないと解されている上、権利不行使契約についても、その有効性について明文の規定がなく、学説及び実務上の見解は必ずしも一致していない状況であるのが現実であるから、実務的には二次利用を行う度毎に著作者の承諾を取得しなければならないという制約が生じてしまっている。更に、上記 1.(1)(ア)で述べたように、テレビドラマやドキュメンタリー番組の二次利用については、画面に写り込んでいる人物の肖像権の取り扱いが現行法上不明確であるため、肖像権侵害となることを恐れて(萎縮効果)利用が進まないという問題も存在する⁸。

従って、このような権利処理の煩雑さや不明瞭さが、デジタル・コンテンツの流通を阻んでいるという現実の状況を正面から認識する必要があると思料される。そのため、デジタル・コンテンツの円滑かつ活発な流通を真に実現するためには、デジタル・コンテンツの使用を希望する者が、一定の手続を踏み、適切な対価を支払うことにより、いちいち煩雑な手間を以って著作権者(著作者を含む。)・著作隣接権者の承諾を得ずとも、効率的かつ適法にデジタル・コンテンツを使用できるような制度を整えることが必要であると考えられる。

そこで、これらの要請に応える仕組みを備えた特別法(DC 法)の整備により、一定の登録を経たデジタル・コンテンツに関しては、合理的な利用の範囲内であれば、適切な対価を支払うことと引き換えに、(著作者人格権・実演家人格権も含めて)著作権者・著作隣接権者の許諾を(いちいち煩雑な手間をとって)得ることなく、デジタル・コンテンツの使用・流通を可能ならしめる制度を整備することを提案するものである。

(2) 登録と登録機関

本提案においては、DC 法上のメリットを受けるためには、当該コンテンツにつき、予め登録を行うという仕組みにしておくべきであると考えられる。登録を必要とするのは、真に制度を適用する必要があるデジタル・コンテンツについてのみ制度を適用することによって、権

⁸ 写り込んでいる人物は殆どがたまたま撮影時に公道にいた一般人であるから、それらの人物を探し出して肖像権に関する承諾を取得することはほぼ不可能であると考えられる。

利用者や一般消費者にとっての予測可能性を確保し、また、一旦登録を受けたデジタル・コンテンツについては、二回目以降の手続をより容易にするため(即ち、手続の重複を避けるため)である。

本提案の下では、あるコンテンツをデジタル・コンテンツ化して使用することを希望する者は、デジタル・コンテンツの登録を受け付け権利処理を担う機関⁹(以下「登録機関」という。)に対して、当該コンテンツの登録を申し込むことを基本と考える。登録は誰でも可能とし、オンライン上の手続などで低コストかつ簡便に登録できるようにする¹⁰。

また、登録されたデジタル・コンテンツは、その題号、種類、著作者、制作時期等の要素により特定されることが考えられる。また、登録されたデジタル・コンテンツは、登録機関のホームページ等で公表され、誰でも簡単に検索・確認が可能となるようにすることが望まれる。

(3) 新しい裁定制度

本提案においては、上記(1)で述べた通り、登録されたデジタル・コンテンツは、新しい裁定制度の対象となることを提唱するものである。

現行の裁定制度が実際には殆ど利用されていない主な原因は、裁定を受けるために要求される手続が厳格過ぎることにあると指摘されている¹¹。(そもそも、法定の要件である「相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない」という要件が厳格に過ぎるのではないかと考えられるところではあるが)文化庁ホームページの手引き(<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-1/index.html>)にあるように、名前からの調査、利用者を通じた調査、専門家への照会や著作権等管理事業者等への照会に加えて、「一般又は関係者への協力要請」として広告まで行うことは、使用希望者にとっては大きな負担であり、調査にかかるコストや時間を考えれば、利用希望者が裁定制度の利用に消極的になるのも首肯できるところである。

これに対して、本提案の下における新しい裁定制度においては、一定の要件の下で必要性が認められる場合に行政が権利者に代わって許諾を行うという点では現行著作権法(67条～69条)の裁定制度と共通するものであるが、現行の裁定制度のように利用実績が極めて乏しくなることを想定した制度ではなく、デジタル・コンテンツの流通のために活発に利用される新しい規律を設けることを目的とするものである。

⁹ 登録機関が法的にいかなる組織として設けられるべきであるか(例えば国の機関の一部とするべきものか、担当省庁の委託を受けて行政機能を代行する指定法人とするべきものか等)の点についても、その機能、権限、所轄範囲等を勘案して、慎重に決すべきであると思料される。

¹⁰ 登録・公示の明確さという観点からは、プログラムの著作物のように、該当のDCの複製物(プロトタイプ)を作成して登録機関に提出するという方法が考えられる。この場合は、登録のための複製行為等は(当然ながら)適法に行うことができる旨を規定することになる。

¹¹ 平成18年1月に発表された「文化審議会著作権分科会報告書」167頁等参照。

かかる裁定制度は、使用者・権利者双方にとって使いやすく、かつ、誰にとっても明瞭な制度とすべきであるとする。あくまで一つの考え方としてであるが、その概要は、以下の通りとすることが考えられる。

本制度の適用場面としては、現行制度のように、権利者が不明の場合や、放送・商業用レコードへの録音等につき許諾を求めたが協議が成立しなかった場合等に限定されるものではないとすべきと考えられる。権利者が不明の場合も含まれるが、デジタル・コンテンツの使用に関わる範囲のものであれば、基本的に適用場面に限定はないと規律されるべきであるとする。

本提案の下では、登録されたデジタル・コンテンツの使用を希望する者は、使用の目的、時期、方法等の説明と共に、登録機関¹²に申し出るものとする。その上で、登録機関は、申し出のあった使用目的、時期、方法等を審査して、それが不合理なものでない限り、その使用を許諾するものとする。即ち、著作権者・著作隣接権者の許諾を、いちいち煩雑な手続をとって得ずとも、登録機関の審査によって使用が可能となることが重要であるとする¹³。(上述したように、デジタル・コンテンツの流通を妨げているおおもとの要因は、いちいち権利者に許諾を得る必要があることにありとされるから、その問題を根本的に解決しようとするものである。)

当該コンテンツについて著作権(著作人権を含む。)や著作隣接権(実演家人格権を含む。)を有する者¹⁴は、使用者が支払う、適切な金額の対価を受領する対価(報酬)請求権を得るものとする。

対価の金額や各権利者への配分割合については、予め登録機関と使用者又は使用者団体との間で協議した一定額なり方式によるものが制度の安定的運用からは望ましいとも考えられるところではあるが、権利者の利益が害されることのないようにする(かつ、権利者がその点について納得する)ためには、本提案の下では、別途下記(4)に述べる仲裁制度が活用されることが期待されている。また、当該対価の一部が、(著作権者等とは別に)コンテンツ制作者にも還元されるような仕組みを定めることも考えられる。その趣旨は、コンテンツ制作者が成果に応じた対価を得られるようにす

¹² 本コメントにおいては、裁定を行う機能を登録機関が担うことを一応前提としているが、(実際に DC 法を具体化するための検討の過程で、その方が好都合であると判断された場合には)登録機関とは別の機関が裁定機能を担うことも、制度としてはあり得るものと考えられる。その場合における、当該(登録機関とは)別の機関の性質としては、例えば、デジタル・コンテンツの流通の様々な局面についての専門家(実務担当者、弁護士や学識経験者等)により構成され、かつ権利者サイドからも使用者サイドからも独立した立場の「第三者機関」となることが想定される。

¹³ 登録機関による審査の際に、それが必要であると登録機関が判断した場合には、使用目的、時期、方法等に不合理性がないかを判断するための一材料として、登録機関が選択した著作権者・著作隣接権者の意見を聴取するという考え方もあるが、登録機関に過重な負担となることが懸念される。

¹⁴ 映画やドラマであれば、映画製作者、プロダクション、脚本家、映画監督、役者(実演家)等が該当し得る。

ることで、良質のコンテンツを制作するインセンティブを付与し、以って我が国における良質で魅力的なコンテンツの制作の活発化を促進するためである。

なお、使用者はコンテンツ使用のための対価の合計額を登録機関(ないし、当事者からは独立した別の組織)に支払えば足り、個々の権利者に対して自らが配分を行わなくて済むように(即ち、それ自体が手間のかかる手続であるので、使用者自らが配分しなければならないとするとデジタル・コンテンツの円滑な流通という観点からは望ましくないからである。)、個々の権利者への配分は登録機関(ないし、当事者からは独立した別の組織)が行うような仕組みを検討するのが望ましいものと考えられる。

また、上述の「写り込み問題」(即ち、公道を歩いていた場合など風景の一部としてテレビ番組等の背景に写り込んでいる人物の有する僅少な肖像権の問題)に関しては、権利行使は許されないと規律するのが、適切であると考えられる。従って、立法技術的には更に慎重な検討が必要と解されるが、使用者は、そのような権利者に対価を支払う必要もなく、また、適法にデジタル・コンテンツを使用できることを明確にすべきであると思料される。

(4) 仲裁制度

上述のように、デジタル・コンテンツの円滑・活発な流通のためには、いちいち煩雑な手続を採って全ての関係権利者の許諾を得るなどということなく、効率的かつ円滑なデジタル・コンテンツの合理的な使用を可能ならしめることが必要であり、上記のような新しい裁定制度を設ける主眼もその点にある。そして、「使用の合理性」を担保する制度としては、登録機関による審査を想定するものであるが、それに加えて、権利者側からも積極的に「使用の合理性」等を協議し争える制度として、本項で説明する仲裁制度(ないし類似の制度)を設けるべきではないかと考えられる。

デジタル・コンテンツの利用に関する紛争を専門的に解決するための調停及び仲裁を担う機関(以下「仲裁機関」という。)を設け、当該仲裁機関には、適切な仲裁人の候補者が多く登録されることが望まれる。

本提案の下では、登録されたデジタル・コンテンツに関して著作権や著作隣接権を有する者が、使用者による使用の申し込みに対して、その使用内容や方法、対価等が不当ないし不合理で許されるべきではないと考えるときには、仲裁機関に対して、仲裁

の申立てをする¹⁵。仲裁の申立てがなされた場合には、仲裁機関の選択又は当事者(権利者及び使用者)の選択により、(間断なく)速やかに仲裁人が選任されることが想定される。

仲裁人は、申立てをした権利者と、申立ての対象たる使用者との両方の意見を早急に聴取して、(実務的観点からして)迅速かつ効率的に仲裁判断を下すことが想定される。本仲裁手続においては、その使用が不合理なものであることの証明責任は、権利者側が負うことが想定される。デジタル・コンテンツの円滑な流通という観点からは、特段の事情のない限り、使用者が「使用の合理性」について立証責任を負うとする事は本立法の趣旨に鑑みて妥当でないと考えられる(その場合には、使用者は立証に失敗することを恐れてデジタル・コンテンツの使用そのものに萎縮的になってしまふ。)ことから、立証責任を権利者側に転換することが必要ではないかと考えるものである。

(5) 登録のメリット(インセンティブ)

上記(2)乃至(4)で説明した制度は、あくまでデジタル・コンテンツの登録がなされることを前提としている。従って、制度の活発な利用を促すためにも、登録そのものが積極的に行われる必要がある。

デジタル・コンテンツの登録が積極的になされるためには、登録をすることによるメリット(インセンティブ)が必要となると考えられる。この点については、まず、(既述のように)登録をすることによって、新しい裁定制度を利用できるようになり、不合理な使用でない限りは、そして適切な対価を支払う限りは、個別に煩雑な手続を以って全ての権利者の許諾を得るということなくして、適法かつ円滑にデジタル・コンテンツの使用を可能ならしめることが最大のメリットとなるのではないかと考えられる。更に、登録をしたデジタル・コンテンツについて紛争が生じた場合には、上述した仲裁手続を受けることができ、その場合には、申立てを受けた使用者側は、立証責任の転換という利益を享受することができると思料される。

3. フェア・ユース(fair use)の規定化

上記の通り、現行著作権法(著作権法 30 条～47 条の 3)は、著作権者の権利が制限される

¹⁵ 一般的には、仲裁判断には確定判決と同一の拘束力がある(仲裁法 45 条 1 項)ため、仲裁手続を実行するためには、当事者両方の合意(仲裁合意)があることが前提である。しかし、双方の合意を要するとすれば、実務的には一方当事者は仲裁手続に同意しないことが多くなると予想される。従って、裁判を受ける権利を害することなく、かつ、DC 法による仲裁手続を活用させるためには、DC 法による仲裁判断が下された場合であっても、(通常の仲裁手続とは異なり)不服のある当事者は裁判所に同一の紛争について訴えの申立てができるということが考えられる。

場合を限定列挙の形で規定していると解されているが、著作権法の適用を除外すべき必要性や公益性がある場合でも、限定列挙事由に該当しない場合はその使用が違法となってしまうのではないかという危惧が生じることになる。

適用除外の必要性や公益性のある使用形態を全て法文で網羅することは非常に困難であると考えられる上に、デジタル・コンテンツの流通を実現するデジタル化技術やデジタル・ネットワーク技術は、日々急速な速度で進歩しているから、現時点では実現不可能であるとしても、近い将来に誰もが想定していなかった新たな使用形態が生まれることも十分に考えられるところである。そのような場合に、社会的必要性の高い使用形態であっても、限定列挙事由に形式的に該当しないという理由で、法改正を経ない限りかかる使用形態を利用できないというのでは、技術者や企業の努力の末に可能となった技術の革新による(本来企業や公衆が受けるべき)利益を社会として喪失することにもなりかねない。

そこで、上記 2. で述べた登録がなされたデジタル・コンテンツに関しては、具体的な列挙事由に該当しなくとも、利用目的、著作物の正確等に鑑み、著作物の利用が公正であるといえる場合(いわゆる「フェア・ユース(fair use)」の場合)には、適法に使用が可能であることを明記する例外規定を設けることにより、かかる事態を回避することが必要ではないかと考えられる。

具体的には、批評、論評、パロディ、ニュース報道、教育、研究など、社会的な必要性に基づく権利行使の制限については、現行著作権法のように限定列挙の形を採るのではなく、必要であれば個別列挙の形式にした上で、具体的な列挙事由に該当しなくとも、「公正な使用」の場合には使用を許容する例外規定を設けることが考えられる。かかる社会的な必要性に基づく権利制限は、(個別列挙の列挙事由を規定化する場合に、何らかの個別列挙事由に該当しなくとも)その使用が、DC 法の目的、即ちデジタル・コンテンツの円滑な流通・使用を促進するという観点から、公正なものであるか否かを判断することになると想定されるものである¹⁶。具体的な規定の方法としては、権利制限規定の末尾に、例えば「その他本法第 1 条の目的に適うデジタル・コンテンツの使用方法であって、権利者の利益を不当に害すとは認められないもの」といった包括条項を置くことが考えられる。

なお、ここで十分に留意すべきであるのは、上記のような形でフェア・ユース規定を設けることは、決して原権利者の権利を制限することを目的とするものではないということである。フェア・ユース規定により制限されるのは、元来が、上記に列挙したような公益性・社会的必要性により、著作権者等の権利行使が制限される分野であり、フェア・ユース規定は、個別列挙による不都合な制度の欠点を補うために、個別列挙事由に該当しないが公益性等から権利行使の制限をするのが妥当な事由について、法改正を待たずに、権利行使が制限

¹⁶ ある意味では、米国著作権法上の「フェア・ユース」の考え方を部分的に取り入れるものといえる。

できることを定めたものに過ぎない¹⁷。

そして、権利者の権利を適度に制限し、使用者・一般消費者の権利とのバランスを適切に採ることは、ある産業が発展し、それによる利益を権利者、使用者、消費者という当該産業にそれぞれの局面において関与する者皆が享受するためには必要なことであると考えられる¹⁸。その結果として、権利者、使用者、消費者それぞれが利益を享受できる「Win-Win-Win」の結果を導くことが可能になることを想定するものである。

4. 不公正な取引や不正使用行為の取り締まり

(1) 公正な取引の促進

上述したように、適法な著作権の行使の外形を採っていても、映画会社、広告会社、大手テレビ番組制作会社、映画配給会社、放送局、大手ネット配信業者など資本・財務力の大きな組織に比べて、弱小の下請けテレビ番組制作会社、コンテンツ制作者、実演家、一般消費者などの立場が圧倒的に弱いというように、取引関係に立つ者の間に経済的な力関係の強弱があり過ぎるために公正な取引が阻害されるような場合がままあるとも言われている¹⁹。また、著作権法に基づく権利の行使と認められる行為については独占禁止法が適用されないことが同法 21 条に規定されているために、公正取引委員会が著作権法(また特許法や商標法等)との関わりにおいて不公正な取引行為の摘発等に萎縮的になっている可能性についても指摘されている²⁰。

このような問題を解決するために、不公正な優越的地位ないし立場の行使は、デジタル・コンテンツの使用・流通市場における「公正な取引」の保護という観点から許されず、独占禁

¹⁷ なお、本コメントの趣旨からは若干外れるが、フェア・ユース規定の導入は、現在問題となっている、「私的複製」と「技術的保護手段」の関係の整理にも役立つのではないと思われるので、敢えてこの場を借りて指摘しておきたい。即ち、著作権法 30 条 1 項 2 号は、私的複製であっても、技術的保護手段を回避した場合は違法としているところ、「『技術的保護手段』が特に厳格に講じられている著作物について、権利制限を前提とした『私的複製』の領域は、そもそも存在するのか」という疑問が生じているが、現行法上、「私的複製」と「技術的保護手段」の関係についてこれを明示的に調整する法規定はなく、裁判例も存在していない。しかし、フェア・ユース規定を設置することにより、(勿論今後の法解釈及び運用次第ではあるが)許される私的複製及び技術的保護手段の回避行為の範囲を、「フェア・ユースか否か」という判断基準で適切かつ合理的に判断することが可能となるのではないと思われる。

¹⁸ 権利関係の状況は異なるものであるが、著作権の事例として参考になるものとして、例えば、米国のソニー・ベータマックス事件において、被告による家庭用録画再生機の製造販売は、原告の有する著作権の寄与侵害に該当するか否かが問題となったが、裁判所は、家庭内でのタイム・シフティングを目的とした私的複製はフェア・ユースであり、著作権侵害(直接侵害)を構成しないと、原告の寄与侵害の主張を否定した。しかし、結果としては、家庭用録画再生機が普及したことにより、被告を含む映画会社は、映画等のビデオ販売という、莫大な利益を上げる新規市場を開拓することができ、消費者もその利益を享受できるという「Win-Win-Win」の結果がもたらされたと言われているのは周知の通りである。(Sony Corp. v. Universal City Studios, 464 U.S. 417 (1984))

¹⁹ 前掲「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書」等参照。

²⁰ 前掲「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書」、平成 16 年 7 月 30 日に衆議院に提出された質問第 8 号等参照。

止法の構成要件に当たり得るようにするための規定を DC 法上に置いたり²¹、(公正取引委員会との権限の配分については、更に慎重な議論を踏まえて決する必要があるが)登録機関ないし別途の組織に対して、この点の監視・摘発等の機能を付与することも考えられる。

(2) 不正な使用行為の取り締まり

デジタル・コンテンツの流通が円滑に行われるためには、デジタル・コンテンツの不正使用(例えば、インターネット上で配信されるデジタル TV 番組を複製・保存して海賊版 DVD を制作したり、無許諾での視聴を制限する手段(アクセス・コントロール)を回避して当該番組を視聴するような行為)が嚴重に取り締まりを受け、健全な市場が発達する必要があると考えられる。しかしながら、デジタル・コンテンツの不正使用を含めた、知的財産の不正使用行為に関しては、それが著作権法上の違法行為に該当する場合であっても、その摘発に関しては、(以前ほどではないとしても)担当官の理解が不十分である等の理由で、告訴受理や捜査が円滑に進まない事例が多いという指摘もされている²²。

そこで、デジタル・コンテンツの円滑かつ安定的な流通を確保するために、例えば、登録したデジタル・コンテンツの不正使用(海賊版や模倣品の制作・販売や技術的保護手段の回避行為等)に対しては、より強く権利者の保護を図る方向で損害額算定等の特則を見直すことが考えられる²³。

即ち、著作権は無体財産たる情報を保護対象とし、占有を伴わないため、事前に物理的防止策を採ることができず、侵害には場所的・時間的制約もなく、かつ侵害行為の数にも限定がないため、侵害行為の発見は困難である。このような、著作権は侵害行為に対して脆弱な権利であるという特殊性に鑑み、侵害行為を抑止するための強力な法的サンクションが求められると考えられており、現行著作権法においても、著作権侵害があった場合の損害賠償請求に際しては、114 条 1 項、114 条 2 項、114 条 3 項のような損害額の推定規定や一定の法定賠償の規定が存在し、権利者が本来得られたはずの利益の回復を行い易いように立証責任

²¹ 現在でも、著作権法による権利行使が著作物保護制度の趣旨を超えまたはその制度の目的に反し競争制限や競争者排除のために行われる場合には、独禁法の適用を受け違反行為を構成することがあり得ると解釈されている(根岸哲・舟田正之「独占禁止法概説(第 2 版)」388～389 頁)ところ、立法技術的には更に慎重に検討する必要があるが、その趣旨を法文上に具体化することを想定するものである。

²² 日本弁護士連合会から 2006 年 1 月 18 日に発表された「知的財産基本法の施行状況に対する意見書」7 頁等参照。

²³ デジタル・コンテンツの不正使用に関しては、現在、不正競争防止法の分野における、技術的制限手段回避機器の譲渡等に対する刑事罰の適用を可能ならしめる改正をすべきこと、また、著作権法の分野における、技術的保護手段の回避を伴う私的複製に対する刑事罰の適用を可能ならしめる改正をすべきこと等についての議論が活発に展開されている。これらの議論は、それぞれ不正競争防止法と著作権法の改正に向けられたものであり、DC 法という特別立法による解決を提言する本コメントとは若干異なるものではあるが、デジタル・コンテンツの不正使用を排除・阻止し、もってデジタル・コンテンツの使用・流通市場の健全化を目指すという立法趣旨は共通するものであり、当職らとしては、及びのいずれの点についても、改正が速やかに進むことを希望するものである。

を転換するなどの配慮はされている。しかしながら、かかる場合にも、権利者が請求できる賠償の範囲は、基本的には逸失利益の範囲に止まるものである。侵害者が著作権侵害行為によって大きな利益を上げることが少なくないことを考慮すれば、「侵害得」となる状況を防止するためにも、また強力な法的サンクションに侵害行為の抑止効果を持たせるためにも、立法技術的には更に慎重な検討が必要であるとは考えられるが、例えば、悪意の侵害者が得た利益を全て権利者に還元させるような特則や、米国の懲罰的損害賠償のような規定を盛り込むことも、検討の余地があるのではないかと思われる。

更に、デジタル・コンテンツの不正使用行為に対して、デジタル・コンテンツの健全かつ円滑な流通がなされるように市場を監視する役割を担う専門の機関²⁴を組織することも検討の余地があるのではないかと考えられる。

5. 条約上要請される保護範囲との調整

デジタル・コンテンツの中でも著作物に該当するもの(デジタル著作物)については、一定の(合理的な)権利制限規定を置くとしても、(当然の事乍ら)ベルヌ条約や実演家等保護条約等、我が国が当事国となっている条約と抵触しないように調整を行うことに留意する必要がある。例えば、現行著作権法上、著作者の有する同一性保持権(20条)は、著作者の「意に反して」変更、切除その他の改変をすることを禁じているが、そのため編集上の必要から生ずる改変についても基本的には全て著作者の許諾を得る必要があることになる。この点について、ベルヌ条約6条の2第1項は、著作者は、その著作物の変更、切除その他の改変または著作物に対するその他の侵害で、自己の名誉または声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を有する旨定めており、現行著作権法20条の規定は、ベルヌ条約が要請している保護基準に比してより著作者に手厚い保護を与えていると解されている。そこで、DC法では、編集上の必要等に基づく改変が、(名誉・声望を害しない限りは)著作者の同意を得ずとも行えるように、著作者が同一性保持権を行使できる範囲は、名誉・声望を害するおそれのある改変等に限定することが考えられる。かかる改正は、条約上の義務を十分に履行するものであるが、当該保護範囲を下回りこれに違反するものではないと解され、条約の尊重に適うものであると考えられる。その他にも、我が国が当事国となっている条約との関係については、当然の事乍ら慎重に検討されるべきと考える。

6. DC法の段階的適用について

以上のように、DC法の立法化により、現行制度の下でデジタル・コンテンツの流通を妨げている様々な要因が包括的かつ横断的に解決され、デジタル・コンテンツの円滑な流通・使用が促進されることが期待される。

²⁴ ここでの機能としては、(抽象的な表現に留まってしまうが)知財分野におけるSECのような役割を果たす機関が想定される。

もっとも、既存のデジタル・コンテンツについては、現行著作権法の下で既に様々な権利関係や検討・協議が生じているため、その部分について DC 法(特に、2.で述べた裁定制度や3.で述べたフェア・ユース規定)の適用を行うことは、法制度の安定的な運用という観点からは容易ではないという見解も十分に理解される場所である。そこで、一つの考え方として、DC 法の適用範囲をまずは新たに制作するデジタル・コンテンツに限定することが考えられるのではないかと思料する。即ち、新たにコンテンツを制作してデジタル・コンテンツ化する場合や、既存のコンテンツを利用して新たなデジタル・コンテンツを制作する場合に関しては先行して裁定制度を適用することとし、上述の登録機関により、DC 法の下での実務を確立することを図るという趣旨である。その上で一定期間経過後に同法の適用状況に鑑み規律を見直すこととし、必要かつ適切であれば既存のデジタル・コンテンツについてどのように処理するかを考えるという構成である。

7. 最後に

冒頭に述べた通り、以上に述べた当職らの提言は、ごく基本的な骨子にとどまる、いわば「議論の叩き台」に過ぎず、今後各業界の関係者等の意見も十分に聴取してその内容について検討・精査することが必要であると考えられるが、貴局におかれては、「知的財産推進計画2006」において、DC 法の立法化を優先項目として策定されることをご提案申し上げる次第である。

以 上

2006年3月28日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人 日本作詩家協会
会長 星野 哲郎

著作物再販制度維持に関する意見について

私ども音楽作家が自らの作品を世に公表する手段は、コンサートや楽譜出版など色々ありますが、多くの場合、音楽CDなど録音物の発行が中心となっています。

平成17年度の日本音楽著作権協会（JASRAC）による音楽著作権使用料の分配額は年間約1060億円であり、このうち録音物が占める使用料の比率は約39%となっています。

つまり多くの音楽作家の所得は、録音物の著作権使用料に支えられており、その流通形態の基礎である再販制度に支えられていると言っても過言では有りません。

再販制度による録音物販売価格の安定が、音楽作家の生活の基礎を作っているのです。

これまで、日本のレコード産業は、この再販制度に支えられ、消費者の嗜好や需要に応えるため演歌・歌謡曲、ロック・ポップス、童謡、琴や尺八などの純邦楽、クラシックなど多種多様なCD等を発売しており、消費者は多様な音楽文化を享受出来る環境にあります。

しかしながら、再販制度が廃止された場合には、文化的価値は高いが需要の少ない商品は淘汰され、店頭に並ぶ商品は売れ筋のCDが主流にならざるを得ず、消費者は多様な音楽文化を享受する機会を失ってしまうことになります。

また、音楽作家にとっては、収入が不安定となり、さらには、作品発表の場を喪失するだけでなく、実績のない新人作家は育つ機会を奪われてしまうことにも繋がります。

もともと経済競争になじみ得ない文化財として位置づけされる音楽著作物の特殊性を考えたとき、この制度は非常に意義ある定めであり、わが国の音楽の多様性を維持するためにも、音楽作家が創作に専念できる基盤のためにも、ひとり著作者だけでなく、多様な音楽文化を支える実演家の活発な活動のためにも、決してなくしてはならない制度であると確信しています。

わが国文化の発展に寄与する著作物、すなわち多様な音楽作品、文化財を後世に残し続けるために、私ども音楽作家は、著作物の再販制度の維持を強く要請いたします。

以上

2006年3月28日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

日本音楽作家連合
理事長 村沢 良介
副理事長 志賀 大介
副理事長 弦 哲也

著作物再販制度維持に関する意見について

消費者と音楽文化。著作者と音楽文化。国家と音楽文化。

音楽文化はみんなの財産です。

現在の著作物再販制度は、その文化的財産を守る役割と同時に将来の文化的財産を構築する上で、非常に大きな役割を果たしてきましたし、また、今後も果たして行く制度です。

確かに、価格の多様化による競争下で、消費者のニーズに応えるというイメージはあるでしょう。しかし、知的財産として音楽文化の一端を担う著作者の立場はどうなるのでしょうか。売れ筋だけの作品に迎合し、その他の作品が日の目を見なくなるような制度を作ったらいけません。森羅万象いろんな事物に思いを繋ぎオリジナル思想を文字に、音符に、一生懸命に明日に向かって作品創りをしているのが私たち、著作者です。制作意欲を無くすような制度の上に、真の音楽文化は生まれません。

また、社会全体による作品の淘汰現象は、消費者によって決められるものです。売れる売れないの商品数もまた、消費者対応であるわけです。著作物再販制度は音楽流通のて・に・を・は、でもあるわけです。そういう意味も含めて、著作物再販制度は維持すべきであると考えます。

著作権思想の崩壊と音楽価格の破壊に繋がる制度の見直しには賛成できません。

音楽文化のみならず、文化国家として世界に任じている日本の清き形を後世に引き継いでもらうためにも、現在の著作物再販制度の足場を揺るがさないで欲しいと願う者です。

以上